イアブック

核軍縮 平和自治体

2004

監修＝梅林宏道

◆特別記事　モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」
梅林 宏道

「北朝鮮核危機」クロノロジー
ティモシー・サベジ

ビキニ水爆被災50年の現在
竹峯 誠一郎

有事法制と自治体
田巻 一彦

核軍縮・平和を読み解く
◆59のキーワード
◆25の一次資料

NPO法人 ピースデポ

イアブック 核軍縮 平和自治体 2004

NPO法人 ピースデポ

発刊にあたって

ここにお届けするイアブック「核軍縮・平和・自治体●2004」は、1998年から5年にわたって刊行された年鑑「核軍縮と非核自治体」を一新した、新装第1号となるイアブックです。装幀が一新されただけではなく、タイトルに表現されているように、内容面においても拡充を図りました。

旧版と同じように、核軍縮問題に力点を置きながらも、ウィングを広げて日本の平和と安全保障に関する過去一年の動向を、市民や自治体の視点から整理し解説することを目指しています。動向を伝えるに当たって、過去一年を特徴づけるキーワードを設定し、そのキーワード解説を柱とした点も、旧版と同じ方法論を継続しています。

製作に当たっては、事実情報を正確に伝えることに心がけました。必要な出典を注記し、巻末に主要な資料を収録することによって、必要ならば読者が原典に当たることが出来るように心がけました。資料には原典のURLを原則として掲げました。他書では得られない貴重な資料が収められていると自負しているところです。

過去一年と書きましたが、カバーする期間は、2003年1月1日～2004年5月31日までの17か月を規準としています。

本イアブックは、奥付に列記いたしました人々によって構成される「ピースデポ・イアブック刊行委員会」が中心となって企画・執筆し、ピースデポが編集・製作して出版しました。その他にも、多くの方々に執筆や校正を助けて頂きました。ここに厚く御礼申し上げます。

イアブック「核軍縮・平和・自治体」をよりよいものに発展させるために、本書への感想や意見、提案などをぜひお寄せ下さい。

2004年7月
ピースデポ・イアブック刊行委員会代表
梅林宏道

イアブック「核軍縮・平和・自治体」発行に寄せて

このたび、イアブック「核軍縮・平和・自治体」が発行されますことを、日本非核宣言自治体協議会を代表してお祝い申し上げますとともに、貴団体の非核・平和のための日頃からのご努力に心から敬意を表します。

来年は、核不拡散条約(NPT)再検討会議がニューヨークで開催され、また、広島・長崎原爆投下から60年という節目の年です。今こそ、核兵器廃絶の意志を貫き、その国際世論を大いに高めていかなければなりません。

日本非核宣言自治体協議会は、戦争の最大の犠牲者は自治体住民であるという観点から、住民の生命と生活を守るために核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える「非核・平和都市宣言」の普及を訴えて参りました。現在、全国の自治体の4分の3にあたる2,606自治体が非核・平和自治体宣言(決議)を行なっています。

これらの非核・平和運動に熱心に取り組んでおられる自治体と住民の活動の貴重な資料としてこのイアブック「核軍縮・平和・自治体」が大いに活用されることを期待いたします。

私たち、日本非核宣言自治体協議会もネットワークの拡大につとめ、自治体住民の皆さまとともに核兵器廃絶と世界恒久平和の一日も早い実現を願って運動を続けてまいります。

最後に、非核・平和運動に取り組んでおられる皆さまのますますのご活躍、ご発展を祈念いたします。

2004年5月
日本非核宣言自治体協議会会長
長崎市長　伊藤　一長

略語集

ABM	対弾道ミサイルシステム
APEC	アジア太平洋経済協力会議
ARF	アセアン地域フォーラム
ASEAN	東南アジア諸国連合
BASIC	英米安全保証情報評議会
BMD	弾道ミサイル防衛
BMDO	弾道ミサイル防衛局
BRAC	基地閉鎖再編
BWC	生物兵器禁止条約
CCW	特定通常兵器使用禁止制限条約
CD	ジュネーブ軍縮会議
CIA	米中央情報局
CPA	連合国暫定当局
CSBM	信頼・安全保障醸成措置
CTBT	包括的核実験禁止条約
CTBTO	包括的核実験禁止条約機関(準備委員会)
CVID	完全で、検証可能で、不可逆的な廃棄(原則)
CWC	化学兵器禁止条約
DOD	米国防省
DOE	米エネルギー省
DPRK	朝鮮民主主義人民共和国
DU	劣化ウラン
EU	欧州連合
FMCT	兵器用核分裂物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
GSI	世界安全保障研究所
HDBT	強化され地中深く埋設された標的
IAEA	国際原子力機関
ICBM	大陸間弾道ミサイル
ICBUW	劣化ウラン禁止を求める国際連合
ICC	国際刑事裁判所
ICJ	国際司法裁判所
ICRP	国際放射線防護委員会
IMO	国際海事機関
IMS	国際監視制度
IPPNW	核戦争防止国際医師会議
IRBM	中距離弾道ミサイル
ISAF	国際治安維持部隊
KEDO	朝鮮半島エネルギー開発機構
LMJ	レーザー・メガジュール
MAD	相互確証破壊
MD	ミサイル防衛
MDA	ミサイル防衛庁
MIRV	多弾頭個別誘導再突入体、いわゆる多弾頭ミサイル
MOX	ウラン・プルトニウム混合酸化物
MPI	中堅国家構想
MTCR	ミサイル関連技術管理体制
NAC	新アジェンダ連合
NAM	非同盟運動(諸国)
NATO	北大西洋条約機構
NCA	核最高司令部(インド)、国家最高司令部(パキスタン)
NCND	肯定も否定もしない(政策)
NCT	核賠償認定法廷
NGO	非政府組織
NIF	国立点火施設
NLP	夜間離発着訓練
NMD	国土ミサイル防衛

NNSA	国家核安全保障管理局	SDR	戦略国防見直し
NPR	核態勢見直し	SIOP	単一統合作戦計画
NPT	核不拡散条約	SLBM	潜水艦発射弾道ミサイル
NSA	消極的安全の保証	SLCM	海洋発射核巡航ミサイル
NSG	原子力供給国グループ	SORT	戦略的攻撃力削減条約
NTWD	海軍戦域防衛、または海上配備型上層システム	SOW	戦略的攻撃兵器
		SRF	(ロシア)戦略ロケット軍
NWC	核兵器禁止条約	SSBN	弾道ミサイル原子力潜水艦(戦略原潜)
NWFZ	非核地帯		
NWS	核兵器国	SSGN	誘導ミサイル原子力潜水艦
NYT	ニューヨークタイムズ	SSMP	備蓄兵器管理計画
OCHA	国連人道問題調整局	SSOD	国連軍縮特別総会(SSDとも呼ぶ)
ODA	政府開発援助		
OPANAL	ラテン・アメリカ核兵器禁止機構	START	戦略兵器削減交渉、または戦略兵器削減条約
OPCW	化学兵器禁止条約機関	TCOG	日米韓三国調整グループ
OSCE	全欧安保協力機構	THAAD	戦域高高度地域防衛
PAROS	大気圏外における軍備競争の防止	TLAM	トマホーク対地攻撃ミサイル
		TMD	戦域ミサイル防衛
PCB	ポリ塩化ビフェニール	UNEP	国連環境計画
PKO	国連平和維持活動	UNSC	国連安全保障理事会
PNND	核軍縮議員ネットワーク	UNMOVIC	国連監視検証査察委員会
PSI	拡散防止構想	WFP	世界食糧計画
QDR	(米)四年期国防見直し	WHO	世界保健機関
RMI	マーシャル諸島共和国	WILPF	平和と自由のための国際婦人連盟
RNEP	強力地中貫通型核兵器		
ROE	交戦規則	WMD	大量破壊兵器
SACO	沖縄に関する特別行動委員会	WP	ワシントン・ポスト
		WSF	世界社会フォーラム
SCO	上海協力機構	WT	ワシントン・タイムズ
SDI	戦略防衛構想		

●目次

発刊にあたって　イアブック刊行委員会代表　梅林宏道
イアブック「核軍縮・平和・自治体」発行に寄せて
日本非核宣言自治体協議会会長　伊藤一長

略語集

第1章　核軍縮:2003の概観(2003年1月―2004年5月)
- 概観:「法の支配」回復への手探り　*13*
- 年表　*23*

第2章　特別記事
1. モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」　梅林宏道　*45*
   【コラム・ファクト1】非核地帯　*64*
2. クロノロジー「北朝鮮(DPRK)核危機」　ティモシー・L・サベジ　*65*
3. 「ブラボー」実験から50年:水爆被災の現在を問う　竹峰誠一郎　*84*
4. 有事法制と自治体　田巻一彦　*102*
   【データシート1】民間港への米軍艦船の入港状況　*122*

第3章　核軍縮・平和:2003年のキーワード
A. 外交交渉
- A1. 米国の不拡散体制―ブッシュ提案　*126*
- A2. 米国主唱のPSI、広がる　*128*
- A3. 崩壊したNPT再検討準備委員会2003/04　*130*
- A4. CTBT発効促進会議、米国はボイコット　*132*
  【データシート2】図説:CTBTの署名・批准状況　*134*
- A5. ジュネーブ軍縮会議―5大使調停案、未だ実らず　*136*
- A6. 朝鮮半島非核化―定着した6か国協議　*138*
- A7. 消極的安全保証をめぐる対立が拡大　*140*

A8. イラクの大量破壊兵器、見つからず *142*
【コラム・ファクト2】消極的安全の保証 *144*
【コラム・ファクト3】ICJ勧告的意見 *145*
【コラム・ファクト4】NPT第6条 *146*

B. 各国の核兵器政策
B1. 地球上の核弾頭全データ—2004年1月 *148*
B2. 米国、新型核兵器研究へゴーサイン *156*
B3. 新局面の未臨界実験—核実験再開への演習 *158*
B4. 印パ、核のエスカレーション *160*
B5. 「ロシア軍近代化の指針」出る *162*
B6. フランスの核抑止戦略の変更は否定された? *164*
B7. イスラエルの核の告発者バヌヌ釈放される *166*
B8. 焦点化するイランの核兵器開発疑惑 *168*
B9. 米国の「エノラ・ゲイ」展示に日米から批判 *170*
B10. 米国のミサイル防衛、初期配備進む *172*
B11. リビア、大量破壊兵器の計画を放棄 *174*

C. 日本政府の核兵器・ミサイル政策
C1. 日本の「核軍縮」国連決議、現状を維持 *176*
C2. 米小型核、日本核武装で国会論議 *178*
C3. 小泉首相、二度目の訪朝 *180*
C4. 「安全の保証」に反対する日本 *182*
C5. 米ミサイル防衛システムの導入を決定 *184*
C6. ミサイル防衛日米共同研究、「開発」への勢い増す *186*
C7. CTBT発効促進と矛盾する未臨界実験の容認 *188*
C8. ロシアの核兵器廃棄支援とプルトニウム利用計画 *190*
C9. 国連軍縮大阪会議、初めての軍縮・不拡散セミナー *192*
【コラム・ファクト5】日本の核の基本政策 *194*

【コラム・ファクト6】日本の国防の基本方針 *195*

D. 日米安保と自衛隊
D1. 「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」—イラク派兵への米国の圧力 *196*
D2. インド洋での給油活動、なし崩しにイラク戦争に拡大 *198*
D3. イラク特措法—戦場へ初の陸上部隊派兵 *200*
D4. イラク派兵反対の声、各界各層から *202*
D5. 普天間基地撤去へ—新しい動き *204*
D6. 「住宅建設」とバーターの横浜4基地返還合意 *206*
D7. 米軍の世界的再編と海外基地見直し *208*
D8. 防衛計画大綱の見直し始まる *210*
D9. 揺らぐ「専守防衛」 *212*
D10. 浮かび上がった日本のクラスター弾 *214*
D11. 在日米軍基地の環境汚染 *216*
D12. 米軍機の騒音被害つづく *218*
D13. 横須賀基地のトマホーク—積降しの実態、明らかに *220*
D14. 現実性ます原子力空母の横須賀母港化 *222*
【データシート3】原子力空母母港をめぐる米議会証言と市長の要請書 *224*
D15. アジア太平洋地域防衛へ—変化する在韓米軍 *226*
D16. 「米軍支援」と「国民保護」—有事7法のキーワード *228*
D17. 自衛隊イラク派兵、歴史的責任を背負った政党の選択 *230*
D18. 「自衛隊は撤退せよ」—イラクで日本人が人質に *232*

E. 核兵器と被爆・被曝
E1. マーシャル核被災者の補償—米「基金」枯渇の危機 *234*
E2. 被爆認定集団訴訟、始まる *236*
E3. 在外被爆者、裁判つづく *238*
E4. 劣化ウラン(DU)禁止を求める声、湧き起こる *240*

F. 自治体とNGO(非政府組織)

F1. 平和市長会議、「2020ビジョン」を呼びかけ *242*
F2. 第2回「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」と長崎アピール *244*
F3. 日韓NGO、「東北アジア非核地帯」ワークショップを共催 *246*
F4. IPPNW「北アジア地域会議」、京都で開かれる *248*
F5. 核軍縮議員ネット、初の世界規模会議 *250*
F6. 長崎で議員フォーラムを開催 *252*
F7. イラク反戦を訴える米国の自治体 *254*
F8. 20周年を迎えた日本非核宣言自治体協議会 *256*
F9. 「日米地位協定」見直しを求める声、拡がる *258*
【データシート4】「地位協定」見直しをめぐる主な動き *260*
【データシート5】日米地位協定見直しに関する議決状況 *263*

第4章 提案——市民と自治体のために *266*

資料

1. 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日) *275*
2. 新アジェンダ声明(98年6月9日) *276*
3. 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日) *278*
4. 第58回国連総会における日本決議(03年12月8日) *281*
5. 第58回国連総会における新アジェンダ決議(新しいアジェンダ)(03年12月8日) *285*
6. 第58回国連総会における新アジェンダ決議(非戦略核兵器)(03年12月8日) *290*
7. 新アジェンダ連合外相宣言(03年9月23日) *292*
8. NPT第2回準備委員会・新アジェンダ連合作業文書(03年5月1日) *294*
9. NPT第2回準備委員会・日本提出作業文書(03年5月6日) *297*
10. NPT第2回準備委員会・議長の事実概要(03年5月9日) *303*
11. NPT第3回準備委員会に向けたNACの勧告(04年4月26日) *306*
12. NPT第3回準備委員会・日本作業提出文書(04年4月28日) *311*
13. 5大使によるCD調停案(03年1月23日) *316*
14. 「不拡散」国連安保理決議(04年4月28日) *318*
15. 北朝鮮のNPT脱退宣言(03年1月10日) *321*
16. 大量破壊兵器の脅威に対する7つの新たな対抗案(04年2月11日) *323*
17. 2004米国軍事建設歳出法(03年11月22日) *327*
18. 長崎アピール2003(03年11月24日) *329*
19. 核兵器廃絶キャンペーン「2020ビジョン」(04年1月) *331*
20. 核軍縮:日本の成績表2003/2004 (03年4月18日)(04年4月16日) *336*
21. 広島市・長崎市の2003平和宣言(03年8月6日、9日) *339*
22. 世界平和アピール7人委員会(04年4月26日) *342*
23. 有事法制等に関する意見書を採択した地方議会 *346*
24. 核兵器・核軍縮関連年表(45年~04年) *351*
25. 2004年版に掲載されていない旧版の資料一覧 *352*

第1章

核軍縮：2003の概観

1．概観：「法の支配」回復への手探り

2．年表：2003年1月～2004年5月

「法の支配」回復への手探り

概観で述べられる個々の話題は、出典を含めキーワードの項目に詳しく説明されている。

イラク戦争

2003年は、イラク戦争で幕開けしたと言っても過言ではない。米・英・スペインは、2002年11月8日に採択された国連安保理決議1441の強引な解釈によって、イラクに対して武装解除を迫るために武力行使を行うことを既定路線とし、すでに2002年末から戦争の陣形を組み始めていた。サダム・フセイン政権のイラクも、それを迎え撃つ戦争準備を進めていた。

米・英・スペインはイラク攻撃を正当化するための新しい最後通牒決議を安保理に提出していた。しかし、それが承認されないと判断するや2003年3月17日にそれを取り下げた。安保理の大勢は国連査察団（UNMOVIC）ブリクス団長の「査察は順調であった」という見解を共有し、戦争ではなく査察の継続を望んでいたのである。3月20日（イラク時間）、「イラクの自由作戦」は国連憲章を無視して開始された。

このプロセスは、大国が国際法を無視して侵略戦争を強行した、歴史に記録されるべきプロセスであった。米英がこれを主導し、平和憲法を持つ日本政府も、悲しいかな戦争を率先して支持した。武力による法の破壊は、国際社会のさまざまな分野にわたって「悪貨が良貨を駆逐する」腐敗の芽を作った。なかでも、営々と築かれてきた、しかし、未だ脆弱な段階にある国際的な「法の支配」を崩壊の危機に立たせた。幸い、いくつかの影響力のある国々が、この崩壊を食い止めるために良識を示した。フランスやドイツが、それぞれの国家利益に縛られながらも、国連の権威回復のために一定の忍耐を示したのである。2004年5月末段階で、米英は6月末までにイラクに主権を移譲する安保理決議の草案を提案し、フランス、ドイツは主権移譲後の米英の影響力を極力制限する努力を行っている。有効な制裁機構が備わっていない国際社会のなかで、「法の支配」の回復のために妥協が図られて

ゆくであろう。しかし、侵略戦争を遂行、あるいは幇助した国家指導者たちが戦争犯罪者である事実が消えるわけではない。

核軍縮の観点から見ると、イラク戦争は史上初めて核兵器を含む大量破壊兵器(WMD)の軍縮("Disarmament"の本来の意味は「武装解除」である)を名目とする戦争であった。「核兵器の開発を阻止するために、核兵器を抑止力とする」という倒錯が実行された。米英は着々と成果を上げつつあったUNMOVICとIAEAの査察を無視し、攻撃直前にイラクから退去させた。イラク占領後、WMDを発見するためのすべての権限を手中に収めた米国は、2003年6月7日、1300−1400人を要するイラク調査団(ISG)を組織して「武器狩り」を行った。団長には米中央情報局(CIA)特別顧問のデービッド・ケイが就任した。

しかし、ISGはほとんど何一つ新しい発見をすることは出来なかった。イラク先制攻撃を正当化する唯一の根拠であった「差し迫った脅威」は存在しなかったのである。2004年1月23日、ケイは事実上の引責辞任をしたが、その5日後、米上院の公聴会でケイは「イラクが大量破壊兵器を保有しているという開戦時の判断は誤りであった」と証言した。米国、英国においては情報が故意に歪められた可能性について調査が続いている。

北朝鮮のNPT「脱退」

2003年1月10日、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)がNPTからの脱退を宣言した。このタイミングは、米英のイラク攻撃が既定方針と考えられていた国際情勢と無関係ではあり得なかった。2002年10月から始まったウラン濃縮疑惑を契機とする米国の激しい北朝鮮攻撃は、「悪の枢軸」の一つに対する極めてイデオロギー的な色彩が強いものであった。しかし、脱退声明の中で北朝鮮は「我々はNPTから脱退するが、核兵器を製造する意思はなく、現段階において我々の核活動は、唯一、電力生産をはじめ平和的目的に限られるであろう」と明記していたことを記録しておくべきであろう。それ以後も、この見解を取り消す公式文書はない。

NPT条文に定められている90日の「クーリング・オフ」期間が過ぎても状況は改善されず、北朝鮮の脱退意志の撤回はなかった。しかし、北朝鮮の脱退手続きには瑕疵があるとの法的解釈もあり、2003年4月28日にジュネーブで始まったNPT再検討第2回準備委員会(〜5月9日)は、北朝鮮の条約上

の地位を明確にしないまま議長預かりとした。この扱いは第3回準備委員会(2004年4月28日−5月7日)においても踏襲された。

北朝鮮の核兵器開発に関係する信頼できる情報は極めて乏しく、北朝鮮の真意についても正確な知見を得ることは困難である。メディアには、センセーショナルな見出しが出ることが多いが、常に冷静な分析が必要とされている。従来、北朝鮮は、核兵器開発を米国との交渉を有利に導くための「外交カード」と位置づけていると解されてきた。しかし、イラク戦争が進行する中で、北朝鮮は「核実験に踏み切る」など言辞のエスカレーションを加速させた。この状況は、北朝鮮が「外交カード」ではなく、実際に報復のための核保有を達成することによってイラクの二の舞になることを抑止する「抑止論」に転換したという分析を登場させた。その後の展開は、かならずしもこの分析の正しさを裏づけていない。

北朝鮮は、米朝2国間交渉を通して米国との不可侵条約締結を求め、それを条件として核兵器開発計画の放棄を提案した。それに対して米国は「悪者に褒美を与えない」と、一切の交渉の前提として核兵器計画の放棄を北朝鮮に要求した。膠着状態が続いたが、中国が仲介に乗りだし、米・朝・中の3か国協議によって事態の打開が図られた。3か国協議は4月23−25日、北京において開催された。多国間協議を渋っていた北朝鮮も、やがて日本、韓国、ロシアを加えた6か国協議の開催に同意した。第1回6か国協議は2003年8月27−29日、第2回6か国協議は2004年2月25−28日、いずれも北京で開催された。第2回協議においては、6か国協議プロセスを実質的なものにするために作業部会を設置することが合意された。

このように、北朝鮮の核兵器計画問題の解決のための6か国協議は、ひとまず定着したと言えるであろう。中国が果たした調停の役割をまず評価すべきであろう。それと同時に、イラクの場合と違って、米国の有力な同盟国である日本と韓国が一致して、平和的解決路線を米国に取らせてきた事実を見逃してはならないであろう。両国は、米国の武力行使が東北アジアにもたらす悲劇的結末を回避するため、一貫してそれに反対してきた。

イラン、リビア、パキスタン——米国の不拡散戦略

米国は、北朝鮮と並んでイランの無申告ウラン濃縮計画を核兵器開発意図の証拠ときめつけ、イランへの激しい非難を強めた。IAEA理事会もイラ

ンの保障措置協定違反を非難した(2003年9月12日)。英、仏、独の説得を受けて、イランは2003年12月18日、IAEAとの追加議定書に署名するに至った。しかし、申告漏れ問題はその後も続き、IAEA理事会は再度の改善を求める決議を行った(2004年3月13日)。

イラク、北朝鮮、イランに対する米国の拡散阻止の厳しい行動の中で、リビアが2003年12月19日、あらゆる種類の大量破壊兵器(WMD)の廃棄と国際査察の受け入れを表明した。リビア外務省は声明の中で「自由意志」から決定したと述べたが、決定に至る経過の真相は、必ずしも明らかではない。イラク戦争が示した米国の体制打倒の恫喝が効を奏したという見方がある一方で、1998年のパンナム機爆破事件に端を発して継続された国際社会の「法の支配」を通じての責任追及、経済制裁と交渉という長いプロセスが、リビアの今回の決定を導く背景として働いたという側面を見逃してはならないであろう。

北朝鮮、イラン、リビアのすべての場合において、パキスタンからの核技術の流出の影があった。2004年2月4日、パキスタンの「核開発の父」と言われるアブドル・カディル・カーン博士が、核技術を流出させたことを認めたことによって、その実態の一部が明らかになった。暴露されたいわゆる「核の闇市場」の存在は広くメディアの関心を集めたが、その現実的規模、取引の実際的有効さ、技術伝達の信頼性などに関する冷静な評価は、今後に待たなければならないであろう。

核開発の秘密計画や闇取り引きの話題は、イラクで大量破壊兵器が見つからないという米国の失態から目をそらせるのに格好な話題であった。誰もが否定し得ない大量破壊兵器のテロリストへの拡散への懸念をテコとして、米国は反拡散を国際政治の柱に据える強化された戦略に打って出た。イラク問題での守勢を攻勢に転じる新たな枠組みを提示したのである。2003年5月31日のクラコフ(ポーランド南部)での演説において、ブッシュ大統領はすでに新しい行動の枠組みとして拡散防止構想(PSI)を打ち出していた。2003年9月23日の国連総会演説を経て、2004年2月11日、国防大学においてブッシュ大統領は各国の反拡散「決意」を促すより大がかりな7項目提案の演説を行った。提案の中にはPSIの拡大の他に、ウラン濃縮、プルトニウムを抽出する再処理の新規導入の禁止、IAEA追加議定書の締結なしの民生原子炉技術の導入禁止など大胆な提案が含まれている。7項目提案の一つ

であった、「核・化学・生物兵器とその運搬手段の国家以外の主体への拡散を阻止するために各国の法体制整備を求める決議」を米国は安保理に提案した。2004年4月28日、それは修正を経て安保理決議1540として採択された。

米国もまたNPT違反国

「法の支配」を踏みにじる米国が「新たな法」(国連憲章に基づく安保理決議)を制定するという米国の「ならず者」ぶりは、NPT体制においても際立った。北朝鮮やイランのNPT違反を厳しく追及しながら、米国自身は第6条義務である核軍縮の実行のために合意した2000年合意を真っ向から踏みにじった。2003年、そのことがもっとも象徴的に現れたのが、米政府による「新型核兵器の研究」再開とそれに関連する新しい動きであった。

2003年11月24日に大統領によって署名された2004会計年国防認可法は、1994年以来米国の核兵器計画を縛ってきた「低威力核兵器の研究・開発を禁止する条項」(スプラット・ファース条項)を撤廃した(ここで低威力核兵器とは、爆発威力5キロトン以下の核兵器と定義されている。しばしば「ミニ・ニューク」と呼ばれる)。しかし、米議会の批判勢力の抵抗によって、研究への着手は容認されたものの開発段階に進むためには再度議会の承認が必要であるとされた。

ミニ・ニューク研究・開発禁止条項の撤廃は、米エネルギー省に属する国立核兵器研究所によって、ここ数年執拗に要求されてきた。2003年にこれが実現したのには、ブッシュ政権が打ち出した「核態勢見直し(NPR)」報告(機密文書。2002年初頭に序文のみが公表されたが、後に多くの機密部分が暴露された)が強く影響した。そこに描かれた新しい核戦略は、冷戦時代には要求されなかった新しい能力を核兵器に持たせるべきであると強調したからである。それを受けて、核兵器の専門家たちは2003年8月6日(広島原爆投下の日)、7日とオマハ(ネブラスカ州)戦略軍司令部において、NPRの要求を実現するための秘密会議を開催した。努力が効を奏して、議会がスプラット・ファース条項の撤廃を決定したことを受けて、エネルギー省国家核安全保障局(NNSA)のブルックス局長は、三つの核兵器研究所長に檄を飛ばした(2003年12月5日)。「我々はいま、さまざまな技術的オプションを自由に探求することができる」「この機会を逃してはならない。」

NPRの記述やブルックス局長の発言から、低威力核兵器の研究解禁の目的は、ミニ・ニュークの開発そのものにあるのではなく、生物・化学兵器剤を破壊する「エージェント破壊兵器(ADW)」などの新概念核兵器を開発することにあると考えるべきであろう。新概念核兵器の研究が、禁止条項に抵触する虞れがあったからである。

ミニ・ニューク解禁を定めた国防認可法はまた、地下核実験を再開するまでに要する準備期間を、現在の2−3年かかる状況から18か月まで短縮することを決定した。また強力地中貫通型核兵器(RNEP。いわゆるバンカー・バスター)の研究の継続を容認し、開発段階に入るときには改めて議会の承認が要ることを定めた。

これらの米国の動きは、すべて2000年NPT再検討会議の合意に違反する。とりわけ、その時、核兵器国は「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」を行い、それを含む13項目の措置に合意したのである。米国の動きはこの「明確な約束」を反古にした。13項目の中には包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効という項目が含まれているが、地下核実験の準備期間の短縮はその項目に違反する。また、低威力核兵器の禁止の撤廃は「核軍縮における不可逆性の原則」の合意に違反し、バンカー・バスターや新概念核兵器の研究は「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」の項目に違反する。

米国の危険な動向は、ロシアの核兵器政策にも影響を及ぼしつつある。2003年10月2日にイワノフ国防大臣は「ロシア軍近代化の指針」を発表したが、そこでは米国を名指しすることを避けながら、新しい概念と技術による核兵器を開発する国への警戒感を述べている。

新アジェンダ連合の貢献

米国の振る舞いに当然にも多くの非核兵器国が反発した。なかでも、NPT体制と国連を舞台に核兵器全廃を目指す新アジェンダ連合(NAC。アイルランド、スウェーデン、メキシコ、ブラジル、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの7か国)は、多国間会議の中で原則を維持しながらも、前進的な妥協点を確立してゆく貴重な国家連合である。2000年合意は、まさにそのようなNACの働きによって達成された。NACは米国による2000年合意違反を、2003年のNPT再検討準備委員会、国連総会、そして2004年のNPT再検討準備委員会において批判し続けた。

2003年5月9日、NPT再検討準備委員会の議長がまとめた「事実概要」は、「既存の核兵器に関する懸念や不安が表明されるとともに、核兵器の将来の役割に関する新しいアプローチや新世代核兵器の開発の可能性についての懸念や不安が表明された」と記述したが、これはNAC声明に基づく報告であった。

2004年の再検討準備委員会においては、5月3日、ラドメーカー米国務次官補はNACなどの批判に対して「米国は低威力のものも含め、いかなる新型の核兵器も開発していない。新概念の核兵器に付けられた現在の議会予算のもとでの新型核兵器の設計に関する研究は、完全に概念的なものである」などと正面から反論した。しかし、NACはすでに4月26日に「研究への資金の配分を含む、新型核兵器の開発及び使用の正当化に向けた、核兵器国によるいかなる計画や意図も、NPTの精神に矛盾し、安全保障政策における核兵器の役割の縮小という2000年再検討会議の合意に反する」と述べていた。米国の反論はこの批判にまったく応えるものになっていない。

再検討準備委員会の最重要課題の一つは、「法的拘束力のある安全の保証」問題であった。2000年合意の最終文書のなかで、準備委員会には「法的拘束力のある消極的安全保証(NSA)を達成する方途」について、2005年会議に向けた実質的な勧告を作成することが求められていたからである。NACは、この問題に積極的に取り組んだ。2003年5月1日には、NPTの議定書、あるいは新しい協定の草案を提出するなどして議論の足場を構築した。2004年再検討準備委員会においては、この議題のために「特別の討議時間」の割り当てを要求した。

NACは核兵器廃絶への積極姿勢を維持している。しかし、核兵器国と非核兵器国の対立の激化によって、NACは有効な調停機能を発揮できず、2004年の再検討準備委員会は崩壊した。2005年再検討会議に向かって、NACは試練に立たされている。

日本政府の消極性

NACの努力に比較して、日本の核軍縮努力は極めて弱かった。核攻撃の非人道性を直接に経験した被爆国として、強い国内世論を反映した「核軍縮」へのポーズは、当然ながら維持している。しかし、米国の核の傘に依

存する安全保障政策をとっているために、NACのように国際世論をリードする役割を果たせない。

そんな日本が、現在比較的踏ん張っているのは、CTBT早期発効への努力である。米国の不支持を承知しながら、その主張を2003年も維持した。2003年初頭、CTBT発効に必要な批准要件国44か国のうち13か国が未批准であったが、2003年7月11日、アルジェリアが批准書を寄託し、残る要件国は12か国になった。日本は、アルジェリアが批准後に必要とする監視体制について技術援助をするなど、批准に向けた条件整備に協力してきた。とは言え、CTBT発効に最大の障害になっているのは、米国ブッシュ政権のCTBT否定政策である。日本は、日米2国間協議の場では口頭の要請を繰り返しているが、2国間の重要な外交交渉課題にはしていない。

日本政府は、米国の未臨界実験をCTBTで禁止されていないとして容認する態度を取ってきた。しかし、NPRで未臨界実験が地下核実験再開のための演習の役割を持つことが暴露された現在においては、未臨界実験容認は日本のCTBT促進政策と自己矛盾をきたしている。にもかかわらず、2003年においても日本政府は矛盾した政策をとり続けた。

2003年の国連総会においても、日本は2000年以来継続している「核兵器の完全廃棄への道程」(しばしば「道程決議」と呼ばれる)と題する核軍縮決議を提案し、圧倒的多数の支持を獲得した。しかし、その内容は、米国のNPRが生みだしている新たな懸念を反映しないまま、ほとんど前年の内容を踏襲したものになっている。米国による新型核兵器の研究解禁の動きや核実験再開に要する準備期間の短縮に言及していない。前述したように、NACが状況に切り込んでいるのと極めて対照的である。

NACとの対比で、日本が際立って消極的な政策を取っているもう一つの分野は「法的拘束力のある安全の保証」問題である。2003年の日本の「道程決議」には、この問題がまったく登場しない。2003年と2004年における再検討準備委員会の日本の作業文書は、消極的安全保証の項目を掲げているが、「法的拘束力」というキーワードがまったく登場しない。前述したように、このキーワードこそが2000年に合意した課題なのである。

日本が法的拘束力に無言を保つには理由がある。実のところ、北朝鮮の脅威に対して米国が核使用の選択肢を残すように、日本は米国に働きかけているのである。2003年8月末に開催される6か国協議において、米国が北

朝鮮に安全の保証を与えることが話題になったとき、日本がそれに抵抗し米国に「核の不使用」を盛り込まないように要請したことが伝えられている。

NGOの模索

2003年は核兵器廃絶を目指す世界のNGOにとって試練の年であった。イラク戦争反対の大きな反戦運動の波が起こったが、米国の核兵器政策を転換させる運動にまで波は及ばなかった。米国の横暴によって多国間会議が有効に機能しない中で、NGOは有効な運動のテコを見出せなかった。

そんな中で、2003年11月22−24日に開催された第2回「核兵器廃絶――地球市民集会ナガサキ」において、平和市長会議が「核兵器廃絶のための緊急行動」を立ち上げた。緊急行動の運動方針は「2020ビジョン」と呼ばれる。このビジョンは、2005年NPT再検討会議において「核兵器禁止条約」を交渉する何らかの協議体を設立し、2010年までに「核兵器禁止条約」を締結し、その10年後の2020年には核兵器のない世界を実現しようというものである。そして、「2020ビジョン」は、2005年再検討会議においてこのような端緒をつかめないときには、「ヒロシマ・ナガサキ・プロセス」と呼ばれる「オタワ・プロセス」(対人地雷禁止条約の実現に成功したプロセス)類似のプロセスを開始することを念頭に置いている。つまり、同志国家とNGOがとりあえずNPT過程の外に「核兵器禁止条約」を交渉する独自のプロセスを開始する。もちろん、NPT体制を維持することの重要性を否定するものではないという前提に立つ。

平和市長会議の呼びかけに応じて、多くのNGOがこのキャンペーンを支持するために結集しつつある。世界的なネットワーク「アボリション2000」の中に、「アボリション・ナウ!ワーキング・グループ」が結成されたのは、その一例である。

2003年に起こったもう一つの特筆すべきNGO活動として、「核軍縮議員ネットワーク(PNND)」が初めての世界規模の議員会議を開催したことを記しておきたい。2003年11月7〜9日にカナダのバンクーバーにおいて開催された。日本においては、前述した第2回「核兵器廃絶――地球市民集会ナガサキ」において、初めての議員フォーラムが開催され、日本の自民党、民主党の議員が、カナダ、ニュージーランドの議員と対話した。

また、日本においては、東北アジア非核地帯をテーマにした数々の取り組

みが行われたことも今期の大きな特徴であった。2004年4月26日、「世界平和アピール七人委員会」は8年ぶりにアピールを出したが、その「核兵器への依存の即時停止と速やかな廃絶を求めるアピール」の中で、中東と東北アジア非核地帯の設立を訴えた。核戦争防止国際医師会議(IPPNW)の北アジア地域会議が2003年10月4−5日に京都で開催されたが、そのテーマは「北東アジアの緊張緩和と非核化」であった。前述の「地球市民集会ナガサキ」は、東北アジア非核地帯をテーマとした分科会を持った。NPO法人ピースデポは、韓国のNGOと共催でジュネーブ(2003年4月30日)とニューヨーク(2004年4月28日)のそれぞれ国連本部において、東北アジア非核地帯に関するワークショップを開催した。後者の会議においては、モデル非核兵器地帯条約が提案された。(梅林宏道)

核軍縮年表
2003年1月〜2004年5月

核:軍備と軍縮		その他の事項	
2003年		2003年	
1月5日	イスラエル軍、弾道ミサイル迎撃システム「アロー2」の実験に成功。	1月1日	安保理非常任理事国改選、独ら5カ国が新たに理事国へ。
6日	IAEA緊急理事会、北朝鮮に施設再凍結と核開発放棄求める決議。		
9日	インド、短距離地対地ミサイル「アグニ1」発射実験に成功と発表。		
9日	UNMOVICとIAEA、安保理非公式会議にイラクWMD査察中間評価を報告、「決定的な証拠は見つかっていない」が、疑惑は「何ら解決されていない」。		
10日	**北朝鮮、NPT脱退とIAEA保障措置協定からの離脱を宣言。**		
10日	小泉首相、ロシアのプーチン大統領と日ロ行動計画合意。		
13日	エルバラダイIAEA事務局長、ドビルパン仏外相と会談、WMD査察「完全報告は数ヶ月必要」。		
16日	査察団、バグダッド南のウハイダー弾薬庫から化学兵器用の空弾頭発見明らかに。		
18日	エルバラダイIAEA事務局長、国連査察団がイラク人科学者の自宅からウラン濃縮技術に関する文書を発見したと、明らかに。		
19日	UNMOVIC委員長とIAEA事務局長、イラク入り、20日、イラク側と査察方法の改善に向けた10項目の共同声明発表。		
23日	トルコなど中東6カ国の外相会議開催。イラクが査察に引き続き協力し、米のイラク攻撃回避を求める共同声明を発表。		
24日	22日開幕の第9回南北閣僚級会談で、北朝鮮の核問題を「平和的に解決するために積極協力する」などの合意を盛り込んだ共同報道文発表。	24日	米国内のテロ対策を統括する米国土安全保障省正式発足。
27日	UNMOVICのブリクス委員長とIAEAのエルバラダイ事務局長、国連安保理へイラクWMD査察正式報告提出。	28日	ブッシュ米大統領、上下両院合同会議で一般教書演説。

核:軍備と軍縮		その他の事項	
29日	国連安保理、イラクのWMD問題に関する非公開協議、安保理議長のドラサブリエール仏大使、理事国の大半が「査察継続」。		
30日	エルバラダイIAEA事務局長、あと4～5ヶ月の査察継続で、イラクが核兵器開発計画を持っていないことの証明が可能との見解示す。		
31日付	北朝鮮・寧辺の核施設貯蔵庫から運び出された使用済み核燃料と見られる積荷運送の様子を米偵察衛星が探知。NYTの報道。		
2月5日	パウエル米国務長官、安保理の外相級会合で、「新証拠」としてイラク傍受記録と写真を公表。		
5日	NATO加盟候補国のブルガリアやルーマニアなど10カ国、「イラクは国連安保理決議に違反」と米支持の姿勢。		
		2月	
6日	イラクのWMD疑惑で、UNMOVICの生物兵器査察チーム、イラク人科学者へ初の個人聴取実施。	6日	日米合同委員会、神奈川県内の在日米軍施設の整理に関する協議の開始を決定。
8日	ブリクスUNMOVIC委員長とエルバラダイIAEA事務局長、バグダッド訪問(～9日)。9日、両氏「イラクに態度の変化の兆しが見える」と査察継続へ期待表明。	8日	日本、対人地雷廃棄完了、記念式典を滋賀県で開催、小泉首相も出席。
10日	イラク政府、UNMOVICブリクス委員長に対し、U2偵察機などによる上空からの査察を無条件で受け入れる意向を書簡で伝える。		
10日	シラク仏大統領とプーチン・ロ大統領、パリで首脳会談。国連の対イラク査察継続・強化とイラク危機の平和的解決を求める仏独ロ三カ国共同宣言を発表。		
12日	IAEA、北朝鮮の核問題を協議する緊急理事会で、同問題を国連安保理へ付託する決議を賛成多数で採択。		
12日	印、パを射程内に含む超音速巡航ミサイル「ブラモス」の発射実験を海上で初実施。		
14日	UNMOVICのブリクス委員長とIAEAのエルバラダイ事務局長、国連安保理へ追加報告、査察継続要望。安保理15カ国が意見を表明。対イラク武力行使をやむなしとする米英に、「査察継続」を主張する仏ロ中などが抵抗。		

核:軍備と軍縮		その他の事項	
		17日	日本政府、在外被爆者に健康管理手当て支給を認めた福岡高裁判決を不服として最高裁に上告。
18日	安保理、イラクのWMD問題で公開討論会開催(～19日)。参加国60カ国のうち、約50カ国が早期開戦反対と査察継続を主張。日本政府、米英支持表明。		
21日	ブリクスUNMOVIC委員長、イラク短距離弾道ミサイル「アム・サムード2」の廃棄要求。3月1日、イラク政府廃棄開始。		
24日	**米英西、対イラク武力行使へ向けた新決議案を安保理提出。一方、仏独ロ、査察を通じた平和的解決を追求する覚書を安保理提示。**		
25日	ブリクスUNMOVIC委員長、イラク政府が生物兵器搭載可能な爆弾に関する資料の存在を通告してきたことを明らかに。	25日	**韓国の盧武鉉氏、第16代大統領に就任、対北朝鮮「平和繁栄政策」表明。**
26日	北朝鮮、寧辺の黒鉛型原子力実験炉の運転再開、明らかに。		
3月1日	イラク政府、UNMOVICが安保理決議に違反すると指摘した短距離ミサイル「アッサムード2」の廃棄作業を開始したと明らかに。		
5日	仏独ロの3カ国外相、パリで会談し国連安保理で「武力行使を容認する決議を通させない」との共同宣言発表。		
7日	**米・英・スペイン、「3月17日」を期限にイラクにすべてのWMD放棄を求め、従わない場合の軍事力行使を容認する新決議修正案を国連安保理に提出。**		
11日	放射性物資を使ったテロ対策に関するIAEAの会議、ウィーンで開催(～13日)。		
13日	北朝鮮、寧辺の再処理施設で使用済核燃料の再処理に化学物質を購入していたと米国務省高官が明らかに。共同通信の報道。		
		3月	
15日	仏独ロ3カ国外相、国連査察継続でイラク危機の平和解決を促す共同声明発表。	15日	中国の全人代、新国家主席に胡錦涛氏を、首相に温家宝氏を選出。
16日	**米、英、スペインの3カ国首脳、アゾレス諸島で緊急首脳会談。新決議修正案の採否に関係なく、外交的解決の最終期限を17日とすることで合意。共同声明発表。**		
17日	**米大統領、フセイン大統領とその一族に対し、48時間以内の出国求める最後通告。小泉首相、英米**		

核:軍備と軍縮		その他の事項	
	が武力行使に踏み切った場合にも支持、と明言。		
18日	イラク政府、戦争回避の条件とされた「フセイン大統領と一族の亡命」を拒否。		
19日	パウエル米国務長官、イラク攻撃への支持国が45カ国に達したと発表。		
19日	**ブッシュ米大統領、ホワイトハウスからの緊急演説で米英軍によるイラク空爆の開始を発表。現地時間3月20日午前5時過ぎに第一撃。**		
20日	米軍、主力部隊の第2歩兵師団など地上部隊をイラク南部へ進撃させ、イラク軍との交戦を開始。		
20日	トルコ国会、米軍機のトルコ領空通過および国軍の外国派兵を承認。		
23日	日本政府、イラク戦争周辺国支援策として、ヨルダンに約120億円の無償資金協力、パレスチナ自治区に5億円の食料援助実施。		
24日	米英軍、イラク南部のバスラでクラスター爆弾を投下、アルジャジーラ。		
26日	印、核弾頭搭載可能な短距離ミサイル「プリトビ」発射実験実施。同日、パ、核弾頭搭載可能な短距離ミサイル「アブダリ」発射実験実施。		
26日	ブルックス米中央軍准将、イラク空爆で劣化ウラン弾を使用したことを認める。		
26日	国連安保理、アラブ諸国や非同盟諸国会議の要請に応じ、イラク戦争を巡り公開討論会開催(~27日)。	28日	日本国内初の情報収集衛星2機を搭載した国産ロケット「H2A」5号機、種子島から打ち上げ。
4月4日	仏・独・ロの3カ国外相会談、イラク問題について「今すぐにでも、国連は中心的な役割を果たすべきだ」。		
8日	北アイルランド、ベルファストで米英首脳会談。戦後はイラク人主体の暫定行政機構を樹立すると共同声明発表。		
9日	国連安保理、北朝鮮の核問題について非公式協議開催。		
9日	米英軍、イラクの首都バグダッドを制圧。ブッシュ大統領、「歴史的な瞬間だ」。11日、政権完全崩壊とフライシャー報道官。	4月	
13日	ブッシュ大統領、シリアに対し、フセイン政権幹部等の逃亡支援、対米英抗戦支援、大量破壊兵器の保有の3点で、強く非難。	12日	日米両政府が普天間飛行場の返還に合意して満7年。SACO最終報告では返還時期を「5年ないし7年」としていた。

核:軍備と軍縮		その他の事項	
15日	フセイン体制崩壊後の暫定統治機構発足に向けた初会合、イラク南部ナシリアで開催。米政府からハリザルド大統領特使らが出席。	16日	国連人権委、北朝鮮の人権状況を厳しく非難し、拉致問題の解決を求める決議を採択。
17日	在韓米軍当局者、北朝鮮が弾道ミサイル「ノドン」を175−200基保有していると発言。	17日	クラスター爆弾を空自が87~02年度にかけて148億円分購入。各基地に配備していることが明らかに。
23日	米中朝3カ国、北朝鮮の核開発問題をめぐり、北京で協議(~24日)。		
24日	米CNN、北京で米中朝会議に出席した北朝鮮・李外務相米州局副局長がケリー米国務次官補に核兵器保有を表明したと報道。		
24日	DOE、水爆の核融合反応を引き起こす起爆装置となるプルトニウム・ピットの製造を14年ぶりに再開と発表。		
27日	第10回南北閣僚級会談、平壌で開催(~30日)。6項目の「共同報道文」を発表することで基本合意。		
28日	ウルフ米国務次官補、NPT脱退を宣言した北朝鮮の立場について「(権利を)行使した」と述べ、すでにNPTを脱退しているとの認識を表明。	28日	沖縄県宜野湾市長選で、普天間飛行場について「5年内の国外移設」を求める伊波洋一氏が当選。
28日	**NPT再検討準備委員会、ジュネーブの国連で開催(~5月9日)。**		
28日	CWC第1回再検討会議、ハーグにて開催(~5月9日)。		
29日	インド国防省、核弾頭搭載可能な短距離地対地ミサイル「プリトビ」の発射実験を行い、成功と発表。		
5月1日	**ブッシュ米大統領、イラク戦争開戦から44日目、イラク全土掌握から18日目にして戦闘終結を宣言。**		
5日	パキスタン外務省報道官、インドが同調することを条件に、同国が保有する核兵器を放棄する用意があると発言。		
7日	印のフェルナンデス国防相、国会演説で「核兵器搭載可能な国産中距離ミサイル「アグニ1」と「アグニ2」を今年中に実践配備」。		
8日	米上院軍事委、小型核兵器研究開発の凍結解除、関連費用含む04年度国防総省予算可決。	5月	
14日	米下院軍事委、04会計年度国防認可法を審議。小型核兵器の研究認め、開発禁じる「スプラット・ファース」条項の修正で合意。	14日	衆院有事法特別委員、有事関連3法案賛成多数で可決。15日、衆院通過。

核:軍備と軍縮		その他の事項	
		15日	東京地裁、旧日本軍の毒ガスに対する中国人被害訴訟判決、毒ガス遺棄の違法性認定、賠償請求は棄却。
21日	米上院、04会計年度国防認可法を審議。小型核兵器の研究・開発禁止規定を見直した修正案を可決。		
22日	国連安保理、米、英、西が9日に提案した対イラク経済制裁解除・戦後統治決議案採択。		
22日	主要8カ国外相会議開幕(～23日)。23日、北朝鮮に核兵器開発計画の早急な撤廃求める議長総括を発表。		
23日	日米首脳会談(テキサス州クロフォード)、対北朝鮮強硬措置の可能性、MD日米協力加速、横田基地軍民共用化検討で一致。	23日	個人情報保護関連5法が参院本会議で自民、公明、保守新の与党3党の賛成多数で可決。
		29日	米紙ロサンゼルス・タイムズ、DODが在沖海兵隊1万5千人の豪移転などの計画を進めていると報じる。
6月1日	**サンクトペテルブルク(ロシア)で、米ロ首脳会談。モスクワ条約批准書を交換、条約発効。**	**6月**	
1日	エビアンサミット開催(～3日)、2日、「不拡散に関するG8宣言」採択。	4日	米大統領、シャロン・イスラエル首相、アッバス・パレスチナ自治政府首相と会談。両首相は新和平案「ロードマップ」受諾を公式表明。
4日	米会計検査院、「未完成の技術と限られたテストでMDシステムを運用しようとしている」と警告する報告書を公表。	**6日**	**有事関連3法、参院本会議で与党三党、民主、自由などの賛成多数で可決。13日施行。**
6日	DIA、昨年9月作成のイラク化学兵器開発に関する報告書に「確かな証拠はない」との記述があると明らかに。		
7日	日韓首脳会談開催。北朝鮮の核問題、平和的解決に向け連携確認。		
10日	アーミテージ米国務副長官、自衛隊派遣を野球に喩え「日本は野球場に出てプレーすべきだ」。		
11日	ブリクスUNMOVIC委員長、イラク査察の最終局面でブッシュ政権が査察委に圧力かけたと主張。英紙ガーディアン。		
12日	被爆者45人、原爆症認定の申請却下を不服として第3次集団提訴。	13日	政府、イラク復興支援特措法を閣議決定、国会提出。

核:軍備と軍縮		その他の事項	
16日	IAEA理事会、ウィーンで開催(～19日)。19日、イラン核計画の全容開示、追加議定書の即時無条件締結などを求める「議長声明」発表。	13日	横須賀市、米海軍横須賀基地の12号バース延長工事を申請していた横浜防衛施設局に着工の承認書を出す。
17日	ASEAN外相会議、朝鮮半島の非核化促す共同声明採択。		
17日付	SIPRI発表の02年世界の軍事費、米国の大幅増により、前年比実質6%増の7940億ドル(93兆円)に達する。		
18日	**ARF、プノンペンで開催。北朝鮮にIAEAとの協力再開とNPT脱退撤回を強く求める議長声明を採択。**		
18日	DOD、海上発射型のMD実験をハワイ上空で実施するが、迎撃に失敗と発表。		
23日	国連安保理の常任理事国5カ国、北朝鮮の核問題を巡り、非公式協議を開催。		
26日	ファーゴ米太平洋軍司令官、下院外交委員会で、北朝鮮が軍事境界線沿いに化学兵器弾頭搭載の大砲を実践配備と証言。		
26日	CTBTO、オマーンが今月13日にCTBTに102カ国目として批准したことを明らかに。		
27日	米韓国防相会談、北朝鮮の核兵器の脅威を外交的な努力で除去するためには、強い抑止力に裏打ちされた同盟国の連帯が必要との認識で一致。	29日	パレスチナのハマス・イスラム聖戦・ファタハ、イスラエルへの武力攻撃を3ヶ月間停止すると発表。同日、イスラエル軍、パレスチナ自治区ガザ北部から撤退開始。
7月1日	米国の偵察衛星、北朝鮮で核小型化に必要な起爆装置開発のための高度な実験サイトを確認。米紙NYT。	**7月**	
2日	国連安保理の常任事理国5カ国、核開発問題で北朝鮮を非難する議長声明採択を巡って、非公式協議を行う。	4日	イラク復興支援特措法案、衆院を通過。
		4日	政府閣議で、PKO協力法に基づきイラク周辺国に人道救援物資輸送のための自衛隊派遣実施計画を決定。
7日	英下院外交委、「イラクWMDの脅威を英政府が捏造した事実はなかった」と結論。		
7日	アセフィ・イラン外務省報道官、中距離弾道ミサイル「シャハブ3」発射実験の実施を発表。21日、ハメネイ氏、配備を宣言。		
8日	米NSC報道官、「イラクが相当量のウランをアフリカから入手しようとした」との主張が「でっちあげ」の情報に基づくものと認める。		

核：軍備と軍縮		その他の事項	
9日	DOE、核兵器のプルトニウムに衝撃波を当てた際の反応を調べる実験装置の開発に成功と発表。		
12日	北朝鮮による使用済み核燃料再処理開始に関する情報が、6月下旬、米政府から日本政府に非公式に伝えられていたと明らかに。		
14日	NYでKEDO実務者協議開催（～15日）。		
15日	米政府、8日の米朝非公式実務協議の際に、北朝鮮側から約8000本の使用済み核燃料棒の再処理を完了したと通告があったと発表。		
15日	米下院、DOE04会計年度予算案を可決。核兵器開発関連予算、政府案より約5100万ドル（約60億円）の減額。		
20日	NYT、北朝鮮が兵器に利用可能なプルトニウムを抽出できる第二の核燃料再処理施設を秘密裏に建設した可能性があると報じる。		
		18日	日米合同委施設調整部会、横浜市内の4つの米軍基地の返還について、事務レベルで合意。
		26日	**イラク復興支援特措法案、参院本会議で可決、成立。**
30日	DOD、「中国の軍事力に関する年次報告書」を議会に提出。中国が短距離弾道ミサイル450基を配備するなど軍事力増強を指摘。	30日	日米安保事務レベル協議、DODで開催。イラク復興特別措置法の成立について、米側は自衛隊派遣を歓迎、早期派遣を要請。
		31日	厚生労働省、被爆者援護法に基づく健康管理手当ての支給期限、一部を除いて撤廃決定、8月1日から実施。
8月1日	マクレラン米大統領報道官、6カ国協議開催に北朝鮮が正式に同意したと正式発表。		
2日付	米紙WP、米政府が6カ国協議の開催中に、北朝鮮と1対1の非公式対話に応じることに同意したと報じる。		
6日	58回の広島「原爆の日」。		
6日	防衛庁、MD導入時に「MD統合部隊」を創設する方針を固める。海自のイージス艦と空自のPAC3をひとつの舞台に再編成。共同通信。		
9日	58回目の長崎「原爆の日」。		
9日	豪沖で、日米など11カ国による国際合同臨検演習「パシフィック・プロテクター」が始まる（～14日）。		
13日	日米韓の参加国局長級協議、米国務省で開催。米国は、北朝鮮の核放棄が実現した場合に経済援助をする方針を示す。		

核：軍備と軍縮		その他の事項	
		8月	
20日	日本政府が6カ国協議を前にして、米国の核の傘を堅持するよう米政府に改めて要請していることが明らかに。	20日	バグダッドの国連事務所で爆弾テロ。デメロ国連事務総長特別代表ら20名が死亡、100名超が負傷。
22日	国連軍縮大阪会議が閉幕。（19日～）		
22日	DOE、ネバダ州の核実験場で04年中に新たな未臨界核実験を実施することを発表。		
25日	北朝鮮の貨客船「万景峰92」、7カ月ぶりに新潟港に入港。		
26日	IAEA、報告書の中で、「イランのナタンツ核施設からのふき取りサンプルから高度の濃縮ウランの成分を検出」。しかし結論には、「なお追加作業が必要」。		
27日	**北朝鮮の核開発問題をめぐる6カ国協議、北京で開幕。29日、6カ国が核問題解決へ対話を継続することで合意し閉幕。**		
27日	米紙WP、イランがナタンツ核施設建設の際に、濃縮ウランを製造するガス遠心分離機を外国から輸入したことをIAEAに初めて認めた、と報じる。		
29日	防衛庁、04年度予算の概算要求を発表。MDシステム導入の初期費用1423億円を、例年の防衛予算に上乗せの形で盛り込む。		
9月3日	**CTBT第3回発効促進会議、ウィーンで開幕。未批准国の米国は欠席。4日、中国が「国会での批准を早い時期に終えるよう全力を尽くす」と発言。**		
8日	IAEA、「1991年以降、イラクに核兵器開発の兆候は認められなかった」とする理事会向け報告書を8日までにまとめる。AP通信。		
8日	朝鮮日報、北朝鮮が射程3－4千キロに及ぶ新型の長距離弾道ミサイルの開発を昨年までに事実上終了し、実戦配備を準備と報道。		
12日	IAEA定例理事会、イランに対し10月末までにIAEAへの全面協力を求めた決議案を採択。		
		9月	
19日	**DOE、ネバダ州地下核実験場で未臨界実験「ピアノ」を実施。**	13日付	米海軍横須賀基地で巡航ミサイル・トマホークの積み下ろし作業が行われていたことが明らかに。神奈川新聞。
19日	IAEA年次総会、北朝鮮にNPTへの復帰を促す決議を採択。		

核：軍備と軍縮		その他の事項	
23日	アナン国連事務総長、国連総会冒頭での演説で、名指しを避けながらも米国の先制攻撃論に強い懸念を表明。	22日	小泉首相、自民、公明、保守新党3党連立による第2次改造内閣を発足。
23日	朝鮮中央通信、核開発計画の即時廃棄などを求めたIAEA決議について「不当であり、認めることはできず、無効である」と宣言する。	24日	民主、自由両党が合併協議書に調印し、国会議員204人を擁する野党第一党が誕生。
25日	IAEA査察官、イラン・テヘラン郊外のカライ電気工場で環境サンプルから新たに濃縮ウランを検出したことを明らかに。	25日	政府、大韓赤十字社を通じて韓国在住被爆者1029人に健康管理手当などを支給。韓国で初の組織的な被爆者手当の支給。
		26日	イラク復興支援特措法に基づく自衛隊派遣のための実地検証を担当する日本政府調査団イラク入り。
10月2日	イランの核開発を巡って、IAEA代表団、首都テヘランで政府当局者と協議。	10月	
2日	北朝鮮の外務省報道官、寧辺の核施設で保管中の約8000本の使用済み核燃料棒について「再処理を終了した」。朝鮮通信（東京）。	3日	11月1日に期限切れを迎えるテロ対策特措法を2年間延長する改正案、衆院本会議で与党3党の賛成多数で可決。10日、参院本会議で可決、成立。
6日	第58回国連総会の第一委員会（軍縮）始まる。		
7日	小泉首相、中国の温家宝首相、韓国の盧武鉉大統領と会談、北朝鮮の核問題に関する日中韓首脳による初めての共同宣言に署名。		
8日	パキスタン、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「ハトフ4」（別名シャヒーン1）の発射実験に成功と発表。		
9日	WMD拡散阻止を目指すPSIの会合、ロンドンで（～11日）。日本など11カ国が参加。		
14日	パキスタン、8日の実験と同型のミサイルの発射実験に成功と発表。	10日	衆議院解散。
15日	第12回南北閣僚級会談、平壌で開催（～17日）。		
15日	政府、第一委員会に「核兵器完全廃棄への道程」決議提出。NAC、新アジェンダ決議など提出。		

核：軍備と軍縮		その他の事項	
16日	安保理、イラクへの多国籍軍派遣や復興計画をめぐる決議を全会一致で採択。		
21日	英独仏外相、核開発疑惑問題打開のため、イラン訪問。ハタミ大統領とウラン濃縮計画の中止などで合意、声明を発表。		
23日	イランのIAEA駐在代表、エルバラダイ事務局長に、ウラン濃縮を中心とする原子力の技術研究についての報告書を提出。		
30日	国連総会第1委員会（軍縮）、日本提出の決議「核兵器の完全廃棄への道程」を可決。		
11月1日	イランの核開発問題で、ナタンツの核施設などからIAEAが検出した高濃縮ウランが核兵器級の高レベルであることが明らかに。共同通信。		
2日付	米の先制核攻撃で国家指導部が全滅した場合、残る核ミサイルを米国に向け自動発射する旧ソ連の核報復システム「死の手」が現在も稼動中と判明。読売新聞。		
3日	KEDO非公式理事会、NYで開催。4日、琴湖の軽水炉建設について期限付きで停止することで合意。		
4日	国連総会第一委員会、NAC提出の2つの決議を可決。		
5日	米上下両院、地中貫通型核兵器の04会計年度研究予算を、政府が要求していた約1万5千ドルから約750万ドルに半減で合意。		
6日	北朝鮮外務省スポークスマン、KEDO非公式理事会による軽水炉一時停止の合意を受け、米国とKEDOに対し損失の補償を要求。		
7日	CIAが議会に提出した質問回答書の中で、「北朝鮮が核爆発実験を行わずに1個から2個の核兵器を生産した」との見方を示したと明らかに。共同通信。	11月	
10日	イランIAEA駐在代表、エルバラダイ事務局長に対し、ウランの濃縮プロセスを11日から停止と伝達。	9日	第43回衆議院議員選挙投開票。
12日	イランが70年代から核物質を用いたウラン転換・濃縮など多数の実験を未申告のまま進めていたことがIAEA報告書で明らかに。		
18日	北朝鮮への「安全の保証」で、中国が米国に対し、米の不可侵表明のうえ、残る4カ国が「証人」として文書調印に加わる方式を提案していたことが明らかに。		

核：軍備と軍縮	その他の事項
21日 KEDO、北朝鮮・琴湖地区で進めてきた軽水炉建設を12月1日から1年間一時的に停止することを正式に発表。	22日 米大統領、04会計年米国軍事建設歳出法に署名、同法は成立。
24日 ブッシュ米大統領、小型核の研究開発を禁じた「スプラット・ファース条項」の廃止など盛り込んだ04会計年度国防認可法に署名、同法は成立。	25日 米大統領、国内外に展開の米軍部隊や基地の見直しに向け、12月上旬から日本、韓国やNATO諸国など同盟国と本格的協議に臨むとの声明を発表。
26日 IAEA定例理事会、イランの協力を歓迎はするものの、過去の未申告のウラン濃縮やプルトニウム抽出を強く非難する決議を全会一致で採択。	29日 宇宙航空開発機構、北朝鮮の軍事拠点など偵察する情報収集衛星2基を積んだH2Aロケット6号機の種子島宇宙センターからの打ち上げに失敗。
	30日 イラク北部ティクリット近郊で、日本人外交官2人が殺害される。
12月1日 ブッシュ米大統領、「強力地中貫通型核」の研究予算など盛り込んだエネルギー省関連歳出法案に署名、成立。	
3日 中国政府、核やミサイル技術などの管理体制を強調した、初めての「大量破壊兵器拡散防止白書」を発表。	
7日 米紙ワシントン・ポスト、旧ソ連のモルドバ東部で、放射性物質を撒き散らす「汚い爆弾」を搭載した改造型ロケットが多数行方不明と報道。	
11日 米ミサイル防衛庁、海上のイージス艦から発射した迎撃ミサイル（SM3）で中距離弾道ミサイルを打ち落とす実験をハワイ上空で実施、成功と発表。	12月 11日 小泉首相、日・ASEAN首脳会議で、東南アジア友好協力条約（TAC）加盟を正式表明。
	14日 連合国暫定当局（CPA）、米軍がフセイン・イラク元大統領を出身地の北部ティクリット近郊で拘束と発表。
15日 ワシントンの航空宇宙博物館で広島に原爆投下した「エノラ・ゲイ」の一般公開が始まる。日本の被爆者団体や米市民団体が抗議。	
15日 北朝鮮の労働党機関紙「労働新聞」、6カ国協議に	

核：軍備と軍縮	その他の事項
関連した「米国が望む核の完全撤廃に応える準備が整っている」と表明。朝鮮通信（東京）の報道。	
18日 石破防衛庁長官、イラク復興支援特措法に基づく陸上、海上、航空核自衛隊の活動を定める実施要綱を策定、首相の承認を得て、正式決定。	
18日 イラン政府、核査察強化に向けたIAEAの追加議定書に調印。	
19日 政府、安全保障会議と閣議で、米が開発、配備しているMDシステムの04年度からの導入を正式決定。	
27日 IAEAの査察団がリビアを訪問、過去の核兵器開発計画などに関する査察に着手。29日、ウランの核施設の存在を査察団が確認、IAEA発表。	
29日 リビアの最高指導者カダフィ大佐、同国訪問中のエルバラダイIAEA事務局長と会談、大量破壊兵器放棄を確約。	
2004年	2004年 1月
1月6日 米国の核問題専門家らの北朝鮮訪問団、平壌に到着（～10日）。	1日付 日米地位協定に関する政府の基本解釈となる機密文書「地位協定の考え方」を12月31日までに琉球新報社が入手、全容明らかに。
7日付 イラク国内で放射性物質や化学物質の汚染による深刻な環境問題がUNE報告書で明らかに。	
8日 米紙NYT、イラクでWMDを捜していた約400人の査察チームが、WMD関連の証拠を何も発見できないまま撤収したと報じる。	9日 石破防衛庁長官、イラク復興特措法に基づき、陸上自衛隊の先遣隊と、航空自衛隊の本隊に同時に派遣命令。
12日 北朝鮮外務省、米に凍結対補償に合意する用意があるなら、「黒鉛減速炉の凍結をする用意がある」と表明。朝鮮通信（東京）。	
12日 リビア、先にWMD計画の廃棄を宣言したことに関連し、CTBTを批准、CWCに加入。	
15日 北朝鮮核施設を視察したプリチャード前特使、枠組み合意で凍結されていた実験用黒鉛減速炉の稼動を確認したと明らかに。	13日 防衛庁、陸海空三自衛隊の幕僚長と防衛副長官、官房長の毎週の定例記者会見の廃止を決め、報道各社に通告。
	17日付 米韓両国、米韓連合軍司令部を含め、ソウル市内の竜山基地を早ければ07年に南部

核:軍備と軍縮	その他の事項
	へ完全移転することで合意。
	19日 第159回通常国会、開会。
20日 米上院外交委員会、北朝鮮の核問題や6カ国協議に関する公聴会開催。	20日 ブッシュ米大統領、上下両院合同会議で一般教書演説。
22日付 米国が推進するPSIに関連し、北朝鮮による物資の入手阻止で中国が米に協力した事例があると米高官が明らかに。毎日新聞。	
23日 テネットCIA長官、イラクのWMD捜索を指揮してきたCIA特別顧問、デビッド・ケイ氏の辞任を発表。	
27日 マクレラン米大統領報道官、リビアから核兵器やMD開発関連の資材などが米へ空輸されたことを明らかに。	26日 首相、自公党首会談でイラク特措法に基づくイラク・サマワへの陸自本隊の派遣を決定。これを受け、石破防衛庁長官が派遣命令。
28日 英独立調査委員会の報告書、イラクWMDに関する英政府の情報操作疑惑で、ブレア首相らの関与報道は「根拠がない」と結論。	
28日付 米政府調査団のケイ前団長、旧フセイン政権が90年代半ばにBCWをひそかに廃棄していた新たな証拠があると語る。米紙WP。	29日 北朝鮮への経済制裁を可能にする外為法改正案が衆院本会議で可決。
31日 パキスタン政府、イランへの核兵器開発技術漏えい疑惑が持たれているパの「核開発の父」カーン博士を首相顧問から解任。	31日 衆院本会議、イラク特措法に基づく自衛隊派遣承認案を自民、公明両党などの賛成多数で可決。野党3党は欠席。
2月2日付 ロシア紙コメルサント、ロ軍が2月中旬、全面核戦争を想定したソ連崩壊後最大規模の軍事演習をロシア全土で行うことを決定、米に通告、と報じる。	
3日 英政府、イラクのWMDに関する情報に問題がなかったかどうかを検証する調査委員会の設置を正式に発表。	
4日 パキスタンの核兵器開発技術漏疑惑で、イランなどへの技術漏えいにかかわったとされるカーン博士、大統領との会談で事件の責任を全面的に認める。	
6日 ブッシュ米大統領、イラクのWMDの脅威に関する情報収集の問題点などを分析し大統領に勧告する独立委員会の設置を発表。	

核:軍備と軍縮	その他の事項
7日付 豪のロジャー・ヒル元国連査察官、「イラクには大量破壊兵器を行使する能力がなかった」。豪「ジ・エイジ」紙の報道。	
	2月
10日 ロシア軍、ロシア西部から極東までの6軍事管区全域を舞台に、核戦争を想定した大規模な戦略核兵器訓練を開始(~18日)。	**9日 参院本会議、イラク復興特別措置法に基づく自衛隊のイラク派遣承認案件を採決し、自民、公明両党などの賛成多数で承認。**
11日 米大統領、WMD拡散防止のための新提案を発表。	
17日 オランダのカンプ国防相、自衛隊が展開するサマワ付近で、イラク戦争の際、米軍が劣化ウラン弾を使用したことを正式に認める。	
17日 イタル・タス通信など、ロシア北方艦隊が同日バレンツ海で行った核戦力の軍事演習で、SLBM「RSM54」の発射に失敗と報じる。	
18日 日米両政府、WMD不拡散問題等をテーマに外交当局による会合開催。米の小型核兵器開発問題に日本側が懸念を表明。	
19日 ロシア軍のバルエフスキー参謀第1次長、米のMD構想に対抗するため、ロシアが新型BMの開発に着手していることを明らかに。	
20日 IAEA、リビアが闇市場を通じて核開発関連物資と遠心分離機を調達し、秘密裏に少量のプルトニウムを抽出していたと報告。	
23日 エルバラダイIAEA事務局長、リビアを訪問。6月末までにリビアの核兵器開発計画廃棄作業を終了することでリビア側と合意。	
24日 IAEA、イランで新たに核兵器開発用にも用いることが可能な遠心分離機の部品や設計図などが見つかったと報告書にまとめる。	
25日 6か国協議、北京で開催。28日、当初予定の「共同報道発表文」を見送り、次回協議開催や作業部会設置を盛り込んだ「議長総括」の発表のみで終了。	27日 川口外相、自衛隊と米軍が水や食料を融通し合う日米物品役務相互提供協定(ACSA)の改定協定に署名。
3月1日 ビキニ水爆実験、50周年。マーシャル諸島の首都マジュロで被ばく者の追悼式典。	
2日 UNMOVIC、イラクは1994年以降特別なWMDは保有していなかったとする報告書をまとめる。USAトゥデー紙の報道。	

核：軍備と軍縮		その他の事項	
5日	リビア、マスタードガスやサリンなどの神経用ガス用の材料を保持していたと化学兵器禁止機関に正式に申告。	3月	
		6日	中国、前年比11.6%増となる国防費などを盛り込んだ国家予算案を報告。
9日	**パキスタン軍、核弾頭搭載可能な中距離地対地弾道ミサイル「シャヒーン2」（別名、ハトフ6）の発射実験を実施、成功と発表。**	9日	イラク統治評議会、6月末の権限委譲から新憲法が承認されるまでの移行機関の指針となる「イラク基本法」に調印。
		9日	政府、国民保護法案など有事関連7法案と、3条約の締結承認案を閣議決定、国会に提出。
11日付	米海軍の戦略原潜に搭載されていた核ミサイルが、昨年11月の米ワシントン州の潜水艦基地での陸揚げ作業中の事故で損傷していたと米メディア報じる。		
12日	リビアが、日本企業製の装置をウラン転換用の試験プラントに使用していたことがIAEA調査で明らかに。		
13日	IAEA定例理事会、新たな申告漏れが見つかったイランに対し「深刻な懸念」を示す非難決議を採択。		
14日付	CIA、パキスタンのカーン博士の研究所が、核製造一式を北朝鮮に供与していたとする機密報告をホワイトハウスに提出。NYT。		
16日	中国、6か国協議作業部会の枠組みや運営方法などについてまとめた文書を日米韓朝ロ5カ国に提示し、意見調整を進めていることを明らかに。		
16日	イラン最高安全保障委員会のローハニ事務局長、27日からIAEAの査察再開に応じることを正式に確認。		
18日	仏の新世代戦略原潜3番艦「ヴィジラン」が試運転。今秋、戦略海洋軍に配備予定。		
20日	関西電力高浜原発3、4号機で、西川福井県知事、海外でのMOX燃料加工委託を了承すると正式に発表。	20日	台湾の総統選挙で民主進歩党の陳水扁総統が再選。
22日	DOD、MDの一環として、高性能レーダーを備えたイージス艦を日本海に常駐配備する方針を明らかに。イングランド海軍長官の発言。		

核：軍備と軍縮		その他の事項	
22日	OPCW、リビアが申告したリストに基づく化学兵器や兵器製造施設の確認などの初期査察を終了と発表。		
24日	米国、WMD拡散阻止のために「適切かつ効果的な法規」施行などの措置をとるよう求めた決議案を国連安保理に提出。		
26日	「国防科学委員会」、核兵器と通常兵力を組み合わせた中長期的な米軍攻撃能力に関する報告書「将来の戦略攻撃力」を公表。		
26日	北朝鮮での軽水炉建設事業を昨年12月に停止したKEDO、事業停止後2回目となる公式理事会をニューヨークで開催。		
28日	イランに派遣のIAEA査察チーム、中部ナタンツで査察を再開。		
31日	米上院、米国がIAEA保障措置協定の追加議定書批准を認める法案を可決。	31日	米太平洋軍ファーゴ司令官、下院軍事委で証言し、08年退艦の空母キティホークの後継艦に「最も能力のある空母」を配備したいと述べる。
		4月	
4月2日	米政府、イランにWMDやミサイルの部品などを輸出したとして、7カ国・地域の計13社に対して、米政府との取引禁止などの制裁。	2日	日米両政府、合同委員会で、日本国内で罪を犯した米兵容疑者の取調べに米側捜査官の同席を認める等地位協定運用改善で合意。
5日	カートマンKEDO事務局長、欧州議会で北朝鮮の核開発について証言し、「北朝鮮は無制限にプルトニウム型の核兵器を製造できるだろう」と発言。		
6日	イランのアガザデ原子力庁長官、エルバラダイIAEA事務局長と協議。ウラン濃縮に用いる遠心分離機の製造や組み立てを「9日に停止する」と発表。	7日	小泉首相の靖国参拝について、福岡地裁が違憲判決。
7日	北朝鮮の核開発問題を巡る日米韓3カ国の非公式外務省局長級協議始まる（～8日）。	8日	カタールの衛星テレビ、イラクでの日本人3人の拘束を報じる。日本政府は自衛隊を撤退させない方針を主張。（4月15日、解放）
9日	イラク・サマワで米憲兵隊員としての任務についていたNY州兵が記者会見。尿検査で劣化ウランによる放射能汚染が判明と公表。		

核:軍備と軍縮	その他の事項
12日付　北朝鮮の秘密の地下核施設で3個の核爆弾を見せられたとのパキスタンのカーン博士の証言がNYTで報道される。	
21日　**イスラエルの核開発に関する機密情報を英紙に暴露し、国家反逆罪などで約18年服役していた元原子力技師バヌス氏が出所。**	
25日　小型核の研究解禁について、米国のWMD不拡散政策に悪影響を与えず、ロ・中との核軍拡競争を招く要因にもならないとの報告書を米国務省などが3月にまとめていたと明らかに。	
26日　**2005年NPT再検討会議の第3回準備委員会、NYの国連本部で開催(～5月7日)。**	26日　横須賀の原子力空母配備問題について、沢田横須賀市長、原子力空母の配備に事実上反対の意向を表明する書面を川口外相あてに提出。
27日　ケイディッシュMDA局長、MDシステムについて、今年中に地上配備型の迎撃ミサイル約10基の実践配備を完了すると発言。	
28日　**安保理、WMD不拡散に関する米国提案の決議案を全会一致で採択。**	28日　米CBSテレビ、米兵がイラク人捕虜を虐待した証拠写真を放映。
29日　中国外交部の孔泉・報道官、北朝鮮の核開発問題に関する6か国協議の作業部会を5月12日に北京で開催すると正式発表。	
5月3日　四日市港管理組合、米軍艦船が入港する際に核兵器搭載の有無を国に照会するなどの対応マニュアルを作成、4月から運用を始めたことが明らかに。	5月
4日付　北朝鮮の金最高人民会議常任委員長、いかなる相手にも核関連物質を売却しない」と発言。英紙フィナンシャル・タイムズなど。	4日　日本人拉致問題をめぐって日朝政府間協議が開催される。
6日　日米両政府、海上配備型の迎撃ミサイルSM-3の日米初共同飛行実験を05年後半に実施することで大筋合意していることが明らかに。	
7日　4月26日からニューヨーク国連本部で開催のNPT再検討会議準備委員会、厳しい対立、混乱ののち、合意なく終了。	

核:軍備と軍縮	その他の事項
10日　横浜地裁、軍事転用可能なインバーター(周波数変換機)の北朝鮮への不正輸出事件で、貿易会社社長らに有罪判決。	
10日　日本は70年代初頭に最大30個の核を製造する能力をもつなどと米政府の軍備管理軍縮局が分析した、1965年作成の機密報告書が	
12日　北朝鮮核開発問題をめぐり、6月末に開催予定の第3回6か国協議に向けた初の作業部会が北京で始まる(～15日)。	
12日　ARF高級事務レベル協議、米政府が取りまとめた輸出管理強化などを求める「大量破壊兵器不拡散」声明案を承認。	
12日　米政府、PSIの強化策として、パナマとの間で、米国がパナマ船籍を持つ船舶に対し公海上での臨検を可能とする2国間協定に調印。	
12日　ブルックスNNSA局長、核管理の安全上の問題などから実験が必要な事態になれば「(再開に)ためらいはない」とワシントン市内の講演で語る。	
13日　ボルトン米国務次官、リビア政府が北朝鮮などとの兵器や軍事関連技術の取引を中止することを決め、米英政府に確約したと発表。	
16日　パウエル米国務長官、イラク戦争開戦前の安保理演説で示したイラクの生物兵器施設に関する情報について「結果的に不正確で誤りだった」。	
20日　KEDO理事会、北朝鮮・琴湖での軽水炉建設事業の停止を継続することなどを確認する声明を発表。現場の維持・管理費用が年間108億円にのぼることを明らかに。	20日　米下院本会議、DODが05年に策定を予定しているBRAC計画を2年間先延ばしにする内容を含む05会計年度国防認可法案を可決。
	20日　**国民保護法案など有事関連7法案、衆院本会議で自民、公明、民主3党などの賛　成多数で一部修正のうえ可決。参院に送付。**
22日　米紙NYT、リビアが01年に「核の闇市場」から買った1.7トンの六フッ化ウランは、北朝鮮から売却されたことを示す根拠をIAEAがつかんだと報じる。	

	核：軍備と軍縮	その他の事項
22日	イランのフセイニ・ウィーン国連代表部大使、同国の核開発の全容を示した新たな報告書を21日にIAEAに提出したと発表。ロイター	**22日　小泉首相、北朝鮮を訪問し、平壌市内の大同江迎賓館で金正日総書記と会談。**
24日	国連安保理、6月末までのイラクへの主権移譲に向けた新決議に関して協議。米英両国は新決議草案を提示。	
25日	**NNSA、通算21回目の未臨界核実験「アーマンド」をネバダ核実験場で実施と発表。**	
26日	86年に英紙記者としてバヌヌ氏を取材し、イスラエル核保有疑惑を報道したフーナム氏、国内で治安当局に拘束される。27日、釈放。	
26日	26日付の米紙NYT、過去のイラクのWMD関連記事に、「信頼の置けない情報」に基づいた誤りがあったと認める検証記事を掲載。	
27日	NSG総会、スウェーデンのイエーテボリで開催。28日、中国、リトアニア、ラトビア、マルタの4カ国の新規加盟を承認し閉幕。	
28日	マレーシア警察当局、カーン博士の右腕として「核の闇市場」で暗躍したスリランカ出身のビジネスマン、タヒル氏を拘束。AP通信。	
28日	DOD、中国の軍事力に関する年次報告書を米議会に提出。台湾海峡に沿って配備された短距離弾道ミサイルの増強などを指摘。	
28日付	米紙WT、20日のKEDO理事会で、米が現在停止中の北朝鮮での軽水炉建設事業を今年12月で廃止するよう提案したと報道。	
29日	北朝鮮の朝鮮中央通信、リビアに六フッ化ウランを売却したことを示す証拠があるとのNYT報道を否定。	
29日	**パキスタン軍、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「ハトフ5」（別名ガウリ）の発射実験に成功。**	
31日	ロシア外務省、WMDを阻止する国際的包囲網構築を目指すPSIへの参加を発表。	

第2章

特別記事

1．モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」　梅林宏道　ピースデポ

2．クロノロジー「北朝鮮（DPRK）核危機」　ティモシー・L・サベジ　韓半島平和フォーラム・アドバイザー

3．水爆実験「ブラボー」から50年：ビキニ水爆被災の現在を問う　竹峰誠一郎　早稲田大学大学院博士課程後期

4．有事法制と自治体　田巻一彦　ピースデポ

特別記事 1

モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」

梅林宏道

共通の安全保障

非核兵器地帯とは、言うまでもなく核兵器を制限しようとする努力の一つである。しかし、実際にはそれ以上の重要な意味を持っている。世界にはすでに四つの非核地帯条約があるが(64ページのコラム・ファクト1参照)、多様な歴史的条件をもっているそれぞれの地域の平和構築と維持に大きな役割を果たしているのである。非核兵器地帯は、単に核軍縮・不拡散のためだけではなく、広義の地域安全保障のために追求され、達成され、維持されてきた。

私たちの住む東北アジアについても例外ではない。最近の情勢においては、東北アジア非核地帯の問題は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核兵器開発疑惑に関連して注目されている。しかし、この地域のほとんどの市民は、その問題は単に核兵器の問題ではなく、地域の平和と安定全体に関わる問題だと考えているであろう。日本による植民地支配と侵略戦争以来続くこの地域の不和と不信の歴史を考えたとき、東北アジア非核地帯を実現する仕事は、東北アジアの国際関係の地図を塗り替えるような大きな意義のある事業である。

日本政府・与党勢力は、北朝鮮の核兵器の問題を日本の軍事能力の拡大(ミサイル防衛)や軍事体制の強化(周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法)のために巧みに利用してきた。この方法は、地域の安全保障に対する旧態依然たる軍事的発想による対応であり、このアプローチでは地域の平和と安定は確保できず、逆に緊張を高める結果を招くであろう。それに引き替え、東北アジア非核地帯の設立を目指す事業は、それとまさに正反対のアプローチである。同じ懸念に対して、軍事力に訴えるのではなく、北朝鮮も日本も、地域の国すべてが共通に享受できる安全保障の仕組みを、協力しながら創造する具体的な道を提案しているのである。

「スリー・プラス・スリー」案

1996年以来、私たちは「スリー・プラス・スリー」構想という具体的提案を持って東北アジア非核地帯の現実性を訴えてきた。下の表のように、冷戦後、東北アジア非核地帯条約について、さまざまな具体的な提案が出されてきた。しかし私たちは、以下にも随所で触れるようないくつかの理由から※1、日本、韓国、北朝鮮の3か国が非核国として非核地帯を形成し、周辺の核兵器国である米国、ロシア、中国がその非核地帯を尊重し、地帯への核兵器を配備せず、また地帯への核兵器の使用も威嚇も行わないという安全の保証(消極的安全保証)を与えるという「スリー・プラス・スリー」構想を強く推奨したきた。

東北アジア非核地帯の提案
文献から見た主な年表

1995.3	エンディコットら、円形、楕円形の限定的非核地帯案
1995	アンドルー・マック、南北朝鮮・日本・台湾による非核地帯案
1996.3	金子熊夫、円形非核地帯案
1996.5	梅林宏道、南北朝鮮・日本のスリー・プラス・スリー案
1997.10	エンディコットら、第一段階として韓国・日本・モンゴルの非核国家連盟案

最近の私たちの努力は、少しずつ着実に前進してきた。2001年1月30−31日には、日本の諸団体や韓国の諸団体とともに韓国ソウルで「東北アジアにおける平和と非核地帯のための会議」を開催した。2002年秋には、非核地帯構想を中心とする東北アジアの協調的安全保障の枠組みについてトヨタ財団から2年間の研究助成を受けることができた。その結果、より積極的に国際的、国内的な努力を強化できるようになった。

その最初の大きな節目は、2003年4月30日、ジュネーブにおけるNPT再検討準備委員会の時に訪れた。その時、私たちは、各国政府代表を前に、東北アジア非核地帯の意義を訴える機会を得たのである。NGO意見表明の公式セッションにおける11人のNGO意見発表の中の一つとして、私は日本のNGOとして初めての意見発表をする機会をもった。初めての意見発表のテーマが地域の安全保障問題についての構想提起であったことは、極めて大きな意味があると私は考えている。北朝鮮を除く「スリー・プラス・スリー」関係国すべての代表が発表を聴いていた。



2003年4月30日、ジュネーブNPT再検討準備委員会における
NGO公式セッション

意見発表の全文は、原文(英文)としては国連に記録されているが、日本語の全文はどこにも掲載されていないので、以下に全文を掲載しておく。※2

■NGO意見発表・全文
DPRKのNPT脱退危機と東北アジア非核地帯

議長、各国代表、友人の皆さん。

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK、北朝鮮)の核不拡散条約(NPT)からの事実上の脱退は、心が痛む遺憾なできごとであります。事実上の脱退はNPT史上初めてのことであります。NPTは、国際司法裁判所(ICJ)が1996年の勧告的意見で述べたように、「あらゆる分野における核軍縮を導く交渉を完結させる」ことを、すべての加盟国に対して義務づけており、核軍縮へのかけがえのない基礎となっています。私たちは、DPRKがNPTからの脱退を再考し、NPTに合致した手段を通じて核兵器のない世界を実現しようとする人類の奮闘に再び合流するよう、心から要請します。

DPRKのNPT脱退宣言に至る最近の経過をつぶさに観察するとき、私たちは、国際社会に誠意が支配しなければ、条約がいかに脆いものであるかを思い知らされます。2003年1月10日の北朝鮮のNPT脱退宣言は、国家の「主権と安全は米国のDPRKに対する悪意ある敵対的な政策のために深刻に害されようとしている…」、「ブッシュ政権が登場してから、米国はDPRKを悪の枢軸の一つに数え、その体制に反対する政策を採用している…」と述べています。この声明は、その内容に同意するか否かにかかわらず、NPTという条約が、一国の安全保障全体の文脈の中に置かれてい

ることを明白に示しています。米国大統領による有名な「悪の枢軸」演説が行われた僅か15か月前の米朝共同コミュニケを想起したいと思います。2000年10月12日に出されたそのコミュニケには、両国は蜜月にあるかのように、次のように宣言しました。「いずれの側も相手に敵意を抱かない。そして両政府は、過去の敵対関係を清算して新しい関係を築くために今後全力を尽くすことを誓約する。」その後の15か月の間に米朝の状況に関して起こった唯一の公にされた重要なできごとは、米国における政権の交代だけであります。その後の米朝関係の悪化を見るとき、私たちは、いやしくも信頼できる国際関係が成立するためには、最低限、独立国間の合意事項の連続性が保証されなければならないことを、再確認する必要があります。

NPTからの脱退宣言にもかかわらず、DPRKは、「少なくとも現段階」では非核兵器国に留まることを公式に誓約しました。脱退声明のなかで、「NPTから脱退するが、我々に核兵器を生産する意図はない。現段階における我々の核活動は平和目的だけに限られるであろう」と北朝鮮は述べています。このような状況の下で、一方では北朝鮮にNPTへの復帰を求め続けると同時に、東北アジアにおける核の不安定化を封じ込めるために東北アジア非核地帯を設置することが、ますます緊急の課題になっています。私たちは、トラテロルコ条約が、1998年にブラジル――核技術をもった地域の大国でした――がNPTに加盟するまで、非核ラテン・アメリカを確保してきたことを私たちは想起すべきであります。実際には、東北アジア地域においては非核地帯はさらに大きな意味を持っています。

各国代表の皆さん。

東北アジアは特別の地域であることを想起していただきたいと思います。そこでは、広島、長崎で数十万の日本人と十万人の朝鮮人が被爆したのです。朝鮮人の多くは、日本の植民地支配下で強制的に日本に連れて来られた人たちでした。当然ながら、この地域の人たちは壊滅した市街と、57年間にわたって被爆者とその子孫が被った苦しみを目撃してきました。それによって核兵器が何たるかを知っています。このような類例のない歴史を持つ地域において核兵器の拡散が起ころうとしているのです。これは、この地域における安保政策や慣習がまったく失敗であったことを意味しています。被爆の歴史にもかかわらず、政府は核兵器の非人道性について地域的な規範を確立することに失敗しました。それどころか、政府は核兵器でお互いに脅迫し合っているのです。

日本の一市民として、私は日本政府の責任に触れないわけにはゆきません。広島、長崎が人間に及ぼした結末を知りながら、日本はなぜ米国の

核兵器の傘に依存しているのかと問われたとき、日本の市民は世界の人々に何と応えればよいのでしょうか。日本は、平壌を第3の広島、長崎にすると脅すことによって自国の安全を確保しようとしているのでしょうか。被爆者が発してきたもっとも重要なメッセージは「これ以上被爆者を作るな！」でした。私たちは、日本が国連総会に提出している「核兵器の完全廃棄への道程」決議を歓迎します。また、完全廃棄にはステップ・バイ・ステップのアプローチが必要だということにも同意します。だとすれば、私は日本政府に、日本がどのように米国の核抑止力から脱却しようとしているのかを示してほしいのです。それは、2000年NPT再検討会議で日本自身も誓約した13項目合意の一つを順守することでもあります。その項目は「核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」と述べています。私たちは、非核地帯が、この目標に向かう真の一歩になると信じます。

各国代表の皆さん。

現在の北東アジアにおける安全保障の基本構造は極めて単純であります。地域外の超大国、つまり米国との軍事同盟関係によって二つのブロックに分断されているのです。この地域に前方展開する10万人の米軍が、常に地域安保の方程式における鍵となる因子でした。そのため、あらゆる安保議論が最初から軍事の言葉で語られてきました。最新の例は、米国のミサイル防衛計画が引き起こしているミサイルとミサイル防衛のいたちごっこです。私たちは、このような「平和の文化」ならぬ「武器の文化」を拒否し、克服しなければなりません。この地域の政府も市民も、この地域の安全保障を協調的な対話をとおして建設する責任があるのは、地域の市民自身であるという原則にもどる必要があります。非核地帯はそのための有力な第一歩となります。

東北アジア非核地帯に関して、私たちは、関係国がすでに宣言している公式政策に基礎を置く現実的なシナリオを提案しています。それは、三つの非核国、つまり韓国、北朝鮮、日本が非核地帯の中核の国となり、中国、ロシア、米国の核兵器国が支援国として非核地帯を構成するものです。このようなスリー・プラス・スリー体制は、1992年の南北朝鮮による朝鮮半島非核化共同宣言と、以前からの日本の非核三原則を基礎に築くことができます。これらの政策によって、三か国は地帯内において核兵器の実験、製造、保有、配備などをしないという条項に同意できるはずです。日本の巨大なプルトニウム貯蔵を目前にして、南北朝鮮は朝鮮半島だけの非核化に慎重にならざるを得ないことを考えると、三か国が一つの検証体制

に組み込まれることが不可欠であります。その意味で、非核朝鮮半島はその範囲を拡大し、日本を単一の制度に組み込む必要があるでしょう。

スリー・プラス・スリー体制において、三つの核兵器国は、非核地帯に対して核攻撃や核攻撃の威嚇を行わないという法的拘束力のある安全の保証を与えることが要求されます。このような保証は、1998年の国連安保理決議984を含めて、三か国の政策と対立するものではありません。中国は、無条件の安全の保証を与えているという点において、より厳密な政策を持っています。また、1998年、2002年のNPT再検討準備委員会の米国の主席代表であったノーマン・ウルフ大使が、1998年に消極的安全保証について次のように述べたことを想起しておきたいと思います。「我々は、非核地帯が関与する地域的アプローチが、この(法的拘束力のある消極的安全保証)分野において前進を遂げるための最善の機会を与えてくれると信じている。」その上米国は、1994年の枠組み合意において、枠組みの他の条項が履行されたときには、「米国は、米国による核兵器の使用や使用の威嚇を行わないという公式の保証を北朝鮮に与える」という内容に署名しました。現時点では、この枠組み合意は有効では無くなっていますが、この最近の前例は、ある条件下で米国が安全の保証を誓約する用意があることを示している点で重要な意味があります。また、中国とロシアによる法的拘束力のある安全の保証は、日本が主張するところの核の脅威から日本を解放し、したがって米国の核抑止力への依存から日本を解放することになります。

朝鮮半島の平和的な統一を確認した2000年6月の歴史的な南北首脳会談から2年経って、東北アジアではもう一つの歴史的な首脳会談が行われました。2002年9月に日本の小泉純一郎首相とDPRKの金正日・国防委員会議長が、平壌宣言に署名をしたのです。宣言においては、両国は、「(地域の諸国が)地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備して行くことが重要であるとの認識を一にした」と述べています。三か国による東北アジア非核地帯についての交渉は、これら最近の首脳会談によって作られた基礎を固めることのできる現実的な手段であると私たちは信じます。

結論として、準備委員会に対して次の勧告を行って私の発表を終えたいと思います。

1) 準備委員会が、北朝鮮に対してNPTへの明確な参加を要請するとともに、核問題を含む地域の安全保障問題の解決のために、東北アジア三か国――韓国、北朝鮮、日本――に対して、核保有国による法的拘束力のある安全の保証条項を備えた非核地帯を確立するため交渉を開始するよう奨励すること。

2) 東北アジア諸国及び中国、ロシア、米国など他の関係国の間の建設的な協議が進展するよう、ASEAN地域フォーラム(ARF)――アジア太平洋の唯一の安全保障問題に関する多国間地域フォーラム――が調停の役割を果たすことを期待します。そのために、来るべき6月18日にミャンマーで開催されるARFを最大限活用するよう、準備委員会はASEANの指導者たちに要請して下さい。これら六か国はすべてはARF参加国です。

3) 北朝鮮を含む特定の国を名指しして、先制核攻撃を加えるという米国の危険な核政策の放棄を求めること。その政策は、必要以上の緊張と猜疑を生み出し、NPTの下で与えられている安全の保証を損なうことによって、国際平和と安全に対する大きな脅威となっています。

ご静聴ありがとう御座いました。

モデル条約の提案

上記のNGO意見発表と同じ日、ピースデポは韓国のNGO「韓半島平和市民ネットワーク(CNPK)」と共催で、ジュネーブ国連本部内の会議室でワークショップ「北朝鮮のNPT脱退危機における東北アジア――戦争ではなく非核地帯を」を開催した。[※3]


2004年4月28日、ニューヨークNPT再検討準備委員会におけるモデル「東北アジア非核兵器地帯条約」を提案するワークショップ

この努力は、2004年も継続された。2004年4月28日、NPT再検討準備委員会が開催されているニューヨーク国連本部において、ピースデポはモデル「東北アジア非核兵器地帯条約」を提案するワークショップを開催したのである。その時も韓国のCNPKとの共催であった。ジュネーブでの経験を基礎にして、ニューヨークではモデル条約を用意して議論することが日韓両団体で合意され、梅林が起草することになった。起草した第1案は韓国に送られ、CNPK関係の専門家による予備的な討論が行われた。その結果を踏まえて一部の修正を経た第3案が、ニューヨークでの討論資料となった。このモデル条約第3案の全文を、その時に用いられた注記とともに本稿の末尾に掲載した。(57ページ)

モデル条約の冒頭に書いたように、この草案はあくまでも「たたき台」であり、今後多くの市民や専門家の討論によって改善されてゆくことを期待している。

モデル条約の登場は、私たちの最近の努力において、NGO意見発表に次ぐ二つ目の節目をなすメルクマールである。モデル条約を作成することの意義として、次の三つを挙げることができる。

第一に、「隙間のない」条約の形に仕上げることによって、全体の統一性を保ちつつ、さまざまな観点から出される争点を抽出し、検討することが可能になる。

第二に、東北アジアの地域市民が、東北アジア非核地帯がどのようなものであるかに関して、より正確に理解し、その重要性と現実性を確信するための手助けとなる。

第三に、政府関係者や議員が行動を起こすために利用可能な基礎資料となる。国内的、国際的なロビー活動の有力な材料になる。

以下では、モデル条約の主な特徴を解説するとともに、残された主な課題に触れることにする。文末のモデル条約を参照しつつ、読んでいただきたい。

「スリー・プラス・スリー」六か国条約

他の条約にはないこのモデル条約の特徴の第一は、三つの非核国と三つの核兵器国よりなる六か国条約となっていることである。従来の私たちの「スリー・プラス・スリー」案では、条約本体を非核三か国で構成し、その議定書に核兵器保有の三か国が参加するという構想であった。いずれの案にも一長一短があるが、モデル条約としては六か国条約を採択した。

モデル条約第1条(定義)にあるように、ここでは、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の領域(領土、領海、領空など)を非核地帯とし、条約加盟国は地帯内国家(上記三か国)と近隣核兵器国(米、ロ、中の三か国)に大別される。

そして、地帯内国家が非核国家としての基本的義務を負い(第3条1(a)、(b))、近隣核兵器国はそれを尊重し、地帯に「核攻撃・攻撃の威嚇をしない」(消極的安全保証)という基本的義務を負う(第3条2(a)、(b))。これがモデル条約の眼目である。

消極的安全保証が条約本体に入ることによって、北朝鮮や日本は、懸念される国からの保証を得られないまま、まず条約を成立させ、その後に議定書による安全の保証を待つという条約よりも、同時的に安全の保証が得られる利点を感じるであろう。それだけ条約の魅力が増し、実現を速めることにつながる。一方、とりわけ米国が北朝鮮に安全の保証を与えることに時間がかかるとすると、この構想では条約の成立そのものが難航することになる。まず三か国で条約を成立させる方が容易であるとするならば、その利点を失うことになる。

国際情勢の動きの中で、より実現性の早い道を選べばよい。

「核の傘」の放棄

他の非核地帯条約にはないモデル条約の特徴の第二は、地帯内国家にいわゆる「核の傘」の放棄を義務づけていることである(第3条1(c))。現在のオーストラリアのように、南太平洋非核地帯の中にありながら米国の核抑止力に依存する国防方針を持っている状態が許されるとすると、東北アジア非核地帯では緊張緩和の効果が半減する。つまり、この条項がなければ、日本は、理論上、非核地帯条約下においても中国やロシアの大規模通常戦力による攻撃に対して、米国の核抑止力に依存する政策を持つことが可能である。

しかし、この状態は、実は日本のNPT上の義務違反になる。2000年のNPT合意では「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」に加盟国全てが合意した。にもかかわらず、非核地帯下で核抑止力依存を温存するとすれば、「非核攻撃に対して核兵器使用」を想定していることになり、日本が「防衛計画の大綱」において「核兵器の脅威に対して米国の核抑止力に依存する」とした限定的な位置づけを変更し、核兵器の役割を拡大することになる。このようなNPT合意への逆行は、地域の緊張を高めるであろう。核兵器の非人道性を知る被爆国が、断じて取ってはならない道である。

その意味で、安保政策のすべての側面において核兵器への依存を廃した第3条1(c)項は、非核地帯条約としては斬新なものであるが、日本にとっては当然の条項である。

被爆体験の伝達義務

第三の特徴は、前文に書いてあるように、東北アジア非核兵器地帯は、広島、長崎を含み、多くの被爆者が現存する地域において作られる初めての条約であることに起因する。そこで、地帯内国家に対する基本的義務として

被爆の実相を伝え、核軍縮の緊急性を訴える義務を課した(第3条1(d))。

核軍縮教育を義務化した初めての条約だと言えるであろう。義務の具体化において何をするかという内容には、条約は触れておらず、地帯内国家の自主性に委ねられている。

エネルギー確保上の非対称問題

第四の重大な特徴として、第4条(原子力の非軍事的利用)4項に述べられている「エネルギー協力体制の発展義務」がある。

前文で述べているように、東北アジア非核地帯条約の基礎として、1992年の「朝鮮半島非核化に関する南北共同宣言」と、1967年以来の日本の国是「非核三原則」がある。したがって、東北アジア非核地帯条約は、これらの到達点より後退してはならないであろう。その観点から問題になるのが、南北非核化宣言では核兵器不拡散の立場からウラン濃縮施設や使用済み核燃料の再処理(プルトニウム抽出)施設を禁止しているにもかかわらず、日本はすでに両者を重要なエネルギー政策の一環として利用していることである。

原子力エネルギーに関して、世論が二分されていることは日本においても韓国においても同じである。この問題の決着を一つの条約に託すのは無理であろう。モデル条約の眼目である地域安全保障の問題は、それ自身極めて重要かつ緊急の課題である。そこで、モデル条約では、結果として生じるエネルギー確保上の非対称問題を、善意の協調の精神で解決してゆくことを義務づけることにした。「安定的で持続的なエネルギー確保」を、地域的な課題として解決してゆく仕事は、それ自身膨大な作業を必要とする仕事である。朝鮮半島側からすれば、日本の施設の国際管理・共同使用という要求もあり得るであろうし、ロシア・ウラジオストックの余剰電力の利用への日本の建設協力という可能性、さらに非原子力エネルギーの共同開発など、さまざまなことが考えられる。もちろん、日本自身のエネルギー政策の転換もテーマとなる。

軍艦の寄港・領海通過

韓国のNGOから強く出されている主張は、核兵器を搭載する軍艦、航空機の寄港、一時通過を禁止すべきであるという主張である。この強い主張

が、原則的主張という性格のものであるのか、政治のダイナミズムの中に置かれた争点から発生したものであるのか、日本の私たちはまだ充分には理解できていない。

94年の米朝枠組み合意の交渉過程において、北朝鮮側が米軍艦の非核化を強く主張し、米国が立ち入り検証を含めて、それに合意する寸前までいったという情報にも私たちは接している。この文脈が今も生きている可能性もある。今しばらく、NGO間の対話を深めなければならない状況である。

日本では、とりわけ80年代このかた、私たちは非核三原則との関係で、この問題に精力を注いで取り組んできている。現在も未解決の問題であるが、同じ主張を繰り返すのでは状況の打開は望めない。新しい具体性のある切り口を探るべきところに立たされている。一つの側面としては、情報公開法を用いて事前協議制に関する密約問題の究明が続けられている。

モデル条約は、その意味で、新しい切り口でこの問題に迫ろうとしている。つまり、日本政府が密約の存在を否定し続け、非核三原則のもとで米国に対して取っていると主張している事前通告・協議義務を、すべての近隣核兵器国を対象に明示的に義務づけようとしているのである(第3条2(c))。日本政府が反対できない形で非核三原則に法的拘束力を持たせる試みである。しかし、無害通行権の解釈との関係において、条文の文言には、いっそうの工夫の余地があると思われる。

ただ一方で、この問題を重要問題としてハードルを高くするのが得策かどうか、という判断も常に念頭に置く必要がある。現存の非核兵器地帯条約が、すべて解釈のあいまいさを残したまま成立させているところにも一つの智恵がある。

検証の問題

韓国のNGOと確認し合ったもう一つの残された課題は、モデル条約では未完とされている「管理制度に関する付属書」(第8条2(c)、第9条2(b))を完成させることである。この付属書は、条約遵守に関する検証の問題を、技術的具体性を検討しつつ制度するものでなければならない。相互不信の強いこの地域で、どのような斬新な内容を工夫できるかが問われている。米軍基地における検証、もし寄港を禁止するとすれば、その軍艦における検証方法などが検討されなければならない。

モンゴル

モンゴルを非核兵器の地帯内国家として加えて、「フォー・プラス・スリー」にする可能性も、引き続いて検討に値する課題である。地理的に隣接しない「飛び地」の非核国家を含む条約になるが、モデル条約では、条約内部の分類上の「飛び地」に過ぎない。条約加盟七か国は隣接している。

この構成の利害得失については、情報に基づいた冷静な検討が必要である。国際的な非核地位を獲得しているモンゴルという積極的な非核政策の国を含めることは、間違いなく交渉推進にプラスの要素と考えられる。しかし、中央アジア非核地帯条約において障害となっていると伝えられるロシアの利害（緊急時における核兵器の陸上輸送の権利）など、ロシアと中国の狭間にある内陸国特有の問題が、新しく生じることが予想される。

モデル条約を提案した後、これをいっそう改善すること、広く各界各層の人々に関心を喚起すること、を課題として活動が継続されている。日本においては、国会議員への問題提起がとりわけ重要な課題である。

1 たとえば「戦争ではなく非核地帯を！――2003年4月30日・ジュネーブ国連ワークショップの記録」（ピースデポぶっくれっと）
2 要約が『朝日新聞』に掲載された。「私の視点：北東アジア「3+3」で非核地帯を」（『朝日新聞』2003年4月25日）
3 注1の「ぶっくれっと」がその記録である。

モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」（案）

（草案3、2004.4.21）

（以下の案は、今後、多くの専門家や関心のある市民が議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成された。梅林宏道）

前文

この条約の締約国は、

東北アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、

一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、

同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、

それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、

非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、

その設立が、1997年に発効した「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、

その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、

次のとおり協定した。

第1条　用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

(a)「東北アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。

(b)「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。

(c)「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。

(d)「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。

(e)「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。

(f)「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。

(g)「放射性物質」とは、国際原子力機関(IAEA)の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンプション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。

(h)「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。

(i)「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。

(j)「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

〔メモ〕

1．第1条(b)　他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、東北アジア非核兵器地帯には、「群島水域」は存在しないので削除した。

2．第1条(c)　国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。

3．第1条(c)(d)(e)　この条約の一つの特徴は、(e)の締約国が、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」に大別されていることである。このモデル条約草案では、地帯内国家を南北朝鮮と日本の3か国としたが、モンゴルを加えて4か国にする案も検討に十分に値する。モンゴルを加えることによって発生する利害得失を、情報に基づいて冷静に考察することが重要である。

4．第1条(f)　「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約によった。

5．第1条(g)(h)　「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、バンコク条約によった。

6．第1条(i)(j)　「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリンダバ条約によった。

第2条　条約の適用

1．別段の規定がない限り、この条約は「東北アジア非核兵器地帯」に適用される。

2．領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。

3．この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。

第3条　核爆発装置に関する基本的義務

1．地帯内国家の義務

地帯内国家は、次のことを約束する。

(a)東北アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、開発、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。

(b)他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。

(c)自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置に依存することを完全に排除する。

(d)1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

2．近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。

(a)東北アジア非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用しない。また使用の威嚇を行わない。

(b)地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。

(c)近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

〔メモ〕

7．第2条3項　「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。

8．第3条1項(a)　ここに列記されている義務項目は、「南北共同宣言」に、研究と開発を加えたものである。

9．第3条1項(c)　これは、他の非核兵器地帯条約にはない条項である。2000年NPT再検討会議の最終文書において、加盟国が「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことに合意したことを受けて導入した。この条項は、いわゆる「核の傘」依存の放棄を意味する。核兵器保有国の核抑止力に依存することを禁止することによって、地域の緊張緩和をいっそう促進することができる。

10．第3条2項(a)　この条項は、他の非核兵器地帯条約においては付属議定書に含まれている消極的安全保証の規定であるが、三つの核兵器国がこの地域に有する安全保障上の関与の深さを考慮し、条約本体に包含させることとした。

安全の保証を条約本体に入れることで、北朝鮮や日本の安心感が増加し、条約交渉へのインセンティブが増すというメリットが考えられる一方、米国が条約の成立についてより慎重になるというディメリットがあるであろう。

第4条　原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。
4. 地帯内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させなければならない。

第5条　放射性物質の海洋投棄と空中放出

地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。

(a)東北アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。

(b)東北アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条　核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、東北アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないことを約束する。

第7条 東北アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために東北アジア非核兵器地帯条約委員会(以下、「委員会」と言う)を設立する。

(a)委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。

(b)委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。

(c)委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。

(d)委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。

(e)委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びその他の役員が新たに選出されるまでとする。

(f)委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

第8条　執行委員会の設立

1. 委員会の下部機関として執行委員会を設立する。

(a)執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。

(b)執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。

(c)執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。

(d)執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。

2. 執行委員会の任務は次の通りとする。

(a)第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。

(b)第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しかつ決定すること。

(c)本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。

(d)事実調査団の調査結果について検討しかつ決定して、委員会に報告すること。

(e)適切かつ必要な場合に、委員会に

〔メモ〕

11. 第3条2項(c)　この条項は、現在、日本政府がとっている方法であり、これをすべての地帯内国家に適用することは可能であると考えられる。日米間に事前協議を義務づけない秘密合意があるとする主張があるが、日本政府は繰り返しこれを公式に否定している。

　また、東北アジア非核兵器地帯に接する海域(黄海、東シナ海、日本海(東海)、太平洋)は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡(対馬海峡西水道)では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡(ラ・ペルーズ海峡)では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。

　この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項(e)として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。

　第3条1.(e)　地帯内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通行、通過通行の権利に含まれない方法での領海の一時通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。

12. 第4条4項　この条項は、1992年の「南北共同宣言」においては、ウラン濃縮施設や再処理施設が禁止されていたにもかかわらず、日本はすでにそれを持っている現状からくる、エネルギー政策上の不平等をどう解決してゆくかという重要な問題に関係している。この問題の具体的解決策を盛り込むことは極めて膨大な作業を必要とし、おそらくこの条約の範囲を超える課題であると考えられる。モデル条約は、この問題に協力して取り組むことを定めた。

13. 第7条、第8条及び第9条　「東北アジア非核兵器地帯委員会」「執行委員会」に関しては、バンコク条約の関係条項を参考にした。

14. 第7条(b)　「東北アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱った。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。

15. 第7条(e)　「東北アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。

16. 第8条2項(c)及び第9条2項(b)　「管理制度に関する付属書」の案は、未完である。

対して委員会会合の招集を要請すること。
(f)委員会からしかるべく授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間で協定を締結すること。
(g)委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第9条　管理制度の確立

1. 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理制度を確立する。
2. 管理制度は、以下のものからなる。
(a)第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度
(b)本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しかつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

第10条　署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される●●に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第11条　留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第12条　条約の改正

1. すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。
2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

〔メモ〕

17. 第9条2項(b)　第7条(b)において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象となったことに関連して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。

18. 第10条3項　発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場面が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的効果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。

19. 第11条、12条、13条、第14条及び第15条　「留保の禁止」「条約の改正」「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、バンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。

第13条　再検討会議

本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を随時開催することができる。

第14条　紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条　有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

東北アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書(案)

本議定書締約国は、
核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって東北アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、●年●月●日に○○において署名された東北アジア非核兵器地帯条約に留意して、
次のとおり協定した。

第1条 東北アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条 核兵器の不使用

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯に対して核兵器、またはその他の核爆発装置を使用しない、また使用の威嚇を行わないことを約束する。

第3条 寄港と通過

議定書締約国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

第4条　署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

〔メモ〕

20. 議定書に関しては、バンコク条約を参考にし、それを簡略化した。

コラム・ファクト 1 非核地帯

非核地帯（Nuclear-Wepon-Free Zone＝NWFZ）とは、一定の地理的範囲において核兵器が排除された状態を創設することを目的とした国際法上の制度をいう。現在、世界には、それぞれ国際条約で規定された、4つの非核地帯が実現している。各条約の呼称は、交渉ゆかりの地名をとってつけられている。

1. **ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約（トラテロルコ条約）**
   （署名：1967年2月14日、発効：1968年4月22日。1990、91、92年に改正）
2. **南太平洋非核地帯（ラロトンガ条約）**
   （署名：1985年8月6日、発効：1986年12月11日）
3. **東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）**
   （署名：1995年12月15日、発効：1997年3月27日）
4. **アフリカ非核地帯条約（ペリンダバ条約）**
   （署名：1996年4月11日、未発効）

これら4つの非核地帯は、鍵となる3点の共通する要件を持つ。

1. **核兵器の不拡散と不配備**（地域内での核兵器の開発、実験、製造、生産、取得、所有、貯蔵、輸送（陸地、内水）、配備などを禁止すること）
2. **消極的安全保証**（地域内への核兵器による攻撃や攻撃の威嚇を禁止すること。5核兵器国に消極的安全保証を求める議定書への参加を求めることにより、これを実現する。これにより、非核地帯は法的拘束力のある「非核の傘」となる。）
3. **条約遵守のための機構の設置**（「ラテン・アメリカ核兵器禁止機構（OPANAL）」「（南太平洋非核地帯条約）協議委員会」「東南アジア非核兵器地帯委員会と同執行委員会」「原子力に関するアフリカ委員会」）

また、中央アジア、中東、南半球、東北アジア、中欧、南アジアについて非核地帯構想が交渉ないし、提案されている。その他、非核地帯の設定を含む国際条約として南極条約がある（1961年発効）。モンゴルは自国の領土を非核地帯にする「非核地位」を宣言している。（1992年）

特別記事 2

クロノロジー「北朝鮮（DPRK）核危機」
（2003年1月～2004年3月）

ティモシー・L・サベジ
（翻訳：市岡真之、山口響、ピースデポ）

概観

◆北朝鮮の核保有―否定から抑止力へ

北朝鮮核兵器計画のジレンマを解決する上で、この15か月間には多くの議論があったものの、進展は皆無に等しかった。北朝鮮政府が、1994年の合意枠組みは無効であると宣言し、寧辺（ヨンビョン）の核施設凍結を監視していた国際原子力機関（IAEA）の査察官を追放してまもなく、2003年という年が始まった。査察官の存在なしでは、国際社会が北朝鮮におけるプルトニウム生産の進行について検証することは、もはや不可能である。数か月間のうちに、北朝鮮は、8,000本の燃料棒の再処理を完了したと主張する。だが、スパイ衛星によってプルトニウム再処理の兆候を探知することができるにもかかわらず、米国と韓国の諜報機関のどちらも北朝鮮の主張を肯定することも、否定することもしていない。

パキスタンの科学者A.Q.カーンによる北朝鮮およびその他の国への核技術の売却に関する告白があったにもかかわらず、この期間を通じ、北朝鮮はウラン濃縮計画の存在を否定し続けた。計画の進行状況に関する諜報機関の報告書には、計画が一年以内に核兵器に使用可能な燃料の生産を開始できるほどに進展しているという主張から、計画がまだ初歩段階にあるという推測まで、さまざまなものがある。こういった情報の乱れに加え、米国がイラクで大量破壊兵器（WMD）計画に関するいかなる証拠も見つけることができなかったという事実により、北朝鮮の核兵器計画の進行状況に関する米国の発表については疑問がもたれている。一方、北朝鮮は、核兵器計画の保有を否定していたこれまでの立場を捨て、代わりに、米国に対する「強力な核抑止

力」をすでに構築したとの主張を始めている。このような宣伝戦術における変化は、おそらく米国のイラク侵略に起因するものである。核兵器生産の疑いをかけられることは侵略をもたらすが、実際に核兵器を保有しているのならば、米政府は攻撃を思い留まるのではないか、という結論に北朝鮮政府は達したようである。

◆圧力を強める米国

北朝鮮の核開発に対する米国の反応は、ブッシュ政権が実利主義者とタカ派の間で引き続き分裂していることを示している。政権は多国間交渉に基づく平和的解決を求めるという公式路線を支持しているが、一方でジョン・ボルトン国務次官や、ドナルド・ラムズフェルド国防長官らは、政権の崩壊が核危機に対する最も好ましい解決策であると公然と語っている。米政府内の最も強硬論者で知られる人々以外には皆、軍事攻撃が実行不可能であると認識している一方で、新保守主義者たちの多くは、北朝鮮を経済的に圧迫することで政権交代を引き起こすことができるのではないかという希望を持ち続けている。この目的のため、ブッシュ政権は、WMD物資あるいは他の輸出入禁制品を運搬している疑いのある船舶の拿捕に関して11か」国が協力するという、拡散防止構想(PSI)を始動させた。PSIは、公的には特定の国にねらいをつけたものではないとされているが、これまでの活動の大部分は北朝鮮に集中してきた。ヘロインを運ぶ北朝鮮の船舶が、オーストラリア海軍によって拿捕されたことは顕著な例である。この間、米議会における対北朝鮮強硬派は、とりわけ脱北者支援を通じて、北朝鮮政府に圧力を加えるための法律を提出した。関与の側面においては、こういったアプローチの成功の証として、去年3回にわたって行われた多国間協議をブッシュ政権は強調した。それらの会合においては実質的な進展はなかったのだが。

◆関与政策を続ける韓国

韓国では、2003年2月に発足した盧武鉉(ノ・ムヒョン)新政権が、金大中(キム・デジュン)前大統領によって始められた関与政策を継続させている。金大中政権が2000年6月の歴史的な首脳会談に向けた調整のために平壌に送金する準備をしていたという暴露は、「太陽政策」に対する国内の支援を衰えさせ、北朝鮮への関与に対する批判を活発化させた。盧内閣自身の

政治的な経験不足に国会の野党支配が重なり、この問題を推し進める韓国政府の力は、とりわけ、乗り気でないブッシュ政権に対して、弱められた。南北朝鮮の接触は継続されているものの、相互連絡鉄道や、開城(ケソン)の工業団地建設といった、すでに合意されたプロジェクトは停止したままである。韓国政界で強まりつつある反盧武鉉感情は、2004年3月中旬の大統領弾劾および職務停止というかたちで頂点に達した。高建(ゴ・クン)大統領代行は北朝鮮に対してこれまでと同じ政策を継続すると誓ったが、憲法裁判所が盧武鉉の永久追放を決定した場合、新たな選挙が行われ、今後の交渉継続に反対する勢力が勝つ可能性もある。しかしながら世論調査は、有権者の大多数が弾劾に強く反対しており、4月15日の議会選挙において野党が大規模な敗退を被る可能性を示している。

◆後退する日朝関係

小泉純一郎首相との2000年の首脳会談において、金正日(キム・ジョンイル)総書記が日本人に対する過去の拉致を明らかにしたことが裏目に出て、日本の世論は北朝鮮への関与に強く反発し、日朝関係は後退した。国交正常化交渉を再開する試みは、日本への帰国を認められた拉致被害者の家族をめぐる論争で行き詰まりを見せた。一方、北朝鮮は、日本政府による拉致問題を6か国協議に持ち出すとの主張や日本に寄港する北朝鮮船舶に対する厳重な査察に対して憤りを表明した。韓国とは異なり、日本は、北朝鮮問題に関して米国に近い立場を支持しており、公式声明では逆のことを言っているものの、日米韓3か国同盟の分裂を露わにしている。

◆解決への遠い道のり

2004年3月現在、北朝鮮の核危機は、その解決からはほど遠いところにある。多国間の対話メカニズムは確立されたものの、北朝鮮のプルトニウム生産を止めることに最低限のところでは成功していた1994年の枠組み合意は、すべての実際的な目的のために破棄された。その結果、あらゆる国際査察の目の届かないところで、北朝鮮に1年以上も核開発を追求することを可能にしてしまった。交渉による解決に達したとしても、北朝鮮政府の過去の核活動に対する検証は非常に困難なものとなる。ブッシュ政権が「完全で、検証可能で、不可逆的な廃棄」を主張し、受容可能な解決のハードルを不

可能なまでに高い位置に置いたという事実を考えると、北朝鮮の核問題が2004年に終結を迎える可能性は実にわずかしかないようである。

2003年

1月 ●北朝鮮、核不拡散条約(NPT)からの脱退を宣言(10日)

6日：ウィーンで行われた国際原子力機関(IAEA)理事会、核不拡散条約(NPT)を遵守する機会をもう一度北朝鮮に与えるという内容の決議を全会一致で採択。北朝鮮が遵守しなければ、この問題は国連安全保障理事会(UNSC)への付託になると警告する。

8日：米国は、いかにIAEA下の義務を果たすことができるかということについて検討するために北朝鮮と直接会談を行う意志を表明するも、いかなるインセンティブについても交渉・提案する意志のないことを強調。

9日：北朝鮮、韓国との政府レベル会談の開催に合意。韓国はIAEA決議の遵守について会談で北朝鮮に圧力をかけると約束する。

10日：北朝鮮、1月6日のIAEA決議を拒否し、NPTからの即時脱退を表明。

14日：中国、北朝鮮核問題に関する協議の主催国となることを提案。

15日：ジョージ・ブッシュ米大統領、北朝鮮が核計画を廃棄すれば、食糧およびエネルギー支援を行うという「大胆な構想」を発表。

16日：北朝鮮、「絵に描いた餅」として米国の提案を拒絶。

18日：モーリス・ストロング米国連特使、北朝鮮訪問から戻り、両国が「お互いの過去について話す」ことをやめなければ、状況は悪化するだろうと警告。4日間の訪朝中、ストロング特使は北朝鮮の金永南(キム・ヨンナム)首相と会談。

20日：ロシアのボリス・ラブソフ外国情報機関所長、CIAの北朝鮮における諜報活動にロシアの情報機関が協力したという報道を否定。

21日：南北協議において北朝鮮の代表団長である金胎星(キム・リョンソン)、核問題を議論する意志がないことを韓国統一相の丁世鉉(チョン・セヒョン)に伝える。

同日：ロシアのアレクサンダー・ロシュコフ副外務大臣、朝鮮半島の非核化・安全保証・経済援助を含む3部計画を提示し、北朝鮮から戻る。

23日：南北赤十字会談が開催され、金剛山における家族再会用の常設センターの建設に合意。

24日：石破茂防衛庁長官、日本に向けたミサイルに北朝鮮が燃料を充填した場合、日本は北朝鮮のミサイル基地を攻撃する権利を有すると国会で述べる。日米同盟の下で、米国がその役割を果たすと期待するとも。

28日：『ワシントンポスト』、北朝鮮の経済改革が深刻なインフレと物資不足の拡大を招いていると報じる。

同日：林東源(イム・ドンウォン)韓国特使は金正日に会うことなく平壌から戻るも、国境を越えた連携において双方が前進したと述べる。

30日：韓国の調査官、2000年6月の南北首脳会談直前に、2億米ドルが北朝鮮へ送金されたという報告書を公表。金大中大統領、「南北関係の独特な体質」により支払いは必要だったと正当化する。

2月 ●北朝鮮、寧辺の原子炉の再稼動を表明(5日)

4日：韓国野党、北朝鮮への送金を調査する独立調査官を任命する法案を国会に提出。

5日：北朝鮮、寧辺の原子炉を再稼動したと発表。

同日：韓国、非武装地帯を通過して観光客を金剛山へ連れて行く道路を開通させる。

同日：日本の政府筋、1994年に株式会社セイシン企業がロケット燃料の準備に使用可能なジェットミル粉砕機を北朝鮮軍に向け違法に出荷した可能性がある、と述べる。

10日：金碩洙(キム・ソクス)韓国首相、北朝鮮が核兵器を保有するとは考えていない、と述べる。

12日：IAEA理事会、北朝鮮がNPT下の義務に違反したとして、国連安保理に付託。

13日：石破茂防衛庁長官、日本に向けた弾道ミサイルの発射を平壌が計画しているという確かな証拠があれば、北朝鮮への軍事攻撃を開始するだろう、と述べる。

同日：韓国の盧武鉉次期大統領は、米国の対北朝鮮攻撃には協力しない、と述べる。

14日：ドナルド・ラムズフェルド米国防長官、在韓米軍の大半を非武装地帯から離れた地域に移動させることを計画しており、規模の縮小もありうると発言。

18日：北朝鮮、米国が制裁を課した場合、1953年の休戦協定を撤回すると脅す。

同日：北朝鮮の戦闘機、韓国領空を一時的に侵犯したが、韓国軍によって追われ、退却。

同日：盧武鉉次期大統領の国家安全保障問題担当補佐官である羅鍾一(ナ・ジョンイル)、北朝鮮政府当局と北京で秘密会談を行い、北朝鮮が核への野心を放棄すれば経済援助を行うと提案、また、金正日によるソウル短期訪問を要請したと報じられる。

25日：北朝鮮、地対艦ミサイル実験を日本海で実施。韓国軍、欠陥によりミサイルは空中で爆発したと後に報告。

同日：盧武鉉、韓国大統領に就任。その就任演説で、核を持った北朝鮮は決して許容されないだろうが、北朝鮮が核兵器を放棄すれば国際社会から援助を受けることができるだろうと述べる。盧大統領、就任式に続いて小泉首相と会談。

27日：米政府当局、米スパイ衛星が寧辺の原子炉に煙を発見、4、5日の間に北朝鮮が原子炉を再稼動したことを示していると述べる。IAEA、IAEA保障措置の査察官の存在がないところで、北朝鮮が原子炉を動かしたことを「遺憾に思う」との声明を発表。

3月 ●日本、スパイ衛星の打ち上げに成功(28日)

2日：4機の北朝鮮戦闘機、米偵察機を遮ろうとスクランブル発進をするも、米軍機は偵察を中止し、在日米軍基地に帰還。
6日：高島肇久外務省報道官、核兵器計画の放棄を北朝鮮政府に求め、北京で日朝事務レベル会談を行っていた、と述べる。
10日：北朝鮮、日本海に向けて再び巡航ミサイルの試射を実施。
14日：盧武鉉韓国大統領、2000年首脳会談に向けて北朝鮮に金が支払われたとの疑惑の調査のための特別検察官を設ける法律に同意。
19日：日本、北朝鮮が弾道ミサイル実験を実施すれば平壌宣言を廃棄すると警告。
22日：北朝鮮、米の対イラク戦争に対応して高度警戒態勢をとる決定を韓国が下したことに抗議し、韓国との海事協議を中止。
28日：日本、北朝鮮のミサイル実験の監視ができるよう設計されたスパイ衛星2機を打ち上げる。

4月 ●北朝鮮、ケリー米国務次官補に核兵器保有を伝達。(24日)

7日：北朝鮮の不承認により、南北閣僚会議が中止に。
9日：中国、IAEAによる監視を受け入れなかった北朝鮮を非難する声明を発表しようとした安保理の動きを阻止。
11日：韓国、北朝鮮を電子的に見張ることのできるステルス軍艦を進水させる。
同日：米国に本拠を置く諜報コンサルタント、ロシア情報筋の話として、金正日が3月に北京を秘密裏に訪問、中国の胡錦濤国家主席と会談したと伝える。
12日：北朝鮮外務省スポークスマン、核問題に関する米国との対話において、北朝鮮はいかなる特定の形式にも固執しないと述べる。
同日：仏・独当局、仏貨物船から、北朝鮮行きと見られる超硬アルミニウムパイプ214本を発見。独警察、ウラニウム濃縮のためのガス遠心分離機に使用可能な2,000本ものパイプを獲得するという北朝鮮の計画にかかわっていたとみられる輸出会社オーナーも逮捕。
18日：北朝鮮、寧辺の原子力発電所から抽出された8,000本の使用済み燃料棒の再処理を開始したと発表。しかし、米国および韓国当局は、この主張が真実であると示すものはないと述べる。
20日：豪海軍、5,000万ドル相当のヘロインを密輸入しようとした北朝鮮船舶を拿捕。
21日：北朝鮮の核開発計画の父といわれる慶元河(キョン・ウォンハ)ら約20人の北朝鮮政府高官の亡命を米国が手配していたと『ウィークエンド・オーストラリアン』が報じる。
24日：米政府高官、北京での三者会談中に、北朝鮮代表の李根(リ・グン)がジェームズ・ケリー米国務次官補に対し、北朝鮮は核兵器を所有しており、米国の行動如何では、実験、輸出、使用もありえると伝えたことを明らかに。李はまた、寧辺の核施設からの8,000本の使用済み燃料棒の再処理を完了したと述べた。
29日：コリン・パウエル米国務長官、前週の北京会談のなかで、北朝鮮が核兵器とミサイル計画の両方を放棄すると申し出たものの、交換条件として「実質的なもの」を求めたことを明らかに。米国がそれに応えるにはしばらくかかるだろうと述べる。
30日：平壌で開催された第10回南北閣僚会議、北朝鮮の核兵器計画の平和的解決を求めることを誓約した6点の声明を発表し、閉幕。

5月 ●米大統領、拡散防止構想(PSI)の開始を発表。(31日)

1日：北朝鮮の核開発計画廃棄の条件として、日本との国交正常化を北朝鮮側が加えてきたと政府筋が語ったと『読売新聞』が報じる。
同日：英国が北朝鮮と閣僚級会談。ビル・ランメル外務副大臣は会談において「いくらかの進展」があったと述べる。
6日：朝鮮中央通信、麻薬の不法取引に関与していたことを否定する声明を発表。
7日：米当局、北朝鮮の核施設周辺のわずかな「活動の増加」を諜報部員が察知したと述べるも、北朝鮮が核燃料を再処理しているかについては、「明確な結論」に達していないとする。
8日：韓国当局、米の衛星写真によって北朝鮮・寧辺の放射化学実験施設から煙が上がっているのを確認したと述べる。それは北朝鮮が使用済み燃料の再処理を始めた兆候かもしれないが、クリプトンの放出は検出されていないとする。
同日：日本の警察が、在日朝鮮人経営の企業・明神を捜索。明神は、核兵器開発に利用可能な電子機器の北朝鮮への輸出を、この半年で2回試みようとしていた。
12日：北朝鮮、朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言(1992年)はアメリカの「悪意のある」政策により無効化されたと述べる。
14日：ブッシュ大統領と盧武鉉大統領が会談を行い、北朝鮮の核保有を容認しないが、この危機に対して平和的解決を模索することを確約。
同日：韓国政府当局、2000年6月の南北首脳会談直前に現代商船によって送金された2億ドルは、マカオに北朝鮮が持っている3つの口座に振り込まれたと語る。
15日：自民党議員のグループ、北朝鮮への制裁を可能にする法律の改定を求める。
18日：原子力専門家グループ(NEEG)、アジア太平洋安全保障協力協議会(CSCAP)主催の会合にて、「朝鮮半島核査察体制」を提案。
20日：北朝鮮亡命者、米上院にて、北朝鮮の核ミサイル部品の90%以上は日本から輸入されたものであると証言。
21日：核に関する米国の主張に韓国が同調するならば、韓国は「言語を絶する被害」に見舞われるであろう、と北朝鮮が警告をしたのを受け、韓国は南北間経済協議を一時停止。

23日：ブッシュ大統領と小泉首相が会談し、北朝鮮の核兵器を「容認しない」ことで合意。同日：南北朝鮮間経済協議が再開され、韓国は40万トンの食糧援助に合意し、南北の双方が6月中旬までに南北間鉄道を再連結することで合意。

26日：北朝鮮、米朝の直接対話を先に行うという条件付で、核問題を多国間交渉の議題とすることを受け入れると述べる。ケリー米国務次官補は、北朝鮮の核問題を国連安保理で話し合うことはしないが、多国間交渉のテーブルに載せることになるだろうと語る。

28日：韓国の警察、国営の韓国開発銀行に対し、北朝鮮に対する送金の手段として、現代グループへの融資を延長するよう圧力をかけた疑いで、李起浩（イ・キホ）前大統領府経済首席を逮捕。

29日：1998年から2001年までの18か月間にわたって北朝鮮で援助活動を行った英国の専門家ヘーゼル・スミス、『ジャパン・タイムズ』に対して、北朝鮮には国際メディアでしばしば報じられるほどの強力な軍事力はなく、北に対する人道援助が軍事や国の支配層のために転用されているという証拠はないと語る。

30日：カート・ウェルドン議員（共和党、ペンシルバニア州選出）を中心とする超党派の米議員6人、「事実調査旅行」として北朝鮮を訪問。

31日：ブッシュ大統領、ポーランドのクラコウにおける演説で、米国ならびに他の10か国が大量破壊兵器およびその技術を輸送していると疑われる船舶を捜索・拿捕する「拡散防止構想（PSI）」を開始したと発表。

6月 ●北朝鮮、核開発追求を初めて認め、「抑止力」に言及。(9日)

3日：北朝鮮から帰国した米議員派遣団が、訪問中に提示した核問題の交渉による解決へ向けた計画に対して、北朝鮮政府から好意的な反応を得たと語る。

同日：韓国海軍、係争中の黄海の北部限界線を超えて進入した北朝鮮漁船を排除するために警告射撃を行う。

同日：ポール・ウォルフォビッツ米国防副長官、ソウル訪問の途中、在韓米軍の再編は北朝鮮核危機の解決まで遅らせてはならないと述べる。

4日：韓国の国会議員、北朝鮮が保有する8,000本の使用済み燃料棒のうちのいくらかが別の場所に移転され、再処理が進行中であるとの情報を韓国国家情報院が得ていると述べる。

同日：ジョン・ボルトン米国務次官（軍備管理・国際安全保障担当）、米下院国際関係委員会にて、北朝鮮は、海外での違法行為による送金（たとえば日本の組織犯罪グループからの現金など）を、大量破壊兵器開発計画に当てていたと証言。

5日：米・韓当局、在韓米軍は非武装地帯から少なくとも75マイル（120km）の地点まで兵を引き、ソウル中心部の龍山基地から撤退するとの共同声明を発表。

7日：小泉首相と盧武鉉大統領が会談。小泉首相は、北朝鮮の核問題解決のための米・日・韓の協力を呼びかけ、盧大統領は、韓国は圧力よりも対話に重きを置くと主張。

8日：北朝鮮の万景峰号、予定されていた日本への航海を取りやめたと日本のメディアが報じる。

同日：非武装地帯を越えた鉄道・道路連結に関する第5回事務レベル協議が開城にて行われ、韓国の代表団が非武装地帯を越えて初めて陸路北朝鮮入り。

9日：北朝鮮の朝鮮中央通信、北朝鮮が核開発を追求していたことを初めて認め、「米国が敵視政策を維持し、北朝鮮に対する核の脅しを継続するのならば、核抑止力を持つ以外の選択肢はわれわれにはない」と主張。

10日：日本、安全検査のため、日本の港において2隻の北朝鮮貨物船を引き止める。

11日：外交筋によれば、3か国会談において、北朝鮮と米国の仲介をしてくれるよう、ロシアに対して北朝鮮が打診するも、米国によって拒否される。

同日：イランの核専門家が2003年に3度の北朝鮮訪問を秘密裏に行ったと『産経新聞』が報じる。

同日：日本当局、安全検査のため引き止められていた北朝鮮貨物船1隻に対し出航を認める。同日：北朝鮮、韓国軍艦による領海侵犯を非難。

13日：韓国と日本、北朝鮮核危機の解決を「日米韓三国調整グループ（TCOG）」会合にて行うとの考えを米国に示す。

18日：パウエル米国務長官、プノンペン（カンボジア）でのアセアン地域フォーラム（ARF）の際に、許錘（ホ・ジョン）北朝鮮大使と短い会談。ジョン・ネグロポンテ米国連大使、安保理が北朝鮮による核に関する義務の不遵守について宣言するよう米国が働きかけをはじめたと述べるが、王英凡（ワン・インファン）中国大使は、問題提起のタイミングに疑問を呈する。

19日：米国、国連安保理の主要国に対して、北朝鮮に「検証可能かつ不可逆な方法で、即時かつ完全に核兵器計画を廃棄し」、国際的な核の保障措置要求を完全に遵守することを求める決議案を配布。

20日：『産経新聞』、北朝鮮が弾道ミサイル搭載用の数発の小核弾頭をすでに保有していることを米当局が日本当局に伝えたと報じる。福田康夫官房長官、北朝鮮が核弾頭を保有しているという確証を日本は得ておらず、「おそらく米国も同じであろうと考える」と述べる。

25日：韓国の宋斗煥（ソン・ドゥファン）特別検察官、70日間にわたる捜査を終え、2000年6月の南北会談の直前に、現代グループが4億ドル、韓国政府が1億ドルをそれぞれ北朝鮮に送ることを約束したことを確認。

30日：北朝鮮と韓国当局、開城の共同工業団地の起工式開催。

7月

1日：米情報当局、北朝鮮が、同国保有のミサイルに搭載するのに十分な小型核弾頭を製造しうる技術を開発している、と述べる。

2日：中国の王毅（ワン・イー）外務次官がワシントンで米当局と会談、北朝鮮の核問題を協議。
同日：中ロ、核開発を進める北朝鮮を非難する米提案の国連安保理声明を阻止。
7日：盧武鉉大統領、胡錦濤国家主席と会談。両国は、北朝鮮をできる限り早期に多国間交渉に引き出すことで合意するも、胡主席は、北朝鮮の安全保障上の懸念も考慮に入れるべきと主張。
8日：時事通信、北朝鮮が核開発を停止しない場合、北朝鮮での軽水炉建設を停止することで日韓米が合意と報じる。
9日：韓国国家情報院、国会に提出した報告書のなかで、北朝鮮は8,000本の燃料棒のうち「ごく一部」を寧辺の核施設で再処理したとみられる、と述べる。
同日：米政府筋、北朝鮮は米国の攻撃に対する強大な核抑止力を追求しているとの結論に米情報当局が到ったと述べる。
同日：米上院、脱北者の米国への亡命を認める法案可決。
10日：南北朝鮮の閣僚級会談が始まる。韓国側は、核問題に関する多国間交渉に同意するよう北朝鮮に迫り、支持を求める北朝鮮を拒絶。北朝鮮の国連大使が、いくつかの安保理理事国に対し、核問題に関して不偏不党の立場をとるよう求めた、とロイター通信。
11日：ジョン・ネグロポンテ米国連大使、北朝鮮の核計画を非難し、その即時廃棄を求める声明草案を撤回する計画はないと述べる。
同日：南北朝鮮、3日間に及ぶ閣僚級会談を終了し、「適切な対話を通じて平和的に核問題を解決する」ことを誓う声明を発表。
14日：韓国、北朝鮮がすべての燃料棒を再処理したという報告を裏付ける「科学的根拠はない」と述べる。ロシアのアレクサンドル・ルミャンツェフ原子力エネルギー相、北朝鮮が核弾頭を保有している証拠はないと述べる。
15日：安倍晋三官房副長官と日本を訪問中のドナルド・キーザー国務副次官補、北朝鮮の麻薬取引、ミサイル関連貿易、通貨偽造、その他の違法行為を取り締まる措置の強化で合意。同日：ホワイトハウスのスコット・マクレラン報道官、全ての使用済み燃料棒を再処理したという北朝鮮の主張の正確さを確認できなかったと述べる。
同日：日本の外務省高官、北朝鮮が多国間交渉に同意しないならば、核兵器開発疑惑に対して非難する声明を安保理で採択すべき、という点について日韓米の3国が合意に達した、と述べる。
16日：米当局、北朝鮮が米国との一対一の交渉という当初の要求の撤回に合意したものの、日本と韓国を交渉に含めるとの米国の主張を撤回すべきと主張したことを中国政府が米政府に伝えてきたと語る。
17日：南北朝鮮の兵士、非武装地帯にて機関銃による短い交戦。韓国側に被害なし。
同日：日本の外務省、日本と韓国が後の段階で参加するという条件付きで、米中朝3国の枠組みによる会談を容認可能と述べる。
同日：北朝鮮の1貨物船、乗組員が安全基準違反を是正するまで日本の港を出港することを禁じられる。
18日：『アジアン・ウォール・ストリート・ジャーナル』、北京の外交官とヨーロッパ高官の話として、中国の諜報機関が、北朝鮮が十分な量の兵器級プルトニウムを生産し、核弾頭を搭載したミサイルを製造するのに必要な全ての部品を保有しているとの結論にこの数週間のあいだに到った、と伝える。
同日：韓国政府筋、北朝鮮の核計画に関する交渉への日本の参加に反対する北朝鮮の姿勢を中国は支持していると語る。
19日：韓国、北朝鮮が重砲を非武装地帯近くに移動させ、昨年、日本に到達可能なミサイルをさらに配備したと述べる。
20日：『ニューヨーク・タイムズ』、米とアジアの複数の高官が、北朝鮮が兵器級プルトニウムを生産する第二の秘密工場をすでに建設したという有力な証拠が現れてきたと語ったと報じる。
25日：米、北朝鮮の蒼光信用会社に対して、昨年イエメンに15発のスカッドミサイルを輸出したという理由により新たな制裁を課す。
31日：10人の脱北者とみられる人々が、バンコクの日本大使館に駆け込む。
同日：ジョン・ボルトン米国務次官、ソウルでの演説で、金正日は人々が「地獄の悪夢」に住むことを強いているとして非難。

8月 ●6か国協議、北京で開催。（27日）

1日：韓国当局、北朝鮮が米国との一対一の交渉という要求を撤回し、韓・日・ロ・中に対して、6か国協議で会う用意があることを直接に伝えてきた、と述べる。
2日：北朝鮮、日本に帰国した拉致被害者の家族の日本訪問を容認するとの非公式打診。日本政府当局、5人の帰国した拉致被害者に対して子どもたちからの手紙を手渡す。手紙は、北朝鮮に対して人道援助をしている日本の組織が平壌から持ち帰ったもの。
3日：『読売新聞』、日本政府筋の話として、日・米・中・韓・ロの兵器専門家によって構成され、国際原子力機関（IAEA）からは独立して核査察を行う北朝鮮核査察チームを結成することを日米が検討している、と伝える。
同日：北朝鮮、ジョン・ボルトン米国務次官を「人間のくず」と呼んで、来たる6か国会談への参加を拒む。
4日：現代峨山社の鄭夢憲（チョン・モンホン）会長、北朝鮮への送金疑惑により起訴されている中、ソウルにある事務所の12階から飛び降り自殺。
5日：日本の防衛庁の報告書、北朝鮮の脅威をあげて、日本のミサイルシステムの向上と米国との連携強化を訴える。『産経新聞』、防衛庁筋の話として、北朝鮮がイランと共同で核弾頭を開発するため、長距離弾道ミサイル・テポドン

2号を輸出する交渉に入っている、と報じる。

7日：パウエル米国務長官、不可侵条約を求める北朝鮮の要求に対し、再度反対を表明するも、核危機に関する交渉の結果としてならば、議会がより非公式な形で保証を与えることもできると示唆。

8日：韓国海軍、係争中の海上国境線を一時越えた北朝鮮の船舶3隻を追い払うため、警告射撃を行う。

11日：日本政府当局、福田康夫官房長官の話として、北朝鮮による拉致問題を来たる6か国協議で取り上げる予定だが、解決は2国間で行われることになるだろうと述べた、と伝える。

12日：アーミテージ米国務副長官、ボルトン国務次官は6か国協議に参加しないが、米国の多くの人々が北朝鮮に関する彼の見方に同意していると述べる。

13日：ロシア高官、ロ・中は、米国の取り組みを支援するため、北朝鮮に安全の保証を与えるかもしれないと語る。

同日：パウエル米国務長官、北朝鮮に核開発をやめさせるための経済的支援を三国調整グループ（TCOG）会合で米国が推したことはないと語る。

16日：『朝日新聞』、来たる6か国協議開催中に、米国が北朝鮮と一対一で接触を持つ用意がある、と伝える。

17日：北朝鮮、小泉首相の靖国神社参拝など、日本の軍事化の動きを容認しないと警告。

18日：北朝鮮、日本が拉致問題を取り上げると主張するなら、来たる6か国協議は失敗に終わるかもしれないと警告。

20日：北朝鮮、米国が求めた核施設の早期査察を、「全く受け入れられない」と拒否。

同日：『東京新聞』、もし日本が食糧援助を実施し拉致問題を終了させるならば、5人の日本人拉致被害者の子供を日本に帰国させてもよい、と北朝鮮が提案したと報じる。

22日：日本、「万景峰92」に積載された北朝鮮向け貨物をすべて検査。

24日：大邱ユニバーシアードにて、北朝鮮ジャーナリストが反北朝鮮デモに出会い、乱闘となる。

25日：ブリチャード米北朝鮮問題担当特使が辞任。

同日：「万景峰92」が、拉致被害者の支援者・家族の抗議と在日朝鮮人からの歓迎の中、新潟港に到着。

26日：「万景峰92」、日本当局によって指摘された安全上の欠陥を是正した後、予定から数時間遅れて新潟港を出港。

27日：ケリー米国務次官補と北朝鮮の金永日（キム・ヨンイル）外務次官、北朝鮮核問題に関する6か国協議の初日に直接対面。

同日：日韓両政府はともに、協議において北朝鮮代表団が核保有を認めたとのロシアのメディアによる報道を否定。

28日：韓国の報道、6か国協議の基調報告において、北朝鮮がウラン濃縮計画を持っているとの米国からの非難を北朝鮮が否定したと伝える。

同日：ロシアのイタル・タス通信、北朝鮮交渉団代表の金永日が、北朝鮮は「核兵器を持っていない・・・開発の意図もない」が、もし米国が安全保障に関する北朝鮮の懸念を考慮に入れないならば、米国からの脅威を「封じ込めるもっと強力な方法を生み出すことになろう」と語った、と伝える。日本代表団、日本は拉致問題に焦点当てるも、昨年日本への訪問を許された5人の拉致被害者を北朝鮮に帰国させる約束を日本が破ったとして、北朝鮮側は譲歩を拒否したと語る。

29日：北京での6か国協議が終了。北朝鮮は、米国の「敵視」政策により、期待は「裏切られた」と述べる。米国当局、北朝鮮が協議中に、核実験を実施し核保有宣言をするとの脅しをかけたと述べる。中国、米朝関係を、対処が必要な「厳しく深刻な不信」関係だと評価。

9月　●北朝鮮、「核抑止力を強化」と決定（3日）／IAEA、北朝鮮の核廃棄求める決議採択（19日）

1日：韓国の羅鍾一大統領国家安全保障補佐官とロシアのイゴール・イワノフ外相、北朝鮮核危機に関するさらなる多国間協議を呼びかける。中国の王毅外務次官、米国の北朝鮮政策が協議の進展にとって最大の妨げとなっていると発言。ケリー米国務次官補、先週の協議を「生産的なスタート」だったと評価。

3日：北朝鮮の最高人民会議、金正日を国家元首として再選出し、「核抑止力を強化する」という政府の決定を承認。金正日、軽工業の専門家である朴奉珠（パク・ポンジュ）を洪成南（ホン・ソンナム）に代わって首相に任命し、さらに、3人の副首相のうち2人を入れ替え、主要な経済閣僚5名を更迭。

4日：米国、もし北朝鮮が核実験を実施するという脅しを実行するならば、「その報い」に直面することになろうと警告。米高官、米国は北朝鮮に対し、北が核への野望を放棄した場合に米国がとりうるいくつかの明示されていない措置について北朝鮮と話し合う用意がある、と6か国協議中に伝えたと述べる。

5日：『ニューヨーク・タイムズ』、米政府高官の話として、ブッシュ米大統領が、北朝鮮への制裁を段階的に緩和し、最終的に平和条約を締結する意図があると表明した、と報じる。

8日：韓国の『中央日報』、政府筋の話として、北朝鮮が日本全土と米領グアムを射程に収める長距離ミサイルを開発したと語った、と伝える。

9日：北朝鮮、建国記念日の祝典にて、核抑止力を保有するとの脅しを繰り返す。北朝鮮が祝典で新ミサイルを披露するのではとの推測に反して、北朝鮮外交官は披露する軍事装備はないと述べる。

同日：中国外務省報道官、北朝鮮の生物兵器専門家が南広州で政治的亡命を求

めようとして拘束されたとの反北朝鮮活動家ノルベルト・フォラーツェンの主張を否定。

10日：米国、人身売買取締りへの取り組みが弱いとして、北朝鮮への軍事・教育・文化面での援助に制約を課す。

同日：米政府筋、北朝鮮が、1998年に発射されたテポドンとは異なる、新しい可動式の中距離弾道ミサイルを開発したと語る。

11日：米当局、寧辺でのプルトニウム再処理は明らかに停止している、と語る。

同日：ケリー米国務次官補、米中両国政府は、北朝鮮が核兵器およびミサイルを生産するのに必要な軍事技術を他国から取得することを防ぐための措置にとり組んでいる、と述べる。

12日：北朝鮮が2回目の6か国協議開催に原則的に同意したと報じられる

13日：米・日・豪・仏、豪東海岸沖のコーラル・シーにて、兵器を運んだ船舶を拿捕する演習を実施。

15日：ブッシュ米大統領、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）の管理費として、372万ドルを供与することになるだろうと語る。

同日：中国、北朝鮮との国境線警備任務を軍隊に割り当てたことを発表。

16日：米陸軍、韓国における米軍の防衛力を向上させる110億ドルの計画の一環として、韓国に対ミサイルシステムPAC3を配備したと述べる。

19日：IAEA、核兵器計画を廃棄し、国際査察を再び受け入れるよう北朝鮮に求める決議を全会一致で採択。

20日：ブラウンバック上院議員、脱北者の支援その他の措置を通じて北朝鮮政府に圧力をかけることを目的とした「2003年北朝鮮自由法案」を提出。

21日：中国、北朝鮮核問題に関するIAEA決議は「バランスを欠いて」おり、安全保障上の北朝鮮の懸念に対処するものではないと述べる。

23日：米軍当局、韓国に新しい無人偵察機を配備したと述べる。

同日：北朝鮮、IAEA決議を拒絶し、IAEAは米国の傀儡であると非難。

25日：日本の外務省当局、北朝鮮が核兵器開発を断念する意図を発表すれば、日米韓が国際的査察体制の構築に着手することになるだろうと語る。

26日：6人の元韓国政府役人、2000年6月の南北首脳会談に先駆けて北朝鮮に秘密裏に送金したとの疑いで起訴される。

28日：『ニューヨーク・タイムズ』、脱北者の一時避難所としてモンゴルの旧ソ連軍事基地を利用するという案が、北朝鮮の要請と韓国からの反対により挫折したと報じる。

10月

2日：北朝鮮がミサイル技術と部品をミャンマー軍に売却しようとしたが、取引が完了したかどうかは定かではないと米政府筋が語ったと、日本のメディアが報道。

同日：ストロング国連特使、安全保障上の懸念が十分に対処されるならば、北朝鮮政府は核兵器計画を断念するであろうと北朝鮮の高官が語ったと述べる。

3日：北朝鮮、核爆弾製造のために核燃料棒から取り出したプルトニウムの使用における「全ての技術的問題」は解決された、と述べる。

6日：北朝鮮、どのような形であれ、新しい多国間協議の枠組みに信用に値しない日本政府が参加することを許容しない、と述べる。

9日：中国、核危機に関する協議から日本をはずすべきとの北朝鮮の要求を拒否し、6か国協議が解決への鍵であると述べる。

同日：韓国の貿易投資振興局、2003年前半の北朝鮮の中国との貿易が、1年前から16%成長して3.78億ドルになったと述べる。

11日：パウエル米国務長官、正式な不可侵条約を求める北朝鮮を納得させるための北朝鮮との多国間安全保障上の取り決めのなかで、他国の参加を求める、と語る。

16日：南北閣僚級会談、両代表団長による非公開・非公式会合において、会談後に発表が予定されていた記者発表の内容をめぐる違いを埋めることができず、物別れに終わる。

17日：南北朝鮮、北朝鮮の核開発をめぐる行き詰まりのため合意に達することなく協議を終了。

20日：北朝鮮、東岸沖にて対艦ミサイルを試射。

同日：胡錦濤中国国家主席、APECの場において、北朝鮮による日本人拉致問題は二国間の問題であり日朝で解決すべき、と小泉首相に語る。

21日：韓国政府筋、北朝鮮は8,000本の使用済み燃料棒のうち約2,500本をすでに再処理したと考えられる、と語る。

同日：日本のNHK、北朝鮮が新たにミサイルを試射したと報道するも、韓国はそうした事実は確認できないとした。

23日：ブッシュ米大統領、米国およびその同盟国は、「『我々はあなた方を攻撃しない』という、条約ではない、ある種の文書に署名するつもりであるが、（金正日が）核計画を放棄し、それを検証可能なやり方で行う必要がある」と述べる。

25日：共同通信、日本の防衛庁筋からの未確認情報として、北朝鮮が、この1週間で3回目となる日本海に向けた射程約100kmの地対艦ミサイル試射を行ったと伝える。

同日：カート・ウェルドン下院議員、米議会代表団が、ホワイトハウスからの反対により北朝鮮訪問を延期したと述べる。

同日：北朝鮮外務省の報道官、安全を確約する多国間の枠組みのなかで、安全の保証を供与するとのブッシュ提案を検討する用意がある、と述べる。

30日：中国の呉邦国（ウー・バンクオ）大使、金正日と平壌で会談し、新たな6か国協議を開催することで原則合意。韓国海軍、韓国の領海侵犯をした北朝鮮の巡

視艇に警告射撃。

11月 ●KEDO、北朝鮮の軽水炉事業の1年間停止を決定。(21日)

5日： 米国務省筋、国際的監視および北朝鮮の不手際により、高濃縮ウラン生産工場を建設する北朝鮮の計画にかなりの遅れが出ている、と語る。米諜報筋はCIAについて、北朝鮮にウラン濃縮工場が「あるかどうかですらわかっていない」と述べる。

8日： CIA、米上院諜報委員会において、北朝鮮は、高性能の化学爆発実験を使えば、核実験なしでも核兵器の設計について確認作業ができる、と証言。

11日： 北朝鮮、もし米国が2つの軽水炉の建設中止を決定するならば、米国が「補償」を支払うまで、軽水炉の設備を接収すると脅す。

13日： 米国のトーマス・C・ハバード駐韓大使、米国には軽水炉建設計画を復活させる考えはないが、北朝鮮が核開発を放棄するならば、その他の方法でエネルギー支援を行うだろう、と語る。

同日： 2人の北朝鮮外交官が、明文化された安全の保証と、軽水炉建設停止の決定に伴い発生した経済的損害に対する補償とを引き換えに、北朝鮮は、核抑止力保有の断念・核実験とミサイル輸出の停止・定期的な査察の容認をするだろうと『ワシントン・タイムズ』に語る。加えて、北朝鮮の経済的発展、とりわけ日韓との取引を妨害しないと米国は誓わなくてはならないとも述べる。

16日： 米国が、次回の6か国協議において、処理済みのプルトニウムや未処理の核燃料などの核関連物質を第三国に移転させるよう北朝鮮に提案するだろう、と報じられる。

18日： KEDOのチャールズ・カートマン長官、彼を含めた一行が平壌に向かい、軽水炉計画の停止の可能性について北朝鮮政府に説明したと述べる。元国会議員の戸塚進也は、中国政府のある人物が、北朝鮮は日本に対して400億ドルの戦争補償を望んでいると彼に語った、と述べる。

同日： ラムズフェルド米国防長官、南北朝鮮が統一すれば、米軍はおそらく朝鮮半島に駐留しないであろうと述べる。

20日： 日本の警察、ウラン濃縮のためのガス遠心分離機を回転させるために使用可能な周波数変換機を持って、北京行きの飛行機に搭乗しようとした朝鮮人女性を引き止める。

21日： KEDO理事会、2003年12月1日からの1年間、北朝鮮での軽水炉事業を停止する決定を下したと発表。

同日： 『読売新聞』、米政府筋の話として、米国は、北朝鮮が化学兵器を保有しているかもしれないことから、北朝鮮に対して核兵器を使用しないとの安全の保証を与えることは考えていない、と報じる。

29日： 日本、2機の偵察衛星を打ち上げるも、発射後10分にロケットが破壊し失敗に

終わる。

12月

7日： 米国議会調査局(CRS)が報告書を発表。日本の北朝鮮への資金が、金正日体制と軍隊を支えるために使われている可能性が非常に高い、とする。

9日： 北朝鮮、米政府が北朝鮮をテロ支援国家のリストから外し燃料支援を行うならば、核兵器計画を凍結すると述べる。

同日： 国連人道問題調整局(OCHA)、300万人の北朝鮮市民への食料援助が、資金難のために停止していると述べる。

10日： ブッシュ米大統領、核開発計画を凍結するとの北朝鮮の提案を拒絶し、不可逆かつ検証可能な方法で核兵器計画を廃棄するよう北朝鮮に求めることを強調。

23日： 米国務省、ジャック・プリチャードに代わり、ジョセフ・デトラーニを対北朝鮮交渉の特別大使に任命。

2004年

1月 ●ロスアラモス研究所の元所長ヘッカー博士、北朝鮮で再処理されたプルトニウムのサンプルと見られるものを見た、と証言。(21日)

3日： 『読売新聞』、日本政府筋の話として、日米韓は、金正日が国家元首である限り、たとえ平和目的であっても原子力エネルギーを利用することを北朝鮮に容認しないとの合意に達した、と報じる。加えて、上記3国は、北朝鮮に対してNPTへの再加盟を求めることはないだろう、ともする。

6日： 北朝鮮、米国への「大胆な譲歩」として、核実験および核兵器の製造に加え、原子力産業の運営をも停止する用意があると述べる。

7日： 『ワシントン・ポスト』、中国が、先週、北朝鮮が核兵器に利用可能なウラン濃縮計画を秘密裏に持っているとの米国の主張には納得していないと述べた、と報じる。

8日： リチャード・バウチャー米国務省報道官、『ワシントン・ポスト』の記事に対して、米国は「北朝鮮が高度なウラン濃縮計画を持っていることを確かに知っている」と述べる。

17日： オランダの2人の閣僚、オランダ企業が開発した機微な核技術が、パキスタンの核科学者A.Q.カーンを通じてリビアと北朝鮮に移転されたかもしれないと認識していると語る。

19日： 金正日、王家瑞(ワン・ジャルイ)率いる中国共産党代表団と会談。「日本との関係は好転している」と王氏に語ったと報じられる。

21日： ロスアラモス研究所の元所長ジークフリード・ヘッカー博士、前週の寧辺核施設訪問の際、北朝鮮が核爆弾をすでに製造したのかあるいはその開発技術

を持っているのかは明らかにされなかったが、明らかに再処理されたプルトニウムとみられるもののサンプルを見せられた、と語る。

23日：スタンフォード大学のジョン・ルイス名誉教授、2002年10月に平壌で開かれた米朝事務レベル会談のハングルによる議事録を入手し、翻訳上の問題が北朝鮮のウラン濃縮計画の存在をめぐる対立につながったかもしれないと述べる。

26日：日本の連立与党と最大野党、北朝鮮に一方的に経済制裁を課すことのできる法案に合意。

28日：ナイジェリア政府、北朝鮮とミサイル技術を共有する合意をしたと述べる。

29日：衆議院、北朝鮮への送金を阻止しやすくする法案を可決。

30日：世界食糧計画（WFP）、基金不足により、妊娠中および出産直後の女性75,000人と、孤児院・病院に入っている子供8,000人を除いた400万人の北朝鮮市民が、2月から3月にかけてのWFPからの穀物配給を受け取れない、と発表。

2月 ●2回目の6か国協議、北京で開催。（25日）

5日：『朝日新聞』、拉致問題担当の内閣官房事務官が1月中旬に平壌を訪問したと報道。同日：12月に、北朝鮮高官が、5人の拉致被害者が平壌まで迎えに来るのならば被害者の家族が北朝鮮から出国することも可能だ、と訪問中の日本の議員団に対して非公式打診するも、日本側は政府レベルの協議を要求。

同日：パキスタンのペルベス・ムシャラフ大統領、北朝鮮、リビアその他の国々に核に関する情報を流した核科学者A.Q.カーンを赦免。

同日：ジョージ・テネット米CIA長官、イラクがミサイル技術を入手するため北朝鮮と秘密交渉をしたと明らかに。

6日：南北閣僚級会談が終了、2月末に行われる予定の、北朝鮮の核計画廃止に向けた多国間協議の成功のため、共に努力をすることを誓う。

8日：北朝鮮からの亡命者である黄長燁、北朝鮮はパキスタンとの取引のもとでウラン型核兵器の開発計画を1996年に開始した、と述べる。

9日：リチャード・ルーガー米上院議員の秘書キース・ルーズ、北朝鮮とミャンマーの関係強化に対して、核に関してつながりを持つ可能性があるため、米国議員は「特別の注意」を払うべきと警告。

10日：北朝鮮外務省、パキスタンから核技術を受け取ったことを否定。

18日：日本の連立与党、次の6か国協議終了まで、日本の港への北朝鮮船舶の入港を禁じる法案の審議を一時棚上げすることに。

同日：韓国の盧武鉉大統領、多国間交渉において実質的成果が得られたならば、ソウルに金正日総書記を招いて会談すると述べる。

25日：2回目の6か国協議が北京で始まり、ケリー米国務次官補が北朝鮮の金桂寛（キム・ゲグァン）外務次官との一対一の協議に1時間以上を費やす。

26日：韓国のヨンハップ通信、6か国協議の最後に発表される共同声明の草案に6か国が合意したと報じる。草案によれば、次の協議は4月より以前に開かれ、技術面他の問題に対処するために2週間以内に6か国で事務レベル協議を開始すべきとした。また、協議を1日延長するとの決定をした。

28日：6か国協議、作業部会を設置し、7月以前に3回目の協議を開催することに合意して終了。北朝鮮、非核朝鮮半島を求める共同声明の採択を最終局面での変更要求により阻止。北朝鮮は、軍事・民生用の両者を含めた全ての核開発計画を廃棄するとの当初の提案を取り下げると報じられる。一方、米国は、核兵器計画の「完全で、検証可能で、不可逆的な廃棄（CVID）」という要求に固執。

3月 ●北朝鮮、米国の「完全で、検証可能で、不可逆的な廃棄（CVID）」に反発。（27日）

2日：ケリー米国務次官補、北朝鮮は6か国協議でウラン濃縮計画を否定したが、プルトニウムとウランの両方に関して計画を廃棄せよとの米国の要求を検討することに同意した、と上院外交関係委員会で証言。

4日：韓国政府筋、北朝鮮はいまだ秘密のウラン計画を否定していると述べる。

8日：北朝鮮、米国が「完全で、検証可能で、不可逆的な廃棄（CVID）」の主張を取り下げないのなら、核廃棄に関する取引の一環として、在韓米軍の撤退を求めていくことになる、と述べる。

9日：共同通信、北朝鮮に拉致されたとみられる日本人について日朝共同の調査委員会を設立することを北朝鮮が1月に提案していた、と報じる。

12日：韓国国会、選挙法違反の疑いに関する盧武鉉大統領の弾劾で投票。盧大統領は一時職務を停止し、最長で半年かかる憲法裁判所での判断が下されるまで、高建首相が代理を勤める。

15日：北朝鮮、韓国の政治情勢の不安定化を理由に南北朝鮮経済協議の開催場所を変更することを要求して、一時協議から撤退する。

25日：マシュー・デイリー米国務次官補代理（東アジア・太平洋担当）、北朝鮮が地対地ミサイルをミャンマー軍に売却する提案をしたと述べる。

26日：中国の李肇星外相、平壌への3日間の訪問から帰国、第3回目の6か国協議に向けて北朝鮮が努力するとの確約を得た、と語る。

27日：平壌のラジオ、米国のCVID要求を明確に拒絶。

30日：韓国の潘基文外相が北京を訪問、李肇星中国外相によれば、北朝鮮は、公の主張とは異なり、米国のCVID要求を受け入れる意図を表明した、と語る。

31日：ジム・リーチ米下院議員、2003年北朝鮮自由法案のいくつかの条項を修正した2004年北朝鮮人権法案を提出。

特別記事 3

「ブラボー」実験から50年

水爆被災の現在を問う

「ビキニ水爆被災50周年研究集会」の報告

竹峰誠一郎

はじめに:ビキニ水爆被災と50周年研究集会

1954年3月1日、静岡の焼津を母港とするマグロ延縄漁船・第五福竜丸(140トン)※1が、太平洋中西部のマーシャル諸島ビキニ環礁の東方海域で、当時史上最大の水爆実験「ブラボー」(15メガトン:広島型原爆の1000倍)に遭遇した。第五福竜丸の乗組員23人は、ビキニ環礁から東へ約160キロ(焼津から東京の距離に相当)離れた危険水域圏外で操業中であったにもかかわらず、放射性降下物(フォールアウト)いわゆる「死の灰」によって被災した※2。

被災船は、第五福竜丸に留まらなかった。その年の3月から12月まで水産庁の指示により、指定海域を通過した帰港漁船の放射能検査が行われ、連日大量の魚が廃棄処分となった。54年12月までの集計で、汚染魚を水揚げした船は856隻、廃棄された魚は485.7トンにも及んだ※3。汚染されたマグロは当時「原爆マグロ」と呼ばれた。

「死の灰」は、市民の台所を直撃した。「築地で500貫埋める。各地に流れる福竜丸の魚」(54年3月17日『朝日』)、「マグロ半値に下がる」(3月17日『朝日』夕刊)、「放射能浴びて1か月。検査員はヘトヘト。廃棄マグロ1万9000貫」(4月18日『朝日』)、「放射能魚。三崎で2000貫」(8月30日『朝日』)。「原爆マグロ」騒動は日本全国に波及し、街の魚はほとんど売れなくなり、廃業する魚小売業者や寿司屋も出た。更に「各地に放射能の雨、人体への影響など調査」(5月19日『朝日』)、「この雨に放射能」(5月22日『日経』)などの報道により、農産物に対する恐怖も広がった。こうしたなかで「原水爆禁止運動」が全国的に展開され、平和運動が一定の市民権を得るようになったのは周知のとおりである※4。半年にも満たない間に、原水爆禁止を求める署名数は、

全人口の3人に1人、約3200万人に達し、55年第1回原水爆禁止世界大会の開催に到った。

54年9月23日、乗組員の久保山愛吉・無線長が40歳の若さで亡くなった。久保山さんの最期は壮絶で、暴れて、静止をしようとする家族に「何をやったって効きゃあしない。こんなことぁもうたくさんだ」と怒鳴り返していたという※5。同氏の直接の死因は、肝臓障害で、当時日本側の専門医は「それは放射能症である」という見解を出した※6が、米原子力委員会(AEC)は、核実験との因果関係を認めなかった※7。

被災した第五福竜丸の存在は、同年3月14日読売新聞によってスクープ※8され、それは国内に留まらず、世界のニュースとなっていた。第五福竜丸の被災がスクープされたことにより、水爆実験「ブラボー」は、広島、長崎に続く核兵器による被害、とりわけ「死の灰」による核被害を、国内のみならず世界的に告発するものとなった。マンハッタン計画に従事し国防総省の核物理学者であったラルフ・E・ラップ博士は、第五福竜丸の存在を知り、「死の灰」による危険性を主張し始めた※9。同氏は著書『福竜丸』のなかで、それまで「世界の人びとは全然そのこと(「死の灰」の問題)を考えようとしていなかった。第五福竜丸の事件がおきなかったら、世界の人びとは何も知らずにだ眠をむさぼっていたに違いない」※10と述べている。ロンドンでは、ノーベル賞受賞者が連名で「ラッセル・アインシュタイン宣言」※11を発表した。第五福竜丸は、「死の灰」による被害を世界へ警鐘したのである。

こうした経過もあり、1954年3月1日の水爆「ブラボー」は、当初は第五福竜丸事件として、第五福竜丸が被災した側面からのみ語られてきた。しかし1970年代初頭から、先駆的なジャーナリストや原水爆禁止運動家によって、第五福竜丸の背後の光景が徐々に明らかにされてきた。米国がビキニ環礁で核実験を実施する傍らで、本来の「主人」ビキニ環礁民は自分たちの島を追い出され、移住先で苦難な生活を余儀なくされていた※12。「死の灰」は、マーシャル諸島の現地住民が暮らしていた島々にも降り注いでいた。その「死の灰」を直接浴びて、ロンゲラップ環礁住民82人と4人の胎児やウトリック環礁住民157人も、被災し、健康や生活環境に深刻な被害を受けていた※13。また、第五福竜丸以外にも被災した船が、当時日本政府による調査でも確認されながらも、その後乗組員の救済措置が何もとられておらず放置されていた※14。以上のようなことが、ビキニ水爆被災を追及してきた先駆者たちにより、

徐々に明らかにされてきた。

2004年3月1日、第五福竜丸らが被災し、原水爆禁止運動の原点となった、ビキニ水爆被災から50周年を迎えた。核実験場とされたマーシャル諸島では、「3月1日」は現在、核被災者を追悼し、その被災を思い起こす「ニュークリア・サバイバーズ・リメンバランスデー」という国の休日に指定されている。「被災50年」の今年、第五福竜丸の故郷の静岡や、核実験場とされたマーシャル諸島などで、記念式典などの関連行事が開催された※15。

ビキニ水爆被災50周年にあたり、NPO法人ピースデポ(梅林宏道・代表)は、日本平和学会関東地区研究会(横山正樹・代表)と環境・平和研究会(蓮井誠一郎・代表)と共催し、ビキニ水爆被災50周年研究集会を開催した※16。本研究会は、単に50年前を回顧したり懐かしんだりするのではなく、ビキニ水爆被災の現在を見つめようと企画された。同研究集会からは、ビキニ水爆被災から50周年を経た、とりわけ核実験場とされたマーシャル諸島の現状や、全容解明へ向けた今後の課題が見えてきた。さらには新たなビキニ水爆被災像も見えてきた。以下そのような同研究集会の報告・討論を、コメントを入れながらみていきたい。

第1部(報告)

ビキニ水爆被災50周年研究集会は、50周年を目前に控えた2004年2月21日、都内の日本青年館にて開催された。会場一杯の150名の方が参加し、ビキニ水爆被災に関する豊富な経験や情報および多彩な問題意識をもつ新旧両世代の人びとが、一堂に会する場となった。会場には駐日マーシャル諸島大使も顔を出した。研究集会は、世界各地の核被害問題について長年の取り組みで知られるフォトジャーナリストの豊崎博光のコーディネートにより、2部構成で進行された。

マーシャル諸島における核被害の概況と学び伝える取り組み:メアリー・シルク報告

第1部(報告)のオープニングは、マーシャル諸島から招聘した、マーシャル諸島短期大学核研究所(1997年設立)の所長を勤めるメアリー・シルク氏による特別報告であった。同氏は、マーシャル諸島における核実験問題を概説し、ビキニ水爆被災50周年の今日も、核実験場とされた現地では、核被害が現在も進行中であることを浮き彫りにした※17。

マーシャル諸島では、1954年3月1日の水爆「ブラボー」を含む67回の原水爆実験が1946年から58年までビキニとエニウェトク両環礁で実施された。核実験場とされたマーシャル諸島の人びとは、移住を余儀なくされたり、「死の灰」を直接浴びたり、更に残留放射性物質による影響も受け、現在も核実験の諸問題に直面している。例えば、核実験場であったビキニ環礁やその風下地域のロンゲラップ環礁の人びとは、今も自分たちの土地には戻れず不自由な移住生活を続けている。核実験場であったエニウェトク環礁の人びとは、1980年以降帰島定住することができるようになったが、環礁を取り巻く幾つかの島々は今も高度に汚染されており、同環礁のルニット島には核廃棄物がコンクリートで貯蔵されているドームがある。

またシルク氏からは、現地で核被害について学び伝えていこうとする取り組みが紹介された。この50周年に向けても、ロンゲラップ環礁の女性たちが中心となり核被災者が小学生を前に体験を語ったりした。又同氏自身、マーシャル諸島短期大学で核実験の歴史と被害を学ぶ講義を開講している。

シルク報告は、水爆「ブラボー」を直接知らない現地の人のなかで、自らで学びマーシャル諸島の核実験を語れる人がでてきたことを体現したものである。同氏は、マーシャル諸島の核実験の歩みとその実相を学び伝える価値を認識し、継続的に実践に移している一人である。このことは「ビキニ50年」の一つの到達点として、注目してもいいのではないだろうか。今後、直接の被災者と共に、こうした次世代の人びとと直接交流を深め、核実験の体験継承や記憶化にも注目していく必要があろう。日本における広島・長崎の被爆体験継承の実践が、マーシャル諸島にいかされたり、逆にマーシャル諸島から学んだりすることもあっても良かろう。

シルク報告に続いて若手院生の2名が現地調査にもとづく報告をした。

より広範な現地の核実験被災者の存在と総合的な核実験の影響:竹峰誠一郎報告

竹峰誠一郎(早稲田大学大学院)は、今まで被災したことが知られてきた4つの地域※18にとどまらない、より広範な地域住民が、「死の灰」により被曝していた事実を指摘し、その実態を明らかにした。マーシャル諸島における核

実験の「死の灰」による被災者といえば、これまで1954年3月1日の水爆「ブラボー」による、ロンゲラップ環礁（爆心地から東190キロ）の82人と胎児4人とウトリック環礁（爆心地から東500キロ）の157人だと伝えられてきた。そしてほとんどの場合はその枠内で、マーシャル諸島における核実験が語られてきた。しかしマーシャル諸島における現地の「死の灰」による核実験被災者は、それだけにとどまらなかったのである。

例えば、爆心地から東南525キロのアイルック環礁の401人も、1954年水爆「ブラボー」の放射線降下物により被曝していた[※19]。証言によれば、あの時、アイルック環礁からも閃光は見え、島々には爆音が轟き、地面も揺れた。「あれは何なのだ」と島全体が騒然とし、「これは新たな戦争だ」、「人生の最期が到来している」という人もいた。米公文書によれば、核実験の実施部隊、米第7統合任務部隊が、何らかの影響がある「死の灰」がアイルック環礁に及んでいることを把握し、住民の避難を検討したが、最終的には見送られた。水爆「ブラボー」後、米国はロンゲラップとウトリック両環礁の「死の灰」による被災者には高い関心をもち、人びとの健康状態に関するデータ収集を始めた。しかし、それとは対照的に、アイルック環礁の「死の灰」による被災者401人は、米国の問題関心の外におかれ、米国から放置されていくのであった。「あれから50年」、見捨てられてきたアイルック環礁でも、動植物の異変・生まれてくる子どもの異常・健康状態の悪化など、「『あの爆弾』（＝水爆「ブラボー」）の前には見られなかったこと」が、数々起こってきたという。核実験被災者の多くは、「あの爆弾」によって「ポイズン」（毒物）がまかれて、その「ポイズン」が、アイルック環礁の自然やそこに暮らす人びとに異変をもたらしていると確信を強めている。

併せて竹峰報告では、今日核実験による放射性物質の影響は、狭義の健康や自然環境に留まらず、文化や生活面にも及んでいることも指摘された[※20]。核実験の影響といえば、放射線に起因する疾患があるかないかという健康への影響と、その土地の放射線量は安全基準を超えているのか否かの環境の影響に注目する傾向があろう。確かに、マーシャル諸島において健康への影響はみられる。住民の証言からは「爆弾の前には、（あまり）見られなかった新しい病気やいろいろな体の不調が出てきた」ということは良く聞かれる。医学的見地からも、甲状腺腫瘍や癌の発症に関しては、マーシャル諸島全体で高い発症率が確認され、放射線による晩発障害との関連性が疑われている[※21]。しかし、疾患が発病していなくても、それで核実験の影響はないと言い切れないであろう。

ビキニ水爆被災から50年経過した今も、核実験場とされたマーシャル諸島では、生活基盤である自らの土地が奪われ、移住生活を余儀なくされている人びとがいる。移住先では、本来とは全く異なった環境下で生活を余儀なくされ、それは自立的な生活を支えてきた伝来の文化の衰退を招いている。核実験による放射性物質は、自らの土地を破壊すると共に、人びとの健康を蝕んでいる。今まで見たことのないような健康被害を発症させる放射性物質は、被災者に不安を抱かせている。被災者として、心に傷を抱きながら暮らしている人びともいる。広島・長崎の原爆同様、核実験の影響は、マーシャル諸島においても総合的であり、それは単に狭義の健康被害や自然環境の破壊だけには留まらず、生活基盤全体そのものを根底から揺るがすものとなっている。

最後に竹峰報告では、今後ビキニ水爆被災の全容解明に向けて、米国が核被害を認定している4つの地域のみならず、より広い地域に目を配り、その影響は狭義の健康や自然環境のみならず総合的に捉えていくことが主張された。

「補償」金は地域社会に何をもたらしたのか：中原聖乃報告

中原聖乃（神戸大学大学院：当時）報告は、人類学的調査に基づくものであった。先ず「補償」の概要やロンゲラップ環礁から移住を余儀なくされているメジャット島に暮らす一人ひとりの親族関係を把握したうえで、「補償」金はロンゲラップ環礁の地域社会に何をもたらしたのかを考察した[※22]。

「補償」の問題をみる前に、ビキニ水爆被災50年の歴史のなかで、核実験場とされたマーシャル諸島は、単に泣き寝入りをするのではなく、核被害を訴え「補償」を求めてきたという側面を押さえておく必要があろう。マーシャル諸島の被災者の一部リーダーたちは、「補償」を求め渡米を繰り返し、政府・関係省庁・議員らへ請願・交渉をしたり、議会の公聴会で証言をしたり、さらには訴訟も起こしたりすることもあった。ロンゲラップ環礁をはじめ、核被害を受けた地域のリーダーは、日本の原水爆禁止運動団体を始め、海外のNGOとも一定の繋がりを築き、こうした核被害への「補償」や援助を求める国

際的PRを積極的に進めてきた、ロンゲラップ環礁選出の故チェトン・アンジャイン元国会議員とロンゲラップ環礁の人びとに対しては、1991年「第2のノーベル賞」とも言われているライト・ライブリフッド賞（Right Livelihood Award）が送られている。

こうした現地の被災者側からの継続的な訴えもあり、一部の人びとに対しては「補償」措置が一定とられている。1986年自由連合協定第177条に基づき、米政府は1．5億ドルを拠出した。それを原資に「マーシャル諸島核賠償基金」が創設され、現金の給付・健康管理事業などが実施されている。しかしこれで完全決着とされ、マーシャル諸島民が核被害を訴え米連邦裁などへ直接提訴する道も閉ざされた。その代わり疾病被害や土地被害を審査する特別な法廷、核賠償法廷（NCT）が設立され、認定者へ金銭の支払いが実施されている。

ロンゲラップ環礁地方自治体政府は、独自に米国と交渉もしている。現在ロンゲラップ環礁の人びとは自分たちの島々へ帰島定住できない状態が続いているが、そうしたなかロンゲラップ環礁地方自治体は、独自に米内務省と交渉し、再定住計画に合意した。米内務省は4500万ドル（05から07年度にかけて530万ドルの増額決定）を支出し、それを原資にロンゲラップ環礁再定住基金が設立され、98年から再定住計画が着手された※23。同基金は、再定住に向けた残留放射能の調査・汚染除去やインフラ整備などに使用される。同時に、ロンゲラップ環礁の人びとに対して「土地補償金」という名の現金給付もおこなわれている。

中原報告は、「補償」による現金給付に注目し、「補償」金はミクロレベルで何をもたらしたのかを考察した。その結果、地域社会の中で、誰がいくらその分配金を受ける権利を有するのかをめぐって、「補償」をめぐる紛争が顕在化し多発していることを見出した。「補償」金分配の対象とその額は、土地の権利に基づいて決定する。つまり「補償」金をめぐる紛争の背景には、ロンゲラップ環礁社会の土地をめぐる権利紛争がある。「補償」金が流入する前も、土地紛争はあった。しかし「補償」金が流入したことにより、その紛争が顕在化した。更に、「補償」金を得て、現金経済が流入した結果、地域間や親族間での協力はする必要がなくなり、相互扶助の習慣が薄らいだ。そのことも紛争の顕在化の要因となった。但し、未だ地域社会内に紛争のエスカレーション化を防ぐ機能はあり、「補償」をめぐる紛争も、殺人など直接的暴力を伴うものには至っていない。

従来のビキニ水爆被災に関する調査・報道では、「補償」がなされたか否かに関心が集中してきた。しかし中原報告は、「補償」先のことに着眼をし、この点新しさをもっていたといえよう。今後ビキニ水爆被災を扱う時には、「補償」がなされているか否かのみに注目するのではなく、「補償」が地域社会のなかでどのように利用されているのか、その影響はないのかといった、「補償」の先にも目を向ける必要性を示唆する報告であった。

アジア太平洋に広がるビキニ水爆被災：山下正寿報告

最後に、高知県ビキニ水爆実験被災調査団の山下正寿副団長が報告をした※24。高知県は、日本一被災船の数が多い都道府県である。山下報告では、一貫して第五福竜丸中心のビキニ水爆被災の像を捉えなおすことが訴えられていた。

山下報告では、先ず第五福竜丸以外の被災船の問題が改めて指摘され、被災船員の実態解明と健康管理の必要性が力説された。被災したのは福竜丸だけではない。山下氏らは被災船に関する新たな資料「漁船別ビキニ慰謝料配分一覧表」（ニッカツ連作成）を発見した。今まで被災船は856隻と言われることが多かったが、同資料によって、「原爆マグロ」を廃棄した船は延べ992隻、実数で548隻にのぼることがわかった。これに「死の灰」を受けたがマグロを廃棄しなかった14隻を加えると、1000隻を超える被災船となるという※25。しかし、第五福竜丸以外の被災船乗組員に対しては、宮城県籍の3隻を除けば、入院措置も健康診断も行われてなかった。当時の検査対象は、船体とマグロであって、人間に対する影響は調べられなかった。山下氏らの高知県ビキニ水爆実験被災調査団らの要請に対して、高知県は「54年3月にビキニ環礁であった米国水爆実験で被ばくした恐れのある遠洋漁船の元船員を対象に高知県が健診をすると決定。但しこれまで水爆実験の被災者には被爆者援護などの公的支援はなく、高知県でも受診料は法的根拠がないとして元船員らの負担」（『朝日』2004年2月20日）。

山下報告では、ビキニ水爆被災を語る時、今まで注目されてこなかった沖縄や韓国についても言及された。今までビキニ水爆実験による被災船問題は、日本国内からのみ捉えられてきたため、当時米国の占領下にあった

沖縄や、隣国の韓国については、視野の外にあった。しかし、山下報告において、沖縄や韓国にも、それぞれビキニ水爆被災との関連をうかがわせるものがでてきた。

沖縄は、地理的に本土よりも太平洋島嶼と近くに位置しており、山下氏らは、1954年3月1日の水爆「ブラボー」、さらにはその後も継続された太平洋における特に水爆実験によって、何らのかの直接的影響が沖縄にも及んでいるのではと調査を進めた。ビキニ水爆被災当時、沖縄近海で採れた魚から放射能汚染が発見されていた。例えば地元紙には「沖縄近海の魚に放射能、大阪市場で廃棄処分」(1954年5月17日『沖縄タイムス』)との報道が残っている。ビキニ水爆被災後、日本中が放射能雨の問題で大騒ぎになったが、当時沖縄の気象台には測定できるガイガーカウンターはなかった。しかし琉球気象台では、1958年7月6日には17万1582カウント、7日には16万5342カウント(『気象要覧』)の放射能雨が測定されていた。16万から17万という値は、日本中で放射能雨が問題になっていた頃に、本土に降った放射能雨(例えば、54年5月16日京都:8万6760カウント)よりもカウント数が高いものであった。沖縄で16万から17万カウントの放射能雨が降った58年7月は、マーシャル諸島のビキニとエニウェトク両環礁において、「ハード・タッグ」と命名された連続原水爆実験(1958年4月28日～8月18日計33回)が実施されている最中であった。

山下氏らは、地元高知県における被災船調査を進めるなかで、韓国とビキニ水爆被災の関わりも疑い始めた。高知の室戸岬船籍の漁船員のなかには韓国籍保有者を思わせる名前があった。さらに同氏らは、ビキニ水爆被災時に操業していた漁船のその後を調べている中で、「韓国に売られた」という話も耳にした。同氏が入手した『韓国遠洋漁業30年史』でも、1950年代に日本漁船を購入したことが伺えた。ビキニ水爆被災当時は、韓国の遠洋マグロ漁業は本格化していなかったが、50年代後半から本格化する。韓国の遠洋マグロ船は、ビキニ環礁近海を通過し、サモアを漁場とした。そのときに米英による太平洋における原水爆実験は継続されていた。

山下報告は、疑惑が多々示された、問題提起の報告であったように思われる。同報告は、ビキニ水爆被災を、単に焼津とマーシャル諸島ではなく、アジア太平洋へと広がりをもった視野でとらえ、迫っていく必要性を示唆するものだといえよう。アジア太平洋地域の問題としてビキニ水爆被災を捉える

場合、マーシャル諸島以外の太平洋島嶼地域、とりわけミクロネシア地域もその重要な対象とされるべきであろう。グアムでは、今、マーシャル諸島における原水爆実験による「死の灰」の影響を訴えようとする動きがある(Marianas Variety, April 8, 2004"GUAM SEEKS U.S. NUKE TEST COMPENSATION")※26。

第2部(フロアー発言)

第1部の報告4本に続いて、第2部では、フロアーからの発言や質疑応答を通じ、各自のビキニ水爆被災に対する問題意識を分かち合い、深めていった。

ビキニ水爆被災解明へ尽力した先駆者たち

冒頭にも紹介したように、核実験場とされたマーシャル諸島の核実験被災者の状況が次第に明らかになり始めたのは、1970年代であった。研究集会では、1970年代にマーシャル諸島現地の水爆被災問題に先駆的に取り組んだ池山重朗元原水禁事務局次長と斉藤達雄元共同通信記者らからマーシャル諸島との交流開始時の想いと事情が紹介された。

池山氏は、1971年12月原水爆禁止日本国民会議(原水禁)のマーシャル諸島調査団(6名編成)の事務局として計画から中心的な役割を果たした※27。なぜ池山氏は、その時、マーシャル諸島の核実験被災者の問題に目を向けたのであろうか。

池山氏は、マーシャル諸島の核実験問題を沖縄問題と同じ視野でとらえていた。当時米占領下であった沖縄から想像して、マーシャル諸島を含むミクロネシアの人びとへの支配に思いを寄せていた。沖縄もミクロネシアも高等弁務官の絶対的支配下にあり、そうしたなかにおかれていた核実験被災者は浮かばれないと思っていた。実態を暴露する必要があると考えていた。

同氏は、マーシャル諸島の核実験被災者の問題を扱うことは、原水爆禁止運動のためにもなると考えていた。当時の原水禁運動は、原点である「死の灰」の問題は、隅におかれ、ベトナム戦争や全共闘運動が主となってきていたという。「死の灰」の問題は古い問題だとも認識されていた。よってマーシャル諸島の核実験被災者の問題を通じて、運動内部に、原点である反核や「死の灰」がどれだけ重要なのか訴えたかったという事情もあった。

更に、マーシャル諸島の核実験被災者を通じて、被爆者問題や原発問題

に取り組む力にしようとした。厚生省の被爆者担当は公衆衛生局であり、彼らは結核予防などが専門で、放射能に対する予備知識はなかったという。こういう中で被爆者援護法を要求しても理解されなかった。よってマーシャル諸島の事例を通じて、放射能とは何たるものか、放射能を浴びたらどうなるのか理解を深めて、厚生省にも伝えていく材料にしていこうとした。

原水禁代表団のマーシャル諸島調査は、当時ミクロネシア議会のアタジ・バロス下院議員やロンゲラップ環礁の政治的代表者であるジョン・アンジャイン地方自治体長の全面協力を得て進められた。しかし、核実験による「死の灰」を浴びた核実験被災者の多くが暮らすロンゲラップやウトリック両環礁への立ち入りは、信託統治領政府により拒否され、断念を余儀なくされた。池山氏らは、首都マジュロ環礁の核実験被災者に対する聞き取り調査までしかできなかった。池山氏が研究会で披露した話では、CIAが自分たちの行くところすべて、グアムからの飛行機、首都マジュロのホテル、調査中など尾行をしてきたという。

こうした困難のなかで第一歩を踏み出した、1970年代にマーシャル諸島の核実験被災者の問題を開拓した人びとの、開拓者としての視点は、50年経った今もそしてこれからも学ぶべきものがある。

米公文書から全容に迫る重要性

広島からは、広島市立大学広島平和研究所研究員の高橋博子氏が駆けつけて発言した。同氏は、米国立公文書館で資料調査を続けており、その調査経験を基に、ビキニ水爆被災に関する公文書は情報公開が進んだといわれるが、「非公開の文書は未だある」と指摘された。そのうえで、情報公開法を駆使して、それを公開させてビキニ水爆被災調査を進めていく必要性が語られた。

核開発を所管している米エネルギー省は、1994年以降今までの方針を転換し、所蔵する米公文書公開を積極的に公開していく姿勢を示した[※28]。インターネットによって、直接公文書にアクセスできるようにもなっている。しかし、こうした公文書を駆使した調査や、公文書と証言をつき合わせていく作業は、まだ断片的にしか行われておらず、公開された公文書は未だ十分には活用しきれていないと言えよう。

もちろんこれが全ての公文書ではない。高橋氏によれば、公文書調査をしていると、ビキニ水爆被災関連でも、公開ができないために抜き取られていることを示す、抜き取りシート表がたびたび見つかるという。但し、抜き取りシートに対しては、情報公開法を駆使して情報公開請求をすることができる。梅林氏らの情報公開法を駆使して在日米軍基地の全容に迫っていく方法[※29]は、このビキニ水爆被災問題においても応用できよう。

米公文書と証言を重ね合わせていくなかで、今後、「人体実験」疑惑の解明も期待されよう。水爆「ブラボー」の際に、マーシャル諸島の核実験被災者が、意図的に「死の灰」を降りかけられて被曝させられたという疑いは、1970年代から提起されている[※30]。更に、たとえ意図的ではかったとしても、その後被曝データを提供する対象として扱って、「人体実験」の材料にしたとの疑惑もある。現在のところ、疑惑は深まる傾向にあるが、まだ決定的な材料は出てきていないといえよう。

政治決着から始まるビキニ水爆被災の深層

第五福竜丸の乗組員大石又七氏も、講演先の札幌から研究会会場へ駆けつけて、発言した。同氏からは、ビキニ水爆被災を見ていくとき、被災直後のみならず、被災後、被災者の置かれた状況に目を向ける重要性が指摘された。

大石氏の実感では、今ほとんどの人びとがビキニ事件（ビキニ水爆被災）を知らず、知っていても第五福竜丸や、久保山……という名前程度であるという。ビキニ事件に対する知識はこの程度で、わずかに知っている人も、久保山さんの死のところまでで、あとの乗組員がどうなったかなど知る人は、まずいないという。しかし同氏に言わせれば、本当はそこからがビキニ事件の始まりだという。

1955年1月日米両政府は、米が200万ドル（当時の為替レートで7億2000万円）を支払うことで合意した。この金銭の性格は、"ex gratia payment"つまり見舞金であった。この金銭は、米国が久保山愛吉氏の因果関係を認定したり、何らかの法律的な責任を認めたりして、償った結果としてのものではなかった。200万ドルは、ビキニ水爆被災の政治決着をはかるためであった。この200万ドルの支払いで、この問題は完全決着とされたため、その後米国に対して責任を問う道が閉ざされた。ビキニ水爆被災以来の漁業被害総額は26億円に達していたという。それでも200万ドルという金額は「多額」であ

り、第五福竜丸乗組員には約200万円が支払われた。焼津の街では、第五福竜丸は「原爆マグロ」騒ぎを起こし迷惑をかけ、さらに見舞金までもらったと妬まれた。なお、この見舞金200万ドルは、米議会の承認を得ず、国際開発局から直接支出されていた。200万ドルによって事件は決着をしたものとされ、世論の関心も薄れるなかで、乗組員たちは死や発病などに直面するのであった。第五福竜丸乗組員は、広島長崎の被爆者と同じ核被害者でありながら、政治的には「被爆者」とは認められず、「被爆者」に対する援護措置の対象とはされずに今日に至っている。第五福竜丸乗組員には、被爆者手帳は交付されていない。

この見舞金は、今後もビキニ水爆被災の問題を考えるうえで、キーとなろう。そこからは様々なビキニ水爆被災の深層が見えてくる。大石氏は、50年を迎えるにあたり『ビキニ事件の真実』(みすず書房、2003年)という自叙伝を出版した。そのなかには、この政治的決着は、日本の原発導入のシナリオと密接なかかわりがあったことも記されている※31。又関連して、先述の池山氏は、別のところで、この見舞金の支払いにより、漁業関係者の原水爆禁止運動への参加が著しく低下したことを述べている。

翻ってマーシャル諸島住民に対するお金の支払いはどうなのであろうか?それは米国側の善意と受け取っていいのであろうか。今後は、金銭の支払いの背景にある、米国側の意図を読み解き、支払いの意味を読み解いていく作業も求められよう。よって本稿では「補償」から受ける好意的イメージを考慮して、補償とはせずに、「補償」という表記に統一してある。

「補償」=善?

青年海外協力隊員としてキリ島で2年間(01~03年)教員をしていた小学校教諭の多田智恵子氏※32も、東北から駆けつけた。キリ島は、マーシャル諸島南部に位置し、1948年から核実験場とされたビキニ環礁の人びとの移住地となっており、1平方キロメートル弱のこの島に、約1200人が暮らしている。多田氏は、キリ島の「ビキニデー」のエピソードを軸に、「補償」に依存した生活実態を赤裸々に語った。

3月1日は、マーシャル諸島全体では「ニュークリア・サバイバーズ・リメンバランスデー」と呼ばれているが、ビキニ環礁に縁のある人びとの間では、「ビキニデー」と呼ばれている。「ビキニデー」には、例年ならば移住地のキリ島で何らかの記念行事が開かれる。しかし2003年は、中止となった。多田氏は、原爆写真展と講演等を準備していた。

多田氏は、自主的に原爆写真展と講演を教会で開催し、最後に「どうかビキニを忘れないで」と訴えた。同氏によれば、住民の多くは、自分たちがビキニ環礁から来ていることは知っていても、核実験が何たるかを知っている人は少ない、という。クリスマスパーティーでは、水爆「ブラボー」と書かれたダンボールの上から、核兵器の模型を爆発させ、みんなで拍手喝さいをしていたという。こうしたなかで、原爆写真展を通じて、広島長崎のことを教えることはもちろん、当事者として「ビキニデー」をもたなくてはならない意味を理解してもらおうとした。多田氏によれば、ビキニへの帰島問題は、いつの間にかアメリカからいかに多くの金を引き出すかという問題にすりかわっているという。

筆者(竹峰)も2003年秋にキリ島で1週間弱滞在したが、「補償」依存の生活実態を考えさせられた1週間であった。ビキニ環礁の人びとは、「我々の土地が核実験場として使用され、キリ島=『牢獄の島』で苦難な移住生活を強いられている」と「補償」要求する。確かに移住先のキリ島は、本来のビキニ環礁の生活環境と異なり、環礁ではないため、生活の糧となる穏やかなラグーン(礁湖)と環状に連なる島々がない。太平洋の大海原に囲まれ漁に出かけることも厳しい。人びとは核実験によって生活基盤を奪われており、それに対して「補償」要求することは理解できる。しかし同時にキリ島では、核実験「補償」によって「人びとがスポイルされている」現実を見た。

ある晩私の歓迎会のため、数十名が食糧を手に集まってきた。そこで渡された食糧は、今のキリ島住民の食生活を反映していた。大量の缶詰(シチュー、シーチキン、ソーセージ、フルーツ、インゲン豆)に、ご飯、パン、ヤシの実、粉末卵、少量の魚と鶏肉、そしてコーラやおかしであった。ある他島出身者は「キリ島住民は主に缶詰を食べるので、(ローカルフードである)ヤシやタコノキ、パンノキの利用方法やそもそも調理方法をあまり知らない」と言う。

キリ島を歩くと島全体が静かなことに気づく。ある人曰く「キリ島住民は働かずやることがなく、冷房が効いた家で寝ている」という。人びとはキリ島でも(ヤシ油の原料となる)コプラを生産していたが、今は生産していない。キリ島でも手工芸品は活発だった。キリ島住民が作り始めたヤシの葉製のあるバックは、キリバックの名で人気を博した。しかし今、キリ島で手工芸をや

る人の姿はほとんど見られない。「十分なヤシがないし、米から「補償」金が入ってきたので、生産を止めた」という。

「補償」金が入り、働かずして生活ができるようになっている。ビキニ環礁地方自治体は、計二億ドル弱に及ぶマーシャル諸島内で最高額の「補償」金を得ている。七〇年代までキリ島では、「四〇ドルもあれば、その家は億万長者だった」という。八二年、そんなところに一挙に一人あたり三千ドル、年配者には七千ドルが配当された。今も数百ドル単位のお金が配られている。「お金の価値がわからず、新車を買いホテルに泊まるなど浪費して、銀行に借金がある人もいる」と言う。ある人曰く、「かつては誰しも『ビキニ環礁に戻りたい』と心底思っていた。しかし今はお金の方が大切になってきているのでは」という。他島の人びとからは、ビキニ環礁民に対するねたみも聞かれた。なかには「ビキニ環礁民と結婚したがる他島の人もいる」という。

現行の核実験「補償」は人びとの生活基盤の破壊に拍車をかけている。「補償」獲得を目的とし「補償」の量を追求するのではなく、「補償」の質を問うていくべきである。そう痛感したキリ島滞在を思い出させた、多田報告であった。

平和博物館建設

研究集会には、ロンゲラップ環礁選出の若手女性国会議員、アバッカ・アンジャイン・マディソン氏が中心となって進める平和博物館づくり※33を支援している、原水爆禁止日本協議会の土田弥生氏も参加して、その状況を発言した。

同博物館建設の発案者であるアバッカ国会議員は、「博物館をヒバクシャの歩みを伝え、核被害を思い起こしたり、研究データを蓄積したりするとともに、核実験によって奪われた『伝統』的な暮らしも展示し、継承していく場にしていきたい」と語る。マーシャル諸島内部から、核実験の歴史を記憶するために博物館を建設したいとの発想が具体的に出てきたのは、これが初めてであろう。

博物館建設は、当初50周年の3月1日に完成させることを予定していたが、それは無理となり、会場からは建設を危ぶむ声も聞かれた。しかし土田氏は、計画はまだ健在であり、着実に進展していることを述べた。難航していた土地確保にも見通しがついた旨の発言があった。

これからビキニ水爆被災を見ていくときには、いかに平和が破壊されたのかのみならず、平和博物館構想のように、平和をいかに取り戻そうとしているのか、または核実験場とされた島々で、いかに新たな平和価値が築かれようとしているのか、という視点を持つことも大切となろう。

討論は絶え間なく続き、他にもロンゲラップ環礁で進行中の再定住計画の評価や、また被曝と病気との因果関係に関する議論も展開された。

むすびにかえて:「ビキニ50年」から「広島長崎60年」へ

ビキニ水爆被災50周年研究集会は、大成功のうちに幕を閉じた。50年後のマーシャル諸島のいま現在や新たなビキニ水爆被災像も示され、今後ビキニ水爆被災を追及していく上での課題やヒントが数多く出された、有意義かつ刺激的な集会であったと言えよう。

研究集会終了後、同じ会場で懇親会が開かれた。ここでは、前田哲男(東京国際大学教授)氏や、ビキニ水爆被災当時の被災調査に関わった西脇安(元IAEA)、岡野眞治(俊鶻丸調査団員)両氏らから、さまざまなエピソードが語られた。会場では、久しぶりの再会を喜び合う姿や、新たな出会いに話が弾んでいる姿が見られた。ビキニ水爆被災の全容解明へ向けた新たなネットワークの広がりを予感させるものであった。

本研究集会が価値を持ってくるのは、これからだとも言えよう。提起された課題や問題を、今後具体的にどのように取り組んでいくのか。そして、ビキニ水爆被災を核兵器廃絶の問題として、または平和の問題として接点を持たせ、どのように普遍化していくのであろうか。

ビキニ水爆被災50周年研究集会は、「ビキニ50年」に何らかの一石を投じられたと考えている。来年2005年も核兵器問題を取り組むうえでは重要な節目の年である。広島・長崎原爆投下60周年であると同時に、第1回原水爆禁止世界大会から50周年でもある。更には、ラッセル・アインシュタイン宣言50周年でもある。「ビキニ50年」から「広島・長崎60年」へ、来たるべき2005年、皆様はその節目をどのように迎え、活かしていきますか?

1 現在第五福竜丸は、核兵器廃絶・平和のシンボルとして、東京夢の島公園内の都立第五福竜丸展示館(新木場駅、Tel03-3521-8494、http://d5f.org/)に保存・公開されている。

2　三宅泰雄・檜山義夫・草野信男監修、第五福竜丸平和協会編「ビキニ水爆被災資料集」東京大学出版会、1976年、239−256頁（「被災状況」）参照。
3　第五福竜丸平和協会編「写真でたどる第五福竜丸」平和のアトリエ、2004年、24頁。
4　藤原修（東京経済大学助教授）氏によれば、ビキニ水爆被災を機に、新聞の平和運動の扱いが大きく変わったという。今まで平和運動は、警察記者が担当し、治安を乱す対象として扱われていたが、ビキニ水爆後は社会面記者が担当し、「○○集会開催」ということを記事にするようになった。
5　大石又七「ビキニ事件の真実」みすず書房、2003年、55頁参照。その言葉がのちに、「原水爆の犠牲者は私を最後に」という言葉に転じて、久保山愛吉氏の遺言として語り継がれている。
6　三宅泰雄・檜山義夫・草野信男監修、第五福竜丸平和協会編「ビキニ水爆被災資料集」東京大学出版会、1976年、301−325頁（「久保山氏の死亡をめぐって」）参照。
7　同上、398−400頁（「久保山氏の死因について」）参照。
8　スクープのいきさつは、村尾清一「『死の灰』スクープまで」（『エネルギーレビュー』2003年8月号、13頁　所収）参照。当時の編集局社会部記者とデスクが、共に同年元旦から原子力の平和利用推進に向けた連載「ついに太陽をとらえた」を担当しており、その知識から第五福竜丸の被災の重要性を認識した。尚、「死の灰」という言葉は、このスクープ記事の中で初めて使われた造語で、その後根付いていったものである。
9　高橋博子「米国政府による原爆情報管理と民間防衛計画1945年−1955年」博士論文、同志社大学（文化史学）、2003年、67頁　参照。
10　ラップ、ラルフ・E「福竜丸」みすず書房、1958年、3頁。（　）内は著者が追記。
11　「ラッセル・アインシュタイン宣言」では、人類と核兵器の危険な関係を直視し、東西の立場を超えて人類の生存の問題として共に核兵器廃絶へと踏み出すことが訴えられた。
12　国内でビキニ環礁民の問題を先駆的に伝えたのは、土井全二郎（当時、朝日新聞社会部記者）氏のルポであった。同氏のルポは、土井全二郎「きのこ雲の証言：ビキニの叫び」新国民出版社、1975年、にまとめられている。
13　現地の被災者の存在とその状況を先駆的に伝えたのは、1970年代初頭に現地調査をおこなった、原水爆禁止日本国民会議調査団、共同通信ホノルル特派員（当時）の斉藤達雄氏、フリージャーナリスト（当時）の前田哲男氏、写真家の島田興生氏らであった。これらの成果は、1）池山重朗「原爆・原発」現代の理論社、1978年、224−267頁、2）斉藤達雄「ミクロネシア」すずさわ書店、1975年、3）前田哲男「マーシャル群島住民の23年：隠された被ばく」原水爆禁止日本国民会議、1978年、4）島田興生「ビキニ・マーシャル人被曝者の証言」JPU出版、1977年らにまとめられている。
14　例えば、「〔総特集〕ビキニ水爆［死の灰］被災を追う」（中本貴之編著『蒼THE SOU』第5号、ローカル通信舎、1987年、所収）などを参照。
15　マーシャル諸島現地の関連行事については、竹峰誠一郎「ビキニ水爆被災50周年によせて：ヒバク地マーシャル諸島が問いかけるもの」（『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』Vol. 7 No.1、2004年7月号、2−3頁　所収）に若干触れている。
16　同研究集会の準備運営主体として、共催団体も含めた実行委員会が組織され、マーシャル諸島におけるビキニ水爆被災問題を先駆的に取材調査してきた前田哲男（東京国際大学教授、「棄民の群島」の著者）や豊崎博光（フォトジャーナリスト、「グッバイ・ロンゲラップ」の著者）両氏らの全面的なご協力も得ながら進められた。また、島田興生（フォトジャーナリスト、「還らざる楽園」の著者）や岩垂弘（元朝日新聞記者）両氏らの助言や協力も受けた。又、幅広い14団体からご協賛を頂いた。当日は報道関係者も多数来場し、同夜のNHK首都圏ニュースなどで報じられた。こうして成功裡にビキニ水爆被災50周年研究集会が開催できたのも、ひとえに多くの方々の温かいご協力の賜物であったと考えている。裏方としてご協力いただいた方々も含め、感謝を申し上げたい。

17　メアリー・シルク氏は、メアリー・シルク「マーシャル諸島民から見た米国の核実験」（フェリス女学院大学編「アジア太平洋におけるジェンダーと平和学」2004年、183−194頁所収）をベースに発表した。
18　4つの地域とは、核実験場であったビキニとエニウェトク両環礁に加え、風下地域のロンゲラップとウトリック両環礁の計4つである。
19　詳しくは、竹峰誠一郎「ビキニ水爆被災50周年：忘れられたヒバクシャから問うフォールアウト降灰地図」（『軍縮問題資料』2004年3月号、36−41頁所収）参照。
20　詳しくは、安斎育郎・竹峰誠一郎「ヒバクの島マーシャルの証言」かもがわブックレット149、かもがわ出版、2004年、特に42−53頁、参照。
21　Tatsuya Takahashi（高橋達也）et al. : Thyroid Disease in the Marshall Islands, 東北出版会、2001, p. XVII,âNeal A. Palafox et al "Site Specific Cancer Incidence in the Republic of the Marshall Islands" in CANCER Supplement, Vol. 83, Number 8, October 15, 1998などを参照。
22　中原氏は、中原聖乃「土地補償金をめぐる戦略と合意形成」（フェリス女学院大学編「アジア太平洋におけるジェンダーと平和学」2004年、92−109頁所収）をベースに発表した。
23　再定住計画について、被曝線量評価を手がける高田純氏の評価は、高田純「世界の放射線被曝地調査」講談社、2002年、126−142頁参照。別の角度からの評価は、竹峰誠一郎「核による安全保障とサブシステンス」（郭洋春ほか編「脱『開発』へのサブシステンス論」法律文化社、2004年、145〜160頁所収）の157−159頁参照。
24　山下氏は、副団長を務める、高知県ビキニ水爆実験被災調査団編「もうひとつのビキニ事件」平和文化、2004年、をベースに報告した。
25　1000隻を越える被災船というのは、1954年3月1日の水爆「ブラボー」のみならず、その後のマーシャル諸島における原水爆実験によって被災した船（政府が調査を打ち切る同年12月まで）も含まれる。
26　記事は、http://archives.pireport.org/archive/2004/april/04%2D08%2D08.htm参照。
27　1971年の原水禁現地調査は、池山重朗「原爆・原発」現代の理論社、1978年、224−254頁にまとめられている。
28　DOE ed. Declassification of Marshall Islands Atmospheric Nuclear Test Documents http://www.osti.gov/html/osti/opennet/document/press/pc28.html参照。
29　例えば、梅林宏道「情報公開でとらえた在日米軍」高文研、1992年、参照。
30　例えば、前田哲男「非核太平洋　被爆太平洋」筑摩書房、1991年、69−144頁、や、NHK広島制作「BSドキュメンタリー：映像記録ビキニ事件の半世紀」（2004年7月9日BS1放映）参照。
31　大石又七「ビキニ事件の真実」みすず書房、2003年、82−91頁。
32　多田氏は、キリ島体験を綴ったエッセー、多田智恵子「きょうもえんまん！：ビキニ環礁を追われた人々と暮らして」健友館、2004年、を出版している。研究集会の発言も、同書の一部と重なっていた。
33　平和博物館について詳しくは、http://www9.plala.or.jp/jojoi/参照。

特別記事 3

有事法制と自治体

田巻一彦

2003年6月6日の有事3法の成立※1、そして2004年6月半ばには確実と見られている関連7法案※2の成立によって、有事法制＝戦争に備え、戦争を遂行するための法的仕組みが完成されようとしている。

本稿ではこの有事法制と自治体との関わりについて検討する。まず、2002年4月、有事3法が初めて国会に上程されて以来の自治体首長、及び地方議会からの意見表明を振り返る。次に、有事法制が自治体と市民に求める「責務」について政府の説明文書や国会での答弁等にもとづいて考察する。そして、有事における自治体の協力においてもっとも重要な位置を占める港湾の軍事利用の問題をとりあげ、自治体の港湾管理権について検討する。これらを通して、有事法制の下で自治体が果たしうる平和創造力とその可能性について考える。

1. 自治体・地方議会からの声

1—1. 2002年法案上程—噴出した自治体の批判と疑問

まず、有事3法案が国会に上程された2002年に遡ってその時に自治体から上げられた様々な疑問や批判の声を振返っておきたい。

2002年5月28日、中国5県の知事でつくる中国地方知事会（会長＝澄田信義・島根県知事）は、法整備にあたって地方の意見を尊重するよう求める要望書を、片山虎之助総務相に提出した。要望書は、有事法制は「基本的に必要」としたうえで、「法案の具体的内容によっては、住民生活や地域経済活動に少なからぬ影響を及ぼす懸念もある」と指摘。有事の概念を明確化するとともに、首相の地方公共団体の長への指示や代執行などについて、具体的な内容を明らかにするよう求めるものだった。さらに、地方公共団体からの意見聴取の場を設け、国会で十分に議論を尽くすよう要望した。

ついで九州地方知事会（会長・平松守彦大分県知事）も6月6日、「国の安全保障や米軍基地の在り方を含めて十分に議論を尽くすこと」とした特別決議をあげ、国に伝えた。

三重県では、北川正恭知事が、共産党県議団（萩原量吉団長）からの申し入れに回答し、「国民の不安を払拭（ふっしょく）し、国民的な合意が得られるような国会での議論が不可欠で、この条件を満たさないままに賛成するものではない」と答えた。

6月12日には政府と全国の知事との意見交換会が開かれた。知事側からは注文、懸念が続出した。知事側からは「協力しろというだけでなく、知事の権限も明確に」（井戸敏三・兵庫県知事）、「法律には責務だけ規定されている。権限が後回しでは不安がある」（山田啓二・京都府知事）、など、知事の権限の明確化を求める指摘が続出。福田官房長官は「権限の問題は単純な話ではない」と釈明せざるを得なかった。また、長野県の田中知事は「市民を守ることが重要なら、なぜ（敵の）上陸地点から逃げる住民の安全確保が法案から欠けているのか」と指摘、橋本大二郎高知県知事は、説明会終了後に記者団に「（国民保護法制の先送りなど）具体的なもの（疑問）に答えられる法案じゃない。だから発言しなかった」と説明している。

このような疑問が体系的かつ具体的に集約されているのが、上原公子国立市長が5月16日に国に提出した44項目にわたる質問書※3であった。武力攻撃事態の定義から、地方公共団体の責務、国民の義務と権利の制限、「武力攻撃事態法」と「国際人道法」の関係までをカバーする、詳細な質問状である。6月21日には政府からの回答がなされたが市長はそれを不満として7月16日に再質問状※4を出した。ここで交わされた「地方公共団体の責務」を巡るやりとりは、今日の視点でみても、多くの重要な内容を含んでいる、次節であらためて取り上げたい。

1—2. 地方議会からの意見書

国会事務局のまとめによれば、2002年4月から2004年5月までの間に国会が受理した「有事法制」に関する地方議会の意見書は547件である。547件中、404件が2002年5月から9月の間に集中している。この時期は上に述べたような首長の発言とあいまって、地方議会の意見書採択がピークを示した。意見書を提

出した地方議会の一覧を資料23(346ページ)に示す。

547件の内訳を見ると、「反対」が137、「慎重審議」が406にのぼり、これらがほとんどを占めた。一方、「促進」を表明した意見書が4件あったが、これらはいずれも「慎重審議」もあわせて求めるものであった。

2002年の意見書から二つを紹介しよう。秋田県成瀬村議会と沖縄県北谷町議会。前者は「反対」後者は「慎重審議を求める」ものである。

「(略)しかし、有事法制が必要とされる理由の一つにあげられるテロ対策や不審船対策は、日本はもちろん、世界中のどこでも、本来犯罪として警察や海上保安庁などが取り締まるべきもので、軍隊で対応するものではありません。しかも政府自身も、日本に武力攻撃を企てる国や勢力はないことも認めています。

ところが、政府の検討している有事法制案は、日本がすぐにでも戦争できるように、国民の財産である土地や家屋を強制的に使用したり、地方自治体も民間企業も戦争に駆り出し、住民を徴用できるようにし、さらに自衛隊の命令に従わなければ処罰する等の内容も検討課題に含まれています。

日本は、憲法9条で戦争放棄を定め、国際平和のための外交で世界に

有事法制に関して地方議会から国会に提出された意見書
(国会事務局まとめ)

国会受理日	反対	慎重審議	促進	期間計
2002年				
4月～6月	40	134	3	177
7月～9月	39	188		227
10月～12月	15	59		74
2003年				
1月～3月	9	21		30
4月～6月	2	4	1	7
7月～9月	16			16
10月～12月	5			5
2004年				
1月～3月	7			7
4月～5月	4			4
合計	137	406	4	547

※2003年7月以降のものには、「有事3法発動反対」、「有事7法案反対」の意見書が含まれている。

貢献することを宣言しています。その日本が国民の基本的人権を踏みにじり、国をあげて戦争をするための法律をつくろうとしていることに国民は強い懸念を抱いています。

東成瀬村は、世界と日本の恒久平和を祈念し「非核平和宣言の村」を掲げており、その立場からも当議会は今回政府が進めようとしている有事法制化は容認できないものであり、その計画を中止されますよう特段の配慮を求め、ここに要望するものです」。(2002年3月14日・秋田県東成瀬村議会)

「(略)沖縄県は、去る大戦で20数万人の尊い生命と財産が奪われ、県土は焦土と化した。二度と悲惨な戦争を繰り返してはならないというのが県民の願いである。

沖縄県民は戦後、平和な島を建設しなければならないと願い続けてきたが、戦後60年近くなっても今なお、全国の米軍専用施設の75%を集中させられ、基地による重圧を受けながら生活することを強いられてきた。特に北谷町民は、相次ぐ米軍や米兵による事件・事故による被害を被り続けている。

私たち町民の願いは、一刻も早い米軍基地の整理縮小であり、日米地位協定の改正である。当町議会は、事件事故が発生するたびに政府に対し、強くその改善方を要請してきたところである。(略)

よって北谷町議会は、町民の生命・財産を守る立場から、再び悲惨な戦争への道を開かないためにも有事法制については、国民の声をよく聴き慎重なる審議を強く求めるものである。(2002年6月13日沖縄県北谷町議会)

このように、地方議会からの意見書には、地域の歴史や現状を踏まえながら「戦争を二度と繰り返してはならない」という切々たる思いを訴えるものが多く見られる。

2003年6月6日に有事三法が成立した後にも、少数ではあるが意見書は提出されている。この時期の意見書はいずれも有事三法の「発動反対」を求めている。その中から、兵庫県浜坂町議会の意見書を紹介する。

「(略)　武力攻撃事態法は、戦争を進めるための様々な仕事を地方自治体が遂行する責務を明記し、内閣総理大臣が自治体に対して、指示権や直接行使権を行使することまで認めるものである。また自衛隊法改正法は、道路や海岸・河川、港湾、森林や公園などについて有する自治体管理権を無視し、これらに対する工事などを実施できることとしている。これら

は、住民の生活や安全、自然環境の保全をないがしろにするものに他ならない。

よって、国においては、戦争や武力放棄をうたった平和憲法のもとで、この法制が想定するような事態にならないために、近隣諸国や国際社会との良好な関係維持や世界情勢の安定化への外交努力を強く求めるものである。」(2003年5月25日、兵庫県浜坂町議会)。

有事法制は成立した。しかし、もっと大事なことはこの法律を必要としないような国際環境を作り出すことなのだ、と意見書は訴えるのである。

2002年春の有事3法の国会上程から継続審議にいたる政治過程を「第1ラウンド」と名づけるならば、2002年秋から始まった「第2ラウンド」は、イラク戦争とそれに引き続くイラク特措法＝自衛隊海外派兵をめぐる反対世論の高まりと重なって進行した。

イラクに対する武力行使に反対し平和解決を求める意見書は、2002年11月から2003年5月までに49件が国会に届けられた。一方、自衛隊のイラク派兵に関し、「反対」もしくは「慎重な対応」を求める意見書は、2003年10月から2004年4月までの半年の間に341件が採択され、国に届けられている。

これらの意見書を採択した地方議会の一覧は資料23(346ページ)にまとめてある。

1—3. 自治体と地方議会の平和力に希望

有事3法—イラク戦争—自衛隊イラク派兵というプロセスを経て日本の安全保障政策は、憲法平和主義からの乖離を深めていった。しかし、その同じ時間に、自治体と地方議会の持つ「平和への潜勢力」が表出した。地方議会意見書の多くが満場一致で採択されていることにも注目するべきだろう。中央レベルでの政治的対立も地方議会においては平和の一点で乗り越えられ一つの声となりうることが示された。

もちろん意見書を採択した地方議会は全国3,170の高々20%にも満たないという見方もありうるだろう。しかし、住民請願や陳情によって届けられた声を議会ルールに則って審議し地方自治法に従って国に提出する、という法的システムを経てこれらの意見書が採択されたことを考えるならば、そこには表面的な数字以上の意味があるといえないであろうか。

この動きは、自治体と地方議会が平和の創造のために果たすべき、そして果たしうる役割が今後、よりいっそう大きくなっていくであろうという希望と予感を与えるものだ。

2. 有事法制における自治体(地方公共団体)の責務

2—1 「責務」は「強制」なのか?

ここまでは、「自治体」という慣用的な表現を用いてきたが、以後は有事関連法で用いられる「地方公共団体」という言葉を用いる。

有事3法の中心である「武力攻撃事態法」第5条は「地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び地方公共団体そのほかの機関と相互に協力し武力攻撃事態への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する」としている。この「地方公共団体の責務」の実行を担保するために、同法は次の手順を定めた。

1)武力攻撃事態対策本部長(内閣総理大臣)は地方公共団体が実施する措置に関して「総合調整」を行う(第14条第1項)。

2)総合調整によって対処措置が実施されないときには地方公共団体の長への実施を「指示」する(第15条第1項)。

3)「指示」によっても対処措置が実施されないとき、または緊急を要すると認められる場合には国の機関を指揮して、当該地方公共団体または指定公共機関が実施すべき当該対処措置を「実施し」、または「実施させる」ことができる(第15条第2項)。

「総合調整」、「指示」あるいは「国が自ら実施し、実施させる」。これらがどれほどの「強制力」を意味するのか、ここに多くの自治体の関心は集まった。先に述べた2002年5月の上原国立市長の質問と国(内閣官房・防衛庁)からの回答はこの問題を考える上で重要な手がかりを含んでいる。該当部分を次ページに抜粋して掲載した。

国の権限は個別法によって与えられる

国立市長からの再質問（2002年7月16日）と国の回答（抜粋）

《「地方公共団体の責務」等について》

Q:同法案14条2項が規定する「意見を申し述べる」とは異議申し立てをも含むのか。

武力攻撃事態においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置は、相互に調和して迅速かつ的確に実施される必要があると考えています。

このため、それぞれの機関が実施する対処措置について、何らかの調整を図る必要が生じた場合においては、対策本部長が総合調整を行うことができることとしたものです。

法案第14条第2項においては、地方公共団体の長等は、対策本部長が行う総合調整に関し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる旨規定しています。

地方公共団体の長等の意見を総合調整に反映させる仕組みについては、例えば、対策本部が総合調整の検討に入った時点で速やかに地方公共団体の長等に通知し、適時に意見の申出ができるようにすることや、地方公共団体の長等から意見の申出があった場合に、これを対策本部の議題として直ちに議論することなどが考えられるところですが、具体的には、今後、国民の保護のための法制の整備において検討していきたいと考えています。

Q:首長が市民の生命、財産を守るために戦争協力拒否をした場合は、当該自治体及び首長に対して、どのようなことが起こると想定されるか。

自治体が協力拒否をした場合、首長、または拒否した職員の罰則も今後作られるのか。

同法案15条1項及び2項が「別に法律で定めるところにより」と規定しているのは、地方自治法などの現行法律を指しているのか。それとも、新法の制定を想定しているのか。もし前者であれば、具体的に法律名と該当条文を、また後者であれば、具体的にどういう法律の制定を考えているのか。

同法案15条にある「武力攻撃の排除に支障があり」とは具体的にどのようなことか。それは、自治体の非協力を含むのか。

A:（略） 武力攻撃事態においては、国及び国民の安全を確保するため国全体として万全の措置が講じられなければならず、不備が生じた場合には、内閣総理大臣による「指示」等によって的確かつ迅速な対応を図ることが必要と考えています。

内閣総理大臣の「指示」とは、国民の生命、身体の保護等のために特に必要がある場合に、別に法律で定めるところにより、地方公共団体等に対して、所要の措置を実施すべきことを指示することができるとするもので、地方公共団体等には、この指示に従う法律上の義務が生ずることとなります。

内閣総理大臣が「自ら対処措置を実施する」とは、国民の保護のため緊急を要する場合など特に必要がある場合に、別に法律で定めるところにより、内閣総理大臣が自ら、地方公共団体等が実施すべき対処措置を実施することができるとするものです。

この「指示」や「自らの対処措置の実施」については、本法案によって内閣総理大臣に対して包括的に権限が与えられるものではなく、今後整備する個々の法律においてその要件等を具体的に定めた上で実施できることとなるものです。

武力攻撃事態という状況下においては、万全の措置を担保するこうした仕組みが必要であり、地方自治の観点からも問題はないと考えています。

まず、「『総合調整』において地方公共団体の長は異議を申し立てることができるのか」という質問に対し、国は直接的には肯定も否定もしない。ただし地方公共団体の長からの意見は「対策本部の議題として直ちに議論する」としており、自治体からの「意見」に「異議」が含まれうることを想定していることを示唆している。

では「指示」はどうか。国の回答は、国が「指示」することによって「地方公共団体等には、この法律に従う法律上の義務が生ずる」としているものの、拒否した場合の罰則の有無については言及していない。注目するべきは、次の部分である。「この<指示>や<自らの対処措置の実施>については、本法案によって内閣総理大臣に対して包括的な権限が与えられるものでなく今後整備する個々の法律においてその要件を具体的に定めた上で実施できることとなるものです」。

ここで思い起こしておきたいのは「日米地位協定」※5と国内法の関係である。政府は、「一般国際法上は、外国の軍隊が駐留する場合に、地位協定あるいはそれに類する協定に明文の規定がある場合を除いては接受国の国内法令の適用はない」（昭和48年7月11日衆議院内閣委員会）として、米軍に数々の国内法適用免除の特権を与えているが、それは「地位協定」に基づく42の特例法とそれらの施行令、施行規則等によって担保されている。つまり米軍の国内法適用免除の特権は、「地位協定」によって「包括的に」与えられるのではなく、個別国内法により「具体的に要件を定めて」付与されているのである。

「有事3法」においても「地位協定」と同じような意味での国内法的措置は一定程度なされている。「武力攻撃事態法」と同時に成立した「改正自衛隊法」は、「武力攻撃事態」において防衛出動した自衛隊の行動に関連して、20の個別法の適用除外や規制緩和を定めている。例えば道路法、道路交通法、海岸法、埋葬法などである。これらは緊急事態であることを考慮して「許認可」を「通知」に改めたりするなど、手続きの迅速化を図ることを目的としたものである。

国立市長に対する国の回答は、以上のような法治主義の原則を一般的に述べたものであり、それ自体は至極当然な見解といえる。

要約すると有事に対応するための国内法的枠組みは、1）地位協定に基づく特例法による米軍への適用除外・規制緩和と、2）改正自衛隊法に基づく一群の個別法適用除外・規制緩和によって一応の骨格はできあがっているといえる。しかし、実際の有事ということになれば、これらの個別国内法で想定しえないよ

うな事態が起こる可能性が高い。そのような事態に対して、あくまでも法治主義の原則を堅持しようとするならば、「武力攻撃事態への対処」が手遅れになったりあるいは実行できなくなることも十分にありえる。この懸念に政府はどのように備えているのであろうか。

2004年4月22日の衆議院「武力攻撃事態特別委員会」で、政府から興味深い答弁がなされている。

「米軍支援法案」第5条が、地方公共団体や事業者は「(国などからの協力の)要請に応じるよう努めるものとする」としていることの意味合いについて問われた政府は、次のように答弁した(質問者は共産党赤嶺政賢議員)。「まさに、武力攻撃事態等と申しますのは、我が国が他国から武力攻撃を受ける、もしくは可能性のある、そういう事態でございます。そういう事態におきまして、国も地方公共団体も、また、国民の一人であります事業者においても、我が国を防衛するために協力していただくということを法律の趣旨としてお願いするというのが自然なことではないかと考えて、このような規定ぶりにしておる次第でございます(略)」(増田好平内閣官房内閣審議官)。「まさに地方公共団体なり事業者に対して要請をいたしましたときには、その要請に沿うようにひとつお願いをしたいということでございます。そういう意図をより強くあらわしたということでありまして、だからといって、それが実現しない場合に罰則でもって担保するなんというようなことは、それはやっていないわけでございます」(井上喜一武力攻撃事態対処法制担当国務大臣)。

求められるのは「自発的協力」

このように、国からの協力要請は、基本的にそれ自体で強制力を持つものではない。では、有事法制が言う「地方公共団体の協力の責務」とは、何なんだろうか。それは突き詰めれば、「自発的な協力への期待」である。これも政府が自ら述べていることだ。

「改正自衛隊法」は、医療など特別な分野において、地方公共団体の長は「業務従事命令」を発することが出来るとしている。しかし、命令に従わないものへの罰則は基本的には定められていない。2002年6月21日の国立市長への第一次回答の中で、政府は次のように答えている。「業務従事命令における業務従事者の業務は、当該事業者の専門的な知識・経験や能力を用い、能動的かつ主体的に行って頂くものであり、我が国が武力攻撃を受けているような事態においては、自発的かつ積極的に協力して頂けるものと考えており、仮に、罰則をもって強制的に業務に従事させたとしても、十分な命令の効果が期待できず、場合によっては自衛隊の任務遂行に支障を及ぼしかねないと考えている」。

つまり国は個々の地方公共団体の職員などに、業務への従事を罰則を伴って強制することはできない。しかし、政府が同時にいっているのは、ひとたび地方公共団体の長が「自発的な協力」を決め、個別法によって自らに与えられた権限を行使して協力業務を遂行しようと決めたとき、「お願い」あるいは「自発的協力への期待」は「地方公務員法」や「就業規則」を仲介にして職員に対する「強制力」に変わるということである。2003年5月9日の衆議院外務委員会において、安部晋三官房副長官は直截にそのことを述べている。「私どもが想定しておりますのは、我々国と法人との関係でございまして、法人に対して我々はそうしたお願いをするわけでありますが、この中で、従業員が個人的な考え方、理由によってその業務を行わなかった、拒否したということになりましたら、これはその法人の中での内規によっての対応ということになるんだろう、こう思うわけであります」(質問者は共産党松本善明議員)。

協力しなくても国は罰しない。しかし、「地方公務員法」や「就業規則」に基づくペナルティは課せられるというわけだ。

このように有事法制は、地方公共団体の職員等への強制力の担保を職場における労使関係に求めている。これはある意味では「有無を言わせぬ強制力」が国から降りてくるよりも関係者にとっては厳しいことかもしれない。平素からの業務運営における民主性と労使対話をとおした問題解決力が極限的な場面で問われることになるからである。

3. 国民保護法案における「権限なき責任」

有事関連7法案の一つとして2004年3月に上程された「国民保護法案」。そこでは、「避難の指示」、「避難住民等の救援」そして「武力攻撃災害の防除又は拡大の防止」などを都道府県、「警報の伝達」、「避難の誘導」、「武力攻撃災害に係る応急措置」及び「消防」などを市町村がそれぞれ担うことになる。ここでも地方公共団体は国の「総合調整」や「指示」を受けながら夫々の任務を執行する。

2003年8月7日、政府が主催した都道府県知事との意見交換会においては、

知事側から次のような要望がだされた。

○知事には住民を保護する一義的責任があることから、知事に権限を集中するべきである。

○災害対策上の知事の権限は整備されているが現実には余り機能しなかったので、総合調整等の権限が現実に機能するようにする必要がある。具体的には、救援、輸送の指示等、都道府県に幅広い権限を付与するべきである。

○国が武力攻撃事態における行動を決めるのは当然であるが、地方公共団体には住民の生命を守る責務があり、国が対策本部の設置や避難場所の指示をするのを待っていられない状況もありうるので、地方が独自の判断で弾力的に対処できるようにする余地を残す必要がある。

ここには「権限なき責任」に対する自治体側の不満と不安と疑問、焦燥が表れている。例えば地方公共団体の長は自衛隊の出動を要請することができるとされているが、自衛隊は「国民保護法」の上位法である「武力攻撃事態法」に基づく「武力攻撃の排除」を優先的な任務として行動している。地方公共団体が必要としたときに必要な支援が国から受けられる保証があるのかという基本的な問題は、法成立を目前にした現在も、まったく未解決のまま残されている。

4. 自治体の港湾管理権を考える

―四日市港「米軍艦船対応マニュアル」を叩き台に

有事において地方公共団体に求められる「協力」の中でもっとも重要な位置をしめるものの一つに地方公共団体が管理権を有する港湾の利用に関する諸業務がある。とりわけ武力攻撃事態法にいう「武力攻撃が予測される事態」に始まる米軍と自衛隊の活動は、領海あるいは公海上で行われる可能性が高いことを考えると、港湾は前線と後方兵站拠点の接点として死活的な役割を果す。

現実に2003年、全国の民間港には米軍艦が16回、米軍チャーターの民間船舶が16回入港している（データシート1・122ページ）。目的は、「物資の補給」から「乗組員の休養」、「交流親善」までさまざまであるが、有事ということになれば、「親善」はともかくとして、これらニーズは格段に高まるであろう。そこで発生するのが、地方公共団体の「港湾管理権」と軍隊による港湾の利用との間のやや複雑な関係である。

この問題を掘り下げて考えるための格好の材料が、三重県四日市港を管理する「四日市港管理組合」が2004年4月1日から適用を開始した「米軍艦船入港対応マニュアル」である。

昨年10月27日から11月9日にかけて滋賀県饗庭野演習場で行われた日米共同演習に参加した米海兵隊が、民間籍の軍用高速貨物船「ウェストパック・エクスプレス」をチャーターし、海兵隊員800名、高機動車40両。コンテナ51個などを積んで四日市港から韓国・釜山に向った。これは、四日市港開港以来初の米軍による利用であった。この事件は、港湾管理者、市民、議会に少なからぬ波紋を広げ、透明性が高く説明責任にこたえうる行政手続が求められる中で作られた「マニュアル」は、趣旨や用語の定義を簡潔に記載した「本文」（A4・1頁）と、「別紙1：対応フロー」（114ページに掲載）及び「別紙2：詳細手順」（A4・10頁）から構成される。

「マニュアル」は直接的に「有事」を想定して作られたものではない。しかし、平時を前提とした考察は、有事にも適用可能な多くの論点を含んでいる。以下「マニュアル」の内容を追いながら具体的に考えてみたい。

1)「地位協定」は「港湾管理権」を無力化するか？

〔マニュアル〕

米軍艦船とは、「米軍がチャーターした民間船舶（以下「民間船舶」という。）及び米軍艦艇（以下「艦艇」という）」と定義される（本文「2. 定義」）。さらに、事務処理手続き上、米軍艦船の入港は「日米地位協定による場合と日米地位協定によらない場合の二つを想定している（同「3. 事務処理手続きにおける想定」）。「別紙1」と「別紙2」では、前者をA、後者をBとし、微妙に異なる手続きを定めている。A、Bいずれのケースでも民間船舶、艦艇の両方が想定されている。

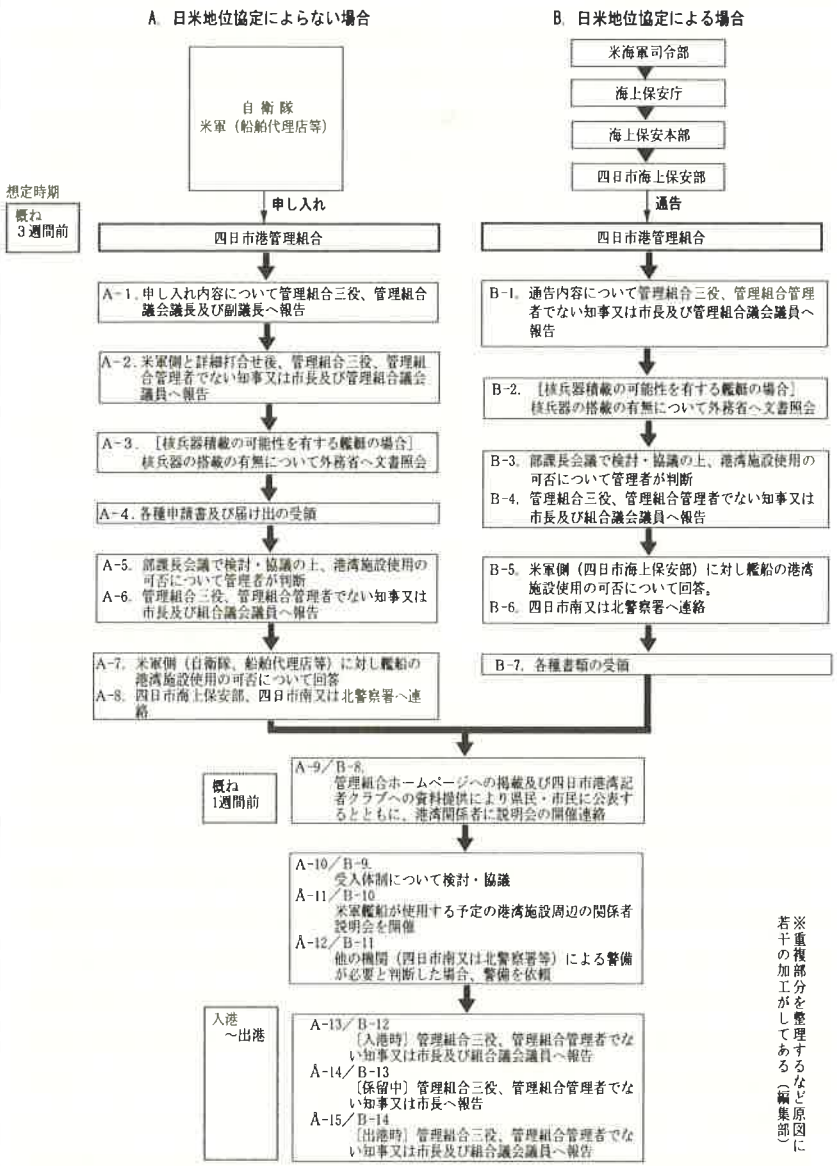
Aケースは、概ね一般の民間船舶と同じの手続きである。すなわち「係留施設等使用許可申請書」等を受領の上、「四日市港管理組合港湾施設条例」と「同施行規則」に従って審査し（A−4）、港湾施設使用の可否が決定される（A−5）。一方Bケースでは、「日米地位協定による場合は、提出書類に基づく許可行為は発生しない」（別紙2末尾注）として、「係留施設等使用許可申請書」等は、入港の可否を判断した後に受領する（B−7）ことになっている。

〔考察〕

日米地位協定第5条は、米軍艦船に対して入港料を課されないで日本の港

〔四日市港管理組合〕米軍艦船入港対応マニュアル・別紙1

米軍艦船（民間船舶・艦艇）の入港についての対応フロー



※重複部分を整理するなど原図に若干の加工がしてある（編集部）

に出入りする権利を与え（第1、2項）、「（日本の港に入る場合には）通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない（3項）」とする一方、強制水先を免除している。国は「一般国際法上は、外国の軍隊が駐留する場合に、地位協定あるいはそれに類する協定に明文の規定がある場合を除いては接受国の国内法令の適用はない」（昭和48年7月11日衆議院内閣委員会での答弁）として、米軍には港湾法などに基づく法手続きは適用されないと説明してきた。「提出書類に基づく許可行為は発生しない」という「マニュアル」の姿勢は、この解釈の延長上にあると言ってよいだろう。

しかし、ここで思い起こしたいのは、1999年、「周辺事態法」※6に関連して国から自治体に対して示された注目するべき見解である。「周辺事態法第9条（地方公共団体・民間の協力）の解説」（2000年7月25日）※7は、「米軍艦船の港湾施設の利用にあたっては、日米地位協定に基づく通告を受けた港湾管理者は、同協定第5条の規定を踏まえつつ、港湾の適正な管理運営という観点から港湾管理条例による港湾施設の使用許可等法令にも基づく権限を行使することとなり、（略）」として、「地位協定の下でも港湾施設使用に関する港湾管理者の許可権限が有効である」ことを認めている。

「強制水先の免除」については地位協定の実施に伴う「水先法の特例に関する法律」という特例法がある。しかし港湾管理者の権限を定めた港湾法※8には特例法はない。99年の政府の見解はこのような法的事情を踏まえれば当然といえる。その事情は、今回の有事法制でも変わってはいない。2003年の「改正自衛隊法」には港湾法の適用除外が定められているが、それは防衛出動した自衛隊が陣地を構築するために、港湾内の水域を占用するにあたっての手続きを許認可から事前通知へと緩和する内容であり、港湾施設の使用は対象としていない。

一方、2004年3月上程の有事7法案の一つである「特定公共施設利用法案」では、国は港湾管理者に軍艦の港湾施設の優先利用を要請・総合調整・指示することができ、港湾管理者が応諾しない場合には、国土交通大臣を指揮して、港湾管理者の決定等を変更させることができる、としている。これは「武力攻撃事態法」とよく似た規定の仕方である。この法律がそれ自体で国による港湾の強制使用を担保しうるか否かについて議論の分かれるところだ。先に触れた「武力攻撃事態法」に関する国の説明を踏まえるならば、本当に港湾を強制的に使おうと思えば個別法である「港湾法」を改正しなければならないというのが

筆者の認識である。

このように考えると、「地位協定による場合は、提出書類に基づく(入港の)許可行為は発生しない」とする。「マニュアル」は必要以上に自らの手を縛っているように思われる。

2)核搭載の確認の「次の一手」を

〔マニュアル〕

「米軍が核兵器を持ち込む場合、日米安全保障条約上、米側から日本に事前協議を申し入れることになっている。このように核兵器の保有の有無の確認については国の所管事項となっており、事前協議の申し入れがない以上は核兵器は持ち込まれていないと判断されるが、さらなる確認のため核兵器の搭載の有無について外務省北米局日米安全保障条約課長宛に文書で照会する」(別紙2:A−2、B−2)。

〔考察〕

「非核平和都市宣言」(85年3月25日)を持つ四日市にとって核の持ち込みは重大な関心事である。したがって、「文書照会」するとしたことを評価したい。「文書照会」に対して、国から返ってくるのは「事前協議がない以上、核は積んでいない」という回答であろう。米国政府に照会したとしても、回答は「水上艦、攻撃型潜水艦及び海軍航空機には核兵器を搭載しない」、「しかし特定の艦船への核兵器搭載の有無については議論しない」というものであろう。非核兵器宣言を守りたいという自治体の真正な意思が、このように形骸化した回答に迎えられる例を、私たちは何度となくみてきた。一方、この膠着を打破するべく「非核神戸方式」[※9]の条例化を図った高知県の試み[※10]は頓挫している。2002年、北海道で「非核港湾」を求める新しい波が起こった。3月12日、苫小牧市議会は「非核平和都市条例」を成立させた。同条例は「市長は非核三原則の趣旨が損なわれる恐れがあると認める事由が生じた場合、関係機関に協議を求め、必要な場合には適切な措置を講じるよう要請する」という条項を持つ。小樽、函館、室蘭でも目的を同じくする条例が市民によって提案されたが、議会で否決された。しかし市民の運動は依然健在である。非核のための「次の一手」をどうするのか。これは、四日市だけでなく非核を求める自治体と市民全体の課題である。

3)危険物の確認

〔マニュアル〕

民間船舶が地位協定によらないで入港するとき(Aケース)には、「打合せの中で、危険物の取り扱い及び積載の有無について口頭で確認する(書面による確認は係留施設など使用許可申請書が提出された時点で行う)」(A−2)、民間船舶が地位協定によって入港する(Bケース)場合は、通告内容があった時点で「文書により確認する」(別紙2「通告」)このようにマニュアルは民間船舶に対しては「確認」という手続きを定めている。しかし、艦艇の場合は、Aケース、Bケースを問わず「弾薬類等は艦艇に積載されている限りは危険を及ぼし又は施設の使用に支障を及ぼすものではなく、また当該艦艇の使用に供するものであり港則法[※11]上の危険物にはあたらないことから、有無の確認を行わないこととする」としている(別紙2:A−2、B「通告」)。

〔考察〕

港則法は「当該船舶の使用に供するもの」を「危険物」から除外し、港長の強い許可権限を免除している。しかし、ここでいう「当該船舶の使用」とは、例えば重油タンカーにおいては、積荷の重油は危険物であるがタンカーの推進用重油は危険物ではない、というような常識的区別である。したがって、軍艦が搭載する武器弾薬が「当該船舶の使用に供するもの」であるとして有無の確認さえ行わないというのは、法の趣旨を曲げる解釈である。船舶火災による誘爆などの危険性は常に存在している。武器弾薬の実態を把握し、港湾管理者がしかるべき措置をとる権限を担保することは、市民や港湾で働く人々の安全を守るために必要不可欠と思われる。

4)軍艦入港不許可は「不平等扱い」か?

〔マニュアル〕

港湾施設使用を認めないことができる要件は次のとおりである:

Aケース(A−5):

1)入港艦艇の全長、喫水、トン数等物理的要件が四日市港港湾施設の許容基準を超えている場合

2)有事の場合を除き、一般荷役船の着岸状況により係留場所が空いていない場合

3)危険物の荷役を行う場合、その数量等が港則法及び四日市港管理組合

桑施設条例及び同施行規則の規定上問題がある場合

Bケース(B−3):上記から3)を除外。

〔考察〕

「マニュアル」では港湾施設使用を拒否できるのは、あくまでも技術的・実務的理由からだけである。上記の要件は国土交通省に確認の上設定されたことを、四日市港港湾管理者の井上哲夫四日市市長は明かしている※12。市長は次のようにも答弁している。「しかし、いずれの場合にしましても、港湾施設の使用にあたっては港湾法第13条第2項の規定により、何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関して不平等な取り扱いはできないことになっております。この規定に違反していると認められる場合には、同法第47条の規定により国土交通大臣から当該行為の変更、停止を求められる場合もあります」。これは政府見解そのものである。

軍艦入港の拒否が港湾法第13条に基づく「不平等扱いの禁止」にあたるという政府見解に対しては、平和運動の側から次のような反論があることを指摘しておきたい。「まず第一に、米軍艦は地位協定第5条という<特権>を盾にとって民間港に入港する。<特権>を手放さずに<平等>を求めることが許されるであろうか。(略)第二に、政府は、特別の取り決めがある場合を除いては、米軍に国内法の適用はないと言ってきたのに、港湾法第13条だけは適用してくれというのは、あまりにも身勝手ではないか」※13。

そもそもここでいう「不平等扱い」とは、専ら私企業への不干渉、つまり経済的不平等扱を想定したものであることは現行港湾法制定当時の政府の提案理由説明からも明らかである※14。

「マニュアル」はこのような背景を検討することなく政府の見解をそのまま採用している。またAケース(A−2)(有事の場合は例外扱い)は「有事における米軍の優先使用」を暗示している。有事法制の先取りとも読み取れる内容であり、再考が必要だ。2001年2月に、小樽市が米艦「マッケイン」の入港を拒否したとき、その理由は「市民感情への配慮」であった。このように市民の意思を背にした市長の政治判断をも可否判断の一つの要素に加えるべきではないだろうか。

5)市民への広報

〔マニュアル〕

米艦船入港の広報は、管理者が港湾施設使用の可否を判断し(A−5、D−3)、海上保安部や警察に連絡(A−8、B−6)した後に入港の「概ね1週間前に」「四日市港湾記者クラブへの資料提供」と「港湾関係者への説明会開催通知」の形で行われる(A−9、B−8)。また公表は、「概ね1週間前の報道機関への情報提供の時期までは、米軍艦船に係る情報の適正な管理に務めるものとする」(別紙2A−1、B−1)としている。

〔考察〕

入港日の概ね1週間前の公表まで、入港計画そのものを秘密とするのが「マニュアル」の趣旨である。このような秘密主義的手続きは民間港であり「非核平和都市宣言」の下にある四日市港の軍事利用の是非に関する論議への、議会や市民の参画の道を閉ざしかねない。

6)まとめ

「マニュアル」は、港湾管理者の説明責任を明らかにすると同時に港の軍事利用に関する市民の関心を喚起するという点で、大きな意義を持っている。関係者の集中的な努力に敬意を表したい。

だが再検討するべき課題も少なくない。1)判断基準はほとんどが国の見解をなぞったものであり、「非核の確認」も国のとおりいっぺんの回答の前で立ち止まってしまう可能性が高い。2)そもそも「軍艦の入港は拒否できない」という前提を不動のものと考え、自らの有する権限を過小評価してしまっている。また3)軍艦入港の可否に関する意思決定への議会や市民への参画の可能性を狭めていることなどである。いずれにせよこの「マニュアル」は、有事を含む港の軍事利用と自治体の権限を考える上で有用な「叩き台」となりうる。これを土台とした検討が各地で始ることを期待したい。

大事なことは、港湾法に基づく港湾管理権は、このマニュアルを作った人々が考えるよりも大きなものであるということだ。その権限を軍艦を受け入れるために行使するのか、拒むために行使するのかは、港湾管理者すなわち地方公共団体の長の裁量に任されているのである。国が求めているのが「自発的な協力」であるということの意味は、そういうことなのである。

5. おわりに—自治体の「平和力」を発展させよう

本稿では、有事3法上程から採択にいたる期間の自治体からのさまざまな形

での発信に着目して、自治体が持つ平和創造の可能性を指摘した。さらに有事3法が自治体に求めるのがあくまでも「自発的な協力」であり、有事3法そのものには自治体の自己決定権を完全に奪う力はないことを見てきた。この構造は港湾を例にとるといっそう明白であることも述べてきた。

一方では、弾道ミサイルやテロに対する不安が国民の間に現に存在する。これを受けて自治体独自の「有事対応マニュアル」を作る動きもある。鳥取県※15、岐阜県※16などではすでに具体的な検討が進められている。このような努力を「戦争を前提とするものだ」と批判するという立場には筆者は立たない。むしろ、「有事への対応」を国まかせにするのではなく、市民の参画の下で自治体の自己決定権を拡大する方向で議論が進むきっかけになるならば、むしろ歓迎されるべきことであると考えている。

しかし、忘れてはならないことがある。それは、「自治体は戦争をできない」ということである。自治体は戦争とは違うやり方で市民の生命と安全を守る義務を持っている※18。自治体に何よりも求められるのは「有事を招かないための平素からの活動」である。学校での平和教育、戦争や核兵器の悲惨さを伝えていく努力、姉妹都市などによる民際外交、地域における外国人との交流など様々な活動が含まれるだろう。それらの活動と自らの法的権限に裏打ちされた自己決定権の再発見とを結びつけて、自治体の平和創造力を発展させること。それが、有事法制と同じ時代を生きる自治体と市民の課題である。

1 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第79号）（本稿で用いる略称：武力攻撃事態法）／自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（改正自衛隊法）／安全保障会議設置法の一部を改正する法律。
2 キーワードD16（○ページ）参照。
3 質問と回答の全文は国立市役所のホームページ（http://www.m-net.ne.jp/~kunicity/）で見ることができる。
4 同上。
5 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」1960年署名、発効。
6 昭和25年5月31日法律第218号。「交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする」。「第2条 この法律で『港湾管理者』とは、第2章第一節の規定により設立された港務局又は第33条の規定による地方公共団体をいう」。
7 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（平成11年5月28日法律第60号）
8 内閣安全保障・危機管理室、防衛庁、外務省。『核兵器核実験モニター』第120・1号（2000年8月15日）に抜粋。
9 1975年3月18日の神戸市議会の「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、入港する外国艦船に対して核搭載の有無に関する証明書の提出が義務付けられ、非核の証明がない艦船の入港は拒否されることになった。
10 高知県の橋本大二郎知事は、1999年2月23日「非核神戸方式」を取り入れた港湾条例改正案を県議会に提案した。政府の介入などにあい、改正案は継続審議・廃案になった。
11 昭和23年7月15日法律第174号。港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。
12 四日市港管理組合議会議事録（2003年12月25日）http://www.yokkaichi-port.or.jp/jp/gikai/index.html
13 「私たちの非協力宣言－周辺事態法と自治体の平和力」（いのくら基地部会編・明石書店刊）111－112頁）
14 「（略）こうして港らしい港になったところでは、民間企業が大いに進出して、公正な自由活動により能率を上げることが望ましいという建前から、港湾管理者が私企業と競争したり、私企業に干渉したりすることは、これを避けるように規定しました」（1950年4月。衆議院運輸委員会における大屋運輸大臣の提案理由説明）
15 「有事における住民避難マニュアル」（研究案） http://www.pref.tottori.jp/bosai/kokuminhogo/kaigi/index.htm
16 「県民保護対策のための手引き」http://www.pref.gifu.jp/s11117/portal/index.htm
17 「戦争においては常に、都市とそこに住む市民が被害者となる。核兵器が使われれば被害は全面的な破壊へと至る。このことを広島、長崎は示した。市民の生命を守るために戦争を防止し、核兵器を廃絶するためのあらゆる努力を払うことは、すべての市長の責務である」（平和市長会議第6回理事会「核兵器廃絶に関する決議」2003年10月18日）

データシート1　民間港への米軍艦船の入港状況

米軍艦の民間港への入港記録(2003年)

艦種	艦名	寄港地	入港日	出港日
掃海艦	パトリオット	下関	2月14日	2月15日
掃海艦	パトリオット	徳山下松	2月20日	2月20日
掃海艦	パトリオット	下関	2月25日	2月25日
ミサイル追跡艦	インビンシブル	舞鶴	4月4日	4月5日
原子力空母	カールビンソン	横須賀*	5月10日	5月15日
ドック型揚陸艦	フォートマクヘンリ	函館	5月16日	5月19日
掃海艦	ガーディアン	博多	5月25日	5月28日
掃海艦	パトリオット	博多	5月25日	5月28日
掃海艦	ガーディアン	鹿児島	6月12日	6月16日
掃海艦	パトリオット	鹿児島	6月12日	6月16日
駆逐艦	カッシング	呉**	6月24日	6月27日
巡洋艦	チャンセラーズビル	鹿児島	8月25日	8月28日
フリゲート艦	イングラハム	呉**	8月27日	8月31日
巡洋艦	カウペンス	博多	8月30日	9月3日
揚陸指揮艦	ブルーリッジ	函館	10月1日	10月4日
フリゲート艦	バンデグリフト	姫路	11月28日	11月30日

※停泊地が提供水域外だったため、「民間港」に分類されている。
※※自衛隊桟橋に接岸。外務省の分類では、米軍への提供施設(基地)外への接岸は「民間港への入港」される。

米軍チャーターの民間船舶の民間港への入港記録(2003年)

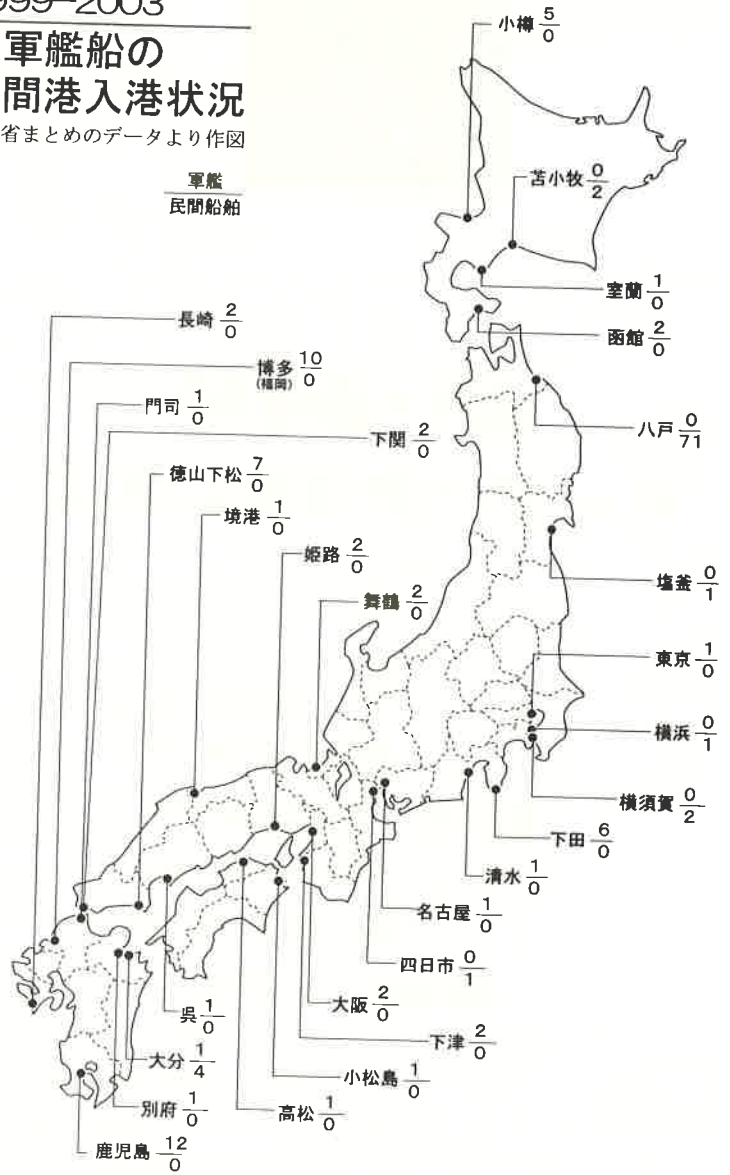
船種	船名	寄港地	入港日	出港日
貨物船	モンタウク	八戸	1月14日	1月14日
同上	同上	八戸	3月18日	3月18日
同上	同上	八戸	4月5日	4月5日
同上	同上	八戸	4月25日	4月25日
同上	同上	八戸	7月7日	7月7日
同上	同上	八戸	7月14日	7月14日
同上	同上	八戸	7月23日	7月23日
同上	同上	八戸	9月4日	9月4日
同上	同上	八戸	10月2日	10月2日
同上	同上	八戸	11月5日	11月5日
同上	同上	八戸	11月10日	11月10日
貨客船	ウェストバック エクスプレス	四日市	11月11日	11月11日
貨物船	モンタウク	八戸	11月25日	11月25日
同上	同上	八戸	12月11日	12月11日
同上	同上	八戸	12月28日	12月28日

データ:外務省まとめ

1999–2003

米軍艦船の民間港入港状況

外務省まとめのデータより作図



第3章

核軍縮・平和
2003年のキーワード

A. 外交交渉

B. 各国の核兵器政策

C. 日本政府の核兵器・ミサイル政策

D. 日米安保と自衛隊

E. 核兵器と被爆・被曝

F. 自治体とNGO（非政府組織）

A1. 米国の不拡散体制 ―ブッシュ提案

2004年2月11日、ブッシュ米大統領は、国防大学での演説の中で、不拡散に関する7項目の提案を行なった※。まず、総論として、人類にとっての今日最大の脅威を、化学・生物・放射能・核兵器による秘密かつ突然の攻撃の可能性、特に、テロリストによって大量破壊兵器が最初の手段として使用されうることとした。この脅威認識の下、大量破壊兵器の拡散防止を「対テロ戦争」の一部として位置付けた。

※「核兵器・核実験モニター」第205号(2004年3月1日)に抜粋訳。

次に、大統領演説としては異例であるが、パキスタンのA.Q.カーン博士らによってイラン、リビア、及び北朝鮮に遠心分離機が供与された核の闇市場について詳細に説明した。その上で、こうした大量破壊兵器の拡散を防止するための具体的提案として次の7項目を挙げた。それらは、①拡散防止構想(PSI)※、②不拡散に関する国連安保理決議の早期採択、③G8グローバル・パートナーシップの拡大、④ウラン濃縮・再処理の機材・技術の売却拒否、⑤民生原子力計画の機材輸入に際する国際原子力機関(IAEA)追加議定書署名の条件化、⑥ IAEAにおける保障措置・検証特別委員会の設置、⑦疑惑国のIAEAにおける権利制限、である。

※キーワードA2(128ページ)。

第2項目にあげられた不拡散に関する国連決議は、2003年9月23日、ブッシュ米大統領の国連総会での演説※の中で初めて登場した。演説は、「ならず者政権、テロのネットワーク、及び大量破壊兵器の組み合わせは、国際社会が無視できない危険」と警告し、大量破壊兵器の反拡散(anti-proliferation)のための新たな国連安保理決議を採択するよう訴えた。決議は、「大量破壊兵器の拡散行為を犯罪化し、国際基準に合致した厳格な輸出管理を制定し、全ての機微物資を国内にて厳重に管理するよう国連加盟国に呼びかける」ものであるとされた。

ブッシュ大統領の国連総会での演説。ホームページhttp://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/09/20030923-4.html

2004年3月24日、半年間の安保理常任理事国間の交渉を経て、決議案が非常任理事国に提示された※。多くの国による要求を受け、4月22日、安保理理事国15か国に35か国を加えた公開会合が開催された。日本の立場は、決議案の趣旨を共有し、全ての加盟国に受け入れられるものであれば決議案の採択を支持する、ただし国連憲章第7章の下での決議は、安保理が立法機能を有することとなるので、安保理は国際法枠組みの安定性を損なわないよう慎重にならなければならない、というものであった※。4月28日、最終的に軍縮に関する言及が追加される等、若干の修正を経て、決議は安保理の全会一致にて採択された。

※非常任理事国に提示された決議案は非公開であるが、NGOによってインターネット上で公開済み。例えば、http://www.reachingcriticalwill.org/political/WMD_SCRes.pdf

※国連公開会合報告。http://www.un.org/News/Press/docs/2004/sc8070.doc.htm

ブッシュ提案の第4、5、7項目については、5月27―28日にスウェーデンで開催された第14回核供給国グループ(NSG)総会において議論されたようであるが、議論がまとまらず、継続議論となった※。また。6月に米国ジョージア州で開催されるシーアイランド・G8サミットに向けて、これらブッシュ提案が議論されている模様である※。

※「朝日新聞」2004年5月29日。

※「読売新聞」2004年5月24日。

これらの提案の具体化にはさまざまな問題が予想される。特に、第4項目については、持てる国と持たざる国との差別を作り出し、核不拡散条約(NPT)第4条で認められている原子力の平和利用の権利との関係が問題となる。2003年10月、エルバラダイIAEA事務局長が提唱した核燃料サイクルの国際管理構想※と併せて、具体的かつ建設的に議論していく必要がある。また、第5項目についても、IAEA追加議定書の署名ではなく、批准及び実施を条件とすべきとの意見がある。

※「エコノミスト」2003年10月16日号。

A2. 米国主唱のPSI、広がる

（拡散防止構想）

2003年5月31日、ポーランドのクラコフにおける演説の中で、ブッシュ米大統領は、「平和への最大の脅威である核・化学・生物兵器の拡散に対抗する」として、疑惑貨物搭載の航空機や船舶を臨検・押収する「拡散防止構想（PSI）」※の立ち上げを表明した。この構想の思想的背景は、既に2002年12月に発表された「大量破壊兵器と闘う国家戦略」※に見られる。同戦略の主要な柱として挙げられた対拡散（counter-proliferation）、不拡散（non-proliferation）、及び大量破壊兵器使用の結果への対処（Consequence Management）のうち、対拡散の項目の中で最初に列挙されているのが「阻止（interdiction）」である。したがって、PSIは、ブッシュ政権の国家安全保障戦略、及びそこから導き出される大量破壊兵器に対する国家戦略から生まれるべくして生まれた構想である。

PSIの具体的活動内容が曖昧であったことから、特に、国際法上の公海における航行の自由原則に反するのではないかとの疑義が示されていた※。これについて、ボルトン米国務次官は、2003年7月、無国籍船舶及び旗国の同意が得られた船舶に対しては臨検可能であり、その他の船舶については場合によって自衛権に基づいて臨検可能、と語った※。これに対して、北朝鮮は、PSIは「海上封鎖」であり、「全面戦争への発展」もあり得ると激しく反応した※。

2003年9月4日、パリのPSI会合にて採択された「阻止原則宣言」の主要点は以下のとおり※。

●大量破壊兵器等の輸送につき合理的な疑いがある船舶や航空機に対し、国際法及び各国の国内法の範囲内で以下の阻止行動をとる。

●自国の内水・領海、及び公海にて、自国籍船舶への乗船・臨検・押収

●他国の自国籍船舶への乗船・臨検・押収に同意

●自国の内水・領海・接続水域にて、乗船・臨検・押収

●自国領空内での着陸要求、又は自国領空の事前通航拒否

●中継地点としての港湾や空港における検査・押収

この「阻止原則宣言」採択後、当初の11か国※から協力国数を拡大することを目的としてアウトリーチ活動が展開され、本年3月のリスボンでのPSI会合で14か国が参加し、議長総括では60か国以上がPSIへの支持を表明したと報告された（但し、60か国の内訳は不明）※。また、5月17日のEU総務・外交委員会にて、EUとしてのPSIへの支持が表明された※。5月31日には、ポーランドのクラコフでPSI1周年記念総会が開催されロシアが正式に参加することになった他、タイ、トルコ、リビア等を含む61か国と2国際機関が参加した※。他方、中国及び韓国による明確な支持表明はなされていない。

PSI活動の全貌は必ずしも明らかでないが、これまで、2003年夏、中国が米国と協力してプルトニウム抽出に使用するリン酸トリブチル（TBP）積載の平壌行き列車を捜索・発見・押収した事例※、並びに、2003年10月、マレーシア発ドバイ経由リビア向けの遠心分離機積載のドイツ船籍BBC China号を、米国、イタリア、及びドイツが協力して臨検・押収した事例※が報道されている。

※Proliferation Security Initiative（PSI）。外務省の翻訳は「拡散に対する安全保障構想」。

※http://www.state.gov/documents/organization/16092.pdf そもそもこの戦略の思想的背景には、2002年9月20日に議会に提出された国家安全保障戦略（National Security Strategy）がある。

※PSIの国際法上の問題点について、例えば、http://www.gsinstitute.org/docs/09_03_PSI_brief.pdfを参照。

※http://cns.miis.edu/pubs/week/030716.htm#fn10

※http://www.state.gov/t/np/rls/fs/23764.htm

※同上

※オーストラリア、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スペイン、イギリス、米国の11ヶ国

※http://www.state.gov/t/np/rls/other/30960.htm、3月のリスボン会合より、カナダ、ノルウェー、シンガポールの3ヶ国が加わり、14ヶ国になった。

※http://ue.eu.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/gena/80497.pdf

※クラコフ総会の概要 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/sokai_g.html
参加国リスト http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/sokai_list.html

※『朝日新聞』2003年2月21日付。

※2004年2月11日のブッシュ米大統領の国防大学での演説でも言及。マレーシア警察による報告書。http://www.rmp.gov.my/rmp03/040220scomi_eng.htm

A3. 崩壊したNPT再検討準備委 2003/04

2005年に開催される第7回核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた2回目となる準備委員会が、2003年4月28日－5月9日にジュネーブで開催された。再検討会議の会期間に開かれる準備委員会には、再検討過程を強化する目的がある。2000年NPT再検討会議の最終文書により、第1回（2002年）と第2回（2003年）の準備委員会には、条約の運用状況の点検を行ない、第3回（および開催される場合は第4回）には、2005年の再検討会議に向けた実質的な問題に関する勧告を含む、最終報告の作成という任務が課されている。

2003年準備委員会は、同年1月10日の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）によるNPT脱退宣言後、初めて開かれた準備委員会であり、会議を通して北朝鮮問題が重要テーマの一つとなった。議長を務めたラズロ・モルナー大使（ハンガリー）は、「北朝鮮の条約上の地位については、本会議の議題としない」という判断をし、北朝鮮脱退に関する条約の解釈問題に不毛な時間が費やされることを避けるとともに、北朝鮮のNPT復帰を待つという国際社会の姿勢を示した。この方針は2004年にも踏襲された。

個別演説においては、多くの非核兵器国が、核兵器への依存を高める米国に対する懸念や反発を表明した。これらの議論を受け、モルナー議長は、「条約は核軍縮の前進という大きな文脈で見るべき。核不拡散と核軍縮は相互補完・補強の関係にあり、第6条の履行なくしては条約の価値が失われる」、「既存の核兵器、将来の役割への新方針、新世代核兵器開発への強い懸念と不安」など、核兵器国への要求を含む各国の主張を盛り込んだ「議長概要」※を作成した。「議長概要」は、議長の私的なまとめとして最終報告の添付文書となった。

※資料10（303ページ）に全文。

2004年4月26日－5月7日にニューヨークで開催された第3回準備委員会においては、国家グループ間の対立が激しさを増し、議論は紛糾した。参加国は、課題であった2005年に向けた勧告の作成で合意に至ることができなかった。混乱と対立の末に採択された最終報告には、開催日の決定や議長の任命など、2005年の再検討会議の開催を可能にする最低限の手続き事項に関する合意が盛り込まれただけであった。スジャッナン・パルノハディニングラット議長（インドネシア）が作成した「議長概要」は、最終報告の添付文書となることさえ拒否された。また、最終日の混乱により、これまでは公開されていた全体会議へのNGOのアクセスが拒否されこと、そして議事運営にも大きな混乱があったことで、何が合意されたのか、終了一か月後になっても未だ整理されていない状況にあった※。

※レベッカ・ジョンソン「2004NPT準備委員会の報告」（「軍縮外交」第77号、2004年5／6月）。

議論においては、北朝鮮、イランなどのNPT違反問題および拡散防止措置の強化のみに焦点を当て、2000年再検討会議での合意等過去の誓約を反故にしようとする米国やそれを黙認する他の核兵器国と、「核不拡散と核廃絶は、継続的かつ不可逆的な前進を要求する相互補完のプロセス」※と主張する新アジェンダ連合（NAC）※や非同盟運動（NAM）といった非核兵器国のリーダー達の主張が真っ向から対立した。両派の意見の相違は、「法的拘束力のある安全の保証」問題※など、重要課題に関してとりわけ顕著であった。

※2004年4月26日、アルフォンソ・デ・アルバ・メキシコ大使の一般演説。
※資料2（276ページ）参照。

※キーワードA7（140ページ）。

第2回、第3回ともに、本会議の3時間がNGOセッションに充てられた※。ピースデポは、2003、2004年ともに、準備委員会に並行して、韓国のNGOと共催で東北アジア非核地帯に関するワークショップを開催した※。

※第2回では、ピースデポの梅林宏道代表を含むNGO代表者11名が、第3回では、7名の自治体代表者を含む17名が、各国の政府代表に核廃絶を促す強いメッセージを発した。
※キーワードF3（246ページ）。

A4. CTBT発効促進会議、米国はボイコット

包括的核実験禁止条約（CTBT）とは、場所・規模を問わず、すべての核実験を禁止した条約である。1996年の締結以来、すでに7年が経過したが、未だ発効していない。「発効要件国」※すべての批准が達成されていないからである。2004年5月末現在、発効要件国44か国のうち、米国、中国、イランなど9か国は署名をしたものの未批准、インド・パキスタン・北朝鮮の3か国は未署名・未批准のままである。2003年7月11日に発効要件国の一つであるアルジェリアが批准書を寄託したことを除けば、ここ数年、44か国の署名・批准状況に目立った進展はなく、発効の見通しは立っていない。最強の核兵器保有である米国の未批准が最も深刻な障害となっている。

※条約の付属書2で規定する44か国。1996年6月18日現在の軍縮会議の構成国であって、同会議の1996年の会期の作業に正式に参加し、かつ、IAEAの「世界の動力用原子炉」の1996年4月版の表1に挙げられている国、及び軍縮会議の1996年の会期の作業に正式に参加し、かつ、IAEAの「世界の研究用原子炉」の1995年12月版の表1に挙げられている国。データシート2（134ページ）参照。

2003年9月3―5日、第3回CTBT発効促進会議※が本部のあるウィーンで開催された。発効に向けた進捗状況を検討し、各国に署名・批准を促すことを目的に、107か国の代表が集まり、フィンランドが議長を務めた。最終日の5日、会議は未署名・未批准国、とりわけ発効要件国に含まれる12か国に対し、早期の署名・批准を訴える最終宣言を採択し、終了した。

※CTBT第14条2項で、条約が署名のために開放されてから3年を経ても発効しない場合に、「条約の早期発効を容易にするための会議を行なうと定めている。第1回は1999年10月にウィーン（議長：日本）で、第2回は2001年11月にニューヨーク（議長：メキシコ）で開催。

前回の発効促進会議に引き続き、米国は再び会議を欠席した。1999年10月の米上院によるCTBT批准案の否決後もクリントン前政権は批准を支持していたが、ブッシュ政権が、不支持に転換して現在に至っている。2003年のNPT再検討会議準備委員会においても、「合衆国はCTBT批准を追求しない」と改めて明言した※。2003年12月16日には、ラドメーカー米国務次官補（軍備管理担当）が、CTBTに関連し、1992年から続く核実験のモラトリアム堅持の方針を確認しながらも「現実問題として核実験を続けることに米国として潜在的な利益がある」と発言している※。2004年のNPT再検討会議においては、CTBTに言及することさえなかった。同時に、核実験再開までの準備期間の短縮をめぐる動きも伝えられており、国際社会の深い憂慮を生んでいる※。

※2003年5月1日、「情報文書」

※「共同」2003年12月16日。

※キーワードB2（156ページ）。

今回の会議では、北朝鮮、インドなども欠席した。一方、未署名・未批准のパキスタンはオブザーバー参加した。発効要件国の一つであり、未だ批准を済ませていない中国は、「中国はCTBTを強く支持する。核兵器国として、そして条約発効要件国44か国の一つとして、中国は条約発効への特別な責任を認識している。・・・今、全国人民代表大会（全人代）は関連法規に従って、批准に必要とされる手続きを行なっている。中国政府としては、全人代に早期の批准手続きを完了させるために、最大限の努力を継続していく」※と中国のCTBT批准が近いことを示唆する発言をした。

※張炎（チャン・ヤン）大使の演説（2003年9月4日）。

その他の参加国からは、CTBTの重要性を確認し、その早期発効を求める発言が相次いだ。ロシアは、CTBT発効までの核実験モラトリアムの誓約に言及し、「この誓約に対して他の核大国がわれわれと同じ態度で臨んでいるということが、われわれの核実験モラトリアム堅持における条件である」と述べ、国名の名指しは避けたものの、米国による新型核弾頭開発および核実験準備期間の短縮への動きに深い懸念を示した※。日本からは川口順子外務大臣が出席し、CTBT支持の姿勢を強調し、日本の発効促進努力を強くアピールする演説を行なったが、名指しにすることを避けるにしろ、米国に対する特別の批准要求や核実験再開への準備態勢短縮の動きに対する懸念は含まれなかった※。

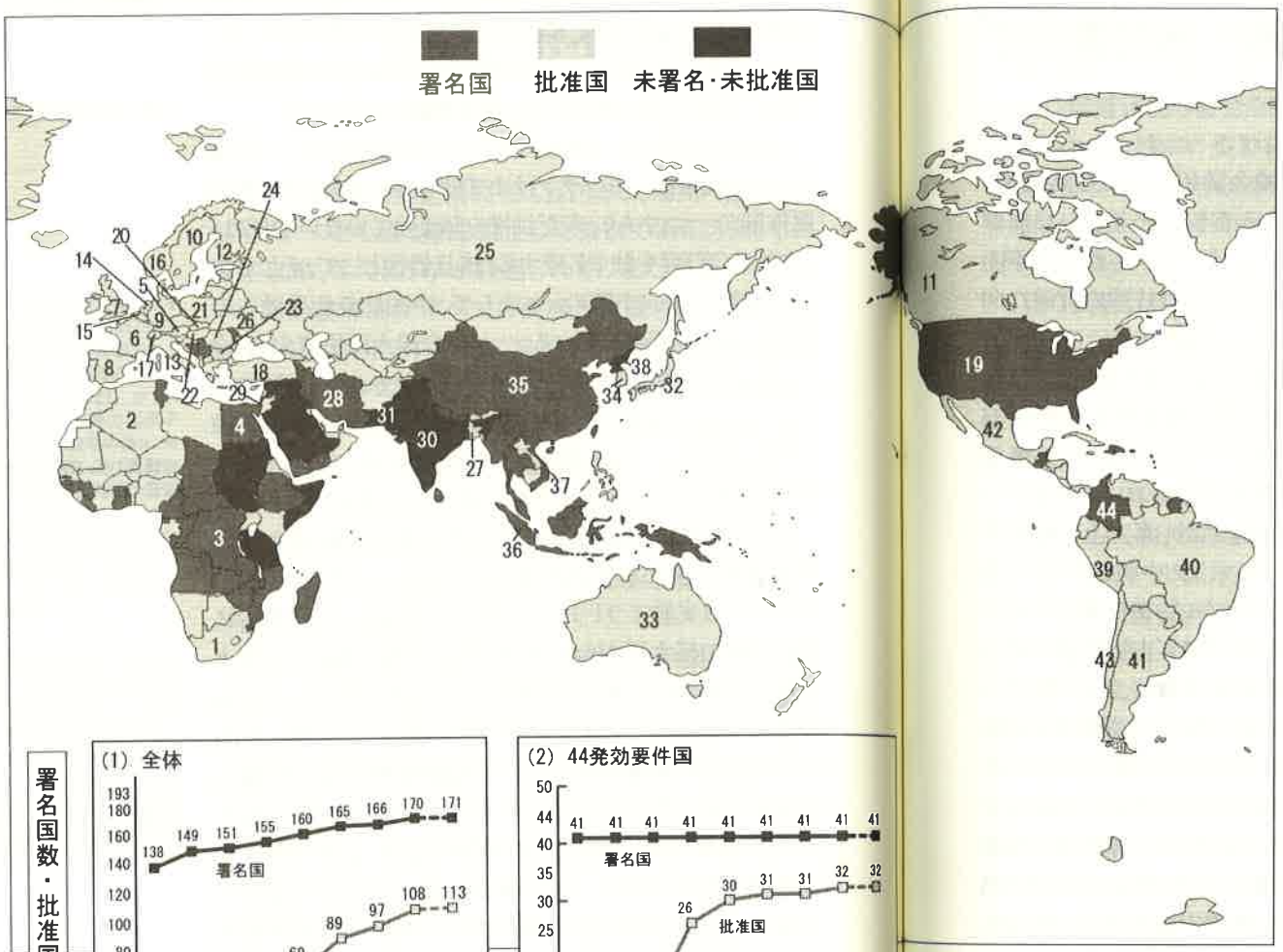
※2003年9月3日、ロシアのグリゴリー・ベルデニコフ大使。

※キーワードB2（156ページ）。

なお、発効促進会議には各国のNGO19団体が参加し、9月5日の本会議の中で、NGO共同声明※を発表し、米政府の動きに警鐘を鳴らした。

※http://www.ctbto.org

データシート2　図説:CTBTの署名・批准状況



署名国数・批准国数の推移

2004年5月31日現在

CTBT発効要件国44カ国と署名・批准状況

（2004年5月31日現在）

地図番号		署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東			
32:	日本	96.9.24	97.7.8
33:	オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34:	韓国	96.9.24	99.9.24
35:	中国	96.9.24	未批准
36:	インドネシア	96.9.24	未批准
37:	ベトナム	96.9.24	未批准
38:	北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア			
27:	バングラデシュ	96.10.24	00.3.8
28:	イラン	96.9.24	未批准
29:	イスラエル	96.9.25	未批准
30:	インド	未署名	未批准
31:	パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧			
5:	オーストリア	96.9.24	98.3.13
6:	フランス	96.9.24	98.4.6
7:	イギリス	96.9.24	98.4.6
8:	スペイン	96.9.24	98.7.31
9:	ドイツ	96.9.24	98.8.20
10:	スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11:	カナダ	96.9.24	98.12.18
12:	フィンランド	96.9.24	99.1.15
13:	イタリア	96.9.24	99.2.1
14:	オランダ	96.9.24	99.3.23
15:	ベルギー	96.9.24	99.6.29
16:	ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17:	スイス	96.9.24	99.10.1
18:	トルコ	96.9.24	00.2.16
19:	米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ			
39:	ペルー	96.9.25	97.11.12
40:	ブラジル	96.9.24	98.7.24
41:	アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42:	メキシコ	96.9.24	99.10.5
43:	チリ	96.9.24	00.7.12
44:	コロンビア	96.9.24	未批准
東欧			
20:	スロバキア	96.9.30	98.3.3
21:	ポーランド	96.9.24	99.5.25
22:	ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23:	ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24:	ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25:	ロシア	96.9.24	00.6.30
26:	ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域			
1:	南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2:	アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3:	コンゴ民主主義共和国	96.10.4	未批准
4:	エジプト	96.10.14	未批准

A5. ジュネーブ軍縮会議 ―5大使調停案、未だ実らず

停滞を続けるジュネーブ軍縮会議(CD)※に、2003年夏、ロシア、中国による建設的な歩み寄りという新しい局面が開かれた。結果的には、2004年5月まで行き詰まりは打開されていないものの、1999年以降続く膠着状態の打破に向け、一つの可能性が開かれたといえる。

軍縮課題を扱う唯一の多国間交渉の場でありながら、CDは、「核軍縮」「兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)」「大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)」「消極的安全保証(NSA)」の4つの重要議題における作業プログラムに関する各国の意見の相違により、事実上の機能停止を続けてきた※。PAROSをめぐる米国と中国の対立によるところが大きい。背景に米国のミサイル防衛計画がある。

CD正常化に向けて、これまでにさまざまな努力が払われてきた。2000年のアモリム提案※を基盤に、2002年8月に過去にCD議長を務めた5人の大使※による調停案、通称「A5案」が提案された。同案は、2003年1月23日にCDの正式文書として登場し※、多くの国の支持を集めたが、CD全体での合意には至らなかった。これを受け、2003年6月26日には、米中の主張を一層勘案した「A5案」の修正案が5人の大使により再び提案され、各国の譲歩が強く促された。修正案では、PAROSに関する特別委員会の任務の中に含まれた「先入観を排して」の文言が削除され、「関連する国際的な条約について交渉する可能性を含む」という文書が追加されている。

2003年度の最終会期が始まった直後、動きが起きた。7月31日、ロシアのスコトニフ大使が、修正「A5案」を「正しい方向に向けた一歩」と表現し、支持を示したのである。続いて8月7日、中国の胡小笛大使が、「中国の求める『関連する国際条約に関する交渉を目指して』には到底及ばない」としながらも、「CDにおける実質的な作業を再開させるために、関連諸国の懸念を勘案し、中国はもう一度柔軟性を示したい」と譲歩の姿勢を示した。また、中国は「中国の建設的な態度に積極的に対応し、CDにおいて可能な限り早急に実質的な作業が開始されるよう望む」と各国の協力を求めた。

CDの機能自体を疑問視する発言を繰り返し、行き詰まりの打開に消極的な姿勢をとり続ける米国は、この動きに対して沈黙を続けた。一方、作業プログラムに関する合意達成とFMCT交渉の早期開始の実現を「最優先事項」と位置付け、「A5案」への支持を表明してきた日本は、中国の歩み寄りを評価する発言をした※。

2003年8月18日から12月31日までの期間、猪口邦子軍縮大使(当時)※がCDの議長を務めた。9月4日には川口順子外務大臣がCDを訪れ、日本の外相としては12年ぶりとなる演説を行った。しかし、中口の歩み寄りによって突破口が開かれたにもかかわらず、日本が米国に対して明確に譲歩を迫ることはなく、現状打開への好機が十分に活かされているとはいえない。

2004年5月現在、CDは第二会期の最中にあるが、膠着状態を打開するような動きは見られない。「A5案」については、各国の演説の中でしばしばその不十分性が指摘されるものの、代案を提示したり、具体的な修正を求めたりする国はない。「最もコンセンサスに近い打開策」という認識が共有されているようである。

※2004年2月24日現在、65か国が参加。外務省HP http://www.mofa.go.jp参照。決定には全会一致が必要とされている。これまで、NPTをはじめとして、多くの重要な軍縮条約を作成してきた。
2003年の日程:
第一会期:1月20日―3月28日
第二会期:5月12日―6月27日
第三会期:7月28日―9月10日
2004年の日程:
第一会期:1月19日―3月26日
第二会期:5月10日―6月25日
第三会期:7月26日―9月10日

※CDは、毎年「作業プログラム」に全会一致で合意してから、実質作業に入る。

※提案したブラジル大使の名前からこう呼ばれる。CD/1624、2000年8月24日。

※デンブリ(アルジェリア)、リント(ベルギー)、レイエス(コロンビア)、サランダー(スウェーデン)、ベガ(チリ)の5人。

※資料13(316ページ)参照。2002年はノン・ペーパーとして出された。この案における特別委員会の任務とは、①核軍縮:情報と意見の交換。その中で将来の多国間作業の可能性を検討。②FMCT:条約の交渉 ③PAROS:話題や提案の特定と検討。④NSA:有効な国際的とり決め(法的拘束力のある条約の場合もありうる)の交渉。

※2003年8月14日 猪口邦子軍縮大使の演説。http://www.disarm.emb-japan.go.jp/Statemen/030814CD.htm

※2004年5月現在、ジュネーブ軍縮大使は美根慶樹氏。

A6. 朝鮮半島非核化 ―定着した6か国協議

2002年10月のケリー米国務次官補の訪朝を契機に起こった朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）のウラン濃縮疑惑は、2003年1月10日の北朝鮮のNPT脱退宣言にまで発展した※。条約の規定による90日の猶予期間の間に状況の改善はなく、手続き的な疑問を残したまま、4月10日に北朝鮮は事実上のNPT脱退状態となった。

※北朝鮮のNPT脱退声明は2度目である。1度目は、93年3月12日に行われたが、90日の猶予期間が切れる直前に声明を「停止」した。

この背景には、米国のブッシュ政権がクリントン政権からの経過をひっくり返して、北朝鮮を「悪の枢軸」と敵視し、米英がイラク攻撃に踏み切る情勢の中で、核カードによって米国から不可侵条約を引き出そうとした北朝鮮の意図があったと考えられる。

北朝鮮は、米国との直接交渉によって目的を達するために米朝交渉の再開を要求したが、米国は応じなかった。そこで、中国が仲介に乗りだし、03年4月23－25日、北京の釣魚台迎賓館において米朝中の3か国協議が開催された。米国からケリー国務次官補、北朝鮮から李根（リグン）外務省米州副局長、中国からフー・イン外務省アジア局長がテーブルを囲んだ。会議では、「すでに核兵器を持っている」などの脅しをする一方で、北朝鮮は核兵器計画の凍結、破壊など段階的ロードマップを提案したとされる。

北朝鮮は、将来の話し合いに韓国や日本を加えることに強く抵抗していたが、中国のねばり強い努力によって、ロシアも加えた6か国協議が実現することになった。8月27－29日、同じ北京の釣魚台迎賓館で第1回6か国協議が開催された。米国からケリー国務次官補、北朝鮮から金永日（キム・ヨンイル）外務次官、中国から王毅（ワン・イー）外務次官、日本から藪中三十二外務省アジア太平洋局長、韓国から李秀赫（イ・スヒョク）外交通商次官補、ロシアからロシュコフ外務次官が参加した。準備期間において、米国が北朝鮮の要求する「不可侵」の文書化が検討されたが、日本の反対もあって断念されたと伝えられる※。会談においては、北朝鮮の「核実験」示唆など「爆弾発言」もあったが、「核兵器を持つことは、我々の目的ではない」と述べるなど、話し合いの継続に意味があることを示した。共同文書の採択はできず、中国の総括の読み上げで終わった。会議の継続が確認された。

※「共同」03年10月30日。「朝日新聞」03年11月20日。

第2回6か国協議は、04年2月25－28日、同じ場所で開催された。北朝鮮からの代表が金桂寛（キム・ケグァン）外務次官に代わった他は第1回と同じ顔ぶれであった。米国は、北朝鮮に対して高濃縮ウラン生産計画があることを認めさせること、CVID原則※での原子力発電を含むすべての核計画の廃棄を約束させることを目指した。それに対して北朝鮮は、高濃縮ウラン計画の存在を否定し続け、核の「平和利用」の権利を主張した。中国は、共同文書の採択に精力を注いだが、結局合意に至らず、議長声明の形に留まった。議長声明には、「核兵器のない朝鮮半島」の実現、作業部会の設置などに合意したことが盛り込まれた。

※米国が北朝鮮の核開発放棄を要求するときの原則的条件として「完全で（Complete）、検証可能で（Verifiable）、不可逆的な（Irreversible）放棄（Disarmament）」を掲げている。これをCVIDと呼ぶ。

第2回6か国協議で合意された作業部会の第1回が、04年5月12－15日、6か国協議と同じ場所で開催された。出席者は、6か国協議の次席代表級であった。北朝鮮代表は李根（リグン）氏であった。米国のCVID要求に対する米朝対立が続いた。

A7. 消極的安全保証をめぐる対立が拡大

2005年の次回核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けて、「法的拘束力のある安全の保証(NSA)」問題※が重要な焦点となっている。2000年の合意により、2004年の準備委員会には、「法的拘束力のあるNSAを達成する方途」について、2005年再検討会議に向けた実質的な勧告を作成することが課されていた※。しかし、国家グループ間の意見の相違が埋まらず、勧告の作成には至らずに準備委員会は終了した。

※コラム・ファクト2(144ページ)参照。

※「本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する」(2000年NPT再検討会議の最終文書第7条関連第2節)

2000年合意の達成に重要な役割を果たした新アジェンダ連合(NAC)は、この問題に積極的かつ慎重に取り組んできた。第2回準備委員会では、準備委員会の勧告義務を想起し、その重要性を訴えるとともに、「安全の保証」と題される作業文書を提出した※。この作業文書には、「不拡散条約の加盟国である非核兵器国に対する核兵器の使用または使用の威嚇を禁止する(議定書)(協定)草案」と題する付属文書が添付された。これは、NPTの議定書、あるいは別の協定という形で法的拘束力を与えるという構想であり、その後の議論のたたき台となるものであった。

※資料8(294ページ)。

2003年秋の国連第1委員会にNACが提出した「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダ」決議※は、核兵器国に「法的拘束力のある安全の保証が多国間交渉によって締結されるまで、安全の保証に関して実存する誓約を完全に尊重するよう」求め、「再検討会議への勧告作成のために、第3回準備委員会において安全の保証について徹底的に検討する時間を設けるよう」準備委員会に要求したものであった。そして、2004年準備委員会においては、NACは、「実質問題に関する勧告」※を提出し、その中の一節に、NPTの議定書、あるいは別の協定という形でNSAに法的拘束力を与える提案を再び明記した。また、「2005年再検討会議において安全の保証を検討する下部機関の設置を検討する」ことも提案した。

※資料5(285ページ)。

※資料11(306ページ)。

一方、米国は、「テロとの戦争」を押し進めるなかで、法的拘束力のあるNSAの供与に強い抵抗を示した。2004年準備委員会に置いて、米国は、NSA政策に変化はないと断言しつつも、非核兵器国の求めるNSAの要求は、「今日の安全保障」の現状に合致していないとの議論を展開した。米国は、「今日のNPTにとっての危機は北朝鮮の核の脅威、イランのようなNPT非核兵器国による違反、そして非国家主体によるテロや拡散」である、という認識を開陳し、このような「本当の懸念」に対する対処法として、NSAは「その重要性を減らしつつあることは明らか」と結論付けた※。しかし、この議論は、はなはだしい自己矛盾である。米国は、北朝鮮やイランこそが懸念だとして、それに対して核兵器で対処する選択肢を確保するために法的拘束力のあるNSAを与えることを拒んでいる。だとすれば、同じ懸念を持つ国は核兵器を持たなくてはならない。また、米国がどこかの国を勝手に懸念対象国に仕立て上げる可能性がある以上、非核兵器国はますますNSAを必要とする、ということになるであろう。

※ステファン・ラドメーカー米国務次官補の演説。2004年5月3日。

日本は、法的拘束力のあるNSAに対し、消極的態度を続けている※。日本が2003年の国連第一委員会に提出した「核兵器完全廃棄への道程」決議※は、NSA問題に一切触れなかった。2004年準備委員会に提出した作業文書※には、「安全の保証」の項目はあるものの、「法的拘束力をもたせる」という核心の文言は避けられている。この姿勢は、米国の核兵器によって日本を守るとする「核の傘」への依存に起因するものである。

※キーワードC4(182ページ)。

※資料4(281ページ)。

※資料12(311ページ)。

A8．イラクの大量破壊兵器、見つからず

2003年3月20日、米英によるイラク攻撃が開始された。その直前まで、国連監視検証査察委員会（UNMOVIC、以下「国連査察団」と略称）※と国際原子力機関（IAEA）のイラク核査察事務所（INVO）が、国連安保理決議1284号および1441号に基づいて、イラクの大量破壊兵器の開発計画・保有について現地調査を行なっていた。国連査察団には、生物・化学・ミサイルの各専門チームがあり、必要に応じて複合チームを構成した。査察は2002年11月27日に開始され、03年の3月17日まで行なわれた。この期間（111日）、429個の場所（約半数はバクダッドにあり、その他はイラク全土にわたる）において合計968回の査察が実施された※。

※UNMOVICの前身は国連大量破壊兵器廃棄特別委員会（UNSCOM）。UNSCOMは1991年4月、湾岸戦争終結の際の国連決議によって設置され、生物・化学・ミサイル兵器の査察を担当した（核兵器はIAEAが担当）。その使命は1999年12月にUNMOVICに引き継がれた。

※査察回数の割合は、生物チーム21%、化学チーム17%、ミサイルチーム23%、複合チーム15%、IAEA（核）24%であった。出典などは「核兵器・核実験モニター」第203号（2004年2月1日）参照。

米国は、サダム・フセイン体制がアルカイダを支持していること、イラクがイスラエルやその他諸国に対して大量破壊兵器を用いた武力攻撃を行なう明白で現実的な危険があることを理由に、対イラク先制攻撃は正当化されるとした。しかし、こうした主張は、世界の世論、国連、および安全保障理事会（英国及びスペインを除く）を十分に説得しえなかった※。

※2003年2月15日、世界全体で1000万もの人々が路上に出て反戦を叫んだ。

2003年2月14日に行われた安保理特別会合で、国連査察団委員長（当時）のハンス・ブリクスは、大量破壊兵器の存在に関して次のように述べ、査察の継続を主張した。「（略）もし存在するならば、廃棄のために開示されなければならない。存在しないならば、それを証明する信頼すべき証拠が提示されるべきである。」※

※ハンス・ブリクス、「イラク大量破壊兵器査察の真実」伊東真訳、株式会社DHC、2004年、257頁）。

03年2月5日、米国のパウエル国務長官が、独自に入手した機密情報を国連安保理において開示した。神経ガスの秘匿に関するイラク当局者の会話の録音、生物兵器製造用の移動式設備の保有疑惑、化学兵器に関する汚染除去用トラックの画像などである。これは査察団の活動の有効性に対する米国による批判に他ならなかった。しかし、国連査察団による現地査察で、こうした「禁じられた活動」は発見されなかった。根拠の希薄な情報の開示は、結果として米国の信用失墜をもたらした※。

※2004年4月2日、パウエル国務長官は移動式生物兵器製造設備に関する主張は誤りだったことを認めた。

国連査察団がイラクを離れ、米英軍が戦争と調査の二つの任務を負った。03年5月1日にブッシュ大統領が主要な戦闘終了の勝利宣言を行なった時点で、米英軍が自由に調査できる状態に至った。6月7日、大量破壊兵器の調査を任務とする1300～1400人からなる「イラク調査団」（ISG）が編成された。しかし、彼らが発見できたものは、すべて古い痕跡にすぎなかった。04年1月23日、ISGの団長のデイビッド・ケイが辞任した。そして28日の上院軍事委員会の公聴会で、イラクは大量破壊兵器を保有しているとの米国情報機関の推定に関して、「私も含めて我々すべては間違っていた」と述べた。そして「大量の生物化学兵器の備蓄が存在していたとはとうてい思えない」と証言した。

すなわち、戦争に代わる別の選択肢はあった。ハンス・ブリクスの率いる国連査察団が強化されれば、イラクの大量破壊兵器の状況を精査し、潜在的な製造能力や貯蔵設備をコントロール下に置くことは可能であった。

米国をこのような誤った判断に導いた根源は、「批判的思考の欠如」にあるとブリクスは指摘している※。米国の判断を鵜呑みにし、米英の先制攻撃戦争を支持した日本政府の責任は重い。

※「批判的思考の欠如」の典型として、たとえばチェイニー副大統領の2004年3月17日の時点での発言があげられよう。サダム・フセインに関して次のように述べた、「彼が実際のところすでに核兵器を再構築したと我々は信じている」と。前掲書p.8（邦訳26頁）。

コラム・ファクト 2 消極的安全の保証（NSA）

「消極的安全の保証（NSA）」は、**非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束すること**によって、安全の保証を提供することを言う。（「Negative Security Assurances」の訳で、「消極的安全保障」と訳されることが多い。ピースデポでは、「Assurance」を訳すべきと考えて、「安全の保証（安全保証）」としている。）

核兵器国5カ国（米、ロ、英、仏、中）は、1995年、各国のNSAの一方的宣言を発表し、**国連安保理決議984**（1995年4月11日、全会一致）で確認された。

すでにある4つの非核地帯条約は、核兵器国がNSAに関する議定書に署名、批准することによって、非核地帯の中の非核兵器国に対して、法的拘束力のある安全を保証している。各議定書への核兵器国の署名、批准の状況はさまざまである。

米、ロ、英、仏の声明には、非核兵器国に対するNSAについて、2つの留保条件がついている。すなわち、**保証を与える非核兵器国が「核不拡散条約（NPT）締約国であること」、および、「核兵器国と連携ないし同盟して攻撃してくる場合を除くこと」**である。（米国の声明は、次のように述べている。）これに対して、中国の声明は無条件のNSAを表明している。

> 「米国は、以下の場合を除き、核不拡散条約（NPT）の締約国である非核兵器国に対して、核兵器を使用しないことを再確認する。すなわち、米国は、その準州、その軍隊もしくはその他の兵員、その同盟国、または、米国が安全保障上の約束を行っている国に対する侵略その他の攻撃が、核兵器国と連携しまたは同盟して、当該非核兵器国により実施されまたは支援される場合を除き、それらの非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを再確認する。」

一方的宣言によるNSAの約束には法的拘束力がないことから、法的拘束力のある取り決めにすることが求められてきた。キーワードA7（140ページ）参照。

コラム・ファクト 3 ICJ勧告的意見

国際司法裁判所（ICJ）は、国連総会決議49／75K（1994年12月15日）を受けて、1996年7月8日、「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」（資料1（152ページ）に抜粋）を出した。2つの結論が重要である。

1. **核兵器の使用と威嚇は、一般的に国際法違反である。**
   「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。」
   （10対4。形式的には「7票対7票、裁判所長のキャスティングボート」。）
2. **核軍縮交渉を行いかつ完結する義務がある。**
   「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務がある。」
   （全員一致）

1997年以降、毎年の国連総会で「ICJ勧告的意見のフォローアップ」とする決議案（マレーシア決議）が提出されている。「核軍縮交渉を行い完結させる義務」を確認した上で、核兵器禁止条約（NWC）の早期締結につながるような交渉を翌年に開始することを求める内容である。資料1（275ページ）を参照。

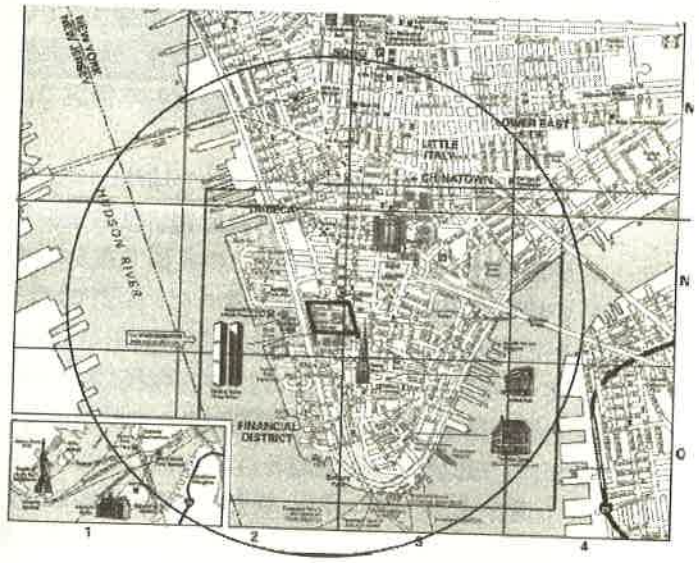
コラム・ファクト 4　NPT第6条

核不拡散条約（NPT）は、1968年7月1日に署名開放され、1970年3月5日に発効した（日本は1970年2月に署名、1976年6月に批准）。NPT第6条は、核兵器国（米、ロ、英、仏、中の5か国。第9条3「この条約の適用上、『核兵器国』とは、1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう」）が誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定している。

第6条

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

マンハッタンの「ヒロシマ」



ニューヨークのマンハッタンにあった世界貿易センター（図の四角い区域）を中心に半径1マイルの円を描いて、フランク・フォン・ヒッペル博士は、広島相当の死者を生む地域である、と説明した。勤務日には、この円内に数十万人が働いている。テロリストが高濃縮ウランを手に入れ広島級の原爆を即製する能力について、博士は「それほど簡単なことはない」と語った。フランク・フォン・ヒッペル博士はクリントン政権においてホワイトハウス科学技術局の国家安全保障担当次長を務めた物理学者である。（5月4日、NPT準備委員会の時に国連内で行われたセミナーにおける講演）

B1. 地球上の核弾頭全データ

米国の「核態勢見直し(NPR)」(2002年1月)において、米国の核弾頭は、活性、不活性に区別された。その結果、弾頭は次のように分類できる。

①作戦配備された核弾頭。部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。NPRは、オーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めないが、本図説では従来通り含めた。

②迅速対応戦力の弾頭。作戦配備からは外されたが、活性状態に置かれ迅速に作戦配備に復活できる。非戦略核・SLCM320弾頭がその典型であるが、その他に一部の退役したピースキーパー弾頭やトライデント弾頭が含まれる。図説では便宜的に作戦配備・迅速対応という表現にまとめた。今後、米ロ戦略攻撃力削減条約(SORT)で削減された弾頭の多くが、この部類に置かれる。

③予備貯蔵。ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。①の5~10%と推定される。

④不活性貯蔵。退役した核弾頭で、時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭。将来、再使用の可能性を残す。解体待ちのものも含まれる。

米国では、他に「戦略的予備」と呼ばれるものがある。弾

弾頭の分類			米	口	英	仏	中	合計
活性	作戦配備・迅速対応	戦略核	ICBM/IRBM	1,700	2,926	0	0	120	4,746
			SLBM	3,120	1,072	160	288	12	4,652
			爆撃機搭載核兵器	1,660	864	0	50	130	2,704
			小計	6,480	4,860	160	338	270	12,110
		戦略的防衛ミサイル		0	1,200	0	0	0	1,200
		非戦略核	SLCM	320	240	0	0	0	560
			航空機搭載核兵器	800	1,730	0	10	0	2,540
			その他	0	210	0	0	120	330
			小計	1,120	2,180	0	10	120	3,430
		合計		7,600	8,240	160	350	390	16,740
	予備貯蔵			380	410	25	—	—	820
	合計			7,980	8,650	185	350	390	17,560
不活性貯蔵				2,660	9,350	15	—	—	12,030
総計				10,640	18,000	200	350	390	29,580

核保有国の核弾頭数(2004年1月)

丸めのため計に不一致がある。

頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピットと二次爆発部分に分離して、対として別々に貯蔵されている。約5,000対ある。

米国以外の国の核兵器の分類について、明確な情報はないが、表では同様の考えで整理した。ロシアの予備貯蔵は作戦配備の5%とした。

インド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお約30,000発の核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

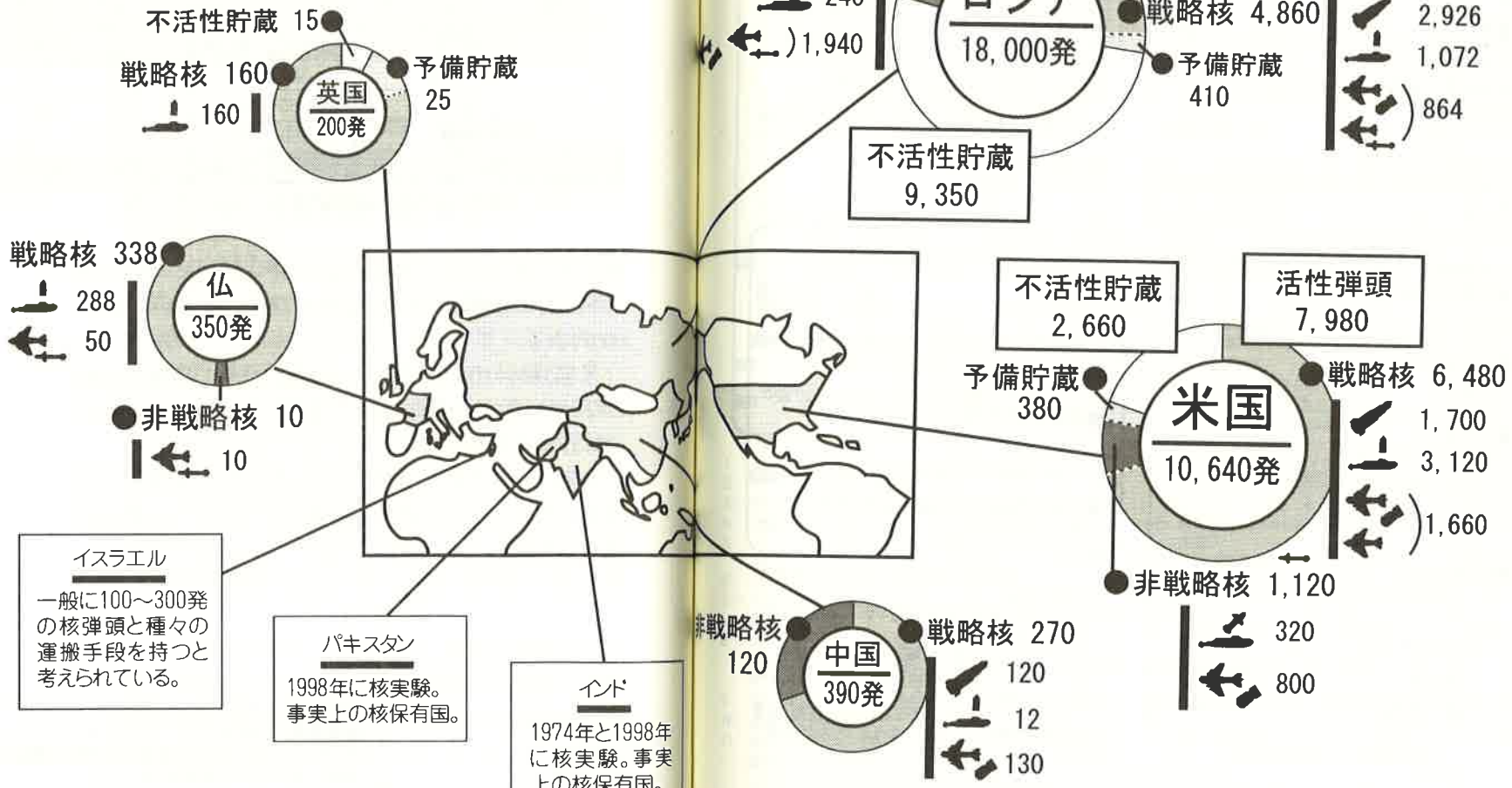
出典:上の表、及び150ページから154ページのデータは、天然資源保護評議会(NRDC)のS.ノリス、W.アーキン、J.ハンドラー、およびH.クリステンセン、及び、平和・紛争に関する資料・調査センター(CDRPC。仏・リヨン)の資料をもとにした。

◇製作:ピースデポ

地球上の核弾頭全データ
—2004年1月



ACM＝新型巡航ミサイル／ALCM＝空中発射巡航ミサイル／ASM＝空対地ミサイル／GLCM＝地上発射巡航ミサイル／ICBM＝大陸間弾道ミサイル／IRBM＝中距離弾道ミサイル／MIRV＝多弾頭個別誘導再突入体／SAM＝地対空ミサイル／SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル／SLCM＝海洋発射巡航ミサイル／SRAM＝短距離攻撃ミサイル



イスラエル
一般に100～300発の核弾頭と種々の運搬手段を持つと考えられている。

パキスタン
1998年に核実験。事実上の核保有国。

インド
1974年と1998年に核実験。事実上の核保有国。

◆各国データの詳細な解説は152ページから154ページ参照。

ロシア（計18,000）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計4,860）		
●ICBM（小計2,926）		
SS-18 M4、M5、M6（サタン）	550～750	1,380[1]
SS-19 M3（スチレトウ）	750	804[2]
SS-24 M1（スカルペル）	550	360[3]
SS-25（シックル）	550	342[4]
SS-27	550	40[5]
●SLBM（小計1,072）		
SS-N-18 M1（スチングレイ）	500	288[6]
SS-N-20 M1、M2（スタージョン）	200	400[7]
SS-N-23（スキフ）	100	384[8]
●爆撃機搭載核兵器（小計864）		
核爆弾 ALCM（弾頭：AS15A、B） SRAM（弾頭：AS16）	250	864[9]
戦略的防衛ミサイル（小計1,200）		
●SAM		
SA-10（グランブル）、SA-5B（ガモン）		1,200
非戦略核（小計2,180）		
●空軍航空機		
核爆弾/ASM（AS-4（キッチン）） /SRAM（AS-16）		1,540[10]
●海軍航空機		
核爆弾 ASM AS-4（キッチン）	1,000	190[11]
●SLCM		
SS-N-9（サイレン）200 SS-N-12（サンドボックス）350 SS-N-19（シップレック）500 SS-N-21（サンプソン）300 SS-N-22（サンバーン）200		240
●対潜核兵器		
ロケット爆雷SS-N-15（スターフィッシュ） 対潜ミサイルSS-N-16（スタリオン）		210
その他核魚雷、爆雷		
予備貯蔵[12]（小計410）		
不活性貯蔵（小計9,350）		

兵器の名称は、NATO命名のもの。

1 10MIRV×138基。STARTⅡが無効になったので保持される。
2 6MIRV×134基。2002年12月10日に発射テスト。
3 10MIRV×36基。（レール移動式のみ残る）
4 単弾頭。2002年10月12日に発射テスト。
5 単弾頭。ロシアでトーポリMと呼ばれる。新規生産続くが年数発に生産縮小（2003年10月）。
6 デルタⅢ級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×3MIRV。
7 タイフーン級戦略原潜に搭載。2隻×20発射管×10MIRV。
8 デルタⅣ級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×4MIRV。
9 ベアH6（Tu-95MS6）34機、ベアH16（Tu-95MS16）30機、ブラックジャック（Tu-160）15機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個（計204個）、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個（計480個）、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個（計180個）搭載する。
10 バックファイヤー（Tu-22M）105機、フェンサー（Su-24）280機に搭載。各4個。
11 バックファイヤー（Tu-22M）45機、フェンサー（Su-24）50機に搭載。各2個。
12 149ページ本文参照。

フランス（計350）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計338）		
●SLBM[1]（小計288）		
MSBS[2] M45（弾頭：TN75）	100	288[3]
●爆撃機搭載核兵器（小計50）		
ASMP[4]（弾頭：TN81）	300	50[5]
非戦略核（小計10）		
●空母配備航空機搭載核兵器（小計10）		
ASMP（弾頭：TN81）	300	10[6]

1 フレクシブル級戦略原潜1隻とル・トリオファン戦略原潜2隻に搭載。
2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
3 3隻×16発射管×6MIRV。
4 フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
5 ミラージュ2000N（60機、3飛行隊）に搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は50と見積もられる。
6 シュペル・エタンダール24機（2飛行隊）に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴールに配備。

米国（計10,640）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計6,480）		
●ICBM（小計1,700）[1]		
ミニットマンⅢ		1,200
Mk-12型（弾頭：W62）	170	300[2]
Mk-12A型（弾頭：W78）	335	900[3]
ピースキーパー（MX、弾頭：W87）	300	500[4]
●SLBM[4]（小計3,120）[5]		
トライデントⅠ C4（弾頭：W76）	100	432[6]
トライデントⅡ D5		2,304[7]
Mk-4型（弾頭：W76）	100	1,920
Mk-5型（弾頭：W88）	475	384
迅速対応戦力（W76）	100	384
●爆撃機搭載核兵器[8]（小計1,660）		
核爆弾 B61-7	<1	800
B61-11[9]	〃	
B83-1	1,200	
ALCM（弾頭：W80-1）	5～150	430
ACM（弾頭：W80-1）	5～150	430
非戦略核（小計1,120）		
●SLCM		
トマホーク（弾頭：W80-0）	5～150	320[10]
●核爆弾 B61-3、4、10	0.3～170	800[11]
予備貯蔵（小計380）		
不活性貯蔵[12]（小計2,660）		

1 1490発が作戦配備、210発が迅速対応戦力。
2 単弾頭が150基、3MIRVが50基。
3 3MIRV×300基。
4 10MIRV×29基が作戦配備、210発が迅速対応戦力。
5 オハイオ級戦略原潜15隻に搭載。ミサイル数は360基（15×24）。
6 3隻×24発射管×6MIRV。
7 12隻×24発射管×8MIRV。10隻がMk-4型搭載機、2隻がMk-5型搭載。
8 ストラトフォートレスB-52H（94機のうちの56機）、スピリットB-2A（21機のうちの16機）、計72機が任務（核・非核両用）についている。B-2は爆弾のみ。
9 地中貫通型（1997年11月に導入）であり、B-2にのみ搭載。
10 迅速対応戦力。
11 約150発がNATO軍用としてヨーロッパ6カ国の9個の空軍基地に配備。米国内では、ファイティング・ファルコンF16C/D、およびストライク・イーグルF15Eに搭載。
12 148ページ本文参照。作戦配備されていないACM/ALCM（約900発）や退役したミニットマンⅢ（約300発）、退役したGLCM（約400発）など。

中国（計390）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計270）		
●ICBM/IRBM[1]（小計120）		
ドンフォン（東風）-3A	3,300	40
ドンフォン（東風）-4	3,300	12
ドンフォン（東風）-5/5A[2]	4～5,000	20
ドンフォン（東風）-21A	200～300	48
ドンフォン（東風）-31[3]	100～200	0
ドンフォン（東風）-31A	?	?
●SLBM（小計12）		
ジュイラン（巨浪）-1	200～300	12[4]
ジュイラン（巨浪）-2[5]	100～200	?
●爆撃機搭載核兵器（小計130）		
核爆弾		130[6]
非戦略核（小計120）		
●（各種）砲弾/短距離ミサイル[7]/核地雷核爆弾	（低）	120

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風-4はCSS-3、東風-5AはCSS-4、東風-21AはCSS-5。巨浪-1はCSS-N-3。

1 東風-5/5A（射程13,000km）、東風-31（射程8,000km）、東風-31A（射程12,000km）はICBM。他はIRBM。全て単弾頭。
2 米大陸にとどく現有唯一のICBMで、より長射程の改良型と置き換えつつある。
3 移動式、固体燃料。1999年8月2日に初めて発射実験。2000年11月4日、16日に2回目、3回目の実験。MIRVか否かについて確証はない。
4 戦略原潜シァ（夏）級（中国名：大慶魚）に搭載。12発射管。2隻目は未完と考えられている。
5 新世代原潜（094型）に搭載する計画進行中。DF31の変型。
6 ホン（轟）-6（NATO表示：B-6）100機、チェン（強）-5（NATO表示：A-5A）30機に各1個。同機種で非核任務もある。
7 東風11（CSS-7）、東風15（CSS-6）などがある。後者は中性子爆弾の可能性がある。

英国（計200）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計160）		
●SLBM[1]		
トライデントⅡ　D5	100	160[2]
予備貯蔵（小計25[3]）		
不活性貯蔵（小計15）		

1 バンガード級戦略原潜4隻に搭載。4隻目ベンジャスは2001年2月にパトロール任務についた。
2 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。4隻×16発射管×3MIRVで計算すると192個。実際には、2～6発射管は単弾頭と推定され、平均して1隻あたり40弾頭と推定される。40×4隻＝160。
3 15%を予備とした。

パキスタン（計24～48）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	4～12[1]	24～48
運搬手段		
●航空機[2]		
●短・中距離ミサイル[3]		

1 1998年5月の核実験における地震波からの推定値。
2 米国製F16A／B（ファイティング・ファルコン）32機のいくつかが核任務をもつと推定される。
3 ガズナビ（ハトフ3、射程300km）、ガウリ1（ハトフ5、射程1300～1500km）の配備が確認されている。後者は、2003年1月8日に配備承認。ガウリ2、同3（射程2500～3000km）、シャヒーン1（ハトフ4、射程700km）が発射実験された。シャヒーン1の最新の実験は2003年10月8日及び14日。ガズナビは2002年5月26日に初実験されたが、国防省は以前射程2,000kmと考えていた。

インド（計30～35）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	5～25[1]	30～35
運搬手段		
●航空機[2]		
●短・中距離ミサイル[3]		

1 1998年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
2 ミグ27（フロッガー／バハドゥール）165機、ジャガーIS／IB（シャムシャー）131機のいくつかが、核任務をもつと推定される。
3 プリトビ1（射程150km）が配備ずみ。アグニ1（射程700km）、及びアグニ2（射程2,000km）が軍に渡されたと発表（2003年10月5日）。プリトビ1の最近の発射実験は2003年3月26日。プリトビ2（射程250km）の最近の発射実験は、2003年4月29日。アグニ2は2001年1月17日に発射実験された。またアグニ1は、2002年1月25日、続いて2003年1月9日に発射実験された。

イスラエル（計100～300）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定[1]		100～300
運搬手段		
●航空機[2]		
●中距離ミサイル[3]		
●砲弾・地雷		

1 1979年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。クリステンセンらは弾頭数を200と推定。
2 米国製F16A／B／C／D（ファイティング・ファルコン）260機、同F15E（ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラアムと呼ぶ。）25機の一部が核任務を持つと推定される。
3 ジェリコ1（射程1200km）、同2（射程1800km）が配備されている。







右の写真はすべて、第3回NPT再検討会議準備委員会の開催中に「アボリション2000」等が主催した「核兵器を戦争の理由にするな（No More Nuclear Excuses for War）」ラリーの風景。
2004年5月1日、ニューヨーク市内のブライアント・パークにて。

B2. 米国、新型核兵器研究へゴーサイン

米国の「核態勢見直し（NPR）」報告※は、冷戦時代の米国核兵器には時代を反映した弱点があり、今後はそれを補う新しい能力を開発する必要があると指摘した。掲げられた新しい能力は次の4点であった。

1. 強化され地中深く埋設されている標的を撃破する能力
2. 移動式及び移動可能な標的を攻撃する能力
3. 化学剤、生物剤を破壊する能力（エージェント撃破兵器（ADW））
4. 有効性を増し、付随的被害を軽減するための命中精度の改善

NPRはまた、これらの新型核兵器の開発が地下核実験の再開を要求する可能性も指摘した。

NPRのこのような記述が暴露された当初は、米国防総省は「政策文書ではない」と現実化を否定していた。しかし、米エネルギー省（DOE）は、ただちに新しい核兵器能力の獲得を目指して予算案を提出した。02年11月13日に成立した03会計年※の米国防認可法には、すでに条件つきながら強力地中貫通型核兵器（RNEP）の研究予算が認められ、核実験再開準備期間の短縮※にむけた報告書の提出が義務づけられた。

2003年においては、DOEが要求する低威力核兵器（しばしば「ミニニューク」と呼ばれる）の研究・開発の禁止条項※の撤廃を認めるか否かが、米議会の大きな争点となった。法律では「低威力」を5キロトン未満の爆発力と定義している。

※02年1月に米国防省が議会に提出。機密文書であるが、メディアやNGOによって相当な部分が暴露された。暴露部分の全訳がピースデポ・ブックレット「米国・核態勢見直し」（2002年10月）として出版されている。

※2002年10月1日～2003年9月30日

※キーワードB2（156ページ）。

※提案した2人の下院議員の名前をとってスプラット・ファース条項と呼ばれる。1994会計年・米国防認可法第3136節のこと。「合衆国の政策――精密誘導低威力弾頭を含む新型

次ページへ続く⇒

DOEの核兵器部門である国家核安全保障局（NNSA）のリントン・F・ブルックス局長は、米国の目的はミニニューク自身の研究・開発にあるのではないと説明をしている。ミニニュークの開発につながるかも知れないという制約を除去することによって、新概念の核兵器の研究が可能になる、それが極めて重要であるというのである※。前述したように、NPRを読む限り、新しい核能力としてミニニュークの必要性についてはまったく言及がない。化学剤、生物剤破壊用の核兵器や付随的被害を軽減する核兵器の設計など、新概念核兵器開発への障害を除去するために、スプラット・ファース条項の撤廃を求めたという理解が妥当であると思われる。

DOEは一方で、強固に作られた地下要塞や大量破壊兵器の地下工場を破壊するためのRNEPの予算を要求し、その研究に力を注いでいる。その結果、RNEPは小型核兵器であるという誤解が、一時広まった。しかし、現在DOEが追求しているRNEPは、既存の核爆弾B61（威力：0.3－40キロトン）とB83（威力：数キロトン－1.2メガトン）の改良型である※。RNEPの威力は、決して低威力ではないであろう。

また、強固な地中標的を核爆弾で破壊するとき、果たして放射能が飛び散ることがないような設計が可能なのか、という問いに対して多くの研究者が、否定的な研究結果を公表している※。

米国の新型核兵器開発の動きに対して、国会で民主党が政府の姿勢を追求した。小泉首相が「（小型核に関する）いろいろな議論は結構」と述べるなど、認識不足を露呈した※。

2003年11月23日、2004会計年米国防認可法が成立し（公法108―136）、それによって低威力核兵器の研究が解禁され（開発段階に進むには議会の承認が必要）、RNEP研究も引き続いて承認された。

⇒の低威力核兵器の合衆国による生産につながる可能性のある研究および開発を行わないことは、合衆国の政策である」と規定している。

※NNSA局長リントン・ブルックスとのインタビュー（「アームズ・コントロール・トゥデイ」2004年1／2月号）

※上記注と同じ。
http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2004/05/22press.html

※「核兵器・核実験モニター」第190号（03年7月1日）参照。たとえば、強固な100メートルの岩盤下に設置された標的は、可能な最大の貫通力を想定しても、広島型の核爆弾では破壊できず、広範な放射能被害が発生せざるをえないという。

※キーワードC2（178ページ）。

B3.新局面の未臨界実験 ―核実験再開への演習

※「臨界前核実験」とも訳される。プルトニウムなど兵器用核物質を使った核兵器のための実験であるが、持続的な核分裂連鎖反応を伴わない。

1997年以来、米国は核爆発を伴わない「未臨界実験」※を繰り返し行なっている。米エネルギー省(DOE)の国家核安全保障管理局(NNSA)は、その意義を、ネバダ実験場における備蓄兵器管理計画(SSMP)の一環として、「備蓄核兵器の安全性と信頼性を維持するのに役立つ不可欠な科学的データと技術的情報を生み出すもの」と説明している。

米国をはじめとした核兵器国は、未臨界実験は包括的核実験禁止条約(CTBT)に抵触しないとの立場で一貫している。未臨界実験のさらなる「危険性」が、近年、新たに明らかになってきた。2001年12月の核態勢見直し(NPR)※は、地下核爆発実験再開の必要性を強く示唆し、未臨界実験に、核爆発実験再開への準備態勢を向上させる演習という新しい位置づけが与えられていることを明らかにした。さらに、核爆発実験再開までに要する準備期間を、現在の2−3年から相当短くする計画に着手するというNPRの勧告を受けて2003年11月24日に成立した「2004会計年国防認可法」は、「DOE長官は、合衆国が18か月以内に地下核実験を再開しうる準備態勢を2006年10月1日までに開始し、達成し、以後維持しなければならない」と決定した※。

※キーワードB2(156ページ)。

◆これまでに米国が実施した未臨界実験

第1回	(97年7月2日)	「リバウンド」	(ロスアラモス国立研究所)
第2回	(97年9月18日)	「ホログ」	(ローレンス・リバモア国立研究所)
第3回	(98年3月25日)	「ステージコーチ」	(ロスアラモス)
第4回	(98年9月26日)	「バグバイブ」	(リバモア)
第5回	(98年12月11日)	「シマロン」	(ロスアラモス)
第6回	(99年2月9日)	「クラリネット」	(リバモア)
第7回	(99年9月30日)	「オーボエⅠ」	(リバモア)
第8回	(99年11月9日)	「オーボエⅡ」	(リバモア)
第9回	(00年2月3日)	「オーボエⅢ」	(リバモア)
第10回	(00年3月22日)	「サラブレッド」	(ロスアラモス)
第11回~15回	(00年4月6日~01年12月13日)	「オーボエ4-8」	(リバモア)
第16回	(02年2月14日)	「ビト」	(ロスアラモス、米英共同実験)
第17回	(02年6月7日)	「オーボエ9」	(リバモア)
第18回	(02年8月29日)	「マリオ」	(ロスアラモス)
第19回	(02年9月26日)	「ロッコ」	(ロスアラモス)
第20回	(03年9月19日)	「ピアノ」	(リバモア)
第21回	(04年5月25日)	「アーマンド」	(ロスアラモス)

※「2004会計年国防認可法」(HR1588、公法108−136)『核兵器・核実験モニター』第200号(2003年12月15日)に抜粋訳。

2003年8月22日、NNSAは、2004年内に新しい形の未臨界実験を実施する計画を明らかにした。「ユニコーン」と名づけられたこの未臨界実験は、これまでに実施された未臨界実験とは異なり、核実験モラトリアムの開始以前に行なわれていた地下核爆発実験と同じ竪穴配置の中で実施され、「外見上は類似」したものになるという。NNSAは、「ユニコーン」が、これまでに使用した水平トンネル「U1a施設における実験ではテストすることのできない、重要なネバダ核実験場の能力をテストするもの」と説明した※。これは、進行している核実験再開への準備期間短縮の動きを現実化するものとして危惧されている。

※2003年8月22日、NNSAネバダ実験場事務所ニュース。『核兵器・核実験モニター』第196号(2003年10月1日号)に全訳。

この発表から間もない2003年9月19日、NNSAは、通算20回目、ブッシュ政権下では7回目となる未臨界実験「ピアノ」を実施した。「ピアノ」は、これまで同様、地下約290メートルに設けられた水平トンネル内において実験された。DOE当局者は、この実験について「小型核の研究や地下核実験準備期間の短縮などブッシュ政権がみせる核兵器増強の動きとは『一切関係ない』と強調した」という※。

※「共同」2003年9月17日。

2004年5月25日には、通算21回目となる未臨界実験「アーマンド」が実施された。これもまた、水平トンネル内での実験であった。

米国は、2004年NPT再検討会議準備委員会においても「核爆発実験を実施する計画はない。核実験モラトリアムを継続していく」と繰り返した※。しかし、一方で、2003年12月16日のラドメーカー米国務次官補による、「現実問題として核実験を続けることに米国として潜在的な利益がある」などの発言も伝えられている※。

※2004年5月3、ラドメーカー国務次官補。

※「共同」2003年12月16日。

B4. 印パ、核のエスカレーション

2003年1月4日、インド政府は「インド核ドクトリン」を実行するための安全保障内閣委員会の方針を公表した※。この時に付加されたのは、「核ドクトリン」の作戦化における司令系統の明確化(「核最高司令部」(NCA)それに「戦略軍」の創設)、および報復的核攻撃をインドに対する生物・化学兵器による大規模攻撃に対しても行なうことの明示である。後者の施策によって「核ドクトリン」にうたわれた「核兵器の第一不使用」の原則が、実質的に骨抜きにされたと言えよう。インドNCAの「政治委員会」(首相が議長を務め、核兵器の使用を許可できる唯一の機関)の第1回会議は、2003年9月1日に召集され、「インドの核抑止を強固にするための諸決定をした」と発表された。しかし、それ以上の詳細は明らかにされなかった※。これに即座に対抗して2日後の9月3日には、パキスタンの「国家最高司令部」(NCA)も開かれ、「最小限核抑止能力を維持するために核兵器の高度化を続ける」と宣言した※。

2003年10月以降、パキスタンで核拡散疑惑が浮上した。疑惑を受けていたパキスタンの核開発の父といわれるアブドゥル・カディル・カーン博士は2004年2月4日、核技術を北朝鮮・リビア・イランに漏えいしていたことを認めた。カーン博士の供述から核技術の国際的な闇市場の存在が浮かび上がった。2月11日の「大量破壊兵器拡散に関する大統領演説」において、米国のブッシュ大統領は「(カーンの)ネットワークを破壊したことは、恐るべき兵器の拡散防止のための広範囲にわたる努力の重要な成功の一つである」と述べた※。しかし米国は3月18日、パキスタンに「非NATOの主要同盟国」との地位を与えることを表明し、(対テロ戦争における)両国の軍事関係はむしろ強化された。

※1998年5月11日と13日にインドが、これに対抗して5月28日と30日にパキスタンが、地下核爆発実験を行い、世界を震撼させた。インドの場合、「核兵器導入の選択肢を行使する」との政策を公然と掲げたバジパイ政権(ヒンドゥー至上主義に立つインド人民党が主導する)のもとでの核実験であった。「インド核ドクトリン」(草案)は1999年8月に発表され、「信頼できる最小限核抑止」、「核兵器の第一不使用」及び「消極的安全保証」を三つの柱とした。

※「ロイター」(ニューデリー発)2003年9月1日。

※http://news.indianfo.com/2003/09/03/03musha.html

※資料16(323ページ)に抜粋。

2004年1月5日、インドのバジパイ首相はイスラマバードでパキスタンのムシャラフ大統領と会談を行ない、両国間の信頼醸成に一定の前進をもたらした※。ところが、4月から5月にかけてのインド総選挙でバジパイ首相の率いるインド人民党連合が大敗し、5月22日にはソニア・ガンディーの率いる国民会議派が主導するシン連立政権が成立した。27日に発表された「統一進歩連盟」(UPA)の「共同最小限綱領」は、6基本原則の第一に「社会的調和の維持・擁護・促進」をあげ、全体として、著しく貧困層のニーズに配慮したものとなった。しかし、他方で「信頼できる核兵器計画を維持する」としている。同時に、「近隣の核兵器諸国と明白かつ検証可能な信頼醸成措置を発展させる。[そして]普遍的な核軍縮の促進及び核兵器のない世界の実現に向けて指導的な役割を果す」とも述べる。また、より密接な対米関係を追求する一方、インドの外交的地位の「独立性」を維持し、ロシアや欧州との関係も深めるとしている※。

印パが核抑止の政治体制を整備するなかで、両国の相互を意識した核兵器搭載可能な弾道ミサイル実験が続いている。知られているだけでも、2003年中にインドで3回※、パキスタンで4回※の発射実験が相次いだ。2004年に入ってからも、パキスタンは、2004年3月9日の「ハトフ6(別名シャヒーン2)」(射程2,000km)に続いて5月29日には「ハトフ5(別名ガウリ1)」(同1,300−1,500km)のミサイル実験を行った。

2004年1月16日から21日までインドのムンバイ(旧ボンベイ)で開かれた「世界社会フォーラム」(WSF)のワークショップでは、印パの核戦争の現実的な危険や、カシミール紛争の平和的解決の必要性が議論された。

※パキスタンの首都イスラマバードで南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が2004年1月4−6日に行われた。4日の開会式のスピーチでインドのバジパイ首相は、各国は「不信から信頼へ、非協調から協調へ、緊張から平和へ」移行すべきであると述べた。夕食前のスピーチでパキスタンのムシャラフ大統領は、「平和がなければ発展はありえない。政治的な論争が続く限り、平和はありえない」と応えた(CNNレポート、04年1月5日)。

※「The HINDU」2004年5月28日。

※●03.1.9「アグニ1」(射程700km)
●03.3.26「プリトビ1」(射程150km)
●03.4.29「プリトビ2」(射程250km)

※●03.3.26「ハトフ2」(別名アブダリ)(射程180km)
●03.10.3「ハトフ3」(別名ガスナビ)(射程300km)
●03.10.8「ハトフ4」(別名シャヒーン1)(射程700km)
●03.10.14「ハトフ4」(別名シャヒーン1)(射程700km)

B5. 「ロシア軍近代化の指針」出る

2003年10月2日に開かれたロシア連邦軍最高司令官会議で、イワノフ国防相は、『ロシア軍近代化の指針』と題する文書を提出した。この文書は「法的には『ドクトリン』では全くない。公式の軍事ドクトリンは大統領によって法律として署名される必要があると憲法に述べられている。ロシアには、2000年にプーチンが署名した、そのようなドクトリンが存在し、それは置き換えられていない」※。

※ニコライ・ソコフ「ロシア国防省の新政策文書：核に関する角度から」。「モントレー研究所、不拡散研究センター報告書」（電子版）、03年10月10日。

しかし、『ロシア軍近代化の指針』文書から、最新のロシアの核安全保障政策を知ることができる。すなわち、ロシアの核安全保障政策では、大規模全面核戦争の占める重要性が低下した。その代わりに、ロシア国境付近の紛争において、ロシア軍が大量破壊兵器（生物・化学兵器）の攻撃にさらされ、通常兵器でこれを撃退できなくなった場合に核を使用する。または、ロシア国内の戦略的に重要な施設が高性能な通常兵器によって攻撃された場合、たとえ小規模な攻撃であっても核を使用して反撃する、とした。ロシア核戦略に関する専門家ソコフによれば、これは「必要な場合に軍事力を予防的に使用する可能性をもはや完全には排除していない」※ことを意味する。つまり、ロシアの核戦略は、米国とその同盟国を相手とした全面核戦争よりも、局地的紛争において核兵器を限定的に予防的に使用することを想定しているのである。

※前掲資料。

だが、国防省および軍部は、冷戦期以来の根深い対米不信を拭い切れてはいないようだ。国防省文書『ロシア軍近代化の指針』は、米国を名指ししてはいないが、科学的、技術的な新たな飛躍を成し遂げて「クリーン」な、すなわち使用可能な兵器としての核兵器の開発を意図している国があることを警戒している※。

※前掲資料。

また、04年2月10－18日にかけて行われた戦略核兵器の試射も含めた、冷戦期以来の大規模軍事演習「安全保障2004」中に、参謀本部第1次長バルエフスキー大将は、米国が核のしきいを下げようとしていることに懸念を表明し、米国の核軍拡に対抗する決意と覚悟を示した※。ロシアの安全保障にとって最重要な懸念事項は国際テロリズムであって、もはや米国の戦略核ではないという公式見解を掲げながらも、国防省および軍部は米国の核戦力を脅威として想定し、米国からの核攻撃を撃退することを戦争計画の基準としているのである。

※バルエフスキー第1次長による記者会見（04年2月11日）。ロシア連邦軍ホームページ。

一方で、プーチン大統領は、核兵器のもたらす外交上、内政面での恩恵を重要視しているように思われる。例えば、大統領として再選される※1か月前には、軍事演習「安全保障2004」を実施させ、国家機関としての軍の立場を宣揚した。また、この機会に、大統領は米国をはじめとする国際社会に「ロシア侮り難し」の印象を与えるように努めた。「安全保障2004」の最中に行われた大統領の会見では、「核戦力は、われわれの安全保障において、また力の均衡を保持し、世界の戦略的安定を確実にする点において重要な役割を担っている」※と明言した。また、5月26日のロシア連邦議会における演説では、「戦略核戦力に最新の戦略的兵器システムを装備すること」を「きわめて重要な課題」であると位置付けている※。

※プーチン大統領記者会見談話（04年2月18日）より。出典は大統領府ホームページ。

※連邦議会における大統領教書演説（04年5月26日）より。出典は同上。

B6. フランスの核抑止戦略の変更は否定された?

ラファラン仏首相は、2003年10月16日、国防高等研究所における演説でフランスは核兵器の近代化を遂行し続けることを表明した※。「抑止の構成要素として、2004年には『トリオファン』級新世代ミサイル原潜が1隻配備される予定である。改良型空対地中距離ミサイルの実戦配備は2007年に予定されている。戦略弾道ミサイルM51の生産は間もなく開始される」。近代化推進の理由は、「われわれの核戦力はわれわれの防衛とフランスの安全保障にとって鍵となる役割を演じている」という認識だ。

※以下の引用の出典は仏首相府ホームページ。

上記の首相発言が前提としているのは、2001年6月にシラク大統領が行った核兵器に関する発言である※。大統領は冷戦後の国際情勢を「特定の国々は弾道ミサイルを開発中であり、いずれ核・生物・化学兵器を使用してヨーロッパ地域に脅威を及ぼす手段を入手する可能性がある」と分析した。フランスは核兵器の第一不使用を誓うが、大量破壊兵器を入手した国がフランスの死活的国益を脅かす場合には、その国がフランスの核抑止力の対象になるとした。大統領によれば、「今日の[フランスの]抑止力は、われわれの安全保障にとって本質的な基盤であり、今後も長期間、そうあり続ける」のである。

※01年6月8日、国防高等研究所。出典は仏大統領府ホームページ。

この核戦略が変更されていないことが前記のラファラン発言で確認されたようなのだが、左翼系仏紙『リベラシオン』は米国のNPRに呼応するかのように仏核抑止ドクトリンの見直しが進められていると報じた※。新ドクトリンでは、フランスも通称ミニニュークのような小型核兵器の開発に踏み切る、また、大量破壊兵器を入手した国に対する先制攻撃に、この小型核を使用することもあり得る、という。04年初めにシラク大統領が仏海軍戦略原潜部隊(「戦略海洋軍」)根拠地ブレストを訪問する際に新ドクトリンが発表される予定だとされた。

※『リベラシオン』、(電子版)03年10月27日。

それに対して、アリヨ-マリ国防相は04年2月2日、国防高等研究所で演説し、01年6月発表の核戦略に代わる新ドクトリンは検討されていないと主張した。「核兵器とは政治的兵器であり、…いかなる場合であれ戦場での使用は想定されていない」として、一連の報道を否定した※。小型核開発という選択肢については、「そのような兵器を開発すれば、われわれのドクトリンが[核]使用の方向に転じたのではないかという疑惑を招く」ことを理由に、これを退けた。シラク大統領が戦略海洋軍根拠地ブレストを2月17日に訪問した際の演説では、「抑止は、われわれの防衛と、われわれの死活的利益の保持についての保証の基盤であり続ける」と述べるに留まった※。

※国防高等研究所第56回国家会議における演説。出典は仏国防省ホームページ。

しかし、仏反核運動「核軍縮のための市民行動」(ACDN)のマターニュ女史は、新ドクトリン発表を先送りにしたうえで隠密裏に小型核兵器開発に既に着手しているのはないかと、核政策の最近の展開に疑いの眼差しを向けている※。

※発言引用部分の出典は仏大統領府ホームページ。

※マターニュ女史から各国の反核運動家に宛てた電子メール。



「核軍縮のための市民行動」(ACDN)のロゴマーク

B7. イスラエルの核の告発者 バヌヌ釈放される

ひとりの元イスラエル核技術者が18年間の服役を終え、2004年4月21日釈放された。モルデハイ・バヌヌ。釈放されたとはいえ、彼は未だ当局の監視の元に置かれている。

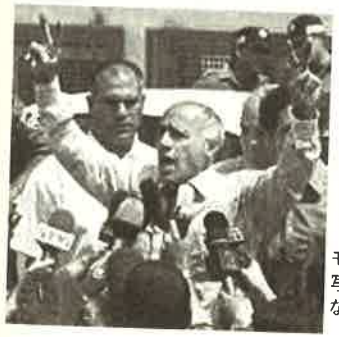
86年、英紙『サンデー・タイムズ』※は、バヌヌへのインタビュー記事を掲載し、イスラエルの核開発計画の全貌を暴露した。ネゲブ砂漠の中にあるディモナの秘密の核施設から解雇される前に、バヌヌは、核施設内部を撮影した数十枚のカラー写真と少なくとも100発（それ以前の推測値よりもはるかに多い）の核兵器の存在を裏付ける多数の資料を持ち出していた。『サンデー・タイムズ』紙の記事は、「イスラエルが完全に成熟した核兵器保有国であることに、もはやなんの疑いもないはずだ」という専門家の発言を引用した※。イスラエル政府は、『サンデー・タイムズ』紙の発表前にローマで身柄拘束したバヌヌをイスラエルに秘密裏に連行し、国家安全保障を危機にさらした「叛逆罪」で告発した。

オフブロードウェイで好評を博している舞台作品『ゴルダのバルコニー』※では、シリアとエジプトの奇襲攻撃によって開始された1973年10月の第4次中東戦争中にイスラエル首相ゴルダ・メイアが自国の核兵器の使用可否に葛藤する姿が描かれている。第4次中東戦争の時点で、イスラエルは既に13発の核兵器を保有していたとされる※。

イスラエルの核開発史の原点で援助を行ったのは米国ではなくてフランスである。56年、エジプト大統領ナセルがソ連の支援のもとでスエズ運河を国有化すると、イスラエルとフランスは英国と共に運河奪還を計画した。その際に、イスラエルは同国の核開発プログラムに対する支援をフランスに要請した。英仏イによるスエズ侵攻、対エジプト攻撃（第2次中東戦争）は、英仏の撤退となって終結した。エジプトがより一層ソ連に接近したために、フランスは多数の技術者をイスラエルに派遣してイスラエルの核抑止力開発援助に尽力した。58年初め、イスラエル南部ネゲブ砂漠のディモナに核開発施設の建設が開始された。60年、イスラエル首相シモン・ペレスは、ディモナにおける「平和目的」の原子炉の存在を初めて認めた。イスラエルが周辺のアラブ諸国に先制攻撃を加えた、67年の第3次中東戦争までに、既に2台の「核爆発装置」を保有しており、この時、同装置は緊急警戒態勢に初めて置かれた。その約20年後、ディモナの核施設は全世界の関心を集めることになる。それがバヌヌの『サンデー・タイムズ』のインタビューであった。

現在に至るまで、イスラエル政府は核兵器の保有について肯定も否定もしないという、「曖昧」政策を継続している。04年4月29日にも、イスラエル国防軍向け放送でシャロン首相は、この政策を放棄しないことを表明した※。

米シンクタンク「天然資源保護評議会」のノリスらの推測※によれば、イスラエルは熱核兵器も含めて75−200発の核兵器を保有しており、兵器の運搬手段として戦術戦闘機、地対地弾道ミサイル、巡航ミサイル発射可能な通常動力型潜水艦※を保有している。



モルデハイ・バヌヌ氏（中央）
写真提供：バヌヌ氏解放と核兵器のない中東のためのキャンペーン

※「サンデー・タイムズ」86年10月6日付。

※核物理学者セオドア・テイラーの論評。上掲の「サンデー・タイムズ」記事。

※女優トバ・フェルドゥシュ主演の一人芝居で、脚本ウィリアム・ギブソン、監督スコット・シュワルツ。現在（04年5月、本稿執筆時点）も上演中。

※「グローバル・セキュリティ」ホームページ
http://www.globalsecurity.org

※04年4月29日付、時事通信配信記事。

※「ブルティン・オブ・アトミック・サイエンティスト」02年9/10月号所収の「核ノートブック：2002年のイスラエル核戦力」。

※独紙「ベルリナー・ツァイトゥング」、独誌「フォークス」等の03年10〜11月の報道によれば、イスラエル海軍は独からの巡航ミサイル発射可能な潜水艦2隻の導入を実現できなかった。

B8. 焦点化するイランの核兵器開発疑惑

イラク戦争後、米国の次の攻撃目標として急浮上しているのが、イランの核開発疑惑である。2002年1月29日の一般教書演説※において、ブッシュ米大統領が大量破壊兵器を手に入れようとしている「悪の枢軸」としてイラク、北朝鮮と並べてイランを名指しした。

※年鑑「核軍縮と非核自治体・2002」(ピースデポ刊)

2003年4月、NPT準備委員会の一般演説で米国は、「最初の動力炉が完成していないのに、ウラン濃縮プラントを建設したNPT非核兵器国の例が他にあっただろうか。一つもない」とイランを非難した。これを受けてイランも、「通常戦争での核兵器の使用を指令し、そのような戦いのシナリオに合わせて新しい核兵器を開発している核兵器国が米国のほかにあるだろうか。一つもない」と応酬した※。

※「核兵器・核実験モニター」第189号(2003年6月15日)。

2002年8月、イランの反体制組織からイランの核開発に関する通報があった。IAEA※事務局長らが2003年2月にイランを訪問、イラン側からIAEAに対し具体的なウラン濃縮計画の存在―ナタンズにあるパイロット燃料濃縮プラント(完成間近)と商業規模燃料濃縮プラント(建設中)を含む―が初めて明らかにされた。2003年6月6日にエルバラダイIAEA事務局長が理事会に提出した報告書「イラン・イスラム共和国における保障措置協定の実施」(以下、「報告書」)は、イランの保障協定違反として、1991年に行われた天然ウランの輸入およびその後の処理に関する申告の不履行等を指摘し、次のように結論づけた。「含まれる核物質の量は大きくなく、またこの物質が核爆発装置を構成する核分裂性物質要素として使用に適するためにはさらなる処理が必要であるが、問題の核物質・施設・活動に関して保障措置協定に従って義務付けられたタイムリーな報告のイランによる数々の不履行は、懸念を抱かせるものである」。報告書は最後に「事務局長はイランに対して追加議定書※を締結するよう繰り返し奨励した」と述べている。

※国際原子力機関。イランは1970年2月にNPTに署名し、1974年5月にIAEAとの間に保障措置協定を締結している。

IAEAは2003年9月12日の理事会決議において、イランに対し「ウラン濃縮に関連した全てのさらなる活動を停止すること、及び信頼醸成措置として全ての再処理を停止すること」を求めた。同10月、英・仏・独の3か国外相がテヘランを訪問、イラン政府との間で、ウラン濃縮の一時停止及びIAEAとの追加議定書の署名の合意を取り付けた。12月18日、イランは追加議定書に署名した。

※締結国に現行の保障措置協定で申告されていない活動の申告や、立入りの認められていない場所への予告なしの立入りをIAEAに認めることを義務付ける文書。

しかし、2004年1月の査察において明らかになったのは、イランが未申告の高度なウラン濃縮計画(P2)を従来の計画(P1)とは別にもっているという事実であった。2004年2月24日に提出された「報告書」は、これを「深刻な懸念を抱かせるものである」とした。また、カライ電気会社(テヘラン)およびナタンズのプラントで検出された高濃縮および低濃縮ウラン粒子の由来の説明の整合性について、報告書は「満足できる形で解決されない限り、未申告の物質または活動が今までなかったと認めることは難しい」と述べた。2004年3月13日のIAEA理事会は、イランがP2ウラン濃縮計画の申告を怠ったことを「遺憾」とする決議を採択した。その後、事態は膠着している。

西洋の核大国がイスラム国の核開発疑惑を執拗に追及する―これを「核のアパルトヘイト」と呼んだのは、核戦争防止国際医師会議(IPPNW)の議長でマレーシアの反核運動指導者ロナルド・S・マッコイである。彼の次の言葉は、イランの核疑惑問題が進展しない理由を、的確に言い当てている。「核拡散による脅威が今日増大しているのは、核軍縮の行き詰まりによるものである。核不拡散と核軍縮は同じコインの表と裏なのだ」※。

※「核兵器・核実験モニター」第205号(2004年3月1日)

B9. 米国の「エノラ・ゲイ」展示に日米から批判

2003年12月15日、広島に原爆を投下したB29爆撃機「エノラ・ゲイ」の完全修復された銀色の機体（翼幅43メートル、全長30.2メートル、高さ9メートル）の一般公開が、米・ワシントン郊外の「国立スミソニアン航空宇宙博物館新館」で始まった。「ボーイングB29スーパー・フォートレスは、第2次世界大戦の最も洗練されたプロペラ駆動爆撃機であり、搭乗員を加圧室に入れる最初の爆撃機であった」と始められる説明板には、原爆による被害の記述は全くない※。日本からの被爆者7名も参加して現地で抗議行動が行なわれた。被団協はブッシュ大統領とデイリー館長宛に事前に要請書を提出していた。「前例のない非人道で国際法に違反する残虐な被害をもたらしたエノラ・ゲイを『技術的進歩』の証として称賛することは、広島・長崎の被爆者として、とうてい受け入れることはできません」※。

今回の展示にはその前史がある。1995年1月30日、エノラ・ゲイの歴史的任務に関する特別展「岐路―第2次世界大戦の終結、原子爆弾、そして冷戦の起源」（この当初のタイトルは途中で変更され、最終的に「最終幕―原子爆弾と第2次世界大戦の終結」となった）が、退役軍人とそのロビー活動を受けた議員の猛反発で中止を余儀なくされたのだ。展示責任者のハーウィット館長（当時）は、中止に至った根本の要因として、「アメリカの犠牲と、第2次世界大戦―わが国が世界の人々のために戦った自由と民主主義のための戦い―における究極的な勝利のストーリー」の存在を指摘した。すなわち、「空軍協会と米国在郷軍人会は、機密を解除された新たに公開された情報によって、これまでに語られてきたこのストーリーの語られ方が、変えられてしまうことがあってはならないと決意していた」※。

こうした経緯を踏まえ、展示が単に「偉大な技術的進歩」を示す結果に終わることのないよう、学者、退役軍人、聖職者、活動家、学生、および関心をもつ個人によって「核の歴史と現行政策に関する国民的討議を求める委員会」（以下、「委員会」）が米国内に結成された。2003年11月5日に公表された「委員会」の声明では、「われわれはエノラ・ゲイの展示に反対するものではない。全く逆に、1945年の原爆投下と現行の米国の核政策に関する誠実でバランスのとれた議論が起こる展示であればどのようなものでも歓迎する。最大の懸念は、1945年の原爆投下が提起する困難な争点が展示では何ら問題とされず、［その結果］トルーマン大統領による原爆使用が、将来の核兵器使用の敷居を下げようとするブッシュ政権の現在の試みを正当化してしまうことである」との基本的な問題意識が述べられている※。

博物館側は、同館設立の法律の文言すなわち「航空および宇宙飛行の歴史を研究するための教育的史料を提供する」を引用しつつ、「国立航空宇宙博物館は、航空の発展のストーリーを語り、それを可能にした技術の歴史を記録するのである」と回答した※。

論争の焦点は、「エノラ・ゲイ」の置かれた歴史的文脈をいかに的確に把握するかであろう。「委員会」は博物館側に継続する共同の討論会の開催を呼びかけている。米国市民はこのように自国の暗部を歴史的に問い直す自発的な運動を始めている。ひるがえって、日本の市民は、自国の歴史の暗部に分け入って、そこから未来を展望するような運動がおこせているだろうか。私たちの歴史認識が問われている。

※説明板は次のように続く。「ヨーロッパ戦域での飛行のために設計されたが、B29は地球の反対側で適所を見出した。太平洋においてB29は様々な航空兵器を運んだ。すなわち、通常兵器、焼夷弾、地雷、それに2個の原子爆弾である。1945年8月6日、マーティン社製B29-45-MOは日本の広島上空に戦闘使用の最初の原子爆弾を投下した。3日後には『ボックス・カー』（オハイオ州デイトン近郊の米空軍博物館に展示）が日本の長崎上空に第2の原子爆弾を投下した。『エノラ・ゲイ』はその日、気候偵察機として飛行した。3番目のB29『グレート・アーティスト』は両方の任務において偵察機として飛行した」。

※日本原水爆被害者団体協議会ホームページwww.ne.jp/asahi/hidankyo/nihonを参照。

※マーティン・ハーウィット「拒絶された原爆展」山岡清二監訳、みすず書房、1997年、556頁。

※「委員会」は、アメリカン大学の歴史学教授ピーター・カズニック、ピース・アクションのケビン・マーティン、元ペンタゴン職員の平和運動家ダニエル・エルスバーグの3氏が中心になって結成された。声明には秋葉広島市長も署名している。「委員会」のホームページwww.enola-gay.orgを参照。

※博物館からの回答はwww.hnn.us/articles/1807.htmlにある。

B10. 米国のミサイル防衛、初期配備進む

2002年12月17日、ブッシュ米大統領はミサイル防衛(MD)の配備決定を発表し、米国防総省は2004－05年に計画された初期配備の内容を明らかにした※。以来、ブッシュ政権は初期配備の方針を変えておらず、05会計年度(04年10月から05年9月)においては初期配備費用を含め、過去最高となる102億ドルのMD関連予算の認可を連邦議会に要請している(なお、03、04会計年度に認可されたMD関連予算は、74億ドル、91億ドルであった) ※。

※『核兵器・核実験モニター』第178・9号(2003年1月15日)。

※ウェイド・ボース、『アームズ・コントロール・トゥデイ』2002年12月、2003年10月、2004年3月。

ただ、その間に当初の初期配備計画には変更が加えられた。ケイディッシュ国防総省ミサイル防衛庁(MDA)長官の証言(04年3月25日、米連邦議会下院軍事委員会戦略軍小委員会)やMDA予算文書によれば、04年5月末現在の計画に以下が含まれている。①中間飛行段階において大陸間弾道ミサイルを迎撃し破壊する能力を有する陸上配備迎撃体を最大20基アラスカ州フォート・グリーリー及びカリフォルニア州バンデンバーグ空軍基地に配備する。②アリューシャン列島のシェムヤ島にあるレーダー(コブラ・レーダー)の改良。③英国ファイリングデールズ及びカリフォルニア州ビーレ空軍基地の早期警戒レーダーの改良※。④中間飛行段階において短距離及び中距離弾道ミサイルを迎撃するために、最大10基の海上配備迎撃体(スタンダード・ミサイル3〔SM-3〕)を搭載したイージス巡洋艦(計3隻)を配備する。⑤長距離監視追跡(LRS&T)能力を持つイージス駆逐艦(計10隻;06年までに同様の能力を持つ駆逐艦をさらに5隻追加の予定)を配備する。

※米国政府は英国政府だけでなく、デンマーク政府に対してもツーレ空軍基地(デンマーク領グリーンランド)にある早期警戒レーダーを改良するように要請したが、後者からは同意を得られないでいる。(ウェイド・ボース、『アームズ・コントロール・トゥデイ』2003年6月)

加えて、短距離及び中距離弾道ミサイルを迎撃する空輸可能な最新型パトリオット能力3(PAC-3)を配備する計画もある※。

※『ミサイル防衛プログラムに関する2005会計年度予算説明及び見積書』(2004年2月18日、MDAホームページ)。

当初の計画からの最も大きな変更点となったのは、海上配備迎撃体の総数が当初の計画(20基)の半分となったことであろう。敵ミサイルの弾頭に向かって飛翔し体当たりする迎撃体の構成部分(キル・ビークル)に技術的問題があることが原因とされている※。

※『アームズ・コントロール・トゥデイ』2004年3月。

この計画に沿った具体的な動きとしては、早ければ04年6月に、6基の陸上配備迎撃体がフォート・グリーリーに、4基がバンデンバーグ空軍基地に配備される予定であることが明らかにされている。また、2004年末までに5基までの海上配備迎撃体が配備される予定である※。さらに、04年3月22日、米海軍のイングランド長官はワシントンで講演し、LRS&T能力を有するイージス駆逐艦を9月末までに日本海に配備する方針を明らかにしている。北朝鮮による弾道ミサイルの発射探知や追尾などが目的とみられる※。日本との関連では、米政府が日本政府に対して米本土を狙う大陸間弾道ミサイル(ICBM)用の早期警戒レーダーの日本国内への配備を打診しているとの報道が注目される。米本土防衛用のレーダーを日本に設置することになれば、集団的自衛権の行使を禁止した憲法上の制約「日本防衛と極東の平和・安全維持」を施設提供の前提とする日米安全保障条約との兼ね合いが問題となるからだ※。

※ウェイド・ボース『アームズ・コントロール・トゥデイ』2004年4月。

※国土ミサイル防衛会議におけるイングランド海軍長官の講演(2004年3月22日、米海軍ホームページ)。

こうしたなか、ブッシュ政権はMDシステム配備の準備が整っていることを強調しているが、他方で初期配備されるシステムの有効性に対しては米国内でも懐疑的な見方が強い。例えば、米国の民間科学者団体「憂慮する科学者連合」は、04年5月13日、ブッシュ米大統領が進めるミサイル防衛について、「技術的な現実味がなく、機能しない」とする報告書を発表した※。米会計検査院も4月23日の報告書で同様の問題を指摘している※。

※『朝日新聞電子板』2004年4月21日。ただ、防衛庁側は同報道に対して発言を控えている(2004年4月21日『スペースウォー』ホームページ)。

※『技術的現実性:国土ミサイル防衛2004年配備に関する分析』(同連合ホームページ)。

※米会計検査院報告書04－409

B11. リビア、大量破壊兵器の計画を放棄

米国は「核態勢見直し（NPR）」（2001年1月8日）において、核攻撃能力の要求項目の設定にあたり、米国として準備すべき不測の事態を区分した上で、「北朝鮮、イラク、イラン、シリア、及びリビアなどが、喫緊、潜在的、あるいは予期せぬ不測事態に関係する可能性のある国々に含まれる」、「これらの国は全てテロリストを支援したり、かくまっており、大量破壊兵器及びミサイル計画を活発に進めている」と述べている※。このように米国に敵視されていたリビアが、2003年12月19日、核・生物・化学兵器からなるあらゆる種類の大量破壊兵器の廃棄と国際機関による査察の受け入れを表明した。

※ビースデポ・ブックレット「米国・核態勢見直し（NPR）」。

リビア外務省は声明で次のように述べた※。「米国及び英国―両国とも国際社会の平和と安全の確保に責任を有する国連安全保障理事会の常任理事国である―と社会主義人民リビア・アラブ国※が行ってきた話し合いに基づいて、リビアはその自由意志からこれら（大量破壊兵器―引用者）の物質・設備・計画を除去し、国際的に禁止された兵器から全面的に自由になることを決定した」。さらに「リビアは、軍拡競争は自国の利益にも地域の利益にもならず、安全と平和を享受する世界を求める強い欲求に反することを確信し、そしてまず中東地域から始めようとするわれわれに中東地域の全ての国が例外なしに従うことを望む」とのメッセージを発した。ブッシュ米大統領は、「化学・生物・核兵器およびそれらの運搬手段の追求を放棄する指導者は、米国およびその他の自由諸国とのより良好な関係への開かれた道を見出すことができるだろう」とリビアの決定を歓迎した※。

※「ロイター」2003年12月20日。

※リビアの正式国名。

※ホワイトハウス報道官談話（2003年12月19日）。

リビアは1975年に核不拡散条約（NPT）に加盟し、国際原子力機関（IAEA）との保障措置協定は1980年に発効している。2003年12月以前では、タジュラ原子力研究センターにある研究用原子炉（1980年から稼動）とそのための核燃料に関してIAEAに申告していた。リビアの核査察受け入れの決定に基づき、2003年12月27日からIAEAによる核査察が開始された。その結果、リビアは1980年代の初期からウラン濃縮技術の開発を行ってきたことが明らかになった。さらに、核兵器の設計と製作に関する文書を外国から入手していたことも判明した。2004年3月10日にIAEA理事会が採択した決議「リビアの保障措置協定の履行」は、核燃料の輸入等の申告不履行を指摘するとともに、とりわけ上記二点に関する保障措置協定の違反が、「最も懸念すべき問題点」であるとしている。

リビアが特使を通じて米英首脳に大量破壊兵器に関する協議を申し入れたのは、2003年3月だった。米政府はこの事実をとり上げて、リビアはイラクの惨状に恐れをなして今回の決定を下したのだと、力を背景にした交渉の成果を強調した。しかしこれは一面的な評価と言うべきである。

イラク戦争の何年も前から、国際社会はリビアに「法による支配」を求め、リビアもそれに応じてきたという実績があった。1988年のパンナム機爆破事件※の解決の経緯はとくに重要である。この事件では、国連安保理の経済制裁決議と多くの国の仲介によってリビア政府が責任を認め、容疑者の引渡しに応じるとともに、被害者家族への補償に合意した。そして2000年5月に、容疑者であるリビア情報機関員の裁判が第三国のオランダで始まった。このような「法に基づく裁き」の過程がリビアのカダフィ政権の姿勢を国際社会に開かせる一因となり、それが2003年12月の決定につながったという側面が公平に評価されなければならない。

※1988年12月、スコットランドのロッカビー上空で発生したパンナム機爆破事件によって乗客ら270名が死亡した。

C. 日本政府の核兵器ミサイル政策

C1. 日本の「核軍縮」国連決議、現状を維持

日本は、2003年秋の第58回国連総会第一委員会にて、「核兵器完全廃棄への道程」と題する決議案(「道程決議」)を提出した※。日本が提出する核軍縮決議としては通算10年目、道程決議としては4年目となるものであった※。

決議は、2003年10月30日に、第一委員会において、賛成146、反対2、棄権20で採択され、12月8日に、賛成164、反対2、棄権14で本会議において採択された(決議A/C.1/58/L.53)。日本政府は、賛成票数が「94年以来日本が提出してきた核軍縮決議案に対するものとして最大のもの」※としてこれを歓迎した。

昨年に引き続き、米国とインドは反対票を投じた。米国以外の核兵器国では、フランス、英国、ロシアが賛成、中国が棄権をした。新アジェンダ諸国は棄権した。第一委員会での採択直後に続いて行われる「投票に関する説明」では、オーストリア、パキスタン、コロンビア、フランス、米国が発言した。米国は、道程決議が「CTBT早期発効に向けて、早急な署名および批准の必要性を強調していること」をあげ、「米国は、CTBTを支持しておらず、加盟するつもりはない。提案国は相当な努力をしたであろうが、米国は反対投票をせざるを得ない」と反対理由を述べた。パキスタンは、道程決議が「核軍縮より核不拡散を過度に重視していること」を棄権投票の理由の一つにあげた。

2003年の道程決議全体としては、基本的には前年に提出された決議とほとんど変らない。これまでと同様に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効の重要性と緊急性を訴え、兵器用核分裂物質生産禁止条約(FMCT)に関しては、2004年交渉開始、5年以内締結の要求を行なった。

CTBTに関しては、日本政府には、2001年の国連決議提出に際して、米国のCTBT推進政策の転換により、従来の早期発効への要求を弱めようとした経緯があるが、それ以後は立ち直ってCTBT促進政策を堅持している。米国は、CTBT政策の相違により道程決議に反対投票を投じており、これは日本政府の言う「核兵器国を含む国際社会の圧倒的な支持が得られる決議案を提出することが重要」※と矛盾する。にもかかわらず、日本政府が継続してCTBTの早期発効を求めていることは評価すべき点であると同時に、軍縮に関連する他の問題でも日本には同じような姿勢がとれることを示している。

決議の最大の問題点は、米国の新型核兵器への傾斜を始めとする、安全保障政策における核兵器の役割を増大させる傾向に対する懸念表明の欠如にある。新アジェンダ連合が提出した「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダ」※4には、「核兵器の使用の正当化、および起こりうる新型核兵器の開発など、安全保障戦略の一環として核兵器により広い役割を認めるアプローチが現れつつあること」への深い懸念が表明されている。新アジェンダ決議は、モスクワ条約についても、それを「建設的な一歩」と評価する一方で、「この条約を検証可能かつ不可逆的なものにし、非作戦配備の弾頭に対処し、それを一つの核軍縮装置とするよう両国に対して要求する」と述べている。また、2005年に向けて極めて重要な位置を占める「法的拘束力のある安全の保証」問題については、日本政府は決議のなかでまったく取り上げず、積極的にこの問題を取上げてきた新アジェンダ連合の姿勢とは対照的に一貫して消極的な態度を見せている。

※提出日は2003年10月15日。最終的な共同提案国は、日、豪、伊、ウクライナ、アフガニスタン、エクアドル、エルサルバドル、ガボン、グアテマラ、コートジボワール、スイス、ツバル、ニカラグア、ネパール、パプアニューギニア、バングラデシュ、フィジー、東チモール、ホンジュラスの19か国。

※資料4(281ページ)に全文。1994年より「究極的核廃絶に向けた核軍縮」という題名の決議を提出してきた。2000年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議で「究極」の文言が批判を受けて退けられ、「核兵器完全廃棄達成への明確な約束」が合意されると、2000年秋の第55回国連総会依頼、新しい題名の決議にあらためた。

※「日本の軍縮・不拡散外交」、外務省。

※外務省ホームページ参照。

※資料5(285ページ)に全文。

C2.米小型核、日本核武装で国会論議

2003年から2004年5月末までの核兵器に関する主要な国会論議としてのテーマとしては、米国の小型核兵器研究解禁問題※と日本の核武装問題が挙げられる。

※キーワードB2(156ページ)。

小型核問題については、この期間に8人の議員が10度にわたり質問を行った。米政府の小型核研究解禁への動きを受け、2003年4月23日の衆院外務委員会では首藤信彦議員(民主)が、5月7日の衆院外務委員会では松本善明議員(共産)が、政府の対応を質した。川口外相は、米国が小型核兵器の開発を決定したとは「承知していない」と答えた。5月9日に米上院が禁止条項の撤廃を可決したことを受け、14日に再び松本議員が質すと、川口外相は、「(禁止)条項を外すということをやっているというふうに承知」しているとの認識を示した。続いて、7月18日の衆院予算委員会での金子哲夫議員(社民)の質問に対し、小泉首相は、「(米国は)研究はしているが、開発、生産、配備等ではないということを表明している」と答えた。

小型核の研究開発禁止条項の撤廃を盛り込んだ2004会計年度国防認可法の成立(11月24日)を受け、11月25日の衆院予算委員会で岡田克也議員(民主)が質問をしたが、首相は明確な回答を避けた。翌26日の参院予算委員会での江田五月議員(民主)に対しては、川口外相が、認められたのは「研究」のみであり、開発など次の段階へ進むためには「新たに議会の承認が必要」と答弁した。また、外相は、研究解禁が核実験の再開に「直接つながるものではない」と米側が説明したことを明らかにし、「(懸念は)米政府にきちんと伝えて」いると述べた。12月15日の衆院イラク支援特別委員会※では、前原誠司議員(民主)の質問に答えた首相が、「(小型核に関する)いろいろな議論は結構」と述べ、同議員から軽々しい答弁との非難を受けた。また、首脳会談で直接に懸念を表明しているのかとの問いに対して、「そういう問題は話し合ったことはありません」と消極的な態度を露呈した。翌16日の参院外交防衛委員会では、齊藤勁議員(民主)が前日の「結構」発言を非難した。2004年1月21日の衆院本会議では松本剛明議員(民主)が、2月10日の衆院予算委員会では岡田議員が政府の対応を質したが、首相、外相ともにそれまでと同じ答弁に終始した。

※会議の正式名は、衆議院「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会」。

核武装の問題については、2003年2月18日、衆院予算委員会で西村眞吾議員(自由、現民主)の「(北朝鮮の核問題を前提に)相互確証破壊の体制を我が国でつくるのか」との問いに対し、石破防衛庁長官は、非核三原則に言及し、日米安保条約に拠って「合衆国の核」に依存するという基本認識を示した。これを受け、2月27日の衆院安全保障委員会では桑原豊議員(民主)が、「(米国の抑止力に依存することが)本当に我々の選択すべき政策なのかということには、甚だ私は疑問がある」と述べ、被爆国として核への依存を否定し「核のない世界」を目指す立場をとるべきと主張した。3月27日の衆院安全保障委員会で小林憲司議員(民主)の質問に対して、石破長官は、核武装の可能性を否定した。

2004年4月22日の「衆院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会」においては、有事法案に関連して「今核攻撃を受けたら(日本を)守れるのか」と質問した大出彰議員に対し、石破長官は、広島、長崎において「爆心地の近くでありながら落命もされずに生き残った方というのがたくさんおられる」と核攻撃の被害は局限化できるという見解を示した。この発言に対し、日本原水爆被害者団体協議会(被団協)が抗議声明を出した※。

※「核兵器・核実験モニター」第209・10号(2004年5月15日)

C3.小泉首相、2度目の訪朝

小泉首相が2004年5月22日に日帰りで平壌(ピョンヤン)を訪問し、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の金正日(キム・ジョンイル)総書記と二度目の日朝首脳会談を行った。会談はわずか1時間半で終了し、会談の結果、拉致被害者家族のうち蓮池薫・祐木子さん夫妻の長女(22歳)と長男(19歳)、地村保志・富貴恵さん夫妻の長女(22歳)、長男(20歳)、次男(16歳)の5人が同日のうちに政府専用機で帰国した。また、北朝鮮に対する人道支援として25万トンの食糧、1千万ドル相当の医療品支援を行なうこと、「平壌宣言」※が順守される限り制裁措置※を発動しないことを日本政府は表明した。

※2002年9月17日。

※2004年2月9日「改正外国為替及び外国貿易法」が成立し、安保上の理由によって閣議決定で送金を許可制にしたり、輸出入を承認制にすることが可能になった。また、万景峰(マンギョンボン)号の入港禁止を可能にする特定船舶入港禁止法案が、すでに国会に提出されていた。

小泉首相自身が訪朝するとの発表は、8日前の5月14日に電撃的に行なわれた。しかし、4月1～2日に中国・大連において山崎拓前自民党副総裁らと北朝鮮幹部が会談したことから、拉致事件による膠着状態を打開する具体的な動きが予想された。その後、5月4—5日、北京において、日本から田中均外務審議官、藪中三十二アジア太平洋局長、北朝鮮から鄭泰和(チョン・テファ)日朝交渉担当大使、宋日昊(ソン・イルホ)外務省副局長が参加する日朝政府間会議が開催され、国交正常化交渉に向かうための包括的な協議が行なわれた。会談後、北朝鮮も日本も会談に進展があったとの感触を示した。また、4月19～21日、金正日総書記が隠密裡に北京を訪問し中朝首脳会談を行なったとき、総書記はすでに小泉再訪朝の計画があることに触れ、受け入れる意向を述べていたという※。さらに、

※「朝日新聞」2004年5月21日。北京発「共同」の記事。

帰国した地村さんの長女によれば、首相の訪朝発表2日後の5月16日に北朝鮮当局から母親のところ(日本)に行くよう命令された※。これらの情報から、水面下の交渉によって拉致被害者の家族を日本に返すことができるという確信を得た後、小泉首相の訪朝が発表されたと考えて間違いないであろう。

※「朝日新聞」2004年5月24日。

会談後、小泉首相は記者会見の冒頭で次のように訪朝の目的を述べた。「両国にとって日朝平壌宣言、2年近く前、9月17日、共同宣言を発出いたしましたけれども、この日朝平壌宣言を誠実に履行することが極めて重要である、このことを金正日国防委員長と再確認するため、それが最大の理由です。」※もし、これが日本政府の一貫した政策意思であるとするならば、空洞化の道をたどる日朝平壌宣言をもう一度軌道修正させるための賢明で勇気ある行動として、再訪朝を評価できるであろう。韓国、中国両政府とも、この意味で首相訪朝を高く評価した。少なくとも、この「最大の理由」を日本の首相の言質として、今後の対北朝鮮外交が点検されていかなければならないであろう。

※記者会見の記録:
http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2004/05/22press.html

実際には、米国への依存を強める日本の安保外交は、日本に平壌宣言と相反する言動を多くとらせてきた(たとえば、米国の対北朝鮮ミサイル防衛への協力)。一方、北朝鮮もまた、対米交渉を優先させる瀬戸際外交によって平壌宣言と相反する行動をとった(たとえば、NPT条約脱退宣言)。その上、今回の日朝首脳会談では、曽我ひとみさん家族の問題、死亡・行方不明と伝えられる他の多数の拉致被害者の問題が未解決のまま残された。日朝両国の国内世論の中に根深い相互不信が継続していることを考えると、国交正常化のために両国政府はまだまだ忍耐強い努力を必要としている。

C4.「安全の保証」に反対する日本

※キーワードA3(130ページ)。

※コラム・ファクト2(144ページ)参照。

1年後に迫った2005年NPT再検討会議※において課題となるべきもっとも重要な目標のひとつに「法的拘束力を持った安全の保証」がある。ひとことで言えば「核兵器を持たない国を核兵器で脅したり、攻撃しない」という義務※であり、非核兵器国が核兵器を放棄すると誓うNPT体制の根底をなす概念であると言える。

日本の場合、これは朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」)問題に直結する。北朝鮮に核計画の廃棄を求める国々は、北朝鮮が核計画を廃棄したならば「安全の保証」を与えなければならない。しかし、日本政府が6か国協議を巡ってとってきた態度はこの原則に反するものである。

DPRKに「安全の保証」を与えるなと直接的に論陣を張ったのは西原正防衛大学校長であった。2003年8月14日に米『ワシントン・ポスト』紙に掲載された小論で、西原は「ワシントン(米国政府)は北朝鮮を核攻撃する意図がないことを述べる条約に署名するべきでない」と主張し、さもなければ「東京(日本政府)はワシントンとの同盟への依存をやめて、自ら報復のための核兵器を開発するかもしれない」と日本独自の核武装すらほのめかした。

実際、2003年8月末の6か国協議に向けた日米韓3か国の局長級非公式協議の場で、日本政府は米国に「核の傘」の維持を熱心に働きかけ、これに応えて、米国は北朝鮮に「安全の保証」を与えた後も日本への核抑止力を維持することを確約し※、北朝鮮に対する「安全の保証」に関する文書において「核の不使用」を盛り込まない方針を固

※「共同」2003年10月30日ワシントン発。

めた※と報じられた。日本は外交交渉によって「安全の保証」を骨抜きにしたのである。

※「朝日新聞」2003年11月20日ワシントン発。

2004年のNPT再検討会議準備委員会に日本が提出した「作業文書」※には「安全の保証」に関する一般的記述はあるが、「法的拘束力のある」という言葉はない。

※資料12(311ページ)参照。

西原論文の4日後の8月18日、同じ『ワシントン・ポスト』紙上でヘンリー・キッシンジャー※は西原とはまったく異なる意見を表明した。キッシンジャーは「東アジアの安全保障システムへ」と題する小論で、6か国協議で「すべての国の懸念を解決するために含まれるべき要素」として以下の4項目を提案した。

※ニクソン大統領の特別補佐官、後にニクソン、次いでフォード大統領の国務長官。

a)完全かつ検証可能で不可逆的な北朝鮮の非核化。
b)6か国協議に参加している非核国による核兵器計画に取り組まないという誓約(日本と韓国の非核国家の現状を維持すること)。
c)次項の条件のもとに国際政治システムに参画する機会を、北朝鮮に与えること。
d)合意の中の核に関する条項が遵守される限り、すべての参加国が互いに対して武力を行使しないという誓約。

すなわち、北朝鮮の非核化とともに日本と韓国もまた非核を貫くことを約束し、合意の中の核に関する条項が遵守されている限り、互いに「安全の保証」を与えるという提案である。

このキッシンジャー提案と西原論文のどちらが、公正で現実的な解決策であるかはあきらかであろう。因みにキッシンジャー提案は、形こそ違うが、その内容はこの間ピースデポが提案してきた「スリー・プラス・スリー(3+3)」非核地帯構想※とまさに重なり合うものである。

※特別記事1(45ページ)参照。

C5.米ミサイル防衛システムの導入を決定

日本政府は、2003年12月19日、安全保障会議及び閣議において「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を決定し、米国が配備を決定したミサイル防衛(MD)システムの購入による、MDシステムの導入に踏み出した※。

政府発表や新聞報道などによれば、防衛庁の構想は以下のように要約できる。①自衛隊が保有するイージス艦4隻全てに海上配備型のスタンダード・ミサイル3(SM-3)を搭載し、2007年度をめどに配備を開始する。②陸上配備型の地対空ミサイルPAC-3を首都圏の防空を担当する空自第1高射隊の入間(埼玉)、習志野(千葉)、霞ヶ浦(茨城)、武山(神奈川)の4高射群に最優先配備し、他の高射隊に順次配備する。③飛来する飛行機やミサイルを敵味方に識別し、瞬時に迎撃を指示することが可能な空自の「自動警戒管制組織」(バッジ・システム)を、PAC-3に対応できるように大幅に性能を強化する。④弾道ミサイルを捕捉する地上配備型の「警戒管制レーダー」(FPS-XX)も導入する。この構想に沿って成立した2004年度のMD関連予算は、1068億円。うち922億円がMDシステム整備のための費用である※。

このような米システム導入の方針が決定された背景には、いくつかの要因があった。ひとつは、ブッシュ政権が02年12月にミサイル防衛システムの初期配備を決定したことである※。また、これに関連して、米国側から日本政府に対してミサイル防衛システム配備を働きかける動きがあった。さらに、北朝鮮の核兵器開発疑惑が国際問題化したことに伴い、日本国内で北朝鮮のミサイルの脅威が喧伝され、日本の対応が国会内外で論議されるようになったという事情も指摘できる。加えて、最大野党である民主党が2003年11月の総選挙で掲げたマニフェスト(政権公約)にMD導入を盛り込んだことも、政府決定を容易にした。

※『核兵器・核実験モニター』第201・2号(2004年1月15日)。

※さらに922億円の内訳をみると、海上配備型上層ウエポンシステムの整備(イージス艦の改修やSM-3の取得)に340億円、地上配備型下層ウエポンシステムの整備(ペトリオットシステムの改修やPAC-3の取得)に582億円となっている。また、残りの146億円は、バッジ・システム改修や将来のBMDシステムに関する研究などに割り当てられている。防衛庁「平成16年度防衛力整備と予算の概要(案)」、6頁、防衛庁ホームページ。防衛庁はMDシステムを構築するための当面の導入費を5000億円と見込んでいるが、維持・管理費などを加えると1兆円を超えるといわれている。

※キーワードB10(172ページ)。

上記ような日本国内外の状況の下、03年春頃から政府・与党が北朝鮮の弾道ミサイル開発への対抗手段として米システム導入の検討を開始し、04年度予算案作成作業を通じて防衛庁を中心としてMDシステム整備構想が練り上げられ、最終的に、この流れを官邸が追認したと言えそうである。この過程では、米国政府からの強力な「売り込み」もあった※。

その後のMDシステム導入をめぐる動きとして見逃せないのは、07年度から始まるMDシステムの配備に向け、日本政府が効率的に弾道ミサイルを迎撃するための法整備について検討を進めていることである。迎撃ミサイルの発射には、防衛出動態勢をとることが必要だが、首相命令を待たねばならず、北朝鮮の弾道ミサイルにはほとんど対応できないという事情が、その背後にはある※。

日本政府はまた、自衛隊と米軍の間で、弾道ミサイルの迎撃に必要な情報共有や迎撃の手続きなどに関する交戦規則(ROE)※を定める方針を固めた。日米両国政府は、米海軍が04年9月から日本海に常駐させるイージス艦、海自のイージス艦、空自の新型レーダー(FPS-XX)の三つを合わせた、より緊密な情報網の構築を目指しており、新たに定めるROEは、こうしたデータを交換する場合の手続きを、迎撃の手順に従って細かく定めるものとなろう。米海軍と海自のイージス艦による、日本を標的としたミサイルの迎撃の役割分担が盛り込まれる可能性もあり、軍事作戦面での日米連携がさらに加速するのみならず憲法が禁じた集団的自衛権の行使に踏み込んでいくのは必至である※。

※2003年4月7日、クラウチ米国防次官補と石破防衛庁長官の会話:クラウチ「同盟国が一緒に調達することで単位あたりのコストが下がる」。石破「できるだけ真剣に取り組んでまいりたい」(「毎日新聞」4月8日)。

※「読売新聞」2004年4月1日。

※Rule of Engagement(ROE)防衛庁は「部隊行動基準」という用語を使っている。

※「読売新聞」2004年3月28日。

C6.ミサイル防衛日米共同研究、「開発」への勢い増す

現在、日本政府は米国のミサイル防衛（MD）システムの導入※を進める一方、これと並行して米国政府とMDに関する共同技術研究を続けている。この日米共同技術研究は、北朝鮮のテポドン発射を口実にして1999年に開始され、海上配備型上層システムを研究対象としてきた。同システムは、クリントン政権時代に海軍戦域防衛システム（NTWD）と呼ばれていたが、現在では海上配備型中間飛行段階防衛システムに相当する。日米両国政府は、SM-3の高性能化、長射程化を目指しており、日本側は弾道ミサイルを追尾する赤外線シーカーや、赤外線シーカーなどを保護するノーズコーン、第2段ロケットモーター、キネティック弾頭の4分野を担当している※。

※キーワードC5（184ページ）。

※「平成15年版防衛白書」125-126頁。

また、日米共同技術研究について、日本政府は研究段階から開発・配備段階へ移行する場合、国際情勢などをみて、別途判断するとの方針を維持している。米国政府がMDの初期配備決定を発表した2002年12月17日、石破防衛庁長官はワシントンで記者会見し、日米両国政府が共同技術研究をしている海上配備型上層システムを開発・配備の段階に進める意向を述べた。これは日本国内で大きな波紋を呼んだが※、結局、日本政府は石破発言の打ち消しを図り、当面は「技術研究」にとどめる方針を明確にした。そして、その後、政府・与党の関心は北朝鮮の弾道ミサイル開発への対抗上、米国からのMDシステム購入を通じて早期に独自MDを整備する構想に向けられ、2003年12月19日に米システムの導入が決定された。この決定の際にも上記の政府方針が確認された※。

※「朝日新聞」（夕刊）2002年12月18。

しかしながら、水面下では日米共同技術研究を開発・配備段階へ推し進めようという底流が急速に勢いを増している。まず、日米両国政府は、05年9月と06年2月に日本側が提供する部品を用いたSM-3の共同飛翔実験をハワイで実施することに合意している※。事実、米国防総省は、04会計年度国防予算に2回の共同実験のための準備経費として5400万ドルを計上している※。他方、防衛庁は共同実験に伴う費用として、過去5年間の共同技術研究に投入した150億円を上回る、約200億円を分担する意向であると報道され、04年度予算では146億円がバッジ・システム改修や将来のMDシステムの研究などに計上された。飛翔実験を含む日米共同技術研究の予算額は明らかにされていない※、03年度予算では19億円が日米共同技術研究などMD研究に計上されていたことを考えれば、前年度比で大幅な増額になったことは確実である。

※官房長官談話「弾道ミサイル防衛システムの整備などについて」2003年12月19日、首相官邸ホームページ。

※ミサイル防衛庁「2005会計年度予算見積」（2004年2月18日）。

※「日本経済新聞」、03年2月4日。

しかも、迎撃ミサイルについて、数年の内に実用化のめどをつけ、共同生産に踏み切ることも視野に入れ、日本政府部内では、日本が基本政策としてきた「武器輸出三原則」の見直しに向けた準備作業が進められている※。1983年、日本政府は、対米武器「技術」供与は「武器輸出三原則」の例外とすることを決めている※。しかし、日米で共同技術研究に取り組んでいるMDシステムが開発・配備の段階に入り、日本から部品を提供しようとすれば、三原則に抵触するのは必至である。現在のところ、見直しはMD分野に限った例外措置にとどめるべきだとの意見が強い。しかし、自民党や防衛庁などからは、一気に他国との武器の共同生産に道を開く抜本的な見直しを求める声も上がっている※。

※予算案作成の段階で、防衛庁は82億円を要求していたとの報道がある。「朝日新聞」、2003年11月24日。

※1967年4月、佐藤内閣は国会で武器輸出に関する政府統一見解を発表した。この政府統一見解では、第1に共産圏諸国、第2に国連決議の武器禁輸対象国、第3に紛争当事国、憂慮国への輸出を禁止する方針が示された。これが「武器輸出三原則」であるが、その後、1976年2月には、三木内閣が上記以外の地域への輸出禁止や武器製造関連設備の禁輸原則を新たに加えた。

※後藤田官房長官談話（1983年1月14日）。

一方、共同技術研究の課題である米SM-3システムが米国からも導入されることによって、日本政府の狙いが極めてなものになったなったことは否めない。

※「朝日新聞」2004年5月4日。

C7.CTBT発効促進と矛盾する未臨界実験の容認

日本政府は、包括的核実験禁止条約（CTBT）について、「核不拡散条約（NPT）を中核とする核不拡散・核軍縮体制の不可欠の柱を構成しているもの」と捉え、その早期発効を「最優先課題」の一つとして重視している※。これまで、政府は、さまざまな国際会議の場および二国間の枠組み※の中で、CTBT早期発効に向けた決議や声明を繰り返しあげ、未署名・未批准国に対し積極的な働きかけを行ってきた。

2003年9月3−5日にウィーンで開催された第3回CTBT発効促進会議※には、川口順子外務大臣が出席し、CTBT発効を推進する日本の取り組みをアピールした。会議に先立っては、議長国フィンランド、会議のホスト国オーストリアと共同で、未署名・未批准の発効要件国に対して早期批准とハイレベルでの会議参加を呼びかける共同書簡を送付した。2004年4月のNPT再検討会議準備委員会においては、美根慶樹軍縮大使が、「CTBTは、核兵器の質的改善を制約し、核軍縮および核不拡散の促進において歴史的重要性を持っている」との認識を示し、「早期発効は極めて緊急を要する問題である」と早期の署名・批准、および条約発効時までの核実験モラトリアムの堅持を求めた※。また、高須幸雄在ウィーン大使のCTBT機関準備委員会議長就任にともない（2004年1月より1年間在任）、政府は「更なる貢献を行なっていく考え」を示している。

加えて、国際的な監視網の整備※に関して、日本は意欲的に努力している。2002年11月にCTBT国内運用体制が確立し、日本が義務付けられている国内10か所の国際監視制度（IMS）監視施設のうち、2004年2月6日（ウィーン時）には高崎放射性核種監視観測所がCTBT機関準備委員会暫定技術事務局（PTS）の認証を受けて正式運用を開始した※。

このようなCTBT推進政策の反面、発効に向けた最大の障害である米国に対して毅然とした批准要求を示さない日本政府への批判は大きい。川口外相の演説、美根軍縮大使の演説にも、これに関して踏み込んだ要求は見られない。米国の核爆発実験再開への準備期間の短縮※など、新たな動きを受けて、的確な批判を盛り込んだ新アジェンダ連合（NAC）らの対応とは対照的である。外務省は、米国との二国間協議の場で日本の立場を伝え、批准を促していると説明し、国会においても同様の答弁を繰り返している。2003年5月9日の衆院外務委員会では、日本の批准要請に対する米国の反応について質した東門美津子議員（社民）に対し、参考人の天野之弥外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官が、「CTBTの批准を求める考えはないが、核実験のモラトリアムは継続していく考え」を米側が示したと答えた※。

日本は、CTBTに抵触しないとして、未臨界実験については容認する姿勢で一貫している。しかし、核爆発実験再開の必要性を示唆した米国の「核態勢見直し（NPR）」※は、未臨界実験に、これまで説明されてきた「現有核兵器の信頼性と安全性の維持」のほかに、「核爆発実験再開への準備態勢を向上させる演習」という新たな役割を付与することを勧告した。これにより、日本の未臨界実験容認とCTBT推進政策は深刻な矛盾に陥ることになった。米国の「核の傘」に依存する日本は、核爆発実験再開は「核の傘」維持のために不可欠であると米国が言ったとき、実験再開を黙認するのだろうか。それとも核爆発実験全面禁止を推進する姿勢を貫くのだろうか。

※外務省ホームページ参照。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/hakkou.html ちなみに日本自身は、1997年7月、発効要件国44カ国の中で一番目にCTBT批准を済ませている。

※以下の二国間協議において、日本はCTBT早期署名・批准を要請した。インド（2003年1月、2月、）、米国（2003年1月、8月、2004年2月）、ベトナム（2003年3月、6月、9月、12月）、イスラエル（2003年4月、6月、8月）、シリア（2003年5月）、インドネシア（2003年10月）、エジプト（2003年10月）イラン（2003年11月、2004年1月）、中国（2004年2月）、コロンビア（2004年3月）。外務省ホームページ参照。

※キーワードA4（132ページ）。

※2004年4月30日、美根慶樹軍縮大使。

※CTBTは、条約の遵守について検証するために、IMS、現地査察、信頼醸成措置等から成る検証制度を条約発効時までに設けることを規定している。CTBTの受入国は各IMS監視施設を所有し運用すると規定されている。

※海外技術者の研修など、日本はこれまで技術的な面でも貢献している。

※キーワードB2（156ページ）。

※3回の「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」（2003年1月24日、8月1日、2004年2月18日）において、日本側はボルトン米国務次官に日本のCTBT推進の立場を説明した。この答弁は、2003年1月24日の協議に関するもの。

※ピースデポ・ブックレット「米国・核態勢見直し（NPR）」。

C8.ロシアの核兵器廃棄支援とプルトニウム利用計画

2003年1月11日、訪ロした小泉首相は、日本とロシアの間のロシアの核兵器解体後の余剰プルトニウム処分に関する二国間協力に触れ、次のように述べた。「我が国の協力のもと、ロシアの科学者が開発した先進技術を用いて、先般、世界に先駆けて、原子爆弾2−3個に相当する量(20キログラム)の兵器用プルトニウムを処分することに成功しました。また、我が国は、G8の余剰プルトニウム処分構想に対し、カナナスキス・サミット(後述)において表明した資金貢献(2億ドル強)のうち、1億ドルを充てることにしています。私は、この資金貢献が、日ロ研究協力の、さらなる発展につながることを希望しています」※。日本の技術面・資金面での貢献は、2004年のNPT再検討会議準備委員会へ提出された日本の作業文書の中でも明記された※。

余剰プルトニウム処分に関する日ロの二国間協力は1999年に始まった。2000年からは、日本の核燃料サイクル開発機構(核燃機構)とロシアの原子力科学研究所の間で、ロシアの高速炉BN600でMOX燃料※を燃焼させるという共同研究が続けられている。2002年4月14日には、約20キログラムの兵器級プルトニウムをバイパック(振動充填)燃料製造技術を用いたMOX燃料に加工し、高速炉を用いて処分することに成功したと報じられた※。

2002年6月27日、カナナスキス・G8サミットにおいて、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」が合意され、ロシアのプルトニウム処分問題が優先課題として位置づけられた。このことにより、余剰プルトニウム処分に関する日ロ協力は、多国間の枠組みのなかに位置づけられ、現在にいたっている。

兵器用余剰物質が再び核兵器に転用されないための国際的努力に日本が協力すべきことはもちろんだが、その場合には、国際協力という次元の問題と、日本自身のプルサーマル計画が関連する次元の問題とが明確に分けられなければならない。プルサーマル計画については、杜撰な安全管理や経済性の度外視などが批判され、国内では基本的なコンセンサスが存在していない。

しかし、発端から、日本は日本の核燃料サイクルとの関連を念頭に入れて、このとり組みを開始した。以下のようにこれは文献的に実証できることである。2003年7月に核燃機構が発表した「ロシア解体プルトニウム処分への協力に係る技術開発」に関する中間報告書※においては、この研究が、「国際貢献と技術開発という相異なる目的を併せ持つ」もので、「この協力を通してバイパック燃料製造技術に係わる共同研究及び作業経験等に基づく知見の獲得を図るとともに、BN600炉心・燃料設計等の実機での経験を蓄積し、サイクル機構が進める研究開発業務に最大限活用していく」とその関連性が明記されている。また、「サイクル機構の研究開発業務の進展にとっても、燃料サイクルコストの低減という課題を解決する候補の一つであるバイパック燃料製造技術に関しロシアの研究開発機関との共同研究等を通してロシアのホット施設を用いたデータを取得することは、日本国内で実施する時のコストと比較した場合、はるかに安価で実施できる上、研究開発の効率的な推進という観点で極めて有効である」とコスト上の利点をあげている。しかし、このような国内利用に直結させる姿勢は問題である。ロシアの余剰プルトニウム処分支援計画は、日本におけるプルトニウム利用計画とは明確に切り離して「核不拡散・軍縮」への取り組みとして進めるべきであろう。

※2003年1月11日、クルチャトフ研究所(モスクワ)での小泉首相の演説(外務省ホームページ参照)。

※資料12(311ページ)に全訳。日本の努力分野として、①20キログラムの兵器級プルトニウムが日ロの協力により成功裏に処分されたこと、②1億ドルを多国間の処分計画に拠出し、多国間の枠組みの確立に向けて積極的に関与していること、が述べられている。

※ウラン酸化物とプルトニウム酸化物を混合して作った燃料。ペレット燃料に加工して軽水炉で燃焼する方法(プルサーマル)は欧州で行なわれており、日本でも導入が進められている。

※「朝日新聞」2002年4月14日。記事によれば、核燃機構は技術協力を本格化させ、34トンとされるロシアの余剰プルトニウムのうち15〜20トンを燃やす計画であるという。

※核燃料サイクル開発機構ホームページ。
http://www.jnc.go.jp/siryou/hyouka/HY030729/index.pdf

C9.国連軍縮大阪会議、初めての軍縮・不拡散教育セミナー

国連軍縮局と国連アジア太平洋軍縮センターが主催する「国連軍縮○○会議」(○○には開催地名が入る)は、1989年以来、日本各地で毎年開催されてきた※。同会議は、ジュネーブ軍縮会議(CD)など政府代表で構成される軍縮会議と異なり、各国の政府関係者や軍縮専門家、ジャーナリストなどが個人の資格で参加し、「国益にとらわれずテーマに沿って自由に討議する」ことを目的とする。

※これまでの開催地は、京都(89年、91年、93年、99年、02年)仙台(90年)、広島(92年、94年、96年)、長崎(95年、98年)、札幌(97年)、秋田(00年)、金沢(01年)。

2003年8月19日から22日にかけて、通算15回目となる国連軍縮会議が大阪市で開催された。「軍縮とその将来」をメインテーマにした今回の会議には、米・中・ロなどの核保有国からの参加者を含む、国連、政府関係者、軍縮問題専門家、NGOなど、多彩なバックグラウンドを持つ18か国55人が参加した。日本政府の代表として天野之弥軍備管理・科学審議官が出席し、国連からは阿部信泰軍縮局長が出席した。会議を傍聴した一般市民の数は、4日間で延べ1,100名に上った。

全体会議の個別テーマには「現在の安全保障」、「大量破壊兵器の拡散」、「その他の軍縮問題」、「暴力の文化から平和の文化へ」の4つが掲げられ、米、韓、中などの専門家や政府関係者らが報告をした。「現在の安全保障」では、国連の役割やテロリズムへの対応、大量破壊兵器の問題、核不拡散体制の新しい課題などが議論され、「大量破壊兵器の拡散」においては、停滞を続ける核軍縮をめぐる状況、非核兵器地帯の現状、未発効の包括的核実験禁止条約(CTBT)、核不拡散条約(NPT)の現状などが議論された。

「その他の軍縮問題」では、小型武器など通常兵器についての議論がなされた。参加者からは、核軍縮に向けた核兵器国の姿勢に関して質問が集中し、なかでも一国行動主義を強めるブッシュ米政権への強い懸念・批判が相次いだ。質疑の中で、中国外務省の劉結一軍備管理・軍縮審議官は、「中国政府はCTBT早期批准を検討している。核兵器廃絶も支持しており、すべての核保有国にその意思さえあれば実現は可能だ」と強調した※。また、ウズベキスタンの国連・国際政治機関部長代理のカロミディン・ガドエブ氏は、中央アジア非核地帯の設立に向けたとり組みの経緯を説明し、「今年中にも実現するだろう」との見通しを語った※。

※「中国新聞」2003年8月21日。

※「中国新聞」2003年8月25日。

注目を集めたのは4つ目のテーマであった。この中ではこれまでの軍縮会議にはない初めての試みとして、「軍縮・不拡散教育」の重要性が議論された。セミナー形式で開かれたこの会議には、大阪市内の小中高教諭約50人が参加した。この試みは、2002年8月に国連がまとめた「軍縮・不拡散教育」に関する報告書の実践として位置づけられるものである。この報告書は、軍縮・不拡散の進展のために、国連、その他の国際機関、国家、地方自治体、NGOなどが軍縮教育に積極的に取り組むことを勧告している。

セミナーには、この報告書の作成に当たった専門家チームからモントレー国際大学不拡散センターのウィリアム・ポッター氏や、国際平和ビューロー(IPB)のケイト・デュース氏、外務省の天野之弥氏ら6名が参加した。参加した地元の教諭たちは、各学校で実践されている平和教育の実状などを報告し、軍縮教育の重要性や実践方法について専門家と活発な意見交換を行なった。参加者からは、「身近なところから戦争体験を語り継ぐべきだ」「日本の平和憲法の意義を世界に広めていかなくてはならない」など平和の文化を世界に伝える被爆国の役割を再認識する声が相次いだ※。

※「中国新聞」2003年8月22日。

次回の国連軍縮会議は、2004年7月26−29日、札幌市で開催される。

コラム・ファクト 5　日本の核の基本政策

1968年1月30日、佐藤榮作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則／2. 核軍縮への努力／3. 米国の「核の傘」への依存／4. 核エネルギーの平和利用

佐藤榮作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員（自民）からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる**非核三原則**※でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。（※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。）

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、**核軍縮の点にわれわれは力を注ぐ**つもりでございます。したがいまして、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続いて日米安全保障条約に基づく**アメリカの核抑止力に依存する**。これが第三の決定であります。

第四に、**核エネルギーの平和利用**は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

コラム・ファクト 6　日本の国防の基本方針

国防の基本方針（昭和32年5月20日国防会議及び閣議決定）

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

(1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。

(2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。

(3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。

(4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

D1.「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」
―イラク派兵への米国の圧力

「逃げないでくれ(Don't Walk Away)」―2003年8月、アーミテージ国務副長官は、中東担当特使の有馬龍夫政府代表に対して、イラクへの早期自衛隊派遣を極めて厳しい口調で要求した※。さらに「復興支援はお茶会への出席ではない」とも指摘し、バグダッドの国連事務所爆弾テロ※後、日本の閣僚から慎重論が相次いでいることに「頼むから何もいうな」と強い不快感を示したとも報じられた。この記事は、自衛隊イラク派兵における米国からの圧力の強さを端的に物語っている。政府が現地調査団派遣準備を加速させたのはこの報道の直後だった。

※「共同」2003年8月31日。

※2003年8月19日に発生したこの事件では、デメロ特別代表を含む20人以上が死亡。国連はこれを契機に職員を国外に退去させた。

2003年5月23日の日米首脳会談で、小泉首相はイラクへの1000人規模の自衛隊派兵を約束し、イラク特措法※を急ぎ成立させた。このとき地上部隊の派遣を求める「米高官」の言葉として流されたのが、「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」であった。

※キーワードD3(200ページ)。

イラク特措法が国会に上程されていた2003年6月9日、アーミテージ副長官は東京で開かれた国務省主催のプレス懇談会で、「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」が自分の言葉であることを認めた上で次のように話した。「(その意味は)日本もいつまでも金を払って野球を見ているだけではなくて、ダイアモンドに降りて野球をやらないかということだ。(略)どこでもやりやすいポジションでいい。大事なことはダイアモンドに立たなければ野球はできないということだ」。

そして2004年2月2日、自衛隊がイラクに向かいつつある中、日本政府との「戦略対話」のために来日したアーミテージは、東京のナショナル・プレス・クラブで講演をした※。「これは日本と我々の同盟にとっての歴史的瞬間だ。自衛隊の派遣だけではない。小泉首相は世界における日本の役割を再定義し、この国が進むべき道を見出した」、「たしかにイラクは安全な場所ではない。しかし、日本だって安全ではない。なぜなら核武装した複数の隣国が地域にあるのだから。(略)現状に甘んじたり、困難な問題を避けてとおることが安全を保障するとは限らないのだ」。そして次のようにも語った。「3年と少し前、私はジョセフ・ナイ博士らとともに超党派のパネルの議長を努めたが、その時の期待以上に多くのことが、期待以上の短期間で達成できた」。

※米国務省ワシントンファイル http://usembassy-australia.state.gov/hyper/2004/0202/epf110.htm

2000年10月に発表された通称「アーミテージ報告」※は、アーミテージ国務次官補(当時)をはじめ、ナイ元国防次官補、ウォルフォウィッツ国防次官(当時。現国防副長官)など16名による共同研究報告である。この報告は、アジア・日本重視という国防総省の「東アジア・太平洋戦略報告」(95年)の路線を基調に、日本が集団的自衛権行使の禁止という政策を転換して、日米関係を「より緊密化」させて米英のような「模範的同盟」に発展させることを提唱した。これに基づく対日要求が最初に突きつけられたのが、アフガニスタンにおける「テロとの戦争」への支援要請だった。海上給油部隊の派遣の要請を受けた小泉政権はそれにただちに応じ、給油艦や護衛艦をインド洋に急派した※。

※米国防大学国家戦略研究所(INSS)特別報告「米国と日本:成熟したパートナーシップに向けて」(2000年10月)。年鑑「核軍縮と非核自治体・2001」(ピースデポ刊)に抄訳。

2003年3月、日本は米・英・スペインが提出した対イラク武力行使のための国連安保理修正決議案に支持を表明した※。それは国際社会の中では突出した態度表明だった。だが、それでもまだ、アーミテージから見れば、日本は「スタンドで野球を見ている国」であった。2003年6月のプレス懇談会で彼が言いたかったのはそのことに違いない。

※このとき流布された「ショウ・ザ・フラッグ(旗を見せろ)」という言葉もアーミテージのものだったと言われる。

※2003年3月12日「イラク情勢に関する安保理公開会合」における原口国連代表部大使の演説 http://www.un.int/japan/jp/statements/haraguchi030312.html

そして今、陸上自衛隊イラク派兵で「アーミテージ報告」の路線は完成へと大きく進んだ。「ダイアモンドに降りた日本」を次に待っているのはどんな「プレー」なのだろうか。

D2.インド洋での給油活動、なし崩しにイラク戦争に拡大

2004年5月2日、政府は「テロ対策特措法」※（以下「特措法」）で定めた基本計画に基づき、給油活動のために海上自衛隊をインド洋に派遣する期間を半年延長し2004年11月1日までとすることを決めた。2000年11月2日の同法施行以来5回目の期間延長である※。

2000年11月9日に最初の補給艦隊が佐世保を出港した時、まだ「特措法」は成立していなかった。そこで出港時には派遣目的は「情報収集」とされ、インド洋に向かう途上で成立・施行されたことを受けて特措法に基づく派遣に切り替えるという超法規的な手法がとられたことは記憶に新しい。

これまでの給油活動の実績は次のとおりである※。燃料補給回数は述べ387回。補給先は米国の補給艦及び駆逐艦の延べ235回を筆頭に、イギリス、カナダなど10か国に及ぶ。補給量は約35万9000キロリットル。金額換算で130億円である。派遣された艦船は延べ34隻、実数22隻。中心を担っているのが大型で洋上給油能力を持った「とわだ」型補給艦3隻、すなわち「とわだ」（呉）、「はまな」（佐世保）、「ときわ」（横須賀）である（カッコ内は配備されている基地。以下同様）。この他に派遣された艦船には、イージス艦の「きりしま」（横須賀）、「こんごう」（佐世保）、「みょうこう」（舞鶴）等が含まれている。日本が提供した燃料は、米軍の全使用燃料の40%に上るともいわれている。

ところで、この給油活動の大きな問題は、実際に給油を行なっている正確な位置が一切公開されていないことである。2003年、イラク戦争開戦の緊張が高まる中、インド洋からペルシャ湾にかけての海域には、イラクを睨んだ米艦船が多数展開していた。そのため、給油活動が「特措法」が定めた範囲を超えて、イラク戦争支援にまで及んでいるのではないかということが懸念された。

懸念は現実になった。2003年5月6日、空母キティーホークがイラクから横須賀に帰港した時の記者会見で、第5空母群のモフィット司令官がキティホークの機動部隊が、イラク戦争中、海上自衛隊から米軍の輸送艦を介して約80万ガロンの燃料補給を受けたと明かしたのであった。石川亨統幕議長も8日の記者会見でその可能性を認めた※。統幕議長は、キティーホークは「アフガニスタンのテロ掃討作戦に参加した」とし、正当な補給活動であると強調した。しかしキティホークが2月6日にはイラクへの出動命令を受けていた※ことは公知の事実であった。海上自衛隊は特措法を逸脱してイラク戦争に事実上参戦していたのである。

これは、2000年の「アーミテージ報告」※などで米国から求められてきた「集団的自衛権の行使禁止」原則の「なし崩し的な放棄」が、国民の目に見えない遠い海の上で行われたことを意味している。



防衛庁ホームページより

※「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法」（平成13年11月2日法律第113号）。自衛隊や関係行政機関による協力支援活動・捜索救助活動・被災民救援活動を定める。2年間の時限立法だったが2003年10月3日に改正され、期限が2年延長された。

※当初の派遣期限は2001年11月20日から2002年5月19日。以後半年ごとに半年づつの延長を繰り返してきた。期間の延長など基本計画の変更は国会報告事項。

※防衛庁ホームページより（2003年6月17日現在）http://www.jda.go.jp/JMSDF/newpage/hakenkyouryoku/sienkatudou/index.html）

※「日本経済新聞」2003年5月9日他

※「ワシントンポスト」2003年2月6日。

※キーワードD1（196ページ）。

D3.イラク特措法
―戦場へ初の陸上部隊派兵

2003年7月26日未明、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成15年8月1日法律第137号）（以下、「特措法」）※が参議院を通過、成立した。前日夜の参議院外交委員会での強行採決につづく「電光石火」の採決だった。米軍のイラク駐留軍司令官アビゼイド陸軍大将が「全土がゲリラ戦の戦場」と呼んだイラクに自衛隊を派遣する法律は、専守防衛※を旨とし、海外派兵を禁じた※日本の基本政策に反することは明白である。

しかも今回は戦場への派兵である。派兵は占領軍への参加であり、憲法の禁止した「交戦権」の行使にあたる※という批判に対して、政府は「日本は占領軍の一員にはならない」と応じた。しかし、12月22日、連合国暫定当局（CPA）のブレマー長官は在イラク日本大使館に対して「自衛隊が連合国暫定当局命令第17号※に規定されたとおり、連合国人員として処遇される」と書簡で伝えた。CPAは、米英が占領国としての義務を履行することと引換えに「国連決議、戦時法及び戦時慣習法の下で、行政、立法及び法管轄の全権を有する」※ものとして設置された占領統治機関である。この事実関係からも、占領軍への参加にはならないという政府の説明には説得力がない。

同時に、国連決議との関係から見ても大きな問題がある。「特措法」は第1条（目的）において「イラク特別事態」を「安保理決議678号、687号及び1441号並びに関連する決議に基づき、国連加盟国によりイラクに対して行なわれた武力攻撃並びにこれに引き続く事態」と定義した。しかし、これら決議のどれもが米英による武力行使を容認していないというのが、米英そして日本等一部をのぞく国際社会の共通認識である。同じく第1条は「特措法」による人道復興支援と安全確保支援活動を「安保理決議1483号を踏まえて」実施するとした。しかし、決議1483号には加盟国に軍派遣を義務付ける条項はない。

「特措法」成立後、政府はすぐに自衛隊派遣の準備作業に入った。9月末から10月にかけて現地調査を実施、サマワにおける給水活動などのニーズがあると報告した。12月9日の「基本計画」※につづき、12月18日には「実施要項」が決定※された。19日には陸海空自衛隊への一般命令、2004年1月26日には陸上・海上自衛隊への派遣命令が発令された。

自衛隊部隊の主な動きは次のとおりである。

2003年12月26日、航空自衛隊先遣隊（50名）の第一陣が出発、2004年1月16日には陸上自衛隊先遣隊が出発、1月22日には航空自衛隊の本体（230名）がクウェートに入った。陸上自衛隊本隊は、2月3日に第一陣（約90人）が出発、3月21日の第4陣で第一次派遣を完了した※。2月20日には、イラク派遣陸上自衛隊の車両や装備品を積み込んだ海上自衛隊の輸送艦「おおすみ」が、護衛艦「むらさめ」を伴いクウェートに向け民間港の室蘭港を出港した。

2004年4月には第二期派遣要員との交代が始まり、航空自衛隊は4月16日までに、陸上自衛隊は5月22日までに交代要員の派遣を完了した。

イラクは、「特措法」成立時よりもいっそう戦場の様相を深めている。ロイター通信※は、ブッシュ大統領の「大規模戦闘終結宣言」（2003年5月1日）以来、2004年4月11日までの米・英・その他の外国軍隊の戦闘による死者数が408人に上ったと報じた。それでも派兵の歯車は回り続けている。

※イラク復興のための人道復興支援活動、安全確保支援活動を実施することを定めた4年間の時限立法。眼目はこれらの活動を行うための自衛隊の派兵にある。

※キーワードD9（212ページ）。

※「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」（1954年6月2日、参議院本会議）

※「（憲法第9条第2項が否定する交戦権とは）戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国領土の占領などの権能を含むものである」（1990年12月5日付自由民主党森清議員の質問に対する政府答弁書）

※「連合国、外国連絡代表部及びこれら人員並びに契約者の法的地位」（2003年6月27日）http://www.iraqcoalition.org/regulations/index.html#Regulationsにある。

※CPA規則第1号（2003年5月16日）。出典は3と同じ。

※派兵規模は次のとおり：陸上自衛隊：人員600名以内。車両200両以内。安全確保に必要な数の拳銃、小銃、機関銃、無反動砲及び個人携帯対戦車弾など。海上自衛隊：輸送用艦船2隻、護衛艦2隻。人員はこれらの運航等に要する数の範囲内。航空自衛隊：輸送用航空機8機以内。人員はこれらの運航等に要する数の範囲内。期間は1年間。

※自衛隊の活動実施地域は次のとおり：陸上自衛隊：南東部ムサナー県サマーワ市一帯、クウェート及びバグダッドの連合軍司令部施設。海上自衛隊：ウム・カスル港、クウェート。航空自衛隊：バスラ、バグダッド、バラド、モスール飛行場など及びクウェート等ペルシャ湾沿岸。

※部隊名・人員内訳などは次のとおり。
航空自衛隊　第1輸送航空隊（小牧）：200人
陸上自衛隊　北部方面隊第2師団（旭川）：550人
海上自衛隊　第1輸送隊・輸送艦「おおすみ」、第1護衛隊・護衛艦「むらさめ」　：330人
計：約1080人

※2004年4月12日ロンドン発。国別内訳は、米358人、英12人、その他38人。6月4日までに米軍の死者は600人にまで増えた（「共同」2004年6月5日・情報源は「ロイター」）

D4.イラク派兵反対の声、各界各層から

日本政府は、イラク占領から半年後の2003年12月から2004年2月にかけて、南部のサマワに戦後始めて陸海空3自衛隊、約1100人を派兵した※。これに前後して全国各地で署名運動、自衛隊幹部への要請、自衛官への呼びかけ、平和船団による海上デモなど様々な行動が取り組まれた。法案審議中の国会周辺では連日の座り込みや集会が行なわれた。イラク開戦1周年の2004年3月20日には、イラクからの全ての外国軍隊の撤退を求める世界同時行動が行なわれた。日本国内でも全国各地で、大小合わせれば200以上の行動があった※。最大の東京・日比谷での集会とパレードには30,000人が集まった。日本での行動の焦点は「イラク派兵反対」であった。

※キーワードD3(200ページ)。

※市民団体「ワールドピースナウ」ホームページ　http://www.worldpeacenow.jp/

地方議会への反対決議採択への働きかけも各地で熱心に行なわれた。その結果、2004年5月末までに341の地方議会※で、イラク派兵に「反対」もしくは「慎重な対応」を求める意見書が採択され、国会と政府に送られた。

※国会事務局調べ。2004年5月末までに受理されたもの。

自治体の首長からも声があがった。新潟県加茂市の小池清彦市長は、2003年7月8日に「イラク特措法案を廃案とすることを求める要望書」、10月22日には「自衛隊のイラク派遣を行わないことを求める要望書」※を国に提出した。元防衛庁局長という経歴を持つ市長は、市として自衛官募集業務に熱心に取り組んできた立場から次のように訴え注目を集めた。「…『国益』の二文字を以って、外国のゲリラ戦の戦場で、自衛隊員の命を危険にさらし、命を犠牲にすることを強いることは、憲法違反であることはもとより、政府の契約違反行為であり、甚だしい人権侵害であります」(10月22日の要望書)。

※要請書全文は加茂市役所ホームページ　http://www.city.kamo.niigata.jp/

自衛官とその家族の声を直に受け止めようという運動も各地で始まった。北海道(旭川、札幌)、東京、横須賀、名古屋、京都、広島・呉、北九州で「自衛官－市民ホットライン」や「自衛官人権ホットライン」が開設された。横須賀で「自衛官－市民ホットライン」を開いた市民団体は、次のような手紙を自衛官に届けた。「…『自衛官－市民ホットライン』という電話相談を開設します。皆さんの不安や疑問をぜひお聞かせください。皆さんの中にある平和への思いを声にすることが、皆さん自身を守ることにつながる。私たちはそう信じています」※。市民が開いた窓口には、電話や手紙、電子メールで、自衛官や家族からの声が届けられた。

※パンフレット「9条が自衛官を守っていると考えたことありますか」(2003年6月、非核市民宣言運動ヨコスカ発行)より。

イラク派兵が憲法と自衛隊法に違反することの確認と、派兵差し止めを求める訴訟も各地で起こされた。2004年1月28日には、小樽市在住の箕輪登元郵政大臣が国を相手に札幌地裁に訴訟を起こした※。自民党国防部会元副会長の箕輪氏は提訴後の記者会見で、「自衛官がイラクで人を殺せば、日本の刑法で殺人罪に問われる。国会答弁を聞いていても、自衛隊法が規定する『武力の行使』の意味さえ十分理解していない。シビリアン・コントロール(文民統制)のトップがこれでいいのか」と政府の政策を批判した。この訴訟の弁護団には1月28日時点で道内の弁護士421人のうち106人が名前を連ねている。続いて2月には、名古屋市民のよびかけで、イラク派兵差し止め訴訟が名古屋地裁に提訴された。原告には全国各地から2500人に上る市民が参加した。この動きは東京、関西そして山梨へと広がっている※。「イラク派兵違憲訴訟の会・東京」(共同代表:尾形憲法政大学名誉教授、他)は「毎日、毎日提訴運動」を展開中だ。これは毎日一人ずつ100人以上がリレー式に訴えをおこすというものである。

※「北海道新聞」2004年1月29日。

※各地の「イラク派遣訴訟」:
自衛隊のイラク派兵差止北海道訴訟:連絡先=北海道合同法律事務所内
電話:011(231)1888
FAX:011(231)1785
自衛隊イラク派兵差止訴訟・名古屋:連絡先=名古屋学生青年センター内
電話:052(781)0165
FAX:052(781)4334
イラク派兵違憲訴訟の会・東京:連絡先=四谷総合法律事務所内田さん気付
電話:03(3355)2841
FAX:03(3351)9256
自衛隊イラク派遣に反対する訴訟・関西:連絡先=大手前法律事務所内
電話:06(6945)0308
「派兵は決定的違憲」市民訴訟の会・山梨:連絡先=同会事務局
電話・FAX:0551(25)4500

D5.普天間基地撤去へ ―新しい動き

1996年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」最終合意※の最重要事項は、5―7年以内に海兵隊普天間飛行場※を「十分な代替施設」の提供を条件に返還するということであった。

2003年12月1日をもって「7年」の期限は満了した。この間、代替施設建設地は1999年12月28日の閣議決定により「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とされ、2002年7月29日の普天間代替施設協議会※において埋め立て工法による2,000メートル滑走路の建設が合意された。埋め立てには工費3,300億円・9年半の工期が見込まれた。しかし、稲嶺県知事が建設受け入れにあたって代替施設の使用を「供用開始後15年以内」に限ると条件をつけたことや建設予定地が希少な海生哺乳動物・ジュゴンの生息地であることによる国際的な環境団体からの関心の高まりなどによって着工の目処がつかぬままに今日に至っている。

その一方で、日米政府の方針に反対する民意とそれを背景とする自治体の動きが目覚しく進展したのが2003年であった。

まず2003年4月27日には、宜野湾市長選で「代替基地建設反対」を訴えた伊波洋一氏が当選した。伊波新市長は5月14日、就任後初の所信表明演説で、海上基地建設案は、環境影響評価※に3―4年、埋め立て工事に9年半、滑走路や施設建設に2―3年、部隊移動に1年半がかかると指摘、「今後十数年、あるいは二十年以上も普天間飛行場返還を先送りするものですから、宜野湾市長としては容認できるものではなく、今後5年以内の普天間飛行場の閉鎖と返還を日米両政府に求めてまいります」と選挙公約を再確認した※。さらにこの公約実現のために2004年4月には市長の訪米要請行動を含む「普天間基地返還アクションプログラム〔返還への道筋〕」※を策定。5月14日には「普天間基地非常事態宣言」を発表し、5年以内の全面返還をあらためて求めた。

一方、稲嶺県知事は2003年11月12日、訪沖したラムズフェルド国防長官との会談で、普天間の県内移設は「苦渋の選択であった」とし、「15年の使用期限」を改めて確認するとともに「一日も早い全面返還」を訴えた※。知事はまた米議会に設置される「海外基地見直し委員会」※の公聴会に出席し意見陳述したいとの意向を表明している※。

このような沖縄の世論に米国政府は敏感に反応した。2003年11月17日に普天間基地を上空から視察したラムズフェルド国防長官は「こんな所で事故が起きない方が不思議だ。代替施設の計画自体、もう死んでいる」と指摘し、SACO最終報告の見直しを国防総省に指示したと報じられた※。米軍の世界的な態勢の見直しにあたって、「歓迎されないところには配備しない」と2004年3月25日の記者会見※で述べたときの長官の脳裏には「沖縄」があったのだろうか。

米国政府の姿勢の変化に比して、日本政府はただひたすら「キャンプシュワブ沖代替基地建設」に執着している。2004年4月19日未明、那覇防衛施設局は建設予定海域のボーリング調査のための資材置き場建設を強行しようとした住民に阻止された。以来、住民の座り込みの前に作業は止まったままである。

沖縄は日本の安全保障政策、外交と民主主義を問い続けている。

※SACOは95年9月の海兵隊員による少女暴行事件に対する反基地世論の高まりを受けて在日米軍基地の整理・統合・縮小を協議する機関として設けられた。96年12月2日にまとめられた最終合意には、普天間飛行場など6施設の全部と5施設の一部返還などが盛り込まれた。

※海兵隊第3海兵遠征軍・第1海兵航空団隷下36海兵航空群のホームベース。

※1999年年12月28日の閣議決定に基づき、2000年8月26日に設置された国、沖縄県及び地元自治体の協議体。

※2004年4月28日、那覇防衛施設局は環境影響評価(アセスメント)の方法書の公告・縦覧を開始、アセスの手続きに入った。

※宜野湾市ホームページ www.city.ginowan.okinawa.jp/

※同上

※沖縄県ホームページ www3.pref.okinawa.jp/

※キーワードD7(208ページ)。

※「琉球新報」2004年1月1日。

※「毎日新聞」2004年2月13日。

※キーワードD7(208ページ)。

D6.「住宅建設」とバーターの横浜4基地返還合意

※日米地位協定第25条に基づき「相互間の協議を必要とするすべての事項に関する協議」のために設置。

※上瀬谷通信施設：横浜市瀬谷区と旭区（242ha）、深谷送信所：横浜市泉区（77ha）、富岡倉庫地区：横浜市金沢区（2.9ha）、根岸住宅地区：横浜市中区（43ha）。

※1973年から77年にかけて立川飛行場、キャンプ朝霞など5施設約1055haが返還された。

※逗子市と横浜市金沢区（289ha）

※第2条第3項「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも日本国に返還しなければならない。合衆国は施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに合意する」。

※1994年11月17日。署名者は長洲神奈川県知事、逗子市長、宝珠山防衛施設庁長官。

2003年7月18日の日米合同委員会※施設調整部会は、神奈川県横浜市の四つの米軍施設の返還を事務レベルで合意した。返還されるのはいずれも海軍の施設で、上瀬谷通信施設の一部、深谷送信所、富岡倉庫地区そして根岸住宅地区※である。返還面積は300ヘクタール。これが実現すれば、70年代の「関東平野における施設・区域の整理・統合計画」※以来の大規模な基地返還になる。

しかし、返還には見返りに逗子市と横浜市にまたがる池子住宅地区及び海軍補助施設※の横浜市域に800戸の家族住宅を建設するという条件がつけられた。住宅の老朽化と慢性的不足を訴える米軍側の要求を日本側が全面的に受け入れた合意だった。

返還される四施設のうち、根岸を除く三施設はすでに10年以上前から遊休化が指摘されている。今回のような条件付き返還合意は、遊休化した施設は「いつでも日本国に返還しなければならない」とした日米地位協定第2条※への違反である。しかも、建設地として名指しされた池子では、80年代の町をあげての反対運動の末、94年に住宅建設（854戸。98年完成）を受け入れるにあたって神奈川県・逗子市・防衛施設庁が交わした「三者合意」※において、「住宅の追加建設は行なわない」ことが確認されている。

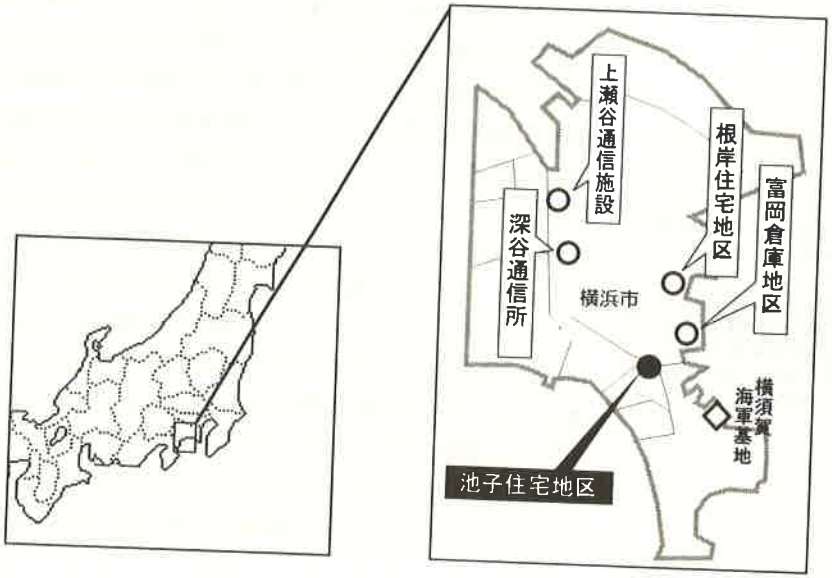
長島一由逗子市長は、ただちに建設反対を表明、市長の職を辞して市民の信を問うための市長選にのぞんだ。この選挙の結果、長島市長は再選され、逗子市民の反対の意思が確認された。一方、国は4基地の遊休化を否定しこれらの返還と住宅建設は一括処理するべきものであるとし、「三者合意」の対象は逗子市域分のみであり、「横浜市域に建設するのは合意には反しない」としている。松沢成文神奈川県知事も、「三者合意」の対象は逗子市域であるという認識を示した。中田横浜市長は、「四基地は無条件返還が基本」としつつも、住宅建設そのものについては態度を明らかにしていない。

米海軍にとって、家族住宅は、軍人の士気と即応態勢を維持するための最優先課題である。このため本国では住宅の民有化や民間住宅の賃貸など多様な手法で改善が取り組まれている※。しかし日本では、1978年以来の「思いやり予算」※によって住宅建設費は全額日本負担である。

長期化する不況の中で日本の国家財政も疲弊している。米軍駐留のため多額の税金を注ぎ、かつ自然環境に取り返しのつかないダメージを与えることを、納税者は受けいれられるであろうか。日米地位協定と三者合意の解釈と運用をとおして問われているのは、日本防衛政策立案当局と政治家の民主主義感覚と説明責任である。

※1996年の国防科学委員会の報告書は「住宅は即応体制を支える生活の質の中でもっとも重要な課題」として、米国内家族住宅の64%が老朽化など「不適切な状態である」と指摘、早急な改善を勧告した。これを受けて「軍住宅民有化計画」が同年にスタートした。「2003会計年度国防報告」は、2007年までに不適切な住宅を一掃するという目標を掲げている。

※1978年から予算化された。2003年度は2460億円。住宅など施設建設費は全額ここから支出される。



D7.米軍の世界的再編と海外基地見直し

米国は現在、海外基地を含めた世界的な配備の見直しと再編に取り組んでいる。それが公式のものとなったのは2003年11月25日の大統領声明であった。この声明で示されたのは、海外軍事態勢の見直しが「新しい脅威」に対抗するための「軍転換」(Force Transformation)※の一環であることと、見直しに当たっては、友邦・同盟国や議会と密接な協議を行うことであった。

※情報技術(IT)を起爆剤とした「軍事における革命(RMA)」を先導役として、物量依存や軍別(陸・海・空・海兵)思考から脱して、統合軍としての新しい戦争概念を開発し、米軍を根本から転換しようとする一連の改革を言う。

見直しは三つの政治過程によって進められる。

第1には、国防総省の「世界的態勢見直し」である。ワシントン・ポスト※はドイツの兵力を半減し、アジアからは15000人を削減する計画があると報じた。実際の動きとしては、今年1月には沖縄の海兵隊約3000人がイラクへ派遣され、沖縄には代替部隊が来ないことが明らかになった。この海兵隊部隊は帰還時には沖縄に戻らず、実質的な削減につながる可能性が報じられた※。在韓米陸軍からも約3600人の部隊がイラクに投入される。こちらも韓国への代替配備の予定はなく、事実上の削減につながる可能性が高い※。米韓両国は在韓米軍司令部が置かれているソウルの龍山(ヨンサン)基地を南部に移動することにすでに合意している。その他にもグアムへの爆撃機の配備、原子力潜水艦3隻の母港化、オーストラリアの共同訓練場の拡充、シンガポール、タイとの軍事協力の強化などが報じられている。一方、東欧(ポーランド、ブルガリア、ルーマニア)への恒久基地配置、中央アジア(ウズベキスタン、マナス)で現在アフガニスタンにおける戦闘のために使っている基地

※ブラドレー・グレアム「ワシントン・ポスト」、2004年3月24日。

※「共同」2004年1月31日など。

※6月6日「未来の米韓同盟政策構想会議(Future of the ROK-U.S. Alliance Policy Initiative:FOTA)」において米側は、在韓米軍12500人の削減方針を韓国側に伝えた。イラクに投入される3600人もこれに含まれる。

の継続使用も交渉のテーブルに乗せられている。日本で報じられている陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間(神奈川県)への移転や、横浜4施設返還の動き※もこの一環と考えられる。

※キーワードD6(206ページ)。

海外配備見直しの第2の政治過程は、BRAC(基地閉鎖再編)法※に基づく2005ラウンドである。BRACは従来米国内の基地を対象としているが、2004年10月に始まる2005年ラウンドでは、「海外基地の現状と将来を踏まえる」ことが義務付けられている※。2005年3月までに、国防総省は閉鎖再編の勧告を議会の「基地閉鎖再編委員会」に提出する。

※"Base Realignment And Closure"の略。冷戦期の余剰基地を削減することを目的に1990年に成立。2005年ラウンドは同法に基づく4回目の見直しである。

※BRAC2005の根拠法である「2002会計年度米国防認可法」は、基地再編の検討にあたっては、「予想される米国外での軍事施設に対する継続的な必要性ならびに利用可能性」を考慮しなければならないとしている。

第3の政治過程が、「海外基地見直し委員会」※である。議会が海外基地の態勢を評価し、必要な勧告をするために史上初めて設置されるこの委員会には、公聴会の開催、現地調査、証言・証拠の収集を含む多様な権限が付与される。委員会は遅くとも今年12月31日までに勧告を含む報告書を議会に提出しなければならない。ただし、当初予定では2月に開かれなければならない最初の委員会が、5月にずれこむなど、日程は相当遅れている。

※「2004米国軍事建設歳出法」にもとづいて設置される。委員会の責務には次の調査事項が含まれる:国外配備が必要な兵力数、基地の現状、国外基地によって外国から受領する資金等、将来の任務遂行に適切であるか否か、など。

これら三つのプロセスが、それぞれに独自のスケジュールで、相互に影響を与えあいながら見直しは進んでいく。

国防総省の「世界態勢見直し」の責任者であるラムズフェルド国防長官は、2004年3月25日の記者会見※で、新しい配備態勢を考えるにあたっての4原則を次のように明らかにした。1)海外基地は必要、2)歓迎されない所に配備しない※、3)部隊展開の柔軟性の確保、そして、4)関係国との合意、の4原則である。

※http://www.defenselink.mil/transcript/2004/tr20040325-secdef0564.html

これらは、沖縄をはじめとする全国で基地の削減を求める自治体と市民にとってきわめて有用な原則である。「歓迎されない所に配備しない」ということは、基地周辺、とりわけ自治体の反対が、在日米軍削減の根拠に十分なりうることを示している。

※「第2の原則は、我々は、本当に、我が軍が望まれているところに置きたい、ということであった。そんなに歓迎されない所にはいたくないのである。」

D8.防衛計画大綱の見直し、始まる

政府は2003年12月19日の安全保障会議及び閣議で、現行の「防衛計画の大綱」※(1995年11月28日決定)を見直し、新たな大綱を2004年中に策定することを決めた。すでに政府は2001年9月、「防衛力のあり方検討会議」を設置し、当初は2003年中に見直し案をまとめる予定であったが、イラク戦争や自衛隊派兵の状況を反映して予定を1年遅らせることになったものだ。政府の発表※によれば、見直しは「我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性が低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が国際社会の差し迫った課題である」という認識に基づき、「(自衛隊の)即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織、整備等の抜本的な見直し、効率を図る」ことを目的とする。重視されるのは(1)統合運用の強化、(2)陸海空自衛隊の新たな編成の考え方の構築(3)国際的な平和活動の実効化のための組織・機能整備、(4)将来の予測し難い情勢変化に備えるための陸海空自衛隊の装備・編成の見直しの4点である。これらは米国の「軍転換」と軌を一にするものだ。

2004年4月、大綱見直しのための首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」※が設置され、4月27日に初会合を開いた。懇談会は月2回程度の会合を持ち2004末には新大綱を決定する。

懇談会という官邸主導プロセスに先行しているのが防衛庁による実務プロセスである。公開を原則とする「懇談会」の議論に対して、実務プロセスの内容を知るにはメディアのスクープやリーク情報に頼るしかない。その一端を示す報道が、閣議決定から間もない昨年末から今年初頭にかけて相次いだ※。

これらの記事によれば防衛庁の方針は1)「基盤的防衛力」の考え方を削除する、2)大綱から「別表」を削除する、3)戦車と火砲を3割削減する、4)国連平和維持活動(PKO)などの国際平和協力業務を自衛隊の「付随的任務」から「本来任務」に格上げする、など重大な事項を含んでいる。また、ミサイル防衛予算は沖縄に関する日米特別行動委員会(SACO)予算と同じように防衛費から別枠とすることも検討されている。

「基盤的防衛力」とは、1976年の旧大綱から現大綱に一貫して継承されてきた基本的な考え方であり、「我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有する」というものである。これは「専守防衛」の基本政策と相まって、冷戦期からポスト冷戦期の日本の軍備拡張を抑制する一定の役割りを果たしてきた。それが削除されることの意味は極めて重大である※。

一方、核兵器に関しては、現大綱は「米国の核抑止力への依存」という原則を旧大綱から引継ぎつつ、「核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果す」という旧大綱にはなかった表現を導入することによって、旧大綱より一定の前進を示している。2000年のNPT再検討会議で、核兵器国が核兵器の完全廃棄の「明確な約束」に合意した※中で行なわれる今回の見直しでは、現大綱からさらに前進して、「核抑止力への依存からの脱却」が明記されるべきである。

※防衛政策の基本方針と自衛隊の整備・維持・運用の基本的指針を示す。本文と自衛隊の編成や主要装備の規模を定めた別表から構成される。最初に策定されたのは1976年10月。現在の大綱は、冷戦の終結という世界情勢の変化を受けた見直しを経て1995年11月に策定された。

※http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2003/1219seibi.htm/

※構成は、荒木浩(東京電力顧問・座長)、五百旗頭真(神戸大教授)、佐藤謙(元防衛事務次官)、田中明彦(東大教授)、張富士夫(トヨタ自動車社長・座長代理)、西元徹也(元統合幕僚会議議長)、樋渡由美(上智大教授)、古川貞二郎(前内閣官房副長官)、柳井俊二(前駐米大使)、山崎正和(東亜大学長)。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei/index.html

※「産経新聞」2003年12月28日及び「読売新聞」2004年1月6日。

※これ以外にも、専守防衛、、他国に脅威を与えるような軍事大国とならない、文民統制、非核三原則といった基本政策が見直しでどのように扱われていくのかを注視する必要がある。

※資料3(278ページ)参照。

D9.揺らぐ「専守防衛」

「専守防衛」は、日本の基本的な防衛政策として1970年度版「防衛白書」に初めて登場した。2003年度版「防衛白書」によれば、それは「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢」のことである。この政策は、長く自衛隊の装備のあり方※や防衛態勢を規定してきた。この原則が大きく揺らいでいる。

※「(専守防衛によって)例えば他国に攻撃的な脅威を与えるような長中距離弾道弾(ICBM、IRBM)、攻撃型航空母艦等の保有や武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領域に派遣する海外派兵は、憲法上認められる自衛力の範囲を超えるものと考えられる」(1976年「防衛白書」)

2003年、「専守防衛」の危機は、米英によるイラク攻撃とそれに対する日本政府の態度として表出した。イラク攻撃の直前ブッシュ大統領はこう演説した。「われわれは今、行動する。(略)1年から5年放置すれば、イラクが自由な国家に被害を与える能力は数倍にも膨らむだろう」※。この考え方は「専守」でも「防衛」でもない。そればかりか「差し迫った攻撃の危機」に対処するための「先制攻撃」ですらない、将来(1年から5年後)起こるかもしれない攻撃を防ぐための「予防攻撃」である。日本政府のイラク攻撃への支持は、「専守防衛」という考え方に完全に反する外交判断であった。

※2003年3月17日、クロスホールにおける国民に向けた演説。

より直接に日本の防衛態勢にかかわる場面においても「専守防衛」は揺らいでいる。

2003年12月、弾道ミサイル防衛システム(BMD)の導入決定※にあたって、政府はBMDは専守防衛の兵器システムであり、「周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではない」※と説明した。

※安全保障会議及び閣議決定(2003年12月19日)

小泉首相は有事法制を巡る国会答弁で「座して死をまつわけにはいかぬ」と先制攻撃を容認するともとることのできる発言をしていた。BMDに関連しては、ミサイルが発射される前にミサイル基地を攻撃することも法理的に可能であるという論理も公然と登場した※。法理的には可能だが、日本はミサイル基地攻撃能力を持っていないので、攻撃は米国に依存するというのが政府の立場である※。

※BMD導入にあたっての内閣官房長官談話(2003年12月19日)

※「他にこの脅威を排除する手段を有していない場合、法理上、武力を行使して相手国領域内のミサイル基地を破壊するなど、ミサイル攻撃の脅威を除去することができる」(防衛庁防衛研究所編「東アジア戦略概観2004」)。

※「(敵地攻撃能力を)法的に駄目とこういうふうに書いてあるわけではございません。(略)ただ、現在のところは能力的にはそれを有していないし、それは合衆国の能力にゆだねるのだと(略)」(2003年4月27日、衆議院外交防衛委員会における石破防衛庁長官の答弁)。

そもそも「日本は盾、米国は矛」という日米防衛分担と米軍の圧倒的な情報力を考慮すれば、日本のBMDは、米国による敵地攻撃と一体運用されることになるのは不可避である。そのように運用されたとしても、BMDは「専守防衛」ということができるのだろうか。そればかりか与党内部にはBMDを補完するために「日本が相手国の基地を攻撃する能力を保有する必要がある」という議論さえ首をもたげている※。

※自民党国防部会防衛政策小委員会「提言・日本の防衛政策の変革」最終案(2004年3月9日「共同」)。

1993年の国連報告書「防衛的安全保障の概念と政策に関する研究」(1993年)※の前書きで、ガリ国連事務総長(当時)は「攻撃的兵器システムと防衛的兵器システムを区別することは、不可能と言わないまでも、困難」であると指摘している。報告書は「兵器が攻撃的性格であるか防衛的性格であるかは、その兵器の本来的性格と同じくらいに、用いられる文脈全体に関わっている」と結論づけた。まさに日本のBMDのことを言っているようだ。

※原題は「Study on ‚Defensive Security Concepts and Policies‘」。日本の専守防衛政策は「防衛的安全保障」の先例として紹介されている。

また、国連報告書は、「防衛的安全保障」は、「一国の安全保障が、地域の他国の安全保障と不可分である」という「共通の安全保障」※と密接に関係し、地域的な軍縮、対話と信頼醸成を通し相互の共通の了解となったとき完成される、とも述べている。

※冷戦期にスウェーデンのオロフ・パルメ首相が主宰した「安全保障に関するパルメ委員会」が提唱した考え方。報告書は「共通の安全保障—核軍縮への道標—パルメ委員会報告書」(森治樹／パルメ委員会。日本放送出版協会)。

ミサイル防衛導入を批判し、東北アジア地域の軍縮と「共通の安全保障」のための対話を促進すること。それが「専守防衛」を危機から救い出す道である。

D10. 浮かび上がった日本のクラスター弾

クラスター弾※とは多数の子弾を内蔵した爆弾や砲弾等のことである。空中で爆発すると200個前後の子爆弾が約数百メートルの範囲に飛散して広範囲の目標を破壊する。子弾の一部は構造上の理由等から不発のまま残される。これらは衝撃を加えれば爆発するので、対人地雷と同じように後々も人々を殺傷する。米国と英国はこの兵器を湾岸戦争(1991年)、コソボ紛争(99年)、アフガン戦争(01年－)につづいて2003年のイラク戦争でも使った。国際的人権NGO「人権ウォッチ」はイラク戦争の最初の3週間に米英が使用したクラスター爆弾は約13,000発、子弾は200万発に上り、1,000人以上の市民が死傷したと報告している※。

※日本では「クラスター爆弾(Cluster Bomb)」と呼ばれるが、国際的には広い概念の「クラスター弾(Cluster Munition)」という用語が使われるのが一般的なのでここでもそれに従う。爆弾だけでなく、地対地攻撃用の砲弾や短距離ミサイル弾頭が含まれる。

※「標的をはずせ:イラクにおける戦争遂行と民間人の犠牲」(2003年12月12日)、http://www.hrw.org/reports/2003/usa1203/

日本の自衛隊も10年以上前からクラスター弾を保有・配備している。その実態に初めて光が当てられたのは2003年の春であった。

2003年3月7日、小泉首相は共産党小泉親司参議院議員の質問趣意書(2月19日提出)に対する答弁書※で、クラスター弾配備の目的を「敵の着上陸侵攻に対処するため、通常爆弾では撃破できないような広範囲に展開した侵攻部隊の車両等を撃破し得る能力を持つ」ことであると答えた。首相は同時に自衛隊が保有しているのは米軍のものと同じであり、投下可能な航空機は航空自衛隊のF－1、F－2、F－4、F－15及びRF－4EJであることを明らかにした。しかし配備の数量については、「公にすると国の安全が害されるおそれがある」として答弁を拒否した。

※質問趣意書と答弁書の全文は小泉親司議員のホームページ(http://www.koi.gr.jp/collect/2003-1.html)で読むことができる。

その後の報道※によって次のような事実が明らかになった。①航空自衛隊の導入開始は1987年。2002年までに148億円分を購入した。②保有数は数千発と推定される。③機種は米国製の「CBU－87／B」であり、国内企業がライセンス生産している。③予算明細書には「弾薬」として一括計上されているため、クラスター爆弾であるとはわからない。

※「毎日新聞」、2003年4月17日、同日「共同」及び「産経新聞」4月18日。

「答弁書」の中で、首相は「不発弾によって民間人に大きな被害が出ているとすれば、それは憂慮するべきこと」とし、日本としては「その使用禁止・制限を主張したことはない」が、2002年12月の特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)※の締約国会議及び爆発性戦争残存物に関する政府専門家グループの会合において、「爆発性戦争残存物」※が引き起こす人道的問題に早急に取り組まなければならない旨主張した」と述べた。

※正式名称は「過度に障害を与え、または無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用又は制限に関する条約」。1983年12月12日発効。

※ERW＝Explosive Remnants of Warのこと。対人地雷やクラスター弾の不発弾はこれに該当する。CCWの締約国会議では使用国の撤去責任が中心議題である。

クラスター弾に反対する動きは国際社会に広がりつつある。アフガン戦争の最中、欧州議会は「(この兵器に関する)国際合意が成立するまでの間の使用モラトリアム」を求める決議を採択した。また、2003年11月のCCW締結国会議の最終日には、複数の国連機関から使用凍結を求める声明が提出された※。2003年11月13日には、オランダのハーグで、国際組織「クラスター弾連合」が42か国の85のNGOによって結成された※。同連合は製造・使用禁止を含む厳しい措置を要求している。

※前出の「人権ウォッチ」報告書によれば、次の国々がクラスター弾の使用モラトリアムや現役兵器からの撤去などを決めている:ノルウェー、ベルギー、スウェーデン、オーストラリア。

※「Cluster Munition Coalition」。http://www.cmc-international.org

一方、クラスター弾を日本有事に使うという政府の方針は、有事法制※の下で国民の保護に責任を持つ自治体にとって重大な意味を持つ。この兵器が使われれば、住民の避難や戦災復興は困難でかつ危険極まりないものになるだろう。その意味でも、政府によるさらなる情報公開と禁止に向けた国内論議の深まりが求められる。

※特別記事4(102ページ)及びキーワードD16(228ページ)。

D11. 在日米軍基地の環境汚染

冷戦終結後、閉鎖される米本国の軍事基地や欧州の米軍基地での環境汚染が問題になってきた。近年、在日米軍による環境汚染も大きな問題となっている。

2003年11月13日、同年3月末に米軍から返還された沖縄県北谷町キャンプ桑江の土壌から環境基準の20倍の鉛をはじめ、砒素、六価クロム、PCBなどの特定有害物質が検出されていたことが明らかになった※。処理業者が汚染土壌を受取拒否するなど紆余曲折を経たが※、1500トンもの汚染土壌は2004年3月末までに福岡県のセメント工場に搬出された。沖縄では他に、具志川市で航空燃料約114リットルが漏れて基地外に流出した事件※、キャンプ瑞慶覧で基地内から付近の川に油が流出した事件※が確認されている。また鳥島では劣化ウラン弾の環境影響評価を打ち切る方針が示された※。横須賀では12号バースの問題の他※、たびたび生じる油汚染が問題となっている※。キティホークから5万7000リットルの廃油が流出したにも関わらず、米軍から横須賀市に連絡があったのは発生から3日後であった※。三沢基地では50年前の燃料タンク爆発事故によって流出した燃料が隣接地まで浸透し、土壌を汚染していることが明らかになった※。

PCB廃棄物の搬出も大きな動きだった。在日米軍のPCB廃棄物は約1600トンの使用中PCBを除いて2004年4月末までに全て米国に搬出されたとみられる※。一方、1996に旧恩名通信所、2002年に航空自衛隊恩名分屯基地内の汚水処理施設で発見されたPCB汚泥は、返還後にPCBが発見されたことから、地位協定の4条1項で定められた原状回復義務※免除を理由に搬出されていない※。

在日米軍基地内には日本の環境法が適用されていないとはいえ、現在では米軍は必ずしも有害物質の使用・管理に無関心ではない。2003年9月に初めて日本語に試訳された『日本環境管理基準※』には、「米軍は米国環境法、日本環境法、地位協定とそのほかの国際協定と一致した環境基準の達成を目指す」ことが記されている。ただし日本環境管理基準は努力規定に過ぎず米軍への法的拘束力を持つものではないため、問題も多い。

立入調査が認められないため、米軍による環境汚染を知ることは困難である。2003年8月、沖縄県は具志川市のキャンプ・コートニーの鉛汚染問題※で現地での環境調査を行なおうと「環境に関する協力について※」に従って立入調査を求めたが、米軍司令官によって拒否された※。日米合同委員会を通して立入調査を求める方法もあるが、2003年9月に出した申請に対する回答は未だなされていない※。

在日米軍による環境汚染問題の背景には、①米軍による過去の有害物質のずさんな使用・管理に加え、②在日米軍基地内への立入調査が困難であることや、③米軍が基地返還時の原状回復義務を免除されているという問題がある。このうち②、③は「日米地位協定」に深く関わっている米軍基地を持つ地域では様々な機会に地位協定の改定を求めてきた。2004年1月に『琉球新報』がスクープした機密文書「地位協定の考え方」によって、日本政府が地位協定に記されている以上に「排他的管理権」、「国内法の不適用」などの点で米軍の権利を拡大解釈していたことがわかった※。

地位協定の運用改善ではなく改定を目指す動きが自治体を中心に活発になっている※。

※『沖縄タイムス』、『琉球新報』2003年11月14日。
※『沖縄タイムス』2004年2月14日。

※『沖縄タイムス』2003年9月25日。
※『沖縄タイムス』、2004年5月21日。
※米海兵隊が1995年から96年にかけて鳥島射爆場で劣化ウラン弾を「誤射」した問題で、2003年3月20日、文部科学省は劣化ウラン弾の影響は無視できるとして環境影響調査を打ち切る方針を県に伝えた(『沖縄タイムス』2003年3月21日)。
※キーワードD14(222ページ)。

※『神奈川新聞』2004年1月15日。
※『神奈川新聞』2003年10月8、9日。
※『共同』2004年4月16日。

※『琉球新報』2004年4月27日。相模総合補給廠のPCB廃棄物の動きは、「リムピース」ホームページが詳しい。
http://www.rimpeace.or.jp/

※汚染を引き起こす前の状態に戻すこと。
※『琉球新報』、2003年11月20日。

※米国防省が2001年に示したJapan Environmental Governing Standards (JEGS)を、梅林宏道監訳の下で原陽子衆議院議員(当時)のグループが試訳した。

※1999年までの35年間、野外でクレー射撃が行われ、沿岸海域に約49トンの鉛が蓄積されている。

※2003年1月23日、外務省は1973年に日米合同委員会で合意された「環境に関する協力について」を30年後になって初めて公表した(『沖縄タイムス』2003年1月24日)。自治体による現地司令官への基地立入申請権を認めた文書。
※『沖縄タイムス』2003年8月16日。
※『琉球新報』2004年2月23日。

※キーワードF9(258ページ)及びデータシート4、5(260—263ページ)参照。

D12. 米軍機の騒音被害、つづく

米軍機による暴力的な騒音により、基地周辺住民は睡眠妨害、難聴、耳鳴りをはじめとする身体的被害や心理的・情緒的被害を受けている。騒音被害を解消するため、厚木、横田、嘉手納、普天間で裁判が続けられている※。

厚木では、2003年7月17日に第3次厚木騒音訴訟の控訴審が開始された。第3次訴訟では、原告側が初めて米軍機の差止めを請求から外し、損害賠償のみに争点を絞った点が特徴である※。厚木基地爆音防止規制同盟や第3次厚木爆音訴訟団は、2004年6月8日に川口順子外務大臣に対して「F/A18Eスーパーホーネットの厚木基地追加配備に反対の申し入れ」を送った。申し入れは、①音源対策を含め、被害の軽減、解消に向けての抜本的対策、②騒音が環境基準を超え続けている現状に加えて、米軍が新たにF/A18Eスーパーホーネットを配備することに対する日本政府の考えを明らかにするよう求めた※。厚木基地を抱える大和市の土屋候保市長は、2004年4月後半、米国で艦載機騒音問題となっているノーフォークのオシアナ基地や、厚木基地の司令部の大元である太平洋艦隊司令部のあるホノルル等を訪問、情報収集等を行った※。

新横田基地公害訴訟団や新嘉手納基地爆音差止訴訟団は、毎年6月はじめ頃に行なわれる全国公害被害者総行動で防衛施設庁、環境省、外務省と交渉している。2003年6月4日には、①夜間早朝の飛行規制※、②日本国政府・自治体・住民団体の協議機関の設置、③NLP※の中止等を要請事項として掲げて交渉した※。2003年5月13日、横田基地夜間飛行差止等請求訴訟の地裁判決が出た。1億6000万円の損害賠償は認められたものの、差止め請求は棄却された※。

普天間爆音訴訟は、米軍による不法行為を法廷で争うため、初めて航空機の飛行ルートや時間帯に指揮権を持つ普天間海兵隊航空基地司令官を日本国政府とともに訴えた※。司令官が1年以上訴状を受け取らなかったため裁判の開始は遅れたが、2004年3月11日に第1回口頭弁論が開かれた※。裁判所が司令官の被告適格をどう判断するかが焦点となる。普天間爆音訴訟の特徴として、国に騒音測定義務を求めた点と「予測不能」として退けられていた将来の損害賠償を1年間分に限って請求した点が挙げられる。今後の訴訟の行方が注目される。また普天間基地を抱える宜野湾市の伊波洋一市長は、2004年5月14日に悪化する普天間基地の騒音被害を訴える「普天間飛行場被害異常事態宣言」を発表した※。

多くの抗議行動にも関わらず、未だに騒音被害は減少していない。普天間飛行場周辺の新城では、騒音発生回数が2002年度には前年度から3倍以上に増えた※。2003年度、嘉手納町内で最も騒音が激しい屋良地域で70デシベル以上の騒音が月平均3363回、深夜・早朝（午後10時－翌日午前6時）の騒音が月平均287回発生している※。厚木、横田でも騒音被害は増加している※。

厚木騒音訴訟（1次）、嘉手納爆音訴訟（1次－2次）等では、日本政府が原告に過去の騒音被害の賠償金（総額約25億円）を支払った。地位協定18条に基づけば、米国は賠償額の75%の約19億円を支払うことになっているが、負担を拒否していることが分かった※。賠償分担に応ずると違法性を認めてしまうことになるため、米軍には強い抵抗感があるとの見方もある※。

※主な訴訟：
●厚木騒音訴訟
（1976年提訴、1－3次）
●横田基地公害訴訟
（1976年提訴、1－3次、1994年判決確定）
●横田基地夜間飛行差止等請求訴訟（1994年提訴）
●新横田基地公害訴訟（1996年提訴、1～3次）
●嘉手納爆音訴訟（1982年提訴、1～2次1998年判決確定）
●新嘉手納爆音訴訟
（2000年提訴）、
●普天間爆音訴訟
（2002年提訴、1～2次）
訴訟の争点は、①夜間飛行の差止め、②過去の損害賠償、③将来の損害賠償など。「新」訴訟は、日本政府のみでなく、米国政府も訴えている。

※「神奈川新聞」2003年7月16日。

※厚木基地爆音訴訟原告団 http://www.asahi-net.or.jp/~uj7m-my/

※大和市役所http://www.city.yamato.kanagawa.jp）

※日米合同委員会は1990年代中頃、各基地に関する「騒音防止協定」に合意した。午後10時～翌日午前6時までの飛行制限が柱である。しかし、同協定は実質的に米軍に対する強制力を持たず努力規定に過ぎないのが現状である。

※Night Landing Practice(夜間離発着訓練）の略。

※新横田基地公害訴訟団 http://www12.ocn.ne.jp/~syokota/

※「朝日新聞」2003年5月14日。

※「琉球新報」、「沖縄タイムス」2002年10月30日。

※「琉球新報」2004年3月11日。

※「琉球新報」2004年5月15日。

※「沖縄タイムス」2003年8月19日。

※「琉球新報」2004年3月15日。
※「神奈川新聞」2003年1月22日、「朝日新聞」2003年7月16日等。

※「毎日新聞速報」2004年5月14日、「琉球新報」2004年5月14日等。

※本間浩法政大教授。「琉球新報」2004年5月18日。

D13. 横須賀基地のトマホーク
―積み降ろしの実態、明らかに

2003年9月12日、ピースデポは横須賀で記者会見をし、巡航ミサイル・トマホーク※の米軍艦への積みこみ、積み降ろしが横須賀米軍基地で行なわれていたことを米公文書によって明らかにした。

※コンピュータを搭載し、目的地までの地形を照合しながら飛行する巡航ミサイル。ピンポイントの命中精度が得られる。米軍のハイテク兵器として1982年から実践配備された。1991年の湾岸戦争で初めて実践使用された。

横須賀を母港とする米軍艦が、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争※で、トマホーク発射艦として「活躍」してきたことはよく知られている。しかし、それらのトマホークの授受がどこで行なわれていたのかは、これまで長く謎であった。

※横須賀基地から出撃した艦船から湾岸戦争では110発、イラク戦争では約70発のトマホークが発射された。

積み降ろしが確認されたのは駆逐艦ファイフである。1988年から98年までの約10年間、横須賀を母港にしていた。横須賀に初めて配備された2隻のトマホーク搭載艦のうちの1隻でもある※。艦前方に装備された垂直発射システムに61本のミサイル発射管を持ち、巡航ミサイル・トマホークないし対潜ミサイル・アスロックが装着される。1991年1月、ファイフは湾岸戦争の初日からトマホーク攻撃に参加した。米海軍は288発のトマホークを湾岸戦争で発射したが、ファイフは最多の60発を発射したと記録されている※。

※もう1隻は巡洋艦バンカーヒル。

ピースデポでは、米国情報公開法と米海軍歴史センター（ワシントンDC）の閲覧請求によって、1991年から1997年までのファイフの「司令官年次報告」※と節目の時期の「航海日誌」※を入手し、その分析を進めてきた。「司令官年次報告」には弾薬の移動記録が含まれており、それを手がかりにトマホークの授受の数と授受が行なわれた場所のほぼ全貌が明らかになった。

※2位は駆逐艦ポール・フォスターの40発である。

※Command History

※Deck Log

資料から確認できたトマホークの授受の場所は、横須賀沖合いにある投錨地A12、横須賀米海軍基地のハーバーマスター・ピア、第10号バースの3か所。1991年11月には、横須賀基地を監視する市民がトマホークらしいミサイルがファイフに積み込まれる目撃写真（下の写真）を撮影していた。それがトマホークであったこともこの資料によって裏付けられた。

1992年4月の航海日誌には「キャニスターの浸水により、トマホークが使い物にならなくなり、1日以内に交換する」という事故の記載があった。この内容が弾薬移動記録と一致したことから、交換用のトマホークが横須賀（浦郷）に存在することも確認できた。

対潜ミサイル・アスロックの授受は極めて少なく、70か月の記録で11発の積み下ろしがあるだけである。それに反してトマホークは一時に60発積み込まれたり、降ろされたりした記録があり、ファイフがほぼトマホーク専用艦であったことも分かった。

70か月のデータによると、1991年から1997年の間にファイフが横須賀で積み込み・積み降ろしたトマホークの延べ個数は595発※にのぼる。現在、横須賀基地に配備されているトマホーク発射艦6隻が、ファイフと同様の状況にあるとすると、年間1000発近くのトマホークが横須賀で積みこまれたり降ろされたりしていることになる。

※304発のトマホークが積み込まれ、291発が降ろされた。



写真で桟橋のクレーンが吊り下げている白い長い物体がトマホークが入ったキャニスターである。991は駆逐艦ファイフの艦番号。（1991年11月22日鈴木茂樹さん撮影）

D14. 現実性ます原子力空母の横須賀母港化

現在横須賀を母港※にしている米空母「キティホーク」の後継艦として、原子力空母の配備が現実味をおびてきた。2004年3月31日の米下院軍事委員会公聴会で、米太平洋軍司令官トーマス・B・ファーゴ海軍大将は、議員からの質問に「2008年にキティーホークを、最も能力の高い空母と交替させたい」と答えた※。

※日米政府は「母港」という言葉を使わず「海外家族居住化計画に基づく配備」と呼び、実態をぼかしている。

※データシート3（224ページ）参照。

2008年の時点で「もっとも能力の高い空母」、それが原子力空母である可能性は相当高い。米海軍は現在12隻の現役空母を保有しているが、通常型は「キティーホーク」と「ジョン・F・ケネディ」の2隻のみである。「キティホーク」退役後ただ1隻の通常型として残る「ケネディ」も2013年には退役の予定だ。現在建造中の新空母（CVN77「ジョージ・W・ブッシュ」）はニミッツ級の原子力艦である。さらに最近伝えられた情報によれば、ニミッツ級の最後の艦にあたるCVN77の後に建造される、まだ名のない21世紀型原子力空母＜CVN21＞の建造準備契約が2004年5月21日米海軍とノースロップグラマン社のニューポート造船所の間で成立した※。ニミッツ級の次の空母については、原子力推進の是非、大型空母の是非などを巡って国防総省内で論争があった※。建造準備契約成立は、その論争が「大型の原子力推進艦」という形で決着したことを示している。このように、2013年以降、米海軍の空母がすべて原子力空母になるのはほぼ確実といえる。

※「核兵器・核実験モニター」第211号（2004年6月1日）

※「核兵器・核実験モニター」第137号（2000年4月15日）

一方、横須賀基地では原子力空母の受け入れ準備と思われるインフラ整備も進んでいる。2003年1月6日、横須賀市は、2002年12月に防衛施設庁から出されていた横須賀基地内12号バースの延長整備工事※の許可を求める港湾法第37条※に基づく協議申請に対して、着工前に環境保全計画を提出するという条件を付けて許可を出した。12号バースの陸上部ではかねてから重金属汚染が指摘されている。工事によって汚染が拡大するおそれがあることから市民団体からは不許可とするよう要請された。しかし、防衛施設庁からの環境保全計画提出を受け、横須賀市は6月13日に工事着工を承認した。その後のボーリング調査によって海底地形が複雑であることが判明したため防衛施設庁は設計変更を迫られて実際の工事着工は11月4日までずれ込んだが、現在着々と工事は進んでいる。

※277mの桟橋を、海中に杭を打ち込む桟橋工法によって137m延長して414mにする。

※港湾区域の水域を占用するには、港湾管理者である市長の許可を必要とする。

このように外堀が徐々に埋められていく中、沢田秀雄横須賀市長が立ち上がった。市長は、2004年4月26日外務省を訪れて海老原紳北米局長と会い、川口順子外相にあてた要請書を提出した。要請書は、12号バースの整備工事を市が許可したのはあくまでも通常型空母のための工事であることが前提だったとした上で、「キティホーク退役後の空母は通常型空母※とするよう」求めた※。川口外相は国会で「（米側が）後継艦について何らかの決定を行なったということは承知していない」として、艦船の展開に関する米軍の決定については「我が国政府との緊密な協力の下で行われる」ことについて米側とは確認している、と答えた※。

※米海軍の計画では、2008年時点で「ジョン・F・ケネディ」が通常型空母として現役に残っている。

※データシート3（225ページ）参照。

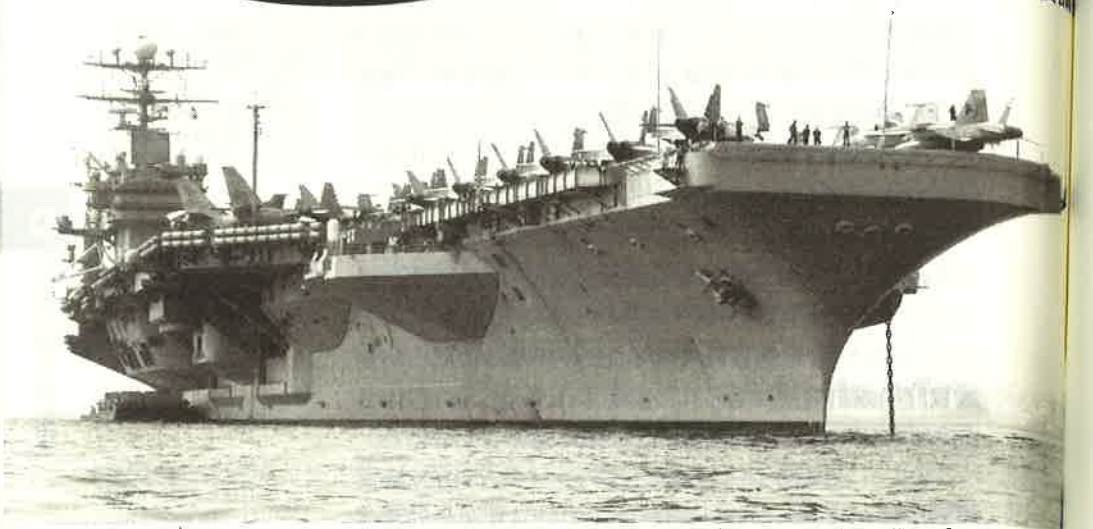
※2004年4月27日「衆議院外交防衛委員会」での答弁。質問は民主党斉藤勁議員。

1973年に最初の空母「ミッドウェー」が配備されたとき、期間は3年間という情報が流された※。にもかかわらず、空母の唯一の米国外母港という世界にも例のない異様な事態がその後30年以上もつづいていることを、横須賀市民も市長も忘れていない。

※ミッドウェーが初めて入港した1973年10月15日の新聞各紙が大きく報じたが、出所は明らかではない。

日本政府の主体的外交交渉が今ほど求められている時はない。

データシート3　原子力空母の母港化をめぐる米議会証言と市長の要請



2003年5月10日横須賀に入港した「カールビンソン」
（新倉裕史さん撮影）

米太平洋軍司令官
トーマス・B・ファーゴ海軍大将
下院軍事委員会での証言後の質疑応答から
（2004年3月31日）

（略）

ソロモン・オーティズ議員（民主党、テキサス州選出）：ファーゴ海軍大将、まもなくキティホークの退役の時期がやってきます。その時期が来た時に、原子力艦の日本駐留を受け入れる可能性に関して、日本では何らかの動きが起っているのでしょうか。

ファーゴ海軍大将：周知のように、日本は、長年にわたって第7艦隊の素晴らしい受け入れ国となっています。日本の支援は、東アジアと西太平洋における我が国の安全保障にとっての死活問題です。キティホークは、2008年頃に交替を予定しています。それが期限です。我々は、キティホークを、我々の持っている最も能力の高い空母と交替させることを望んでいます。このことは、有力な同盟国との間のすべての問題に対する処理と同じく、今後日本側と話をし、協力を求め、成し遂げていく問題であります。

（訳：ピースデポ）

沢田秀男横須賀市長から
川口外相への要請書
（2004年4月26日）

外務大臣　川口 順子 様
横須賀市長　沢田 秀男

米国航空母艦「キティ・ホーク」の退役後について（要請）

本市は、従来から日米安保体制のもとで、米軍のプレゼンスが、わが国の安全保障にとって極めて重要であるとの認識を持っており、そのような観点から通常型空母が横須賀をいわゆる母港とすることを了承してきました。このことは政府としても十分ご承知のことと思います。

12号バースの整備についても、あくまで通常型空母の諸元に基づく整備であるとの政府の一貫した見解をもとに、将来とも通常型空母が使用するという前提に立って、港湾管理者としての許可をしたものであります。

したがって、キティ・ホーク退役後については、如何なる措置を講じてでも、同じく通常型空母を配備すべきであると思っており、そのことが多くの日本国民の共感のもとで、より強固な日米関係を構築することになるものと考えています。

それについては、以前から数度にわたりお伝えしてきたところであります。

そのような中、12号バースの延伸工事が始まったばかりであるにもかかわらず、去る3月31日に米国下院軍事委員会の公聴会でファーゴ米太平洋軍司令官が発言された内容については、本市としても重大な関心を持たざるを得ません。

米政府としては、キティ・ホーク退役後の空母配備について現時点で何らの決定もしていないということではありますが、以上のように改めて本市の考えを述べさせていただくのと同時に、下記について要請いたします。

記

1　キティ・ホーク退役後の空母については、本市の意向を汲み、通常型空母の配備を米側に申し入れ、協議していただきたい。

D15. アジア太平洋地域防衛へ ―変化する在韓米軍

在韓米軍※が大きく変ろうとしている。2004年5月17日、米国防総省高官はペンタゴンでの記者会見で、第2歩兵師団※第2旅団の約3,600人を夏期ローテーションでイラクに派遣することを明らかにした※。代替兵員の配備はなく、イラクでの任務終了後の韓国復帰の決定もないことから、事実上の在韓米軍の削減につながるものと考えられた。ほどなくこれは12,000人前後に上る兵力削減の一部であり、2003年6月初頭にはすでに韓国側に提示されていたことが明らかになった※。削減される兵力は在韓米軍の約3分の1にあたる。

在韓米軍の再編は、盧武鉉〈ノ・ムヒョン〉政権発足※後最初の米韓首脳会談(2003年5月14日)と共同声明で大筋が合意されている。その内容は1)米国の駐留公約を再確認する、2)ソウル市の中心にあり在韓米軍司令部が置かれている龍山(ヨンサン)基地を早期に再配置する、3)漢江(ハングァン)以北の米軍基地の再配置を安保状況などを慎重に考慮して推進するというものであった※。「漢江以北の米軍基地」とは第2歩兵師団のことを指す。非武装地帯(DMZ)※の近くに駐留する第2歩兵師団は、米国の韓国防衛公約を担保する「トリップワイヤー」※とみなされてきた。したがってこの合意は米国の公約に何らかの変更があるのではないかという憶測を呼ぶものだった。翌日の2003年5月15日、マイヤース統合参謀本部議長は国防総省での記者会見において「(再編)は朝鮮半島における米軍の能力を弱体化させるということはない。問題は人数ではなく能力だ」とフォローした※。

「共同声明」は「再配置」に合意したが「兵力削減」には言及していない。しかし約12,000人の削減は、先に述べたとおりそれから1月も経たずに韓国側に示されていたのである。

この再編は量的な削減にとどまらず、在韓米軍の位置づけの大転換を伴うものである。2003年10月には在韓米軍を北東アジア全域に対応する「地域防衛軍(Regional Force)」にすることを米韓が合意した※。2004年5月25日、米陸軍第8軍のキャンベル司令官は、在韓米軍は「21世紀には活動が朝鮮半島に限定せれることはなく、東アジアに拡大する」と述べた※。これらは在日米軍がすでに「アジア太平洋全域」を対象任務とする軍隊であることと軌を一にするものだ。

一方、兵力削減後の能力はハイテク兵器で補われる。2003年6月、ウォルフォウィッツ国防副長官は110億ドルを投じての在韓米軍の装備近代化を約束した。すでにPAC3ミサイルシステム、ストライカー高速機動装甲車、スマート爆弾、バンカーバスター、新型「アパッチ」ヘリコプター、最新鋭無人偵察機「シャドー200」などが配備されている。韓国軍もピョンヤンに到達する米国製地対地ミサイルの導入を計画している※。

一連の動きは、基本的に米国の「軍転換」のシナリオに沿うものである。しかし、米軍に削減を促す「もう一つの力」の存在を忘れてはなるまい。それは韓国の人々の間に広がる反米・反基地世論だ。2001年6月13日に韓国北部で少女2人を轢殺する事件を起こした2人の米軍人が米軍事法廷で無罪となったことに抗議して、全国で市民30万人が厳寒の町に出たのは2002年12月14日だった。人々は蝋燭を手に「米大統領の直接謝罪」、「韓米地位協定の即時改定」を訴えた。これは盧武鉉氏が選ばれた大統領選挙の5日前のことであった。

※兵力35,654人。内訳:陸軍26,987人、空軍8,322人、海軍293人、海兵隊52人(米国防総省データ・1998年現在)

※兵力約14,000人。非武装地帯(DMZ)から25―35キロの東豆川(トンドゥチョン)と議政府(ウィジョンブ)に駐留している。

※「共同」通信2004年5月18日。

※「共同」2004年5月28日。

※盧武鉉氏は2002年12月19日の大統領選で選出され、03年2月25日に大統領に就任した。

※「共同」2003年5月15日。

※朝鮮半島西海岸の喬桐島(キョドンド)から東海岸の明湖里(ミョンホリ)に至る、248kmの軍事境界線(38度線)から南北2kmずつを区切った区域。

※地雷や罠の仕掛け線のこと。ここでは有事の際に最初に戦闘に突入する部隊という意味。

※「国防総省ニュース・ブリーフィング」(2003年5月15日)。

※「中央日報日本語版」2003年10月10日。

※「共同」2004年5月25日(「聯合ニュース」を引用)

※「ロサンゼルス・タイムズ」2003年12月21日。韓国軍が導入するのは、ロッキード・マーチンのATACM111基(射程300km)と発射台29基(「核兵器・核実験モニター」第189号2003年6月15日)。

D16.「米軍支援」と「国民保護」 ―有事7法のキーワード

2004年3月9日、政府は有事関連7法案を閣議決定し国会に提出した。7法案の概要は次ページの表のとおりである。これらは5月21日に衆議院を通過、6月14日には参議院で採択され成立した※。こうして日本は戦後初めて「有事法体系」を手にした。

※与党と民主党によって「緊急対処事態の対処方針の国会承認」などの共同修正がなされた。

7法のキーワードは「米軍支援」と「国民保護」である。

「米軍支援法」は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態※1における米軍の行動が「円滑かつ効果的に実施されるため」(同法案前文)に、(1)自衛隊や国の機関が米軍を支援すること、2)地方公共団体や事業者は国から米軍支援への協力の要請があったときには、「要請に応じるよう努める」ことを定めている。支援内容としては(1)自衛隊に属する物品・役務※の提供(第10条)。(2)米軍が使用する土地や家屋の確保と提供(第15条)が上げられている。

※武力攻撃事態法第2条三「武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を言う」。

※「役務」とは武器の提供以外の補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務などである。(法第10条第4項)

石破防衛庁長官によれば、「米軍は憲法第9条の適用を受けないので、(米軍の行動からは)敵地攻撃も核攻撃も排除されない」※。しかも、「武力攻撃予測事態」という、米国の価値観から言えば「先制攻撃」が正当化される状況で「米軍支援法案」は発動される。すなわち、この法律は、自衛隊はもとより、地方公共団体や民間の事業者までを敵地攻撃や先制攻撃への支援に動員する仕組みとして機能する可能性が高い。例えば、某国からのミサイル攻撃が『差し迫っている』との状況判断に基づいて、米軍のトマホーク※搭載艦が日本の民間港を拠点として展開する場合に、港湾施設の利用や物資補給などの支援を提供することが港湾管理者や事業者に求められるのである。

※2004年4月27日参議院外交防衛委員会での小泉議員(共産)への答弁。

※キーワードD13(220ページ)。

一方、「国民保護法」は、日本国内が戦場になることを想定して、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するための国と地方公共団体の責務等を定める。地方公共団体は国「指針」の下で国民保護の「計画」を作成し、有事の際には国と「総合調整」、あるいは「指示」を受けながら、避難誘導や救援の任務を遂行する。国の「指針」も地方公共団体の「計画」も、準備はすべてこれからである。地方公共団体には膨大な宿題が残されている。今後の作業においては、基本的人権の侵害を防ぐ視点がとりわけ重要である。

7法案と同時に、「ジュネーブ条約」の二つの追加議定書※が批准されたことの意味は大きい。これらは、国民の保護のために禁止・規制・制限されるべき戦時における軍隊の行動を詳細に定めている。この二つの文書を丹念に読み下す中から、単に「逃げ惑う」存在ではなく、主権者として「武力攻撃事態」に対処するための方策が見えてくるかもしれない。これを地方公共団体と市民の共通の課題にしていこう。

※「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)」及び「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)」

ただし、もっとも良い「国民の保護」が武力攻撃事態を招かないための様々なレベルでの予防的措置であることはこの法律が出来た今も変りはしない。

第159回通常国会に提案された有事関連法案　　(　)内はこの記事で用いる略称。

法案名		内容
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(国民保護法案)		・武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護。国民生活への影響を最小化するための地方公共団体の責務。国民の協力、避難措置等。
米軍支援に関する法案	武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(米軍支援法案)	・日米安全保障条約に従って、武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置。自衛隊による米軍への物品・役務の提供、土地の使用等。
	自衛隊法の一部を改正する法律案	・自衛隊と米軍の間の後方支援、物品又は役務の相互提供に関する日米協定(ACSA)改正に伴う自衛隊法改正。
	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案	・米軍の行動を支援するための特定公共施設等(港湾、飛行場、道路、海域、空域及び電波)の使用手続きに関する指針の策定等。
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規則に関する法律案(海上輸送規制法案)		・日本領海又は周辺の公海における外国軍用品の海上輸送の規制。停船検査、回航措置、積荷の取扱いに関する審判手続き等。
武力攻撃事態等における捕虜等の取扱いに関する法律案		・捕虜等の拘束、抑留その他の取扱い。ジュネーブ第三条約(1949年8月12日)など国際人道法の的確な実施を確保する。
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案		・国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰。(例)「重要な文化財を破壊する罪」、「捕虜の送還を遅延させる罪」、「占領地域に移送する罪」、「文民の出国等を妨げる罪」等。

D17. 自衛隊イラク派兵、歴史的責任を背負った政党の選択

日本政府は、イラク戦争開始前の2003年1月に既に、イラク復興における米軍の後方支援として「自衛隊派遣」を検討していた※。イラク攻撃開始直前の3月19日、自民党山崎拓幹事長は国連安保理決議に基づき多国籍軍が治安維持にあたる場合「自衛隊派遣」の新法が必要と表明した※。当初「自衛隊を運用することはほとんど不可能だと思う」(冬柴鉄三幹事長)と述べた公明党も、5月2日には、①停戦、②統治機構の設立、③国連安保理決議、④国民の支持と理解、の4つの条件がそろえば「自衛隊派遣」に前向きと発表した。こうした中、民主党は復興支援における「自衛隊派遣」のニーズがない点(野田佳彦)※および「自衛隊派遣」が国会の事後承認である点(岡田克也幹事長)を批判するほか、7月3日、「国連決議を根拠にイラク攻撃を正当化した箇所の削除」や「戦闘地域と非戦闘地域の峻別が困難であることなどから文民による支援活動に限る」という修正案を提出したが否決された※。こうして7月26日、賛成136、反対102票でイラク復興支援特別措置法※(イラク特措法)は成立した。

しかし現地の治安は悪化し(8月19日のバグダッド国連事務所爆弾テロ事件等)、日本政府は11月中旬を予定していた派兵を年明けに先送りした。これに対し野党は、「戦闘状態が続くイラクに自衛隊を派遣するのは特措法の考え方とも矛盾している」「テロへの反撃は武力行使に当たり、イラクに非戦闘地域などないことから憲法違反」と反対した。しかし小泉首相は、11月にイラクで日本人外交官※が殺害された際、「テロに屈するな。」と派兵の必要性を強調した。

※「朝日新聞」2003年1月26日。

※3月17日、国連新決議を経ずに米国がフセイン大統領らへ最後通告演説を行った際、小泉首相は数時間後に国会審議も閣議も経ないまま、「米国が武力行使に踏み切った場合はこれを支持する」との考えを表明した。2003年3月18日小泉総理インタビュー。http://www.kantei.go.jp/jpkoizumispeech/2003/03/18interview.html

※「毎日新聞」2003年7月1日。

※修正案は(1)米英が戦争の根拠とした国連安保理決議678、687、1441を法案の「目的」から削除する(2)戦闘地域と非戦闘地域の峻別が困難であることなどから自衛隊の活動を削除し「イラク復興支援職員」など文民による支援活動に限る(3)4年の時限立法を2年に短縮する、との内容。

※キーワードD3(200ページ)。

※奥克彦参事官、井ノ上正盛三等書記官。(役職名は当時)

	米英によるイラクへの武力攻撃について	イラク特措法に基づくイラク派兵について
自民	賛成	賛成
保守新	賛成	-
公明	賛成(遺憾だが、理解*1)	賛成
民主	反対(国連憲章の違反*2)	反対(国連PKOの枠組みであれば賛成)
社民	反対(憲法の違反*3)	反対(憲法の違反)
共産	反対(憲法の違反*3)	反対(憲法の違反)

<表の注>
*1国際社会の協調を尊重して米英による攻撃に対し遺憾を示しつつ政府の対応に理解。
*2国連・独仏露案の査察の継続・強化を支持しつつ国連の新決議がなされた場合は趣旨に沿った範囲内で武力行使を認めるという立場。
*3憲法を理由に国連新決議があっても武力行使には反対。

党内で慎重論の強い与党・公明党では、12月20日、神崎武法代表が陸上自衛隊派遣予定地のイラク南部サマワを訪問し、「比較的安全だ。復興支援の様々なニーズがある」と発表した。こうした中、2004年1月8日、公明党は「大事なことは先発隊よりもその次の本隊を出すか出さないかだ」と説明して、先遣隊派遣を了承した。1月22日衆議院本会議で、「占領支配の一翼を担うことになる」(共産党・志位和夫委員長)との指摘に対し、小泉首相は、「主体的にイラクの人道復興支援を中心とした活動に従事するものであり、米英などの占領行政の一翼を担うとの指摘は当たりません」と主張した。2月9日、参議院本会議で、自衛隊のイラク派遣承認案が賛成138、反対103で成立した※。この際、審議の過程で「軍事上の守秘義務」「安全確保の必要性」という理由から、現地の治安状況や占領軍の活動に関する情報がノーコメントとされており、野党は「政府の説明責任が果たされていない」(民主党岡田克也幹事長)と表明した。

4月8日、イラクでの日本人人質事件※で犯行グループは自衛隊の撤退を要求したが、即座に小泉首相は「撤退させない」方針を打ち出した。民主党は自衛隊派遣にもともと反対との立場であるが犯行グループの要求に応じた形での撤退は考えないとし、共産・社民党は、「イラクの人々にとって自衛隊は、米軍と一体化した軍隊として受け取られ、テロの標的となりかねない」(社民党福島瑞穂党首)など、即時撤退を強調した。

※2004年1月19日の朝日新聞による世論調査では、「自衛隊派遣」に対し40%が賛成、反対が48%。

※キーワードD18(232ページ)。

D18.「自衛隊は撤退せよ」
―イラクで日本人が人質に

2004年4月8日夜、カタールの衛星テレビ局「アルジャジーラ」は、イラクで3人の日本人が人質になったと伝えた。「サラヤ・アル・ムジャヒディン（戦士旅団）」を名乗る拉致グループは「自衛隊を3日以内に撤退させろ。さもなければ3人を殺す」と要求した。3人はイラクで子供たちの支援活動をしていた高遠菜穂子さん、フリージャーナリストの郡山総一郎さん、そして19歳のフリーライター今井紀明さん。みな善意と行動力あふれる新しい世代の人々だった。

8日夜、小泉首相は福田官房長官にふたつの方針を指示した。「人質解放に全力を尽くすこと」と自衛隊は撤退させないこと」である。9日の記者会見で小泉首相は「テロリストの卑劣な脅しにのってはいけない」と話した※。

※「朝日新聞」2004年4月9日。

9日には人質の家族が上京、首相に面会を求めたが首相は拒んだ、政府のこの姿勢に人質家族は悲嘆と失望を深めた。人質の安否を気遣う市民グループは「自衛隊撤退」を叫んだ。10日にはアラブ首長国連邦の衛星テレビ「アルアラビーヤ」が人質解放を訴える家族とのインタビューを放送した。家族の一人は「人質たちはイラクの人たちを支援するためにイラクに行ったのだ」と訴えた※。

※「共同」2004年4月10日。

翌11日、「アルジャジーラ」は「戦士旅団」が24時間以内に人質を解放すると発表したと伝えた。人質家族は喜びにわき、「自衛隊の撤退とイラクからのすべての武力の廃絶を訴え、即刻停戦を求める」との声明を発表した※。しかし、24時間がたっても解放はなされなかった。この日、自民党の安部幹事長は人質がまだ解放されていない中で次のような見解を述べた。「要求を受け入れれば、『日本を脅せばいい』とテロリストが考えるようになると判断し、自衛隊を撤退させないと決断した。この決断で、テロリストは3人を釈放すると判断した」※。

※「共同」2004年4月11日。

4月15日、人質3人は無事解放された。安部幹事長は「自衛隊を撤退させないという方針の下、3人の解放にがんばってきた。自衛隊は今後もしっかりと復興支援にがんばってもらいたい」と述べ、公明党の神崎代表は「自衛隊は撤退させないという姿勢で一貫してやり抜いた。小泉首相のリーダーシップを高く評価したい」と語った※。

※「読売新聞」2004年4月12日。

※「読売新聞」2004年4月16日。

このような政府・与党の見解に反して、人質の解放には、部族グループ「イラク全国部族協会」や聖職者団体「イラク・ムスリム・ウラマー協会」の仲介・説得が大きく貢献した。また「アルジャジーラ」や「アルアラビーヤ」が人質家族や自衛隊撤退を求める日本の市民の姿を放送したことも、解放を早める役割を果した※。

※3人の解放を発表した4月10日の「戦士旅団」の声明（抜粋）：「人質解放の呼びかけをおこなった「イラク・ムスリム・ウラマー協会」の信用、公明正大さ、勇気を証明するため、さらには、彼ら日本人（3人の人質）が、イラクの人々に敵対する占領国には毒されていないことや、家族の苦悩や今回の出来事に対する日本の人々の姿勢を考慮（略）」（「時事」2004年4月11日）。

4月15日には、3人の他にフリージャーナリストの安田純平さんとNGOメンバーの渡辺修孝さんが拉致されていたことがわかった。この2人も17日には解放された。

※「朝日新聞」2004年4月16日。

3人が解放されるのを待っていたかのように、政府与党内部では3人の「自己責任」を問う声が噴出した。「政府が支出した費用を国民に明らかにするべきだ」（公明党冬柴幹事長）との声まであがった※。

しかし、パウエル米国務長官は日本の政治家たちとはことなるコメントを述べた。「彼ら日本の市民が、より偉大な、良い目的のために自らリスクを背負ったことを嬉しく思う。日本の人々はそのように行動する市民や、イラクでリスクを背負っている自衛隊員のことを誇りに思うべきだ」（4月15日、TBSのインタビュー）※。

※米国務省ホームページ http://.www.state.gov./secretary/rm/31489.htm

5月21日、高遠菜穂子さんは初の記者会見で「自己責任」について問われ、「『いつ死ぬか分からない』という覚悟で行動していた」と話した※。

※「毎日新聞」2004年5月21日。

E1. マーシャル核被災者の補償 米「基金」枯渇の危機

1954年の水爆実験「ブラボー」※を含め、1946年から58年までの間に67回にわたって米国による核実験が行なわれたマーシャル諸島共和国(RMI)では、核実験被災者の補償問題が再びクローズアップされている。

RMIは1986年米国との間に(旧)自由連合協定(Compact of Free Association)を締結した※。同協定第177条※において、米は核被害地域に対する補償責任を受諾した。両国家間で締結された自由連合協定第177条実施協定※に基づき、米国が1.5億ドルを拠出して「マーシャル諸島核賠償基金」が創設された。同基金を原資に、米が核被害を認定した4地域※へ補償金を支払う「177健康管理事業」が実施されてきた。同じくこの基金によって設立された独立機関「核賠償認定法廷」(Nuclear Claim Tribunal: NCT)が疾病や土地被害請求の受付、審理、認定にあたってきた。

「マーシャル諸島核賠償基金」は当初は1.5億ドルを原資に創設されたものの、2004年4月16日現在、その残高はわずか600万ドル弱(NCT発表)にすぎず、現行制度の継続に黄色信号が灯っている。RMI政府は、2000年9月に米議会へ核実験追加補償を求める請願※を提出している。同請願書は、米議会からブッシュ政権に回され、現在も「検討中である」(モーリス駐マーシャル諸島米大使)という。

2003年には核実験補償追加補償などを求め、被災者団体ERUB※が活動を開始した。同年9月にはERUBの呼びかけでロンゲラップ環礁の女性を中心に約100名が、健康管理事業の継続などを求め、首都マジュロの米大使館前に集結した。2004年3月1日の水爆「ブラボー実験」50周年にあたりERUBは、証言ワークショップを3日間開催し、ハワイや米本土からの有力教会関係者も参加した。

旧自由連合協定は2003年9月に期限切れを迎え、同年4月30日、米国とRMI政府の間で改訂版自由連合協定(新協定)が締結された※。しかし新協定には、核実験補償の追加措置は盛り込まれなかったため、ヒバクシャからは反発の声が上がった※。また新協定には、MD計画で迎撃ミサイル発射場になっているクワジェリン環礁の米軍基地使用が2066年(場合によっては2086年)まで延長される合意を含んでおり、同環礁の有力者は反発している※。しかし03年11月の総選挙で新協定推進の与党が新協定反対を訴えた野党に勝利し、新協定は予定どおり2004年に発効した※。

2004年1月には「177健康管理事業」予算が底をつき、同事業は終結の危機に直面した。RMI政府は、他の用途の核賠償基金から取り崩すことを決定し、健康管理事業は同年9月30日までは継続されることとなったが、その後の見通しは立っていない※。

米から核被害が認定されていない地域からも核被害補償を求める動きがある。2004年3月2日には、米が核被害を認めていないアイルック環礁から、NCTへ核被害補償を求める訴訟が提起された※。

マーシャル諸島側から、米国に対して核実験補償の追加的措置を求める要請活動は、断続的に続けられている※。

一方、外部からはこうした動きに共感しつつも、「補償」に依存した生活の問題性も指摘されはじめている。

※特別記事3(84ページ)参照。

※自由連合協定締結までは、1947年から続いた米を施政権者とする国連信託統治領であった。自由連合協定にもとづき、RMIは米に軍事・安全保障上の権限を委譲する一方米国の軍事・安全保障上の権限に反しない範囲で、外交権と国内の自治権を得た。米国は(信託統治時代からの)軍事・安全保障上の既得権益を確保すると共に、RMIへ財政援助を行ってきた。

※ホームページ http://www.rmiembassyus.org/

※ホームページ http://www.nuclearclaimstribunal.com/177text.htm

※ビキニ・エニウェク・ロンゲラップ・ウトリックの各環礁。

※「マーシャル諸島での合併国の核実験に起因する諸状況における変化に関する合衆国議会への請願書」(2000年9月11日)。

※エニウェトク、ロンゲラップ、ウトリック、ビキニの頭文字をとったもの。「ERUB」はマーシャル語で「破壊」の意味。

※「ヤッコエ・オンライン」2003年5月13日。

※「マリアナス・バラエティー」2003年5月19日。

※「ヤッコエ・オンライン」2004年4月8日。

※「ヤッコエ・オンライン」2004年2月1日。

※「パシフィック・マガジン」、2004年5月4日。

※例えば、 http://www.yokwe.net/ydownloads/4atolls.doc参照。

※竹峰誠一郎「核実験補償によるサブシステンスの更なる剥奪」(横山正樹他編著「脱「開発」へのサブシステンス論」法律文化社、2004年、161頁所収)。

E2. 被爆認定集団訴訟、始まる

2003年4月17日、札幌、名古屋、長崎の3地裁で、2001年5月に厚生労働省が策定した「原因確率※」を基準とする原爆症認定の審査基準により原爆症認定申請を却下された被爆者が、却下処分の取り消しを求める最初の集団提訴を行なった。2004年5月末現在、原告数は140名を超え、係属裁判所も、先の3地裁に仙台、千葉、東京、静岡、大阪、広島、熊本、鹿児島の8地裁を加えた11地裁に及んでいる。

この背景にあるのが、厚生大臣の上告を棄却し松谷原爆訴訟※の原告勝訴とする最高裁判決（2000年7月18日）、および同種の京都原爆訴訟※における大阪高裁での勝訴判決の確定（2000年12月）である。日本被団協等は、これら最高裁判決等に基づいて、厚生労働省に対し、ほぼ2kmで原爆放射線の放射線の影響がないとするそれまでの原爆症認定※実務を改めるように求めたが、厚生労働省は、原因確率を基準とする原爆症認定の審査基準に基づく原爆症認定実務を始めた。

原因確率の導入は、松谷訴訟最高裁判決前よりも、原爆症認定が被爆者により厳しくなるというものであった。そこで、日本被団協は、2001年10月から原爆症認定の集団申請運動を展開するとともに、認定申請を却下された被爆者については、却下処分取消を求めて集団で提訴をする運動を進めてきた。

日本の被爆者施策の基礎に、日本の戦争被害者対策がある。即ち、全ての戦争犠牲者は、戦争犠牲を堪え忍ぶべきだ（受忍論）という戦争責任否定の原則があり、そのため、被爆者援護法においても特殊な放射線被害のみが援護の対象となっている。被爆者対策の基礎にあるもう一つの考え方が、放射線被害もできるだけ小さくしようとするものである。放射線被害を他の被害と分断し、その被害の評価を小さくすることは、アメリカとの関係、すなわち核政策の反映であると言える。訴訟の中で問われているのは、これらの分断や過小評価である。

ところで、原因確率という原爆症認定の審査基準の「科学的」基礎は、戦後アメリカによって設置されたABCCと、その後身で日米合同の特殊財団である放影研※による膨大な量の被爆者を調査対象とするLSSやAHS※と言われる疫学調査である。この調査は、アメリカの策定した線量の評価基準であるDS86により、被爆者をグループ分けして癌等の死亡率、発病率を調査するものであるが、この調査の問題は、DS86が残留放射能（放射性降下物や誘導放射能）、更には、とりわけチェルノブイリ原発事故以後に問題となった体内被曝を全く無視し、比較対照に当たって、低線量群を非被爆者群としておいていることである。そして、この放影研のデータが、ICRP※の現行放射線防護基準の最大の基礎とされていることも注目されて良いであろう。従って、集団訴訟は、核兵器問題のみならず、放射線問題に広く影響を持つ提起を含んでいる。

被告（厚生労働大臣と国）は、被爆者対策は放射線被害に限ることを前提に、「放影研の調査では、低線量被曝や残留放射能は、基本的に人体に影響はない」と主張して争っている。

この訴訟で原告となった被爆者たちは、自らの身体をもって、自らや家族が差別されるかも知れないにもかかわらず、また、思い出すことさえ苦しいにもにもかかわらず、多くの被爆者たちの様々な体験を積み上げることによって原爆が如何に残酷なものかを明らかにしようとしている。

※原因確率：具体的には、被爆者の距離、被爆地、遮蔽の別により被爆者の被爆線量を算出し、これにABCC―放影研の放射線影響調査に基づく疾病別、性別、年齢別に作成された原因確率（その疾病に対する集団的な放射線の影響率）の表を当てはめ、それを基礎に原爆症認定を行うもの。

※原告松谷英子が、長崎の爆心地より2.45kmで被爆し、脳孔症となって片麻痺となった事案について、原爆放射線の影響があるか否かが争われた事案。1988年9月に提訴。

※原告小西健夫が広島の爆心地より約1.8kmで被爆し、白血球減少症と、肝機能障害となった事案について、原爆放射線の影響があるか否かが争われた事案。

※原爆症認定：被爆者が、①原爆放射線に起因しまたは、治癒能力が原爆放射線の影響により（原爆放射線起因性）、②現に医療を要する状態にある傷害、または疾病に罹患しているとき（要医療性）、当該被爆者の申請に基づき厚生労働大臣が原爆症と認定するものである。認定を受けた被爆者は医療費の全額支給と一定の手当を受ける。

※ABCCと放影研：原爆傷害調査委員会（ABCC）は、戦後アメリカにより設立され、1975年に（財）放射線影響研究所となった。

※LSSとAHS：ABCC―放影研により行われている疫学調査の名称。LSSはLife Span Study（寿命調査）で、1950年以後、対照群も含め約10万人を継続的に死因調査をするもの。AHSはAdult Health Studey（成人健康調査）で、その内の約2万人について、健康診断を継続して行うもの。

※ICRP：国際放射線防護委員会

E3. 在外被爆者、裁判つづく

※被爆者援護法：1994年に、1957年制定の原爆医療法と1968年制定の原爆特別措置法を1本化しかつ援護内容をより充実させて制定された法律。広島、長崎の被爆者であることが認められると被爆者健康手帳の交付を受け、健康診断、医療費支給、手当支給、葬祭料支給などの各種援護を受けることができる。戦争被害に関する法律の中では唯一「国籍条項」がない法律である。

※402号通達：厚生省が1974年に各都道府県、広島市、長崎市に出した「日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者については、原爆特別措置法の適用がないものとして失権の取り扱いをするものと解される」という内容の通達である。この通達を根拠に日本政府は在外被爆者が日本で得た手当受給権を、日本出国により失権させてきた。

2003年2月7日、福岡高裁は、在韓被爆者の李康寧（イ・ガンニョン）さんが、被爆者援護法※に基づく健康管理手当の支払いを求めた裁判で、福岡高裁は「出国で被爆者の地位は失われず、健康管理手当の受給権を有している」として日本政府に手当支払いを命じた。これは、2002年12月5日に大阪高裁で郭貴勲（カク・キフン）さんが勝訴し、12月18日に日本政府が上告を断念した後の判決であった。郭貴勲さんの判決の結果、402号通達※は違法との司法判断を受け、今後は日本で手当受給権を得た在外被爆者が日本を出国しても手当を支給することを日本政府は決めた。しかし、大阪高裁が手当支払を大阪府に命じたのに対し、李康寧さんの場合、福岡高裁は国に支払いを命じたため、日本政府はこの点を不服として上告した。

郭さんへの控訴断念後、厚生労働省は、過去の不支給手当分について、公法上の時効5年が経過していない手当分についてのみ支払うこととした。だが、長崎在住被爆者・廣瀬方人さんが1994年から1年間中国滞在中に不支給となった手当の支払いを求めた裁判で、2003年3月19日に長崎地裁は、「402号通達によって不支給手当の請求が妨げられてきたので、国が消滅時効を主張して、過去5年以前に遡る不支給手当の請求権を認めないのは権利の濫用である」として、国に手当の支払いを命じた。しかし、日本政府は控訴し、福岡高裁は2004年2月27日に「手当支給義務は長崎市にある」「不支給手当の請求権は時効により消滅した」との判決を下したため、廣瀬さんは上告した。

2004年3月20日には大阪地裁で郭さんや李さんと同種の裁判を争っていた在韓被爆者・李在錫（イ・ジェソク）さんが完全勝訴した。判決は、手当の支払いを大阪府に命じたので、日本政府は控訴しなかった。

厚生労働省は、郭さんへの上告断念後も、在外被爆者が被爆者健康手帳や手当を申請する際には、日本に現住しなければならないとし、被爆者援護法に定める手当支給以外の援護（健康診断、医療費支給、葬祭料支給）については、日本国外では実施できないとしている。そのために、病床にあって最も援護を必要とする被爆者は、何らの援護も受けられないままである。

これに対し、病気で日本に行かれない在米被爆者2名と死亡した在米被爆者の遺族1名が、アメリカから広島市に提出した健康管理手当の申請および葬祭料の申請が却下されたことを不服として、2003年12月17日に却下処分取消を求める訴訟を広島地裁に提訴した。

つづいて、2004年2月22日には、病床にある在韓被爆者の崔季澈（チェ・ゲチョル）さんが韓国から長崎市に提出した手当申請の却下処分取消を求める裁判を、長崎地裁に提訴した。さらに、崔さんは2004年5月18日、1980年5月に長崎市で渡日治療を受けた際に得た手当受給権が1か月後の韓国帰国によって消滅させられたことは違法であるとして、1980年7月から今日までの手当支払いを長崎市に求める裁判を提訴した。

日本国内被爆者と在外被爆者の間の日本政府による援護の格差はまだ大きく、平等な援護を求める在外被爆者の闘いは続いている。在韓被爆者の場合、韓国原爆被害者協会登録被爆者は2,179名で、うち被爆者健康手帳取得者1,480名、手当受給者1,363名で、816名がまだ手当を受けられずにいる。

E4. 劣化ウラン（DU）禁止を求める声、湧き起こる

2003年6月11日、広島で「劣化ウラン弾禁止（NO DU）ヒロシマ・プロジェクト」が発足した※。イラク戦争開戦の空気が高まる3月3日、広島市の中央公園には「NO WAR」、「NO DU」の人文字が広がった。約6,000人の市民が作ったこの人文字の航空写真は、イラク戦争開戦から間もない3月24日、意見広告としてニューヨークタイムズに掲載された。原爆投下によって未曾有の被害を受けた広島では、今も多くの被爆者が放射能障害に苦しんでいる。「劣化ウラン禁止」をイラク反戦の具体的柱にすえた理由はそこにあった。この行動を母体に「ヒロシマ・プロジェクト」が生まれた。

劣化ウランとは天然ウランから核兵器や核燃料に用いるウラン235を濃縮する工程で発生する物質である。主成分は天然ウランと同じウラン238であるが、ウラン235の含有量は天然ウランの3分の1以下である※。45億年という極めて長い半減期と天然ウランの60%の放射能を持つ劣化ウランのもう一つの特徴は、密度と強度が極めて高いことだ。そこで、これを弾芯に用いた銃弾や砲弾＝劣化ウラン弾が戦車等の装甲を貫通する並外れた能力を持つ兵器として開発され、1991年の湾岸戦争で初めて実戦で使われた※。

湾岸戦争後、イラクではガン※や異常出産の発生率が急上昇し、米国では従軍した帰還兵の多くが原因不明の病気や障害を訴える「湾岸戦争症候群」が大きな社会問題になっている。これらの健康被害の原因であると疑われる劣化ウランの禁止を求める運動は90年代から世界各国で高まってきた。しかし2003年のイラク戦争でも劣化ウラン弾は使われた。米軍は使用自体は認めた※が量や形態は公表していない。英軍は1.9トンの劣化ウラン弾を戦車から発射したこと※を明かした。

禁止運動は国際的連携を強めている。2003年10月13日「劣化ウラン禁止を求める国際連合」※（ICBUW・本部ブリュッセル）が結成された。ICBUWが同年12月21日に発表した「劣化ウラン禁止条約案」※は劣化ウランの軍事利用を禁じる初めての拘束力を持った国際法的枠組みの提案である。

ところで、劣化ウラン禁止運動にとっての困難は、人体への影響に対する評価が全く定まっていないことだ。米国も劣化ウランが人体に影響を与える可能性を認めている※が病気や障害との因果関係は、信頼できる科学的証拠に基づいて証明されていないという論理で保有、使用を合理化し※、使用後の浄化作業も拒否している※。

「核戦争防止国際医師会議（IPPNW）」の2001年の報告書「劣化ウラン兵器と戦後の急性の健康への影響」※は、この困難を克服する道筋を示唆している。報告書は、劣化ウランの人体への影響の有無を断定するには疫学的知見が不足しているという認識を示した上で、「ある物質あるいは工程が無害であるとの説得力のある証拠がない限り、リスクを想定しなければならないという『予防原則』に基づいて」使用禁止されるべきであると勧告した。

米プリストン大学教授フランク・フォン・ヒッペルは、IPPNWの報告書へのコメント※を、要旨次のように結んでいる。(1)劣化ウランの人体への影響はごく限られた場合を除いては非常に小さいものである。したがって、この問題は反核兵器運動が劣化ウラン禁止キャンペーンに高い優先度を与えることを正当化するほど大きなものではない。(2)しかし、汚染された車両や破片は潜在的な有害物であるので、人々が劣化ウランに曝されるのを最小限にするために、除去するか埋設するべきである。

※http://www.nodu-hiroshima.org/
E-mail:info@nodu-hiroshima.org
FAX:082-922-2592

※天然ウランと米国防総省の劣化ウランの組成比較：

	天然ウラン	劣化ウラン
ウラン234	0.0057	0.001
ウラン235	0.72	0.20
ウラン236	0	0.0003
ウラン238	99.28	99.8

出典：1995年5月米陸軍環境政策研究所（AEPI）「陸軍の劣化ウラン使用による健康及び環境への影響に関する技術的報告」

※ボスニア（94～95年）とコソボ（99～2000年）でもNATO軍によって使われた。

※バスラの癌発生率は、88年の10万人あたり11人が98年75人、2001年には116人に激増した―2003年8月6日の広島での市民集会でのアル・アリ医師（イラク・バスラ教育病院がんセンター長兼教授）の証言。出典：パンフレット「劣化ウラン弾禁止を求めるヒロシマ・アピール」（劣化ウラン禁止ヒロシマ・プロジェクト編集・発行）。

※「米中央軍司令部ニュースリリース03―03―68」2003年3月26日。

※国連環境計画（UNEP）進捗報告「イラクにおける環境」（2003年10月20日）。

※ホームページ http://www.bandepleteduranium.org/

※「劣化ウラン兵器の開発、製造、貯蔵、輸送及び使用並びに破壊の禁止に関する条約案」。

※「劣化ウランが体内に入ると、重大な医学的結果が引き起こされる可能性がある。リスクには放射線によるものと化学的なものの両方がある」（前出、AEPIの95年の報告書）。

※在日米大使館http://japan.usembassy.gov/「主要な政策課題＜劣化ウラン問題＞」。

※「BBCニュース・オンライン」2003年4月14日。

※邦訳は「軍縮問題資料」2003年9月号。

※同上。

F1. 平和市長会議、「2020ビジョン」を呼びかけ

2003年11月22−24日に開催された「第2回核兵器廃絶−地球市民集会ナガサキ」※において、「2020年までに核兵器のない世界を実現すること」を目標に掲げた緊急行動計画が開始された。「核兵器廃絶のための緊急行動−2020ビジョン」※と名づけられたこの行動計画は、2005年の次回NPT再検討会議を基軸として、世界の自治体・NGO・市民が連携し、核廃絶に向けた一大キャンペーンを展開するよう、平和市長会議※が呼びかけたものである。

この行動計画が生まれたきっかけは、2003年のNPT再検討会議準備委員会に参加していた秋葉忠利広島市長が、平和市長会議として核廃絶に向けた緊急行動を立ち上げる意欲を示したことにある。これを受け、同会議に参加していた各国のNGO活動家を中心に、具体的な行動への取り組みが始った。行動計画は、2003年10月の平和市長会議理事会で正式に承認され、11月の長崎で発表された。

この行動計画の目標は、2005年に全ての核兵器を禁止し、2020年に全ての核兵器を廃絶することに向けて、国際世論を醸成するための段階的な行動をとることにある。具体的には、2005年のNPT再検討会議にて、「全ての核兵器の実践配備を即時解除すること」、「全ての核兵器の解体及び破棄に向けた明確な行動をとること」すなわち「2020年までに核兵器廃絶を実現するため、2010年のNPT再検討会議で『核兵器禁止条約』を締結することに向け、具体的な交渉を開始すること」が決定されること、などがあげられている。これらの目標に向け、「2020ビジョン」は、ステップ1(2004年NPT再検討会議準備委員会)、ステップ2(2004年8月ヒロシマ・ナガサキデー)、ステップ3(2005年NPT再検討会議)、ステップ4(ヒロシマ・ナガサキプロセス)※という段階的なプログラムを提示し、「市長」「NGO」「市民」がそれぞれの立場で「できること」を具体的に示した。

この緊急行動に連動して、さまざまな形で2005年に向けたNGOのとり組みが行われている※。2003年12月、IPPNW(核戦争防止国際医師会議)のボストン支部は、「核兵器のない世紀を求める医師のキャンペーン」を提案した。このキャンペーンには、各IPPNW支部が、平和市長会議の行動計画に参加するよう地域の市長に働きかけることなどが含まれる。核廃絶を求めるNGOの世界的ネットワーク「アボリション2000」※は、2003年の総会で「平和市長会議ワーキング・グループ」を作るともに、緊急行動を支えるキャンペーンを立ち上げた。2004年の総会では、緊急行動に連動して核兵器禁止条約の署名運動を進める「アボリション・ナウ!・ワーキング・グループ」も立ち上げた。

自治体のレベルでも、この緊急行動に賛同する動きが世界各地で広がっている。2004年3月19日現在で、世界の51自治体が、「2020ビジョン」への賛同を表明している※。2004年2月26日には、ブリュッセル(ベルギー)で開催された欧州議会(EU)本会議で、「2020ビジョン」を支持する決議文が採択された。これは、初の政府レベルでの承認であった。

行動計画のステップ1となった2004年のNPT再検討会議準備委員会には、12か国19自治体からの参加者で構成された「市長代表団」が出席した※。4月27日、本会議の中に設けられた3時間のNGOセッションにおいて、市長代表団のうち7名※が他のNGO代表者とともに、各国の政府代表団に向けて核廃絶を求める演説を行った。2005年の再検討会議に向け、核廃絶こそが世界の市民の思いであることを訴え続けるために、自治体・NGO・市民の挑戦が続いている。

※キーワードF2(284ページ)。

※資料19(331ページ)に全文。

※広島市、長崎市が提案した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市によって構成されるNGO。現在の会長は秋葉忠利広島市長、副会長は伊藤一長長崎市長、コモ市長(伊)、ハノーバー市長(独)、マンチェスター市長(英)、マラコフ市長(仏)、モンテンルバ市長(比)、そしてボルゴグラード市長(ロ)の7名。加盟自治体は、世界108か国・地域の605都市にのぼる(2004年5月31日現在)。
事務局:〒730−0811 広島市中区中島町1−2
TEL:082−241−2352
FAX:082−242−7452
E-mail:
mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp
mayors@pcf.city.hiroshima.jp
ホームページ http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/jp/index.html

※2005年NPT再検討会議で、核兵器廃絶プログラムの採択に向けた交渉開始が合意されない場合に、代替策として、対人地雷禁止条約を実現させたオタワ・プロセスを参考にした「ヒロシマ・ナガサキプロセス」を開始する。これは、NGOと賛同する国家が連携して国際世論を喚起し、2010年の条約制定の実現を目指すもの。
※ピースデポホームページでは、「核兵器廃絶−2005NPT市民連絡会議」の動きを紹介している。連絡会議の活動の一つが、「ビジョン2020」に関連する日本国内の動向を伝えることにある。

※アボリション2000のホームページを参照。http://www.abolition2000.org/

※平和市長会議のホームページを参照。

※(財)広島平和文化センター作成資料(「NPT再検討会議準備委員会出席に係る市長代表団活動の成果について」)参照。市長代表団のうち、市長自身の参加は9名。
※広島市長、長崎市長、ラークダル(ベルギー)市長(上院議員)、ベレステリ(ギリシア)市長、キエフ(ウクライナ)副市長、ホノルル市長室長、ニューヨーク市議会議員。

F2. 第2回「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」と長崎アピール

第2回「核兵器廃絶－地球市民集会ナガサキ」が、2003年11月22－24日の3日間の日程で開催された。この集会の目的は、国内外のさまざまなNGOが、思想、信条の違いを超えて結集し、核兵器廃絶へのより具体的な方策を模索して、長崎から発信しようということにあった。

2000年11月の第1回地球市民集会※に引き続き、今回の集会にも、従来のこの種の集会にはない特徴がみられた。まず、海外と国内の反核NGOのリーダーたちが思想、信条を越えて一堂に会することができたこと。次に、市行政（官）と市民（NGO）が合同で「地球市民長崎集会実行委員会」を結成し、集会の企画と運営をしたこと。そして、参加者が市民個人の資格で参加する"草の根"市民集会であること、などである。

※年鑑「核軍縮と非核自治体・2001」（ピースデポ刊）の特別記事「核兵器廃絶・長崎会議」（土山秀夫）参照。

実質的な討論は、2日間にわたり8つの分科会で行われた。2000年の第1回会議にはなかった分科会として、新しく今回「ジャーナリストフォーラム」、「米国の核戦略」、「核軍縮議員フォーラム」が持たれた。「ジャーナリストフォーラム」では、イラク戦争など危機的状況の中で、「ジャーナリストがいかなる基準や価値観でニュース等の報道を行うかを明確にすべきだ」などの意見が出された。「米国の核戦略」分科会では、米国の核態勢見直し（NPR）の危険性、日本政府の核兵器廃絶に向けての責任のとり方などが議論された。「核軍縮議員フォーラム」は、「核軍縮議員ネットワーク・日本（PNND日本）」と国際「核軍縮議員ネットワーク（PNND）」が初めて共催した議員フォーラムであり、注目を浴びた※。他にも「非核宣言自治体フォーラム」「非核兵器地帯と核の傘」「平和教育・平和文化」「NGOの取り組み」「被爆者フォーラム」の分科会が開かれた。「NGOの取り組み」では、平和市長会議による「2020ビジョン－核兵器廃絶をめざす緊急行動」が提起された※

※キーワードF6（252ページ）。

※キーワードF1（241ページ）。

11月24日の閉会集会にて、核廃絶に向けた国際的運動を呼びかける「長崎アピール」※が採択された。これは、各分科会で討議された問題を、分科会のコーディネーターや実行委員会から選出されたメンバーで構成された「長崎アピール起草委員会」がさらに討議する過程を経て、作成されたものである。「長崎アピール」は発表と同時に、国連を初め、各国在日大使館や平和市長会議のメンバーなど、国内外の諸団体にも送付された。

※資料18（329ページ）を参照。

延べ参加者数は、第1回を上回る6,700余人に上った（第1回は5,600余人）。第1回地球市民集会は、2000年5月に開かれた核不拡散条約（NPT）再検討会議において「核兵器国による核兵器廃絶への明確な約束」がなされたことを受け、核兵器廃絶の希望を抱かせた雰囲気の中での集会であった。しかし、今回は、2000年当時の状況とは大きく様変わりした、核をめぐる危機的状況のなかで、しかも、2005年の広島・長崎60周年と2005年NPT再検討会議をほぼ一年後にひかえた集会であった。

今回の集会を、実行委員会委員長の土山秀夫氏は次のように振り返る。

「各分科会を通じて共通していたのは、国内外のNGOがむしろ危機感をバネにして、より逞しく、より強固に連帯し、あくことなき核兵器廃絶への意志を再確認できたことでした。それは単に現状への嘆きや鋭い批判に留まらず、積極的な提言や政策提示となって出された点に、私たちは今後への光明を見いだせたと言えるでしょう。」※

※「第2回核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」報告書から抜粋。

F3. 日韓NGO、「東北アジア非核地帯」ワークショップを共催

2003年4月30日、ピースデポと韓国のNGO「韓半島平和市民ネットワーク(CNPK)」は、2005年核不拡散条約(NPT)再検討会議の第2回準備委員会(4月28日－5月9日)と並行して、ジュネーブ国連本部内の会議室でワークショップ「北朝鮮のNPT脱退危機における東北アジア――戦争ではなく非核地帯を」を開催した※。2003年1月10日の朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)によるNPTからの脱退宣言を受け、準備委員会においては北朝鮮の核をめぐる議論に焦点が当てられていた。そういったなかで、核をめぐる北朝鮮の動きと問題点を明らかにし、地域安全保障に対してそれらの動きが意味するところにおいて議論したこの企画は、まさに時宜を得たものであった。また、日本と韓国のNGOが共催で、NPT会議の期間中にワークショップを開くということはそれまでに例のない画期的なとり組みであり、各国のNGOからの注目を集めた。およそ60名ほどの出席者の中には、韓国、カナダなどの外交官の姿もあった。事前に招待状を送達して参加を促していたものの、米国、中国、ロシアの核兵器国、日本、北朝鮮政府の参加は得られなかった。

※特別記事1(45ページ)参照。

ワークショップには、パネリストとして、梅林宏道氏(ピースデポ代表)、ウクシク・チョン氏(韓半島平和市民ネットワーク代表)、ティモシー・サベジ氏(慶南大極東問題研究所客員研究員)の3名が参加した。また、パネル討論を受けて、英米安全保証情報評議会(BASIC)研究員のナイジェル・チェンバレイン氏、ピースボート共同代表の櫛渕万里氏がコメントをした。

上記のワークショップと同じ日には、準備委員会の本会議において3時間のNGO公式セッションが設けられ、各国から集まったNGO代表者11人が意見発表を行った。その中には、日本のNGOとして初の意見発表を行なった梅林氏も含まれる。これは、各国の代表団に東北アジア非核地帯の意義を訴える貴重な機会となった※。

※特別記事1(45ページ)に全文が掲載。

2004年の第3回準備委員会においても、各国政府およびNGOが一堂に会するNPT会議の場を最大限に活用し、「東北アジア非核地帯」構想を推進させる機会にするという日韓NGOの努力は継続された。2004年4月28日、第3回準備委員会会期中のニューヨーク国連本部において、ピースデポは、CNPKとの共催で、再びワークショップを開催した。今回のワークショップでは、前年のジュネーブでの経験を基礎として、さらに具体的に議論を進展させることが目的とされた。そのための「たたき台」となったのが、モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」(案)※である。梅林氏が起草し、日韓の専門家や市民の声を反映させて作成されたこの条約案は、さまざまな角度から検証された。

※特別記事1(45ページ)参照。

パネルには、2003年に引き続き梅林氏、チョン氏のほか、金子熊夫氏(エネルギー環境外交研究会会長)、ダニエル・ピンクストン氏(モントレー不拡散研究センター研究員)が参加した。約50名の参加者が集まり、活発な議論が飛び交う会場には、ロシア政府関係者の姿もあった。国際法の専門家であるジョン・バローズ氏(核政策に関する法律家委員会委員長)らがコメントをした。ロシア以外の核保有国、日本、韓国、北朝鮮からの政府関係者の出席は得られなかった。

F4. IPPNW「北アジア地域会議」、京都で開かれる

「核兵器廃絶」を中心的な理念とする核戦争防止国際医師会議（IPPNW）※は、1980年の設立以来23年間の歴史があり世界57か国に支部を持つ国際NGOである。

※IPPNWは1985年にノーベル平和賞を受賞。
http://www.ippnw.org/

2003年10月4-5日の京都における第4回IPPNW「北アジア地域会議」は、2004年9月に予定されている第16回IPPNW世界大会（北京）に先立って、「北東アジアの緊張緩和と非核化を目指して」をテーマに開催された。今回の会議は、北朝鮮の核問題などを背景に、韓国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、中国、日本の4か国の医療従事者が相互理解と信頼醸成の環境整備作りに尽力し、国際NGOとして民間レベルから平和的な解決の糸口を模索する努力の一環であった。1997年11月に第1回IPPNW北アジア地域会議が長崎で開催され、1999年10月には北京で第2回会議が開催された。2001年10月には平壌（ピョンヤン）で第3回会議を開催することが計画されていたが、北朝鮮支部からの申し出により直前に延期が決定した。

IPPNW日本支部が主催した今回の会議には、海外からのゲスト16名、学生20名を含む170名余りが参加した。北アジアからの参加は、中国支部、日本支部、そしてオブザーバーのモンゴルの三か国であった。中国からはル・ルシャン中国支部長を始めとして4名が参加し、支部が作られていないモンゴルからも1名の参加があった。北朝鮮支部からは当初参加希望が寄せられたが、最終的には不参加となった。韓国支部からは数名の参加が見込まれていたが、約1か月前に韓国が台風により甚大な被害をうけ、医師が多忙になったため、結局全員キャンセルとなった。北アジア以外の地域からは、マレーシアからロナルド・マッコイIPPNW会長夫妻、オーストラリアからイアン・マドックスIPPNW理事会議長夫妻、米国からマイケル・クリストIPPNW事務局長、ロバート・グールドPSR（IPPNW米国支部）会長、ロナルド・ビスリンPSRサンフランシスコ湾岸地域支部理事、スウェーデンからアンナ・ヘルマンSLMK（スウェーデン支部）理事とリチャード・フリステットSLMK理事が参加した。

議論の主なテーマは、米国の一国主義と核政策、および、東北アジア非核地帯化構想の2点であった。10月5日午前の部では、マッコイIPPNW会長が「今日の核の脅威と我々に課せられた使命」と題して、梅林宏道ピースデポ代表が「冷戦後のアメリカの核戦略」と題して、午後の部では韓桂玉（ハン・ケオク）大阪経済法科大学客員教授が「北東アジア非核化の追求」と題して、それぞれ基調講演を行った。

オブザーバー参加のモンゴルからは一国非核地位宣言の経験が報告された。会議を通して活発な議論がもたれたが、北朝鮮、韓国からの出席者がいなかったことなどを受け、参加者の拡大が今後の課題として残った。2004年9月の北京世界大会への参加の努力が期待されている。

会議の最後に、核兵器とその他の大量破壊兵器の廃絶を求める「京都宣言」※が採択された。同宣言は、核兵器による先制攻撃も辞さない構えを見せる米国の一国主義を非難し、米英のイラク攻撃がイラクの人々および環境へ甚大な被害を与え、それが戦争終結後半年以上を経ても継続していること等を指摘した。また、北朝鮮の問題に言及して「北東アジアに住む我々は、この地域の紛争・戦争を対話と協調により予防し平和共存を模索しなければならない」と強調した。

※広島県医師会速報第1847号（2003年10月25日）。http://www.hiroshima.med.or.jp/kenisikai/sokuhou/f-sokuhou.htm

F5. 核軍縮議員ネット、初の世界規模会議

2003年11月7日～9日、カナダのバンクーバーにあるブリティッシュ・コロンビア大学リウ世界問題研究所において、核軍縮議員ネットワーク（PNND）の国際会議が開催された。2002年11月にヨーロッパ議会で欧米の参加議員がセミナーを開催したことがあったが、このバンクーバー会議はPNNDが2001年に組織作りを開始して以来、初めての世界規模の会議であった。会議は「核の危険から協調的安全保障へ：議員と核軍縮の法的義務」と題して行なわれた。

会議には、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ベルギー、インド、韓国、タンザニア、ニジェール、米国、英国の国会議員と国連、IAEA、その他政府関係者とNGO専門家が参加した。国連からは、軍縮担当の阿部信泰事務次長がすべての日程に参加した。日本の参加は、あいにく11月9日が総選挙の日と重なり、核軍縮議員ネットワーク・日本※の代表である鈴木恒夫議員（衆・自民・神奈川）のメッセージを、梅林宏道氏（PNND東アジア・コーディネーター、ピースデポ代表）が代読する形での参加となった。また、会議が開かれる直前に時代を象徴する事件が発生して、イスラエルからの議員が参加できなかった。つまり、開会の2日前、会議への参加を予定していたイサーム・マフール議員に対する暗殺未遂事件が起こったのである。彼の車に爆弾が仕掛けられ爆発したが、幸い彼も家族も被害から免れた。マフール議員はイスラエルの核政策の公開を要求し、政府の安全保障政策を批判する先頭に立っていたが、それへの反動から暗殺が企てられたと考えられている。

※「核軍縮議員ネットワーク・日本」については、キーワードF5（250ページ）、F6（252ページ）。

会議では、韓国、インドといったホット・スポットの状況と、米国、英国の核政策に焦点が当てられると同時に、国連第一委員会が終わったばかりであり、そこで話題となった新アジェンダ連合決議案への支持を強める必要性が強調された。

その他、PNNDが将来議論を深め、その役割を追求することができるテーマとして、次のような問題が挙げられた。

- ●東北アジアにおける非核地帯の設立
- ●既存の非核地帯を結合して一つの「南半球及び近接地域非核地帯」を形成すること
- ●核兵器を撤廃するための国際条約について、準備的な作業を始めること
- ●「核兵器廃絶のための緊急行動」を提案した世界平和市長会議※と議員の協力関係を模索すること
- ●国内法の制定によって核兵器の使用や使用の威嚇を犯罪とすること

核軍縮議員ネットワークは、国際NGO「中堅国家構想（MPI）」の提唱で始まった。現在約40か国から約250の議員が参加している。2002年には、サンフランシスコにある世界安全保障研究所（GSI）のプログラムの一つになった。PNNDの活動の基本は核軍縮のための議員間の情報交換と相互支援の促進であり、ウェブサイト※を中心に日常活動が行なわれている。ニュージーランドと日本に超党派の支部が形成されている他は、各議員が個人参加するネットワークである。非議員の国際コーディネーター、欧州コーディネーター、東アジア・コーディネーターが補助活動をしている。

※世界平和市長会議の「核兵器廃絶のための緊急行動」については、キーワードF1（242ページ）。

※http://www.gsinstitute.org/pnnd/　また、国際コーディネーターの電子メールアドレスは、　alyn@pnnd.org　東アジアコーディネーターの電子メールアドレスは、cxj15621@nifty.ne.jp である。

F6. 長崎で議員フォーラムを開催

※キーワードF2(244ページ)。

※Middle Powers Initiatives (MPI) の訳語。国際的NGOの名称で、核兵器を保有しない中堅国家が連合して核兵器廃絶を推進するよう働きかける目的を持つ。構想の趣旨を述べた邦訳本が出版されている。「核兵器廃絶への新しい道―中堅国家構想」(ロバート・グリーン著、高文研。1999年)

※勧告部分が年鑑「核軍縮と非核自治体・2001」(ピースデポ刊)に訳出されている。

2003年11月23日、第2回地球市民集会ナガサキ※の中で、「核軍縮議員ネットワーク・日本(PNND日本)」と国際「核軍縮議員ネットワーク(PNND)」が、PNND日本として初めての議員フォーラムを共催した。ダグラス・ロウチ上院議員(カナダ、中堅国家構想※・議長)、キース・ロック議員(ニュージーランド、緑の党)、鈴木恒夫衆議院議員(自民党、PNND日本代表)、中川正春衆議院議員(民主党)の4人の議員が参加し、アラン・ウェア(PNND国際コーディネーター)、梅林宏道氏(PNND東アジア・コーディネーター)の2人が司会を務めた。約170名の市民が参加した。

議員フォーラム開催の重要性について、司会者は、核軍縮問題では世界的に市民と政府の見解の間に大きな溝があり、それを埋めるのが議員の役割であること、したがって市民と議員の公開フォーラムを重ねることが重要であること、また、世界の議員同士が核兵器に関する現状や各国の核軍縮政策に関して情報を共有し、意見交換することが核兵器廃絶努力に不可欠であること、を強調した。

ロウチ議員は、カナダの実践例を掲げて、市民社会と議員の連携が実際に大きな役割を果たしうることを語った。市民社会の一致協力した政策提言が効を奏して、カナダ議会外交・貿易委員会が政府の核政策に関する包括的な見直しに着手したのである。1998年末、委員会は勧告を盛り込んだ「核兵器政策見直し報告書」※を政府に提出した。勧告には、カナダが加盟するNATO(北大西洋条約機構)の核政策の見直しを、カナダ政府が積極的に働きかけることが含まれていたが、政府は実際それを実行した。結果として、NATOの核政策を変えることはできなかったが、NATOで初めての核政策見直しとなった。

キース・ロック議員は、ニュージーランドの議員の中に核兵器搭載軍艦の領海からの締め出しに関してコンセンサスがあることに代表されるように、議員の核問題に関する意識に市民が決定的な影響力を持っていることを説明した。反核運動への姿勢が選挙運動において重要であり、非核政策に反対すれば選挙で不利に働くことから、議員の反核意識は高くならざるを得ないという。その結果、86年に発効した南太平洋非核地帯条約の実現にニュージーランドは積極的な役割を果たし、その後、自国をより厳しい非核地帯にする国内法を制定した。現在は、オーストラリアとニュージーランドのPNND議員は、南半球全体を非核地帯にする政策を進めている。

カナダとニュージーランドの例に比較して、日本では市民と議員の連携、また議会における核軍縮へのとり組みが十分ではないことが、二人の議員から率直に説明された。鈴木議員は、日本の平和憲法をめぐる時代状況への危機感を表明し、PNND日本※のメンバーは03年11月の総選挙前に62人であったものが、総選挙で15人が落選し47人へと激減したと報告した。中川議員は米国のブッシュ政策への批判の結果、日本に「自立外交」の流れが生まれている、その中には核武装までも想定した危険な流れと同時に、国連改革下での集団安保体制の強化やアジアを中心とした地域的集団安全保障の模索の流れがあると指摘し、後者の流れの中で核廃絶を追求すべきであると述べた。

※核軍縮議員ネットワーク・日本は2002年7月に結成された。現在47人。議長:鈴木恒夫(衆、自民)。幹事:岡田克也(衆、民主)、土肥隆一(参、民主)、赤松正雄(衆、公明)、東門美津子(衆、社民)、中村敦夫(参、みどり)、山本一太(参、自民)、江田五月(衆、民主)、高野博師(参、公明)。事務局長:河野太郎(衆、自民)。
連絡先:〒100-8982
千代田区永田町2-1-2
衆議院第2議員会館206号室
河野太郎事務所。
(T)03-3508-7006
(F)03-3500-5360

F7. イラク反戦を訴える米国の自治体

2003年3月12日※、3千人近くの人々が犠牲になった「9.11事件」の現場である世界貿易センタービルの跡地に近接するシティホールで、ニューヨーク市議会は、イラク攻撃開始に向かって着々と歩みを進めるブッシュ大統領に「待った」をかける決議を採択した。賛成31、反対17で可決したこの決議は、「イラクが米国とその同盟国の安全保障に対する現実的で差し迫った脅威であると証明される」、もしくは、「大量破壊兵器とその開発手段の廃棄を求めた安保理決議を遵守させるためのすべての選択肢が失敗に終わる」という2つの場合を除き、「ニューヨーク市はイラクへの先制攻撃に反対する」と決定したものである。大統領は「将来の攻撃から米国を守るため」と声高にイラク攻撃の必要性を訴えていた。連邦議会の多数もそれに同調した※。このような中でニューヨーク市民の代表は冷静な判断を下したのだった。

※米英軍によるイラク空爆の開始(3月20日:現地時間)の8日前。新安保理決議の採択放棄(3月17日)の5日前。

※米下院は2002年10月10日、上院は11日に大統領にイラク武力攻撃の権限を与える決議を可決した。

この決議は、米政府に以下のことを求めた。

- ●国際関係における「法の支配」および「人権第一主義」への誓約を再確認し、国連安保理を通じてあらゆる努力を払うこと。
- ●イラクが生物・化学・核兵器を保有していないことを確認するための努力において、他の国々や国際機関による参加を確保し、また、イラク全国民の人権を向上させるために、あらゆる適切な措置を講じること。
- ●安保理を通して、他の国々とともに、国連兵器査察官がイラク国内のすべての地域および施設に支障なくアクセスできることを確保し、また、査察官に対して、安保理決議に基づく努力を払うための完全かつ公平な機会を確保すること。

ニューヨーク市と同じようにイラク攻撃に反対する決議をあげた自治体は、この時点ですでに全米で100を超えていた。カリフォルニア州バークレーなど学生運動で知られた街はもとより、ニューヨーク、シカゴ、ロサンジェルスなどの大都市から、人口8000人の町、メリーランド州のマウント・レイニアまで、イラク戦争に反対する声は全米に広がっていった。その背景には、ウェブサイトを活用して運動を支えた「平和を求める都市(シティズ・フォー・ピース)」※1の貢献が大きい。各地で採択された決議や関連した動きなどを紹介するほか、決議を採択させるまでの手順や地域で運動を起こす際のさまざまなアイデアを紹介した「決議ツールキット」などもホームページ上で提供している。

コネチカット州ケントでイラク戦争反対決議を採択させる運動の先頭に立った87歳のリゼル・スタンデンさんは次のように語る。「ブッシュ大統領はアメリカの小さな街の声を聞くことになるでしょう。アメリカの偉大なる、小さな街に住む私たちのほうが、時には議会よりも、民主主義を大事に守っているのです。」※2

イラクへの先制的かつ一方的な攻撃に反対を表明した決議を採択した自治体の数は、2004年5月末の時点で「シティズ・フォー・ピース」に紹介されているだけでも165に上る。右の表は、その州別の一覧である。

イラクへの先制的・一方的攻撃に反対する米国の自治体決議※

州名	自治体数
カリフォルニア	28
コロラド	9
コネチカット	6
フロリダ	1
ジョージア	1
ハワイ	2
アイダホ	1
イリノイ	6
インディアナ	2
アイオワ	2
メイン	8
メリーランド	6
マサチューセッツ	12
ミシガン	11
ミネソタ	1
ニューハンプシャー	1
ニュージャージー	13
ニューメキシコ	1
ニューヨーク	14
ノースカロライナ	3
オハイオ	11
オレゴン	4
ペンシルバニア	4
ロードアイランド	2
テキサス	1
ユタ	1
バーモント	3
バージニア	2
ワシントン	3
ワシントンD.C.	1
ウィスコンシン	5
合計	165

出典:「平和を求める都市(シティズ・フォー・ピース)」

※このほかにも、5つの自治体が、それぞれの議員の過半数以上の署名とともに、大統領等に宛てた要請書を送っている。全会一致の決定方針などにより、議会が決議を採択できない場合にこのような方式がとられることがある。

※1 ワシントンD.C.にあるシンクタンク「政策研究所(IPS)」のプロジェクト。http://www.ips-dc.org/citiesforpeace/index.htm

※2「ネーション」、2003年3月31日号。

F8. 20周年を迎えた 日本非核宣言自治体協議会

※連絡先：
852-8117 長崎市平野町7-8長崎原爆資料館内
TEL：095-844-9923
FAX：095-846-5170
http://www.nucfreejapan.com/

2003年8月9日、日本非核宣言自治体協議会（会長：伊藤一長長崎市長。以下「協議会」）※は結成20周年の記念大会を長崎市で開催した。

1984年8月に、広島県府中市の呼びかけで結成された「協議会」は、「非人道的核兵器の使用が、人類と地球の破滅をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立すること」（会則第2条）を目的としている。主な活動は、非核都市宣言に関する情報・資料の収集、調査・研究、非核都市宣言呼びかけのための活動、平和事業担当職員の研修会開催、各自治体の平和事業推進などである。府中町で開催された結成大会に参加した自治体は19であったが、現在では加入自治体数は326に拡大している※。

※2004年6月6日現在。ちなみに全国の非核宣言自治体数は2,607.これは全自治体の82%にあたる。

20周年記念大会では、「非核三原則の法制化」、「核兵器保有国の核廃絶に向けた明確な約束の実行」などを訴えた決議を採択した。全文を次ページに掲載する。

20周年を記念して二つの事業を実施した。一つは、2003年4月に開始された「巡回原爆展」である。全国を9ブロックに分け、2004年3月末までに26か所で開催された。この巡回展は、2004年4月以降も継続されている。もう一つの記念事業は、被曝アオギリ2世と被曝クスノキ2世を希望する会員自治体に贈呈することである。前者は、広島の爆心地から北東1.3kmの地点、後者は長崎の爆心地から800mの地点でそれぞれ被曝しながら再生した原木の種から育てられた苗木である。原爆の恐ろしさと平和と生命の大切さを伝えるシンボルとして各地に届けられ、植樹された。

協議会が継続してきた重要な活動のひとつは、核実験に抗議を意志を伝えることにある。米国は2003年1月から2004年5月までの間に2回の未臨界核実験※（第20回、21回）を行なった。実験実施計画の発表時を含め、協議会は5回にわたって抗議文を米大統領あてに送った。

※キーワードB3（158ページ）。

第21回協議会総会と第19回非核自治体全国大会は2004年7月30日から31日にかけて長崎で開かれる。

20周年記念非核宣言自治体全国大会決議

広島、長崎に原子爆弾が投下されて58回目の夏、私たち日本非核宣言自治体協議会は設立20周年を迎えた。私たちは、核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命であることを深く認識し、自治体間の連携を強め、活動の輪を広げてきた。その結果、非核宣言を行っている自治体は今や8割を超え、非核、平和を求める声は日本国民のゆるぎない意志となった。日本政府は今こそ非核三原則を法制化し、日本国民の真意を国内外に明確に示すべきである。

戦後の東西対立に基づく軍拡競争時代、核兵器によって人類の生存そのものが脅かされつづけた。冷戦終結は、国際社会に新たな対立を生み出し、核兵器に固執し続ける核保有国の姿勢は、核軍縮を停滞させ核拡散を現実のものとした。インド、パキスタンの核実験に続く、北朝鮮の核兵器保有発言は、私たちの住むアジアはもとより、世界の平和と安定を脅かすものである。米国の独善的核政策は、国際社会が積み上げてきた核軍縮の努力を無にし、核兵器廃絶の道を閉ざそうとしていると言わざるを得ない。核保有国は、直ちに核不拡散条約（NPT）によって義務づけられた、核軍縮の交渉を誠実に行い、核兵器廃絶に向けた明確な約束を実行に移すべきである。

21世紀となった今日、人類は未だ核兵器の恐怖から抜け出せていない。私たちは、核兵器や戦争と決別し、等しく平和と繁栄を享受できる世界を築こうと思う。これからも互いに手を携え、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を国内外に呼びかけ、その輪をさらに広げていくことをここに決議する。

2003（平成15）年8月9日
20周年記念非核宣言自治体全国大会

F9.「日米地位協定」見直しを求める声、拡がる

2003年5月25日の海兵隊上等兵の暴行傷害事件における容疑者の身柄引き渡し問題を契機として、「日米地位協定」※見直しの声が、沖縄県を発信源として全国に広がっている※。

自治体の条文改訂を含む抜本的見直しを求める声に対して、政府は今も「運用改善による対応」を繰り返している※。この膠着状況を打破するために2003年6月から沖縄県によって展開されているのが「日米地位協定に関する全国行動プログラム」である。沖縄県によれば、これは「知事自ら国民世論を喚起するための直接行動と位置づけており、日米地位協定の見直しによる不退転の決意を内外に示すねらいがある」※。プログラムには、(1)知事及び副知事の県外要請活動：渉外知事会加盟の都道府県及び都道府県議会への直接要請。(2)全国知事会、九州地方知事会などへの働きかけ、(3)県主催行催事におけるメッセージの発出などが含まれている。

6月4日の札幌を皮切りに、神奈川、長崎、東京、福岡…と巡ったこの全国行脚は、大きな成果を生んだ。2004年3月22日までに「地位協定見直し」を求める意見書は、沖縄県を含めて29の都道府県に広がった※。沖縄県の行動に呼応したのは自治体議会だけではない。政党、労組はもちろん、日本商工会議書や日本青年会議所など文字通り各界各層に「地位協定見直し」の声は広がっている。

一方、「身柄」問題に集中して行なわれた日米合同委員会における外交協議は難航した。2004年4月2日にようやく到達した合意は、日本で罪を犯した米兵容疑者について「日本の捜査当局による取調べ時に捜査権限を持つ米国司令部代表者の同席を認める」という「運用見直し」であった。この合意内容は協定改正による「早期身柄引き渡し」を求める沖縄県などの要求からは程遠いものであった。これに対しては与党内部からも厳しい批判の声があがった※。

2000年に沖縄県が提出した「地位協定の見直しに関する要請」※に示されたように、自治体の見直し要求は刑事犯罪の容疑者の取調べや身柄の問題にとどまらず、基地返還プロセスや日本の環境法規の適用など多岐にわたる。しかし、これらはまだ、日米交渉のテーブルに上っていない。

「琉球新報」の2004年1月1日号が暴露した1973年の外務省秘密文書「地位協定の考え方」は、沖縄県内外の自治体や市民に大きな波紋を広げた。そこに示されたのは、自治体が国から受けていた説明を遥かに超える米軍への特権を、政府が認めてきたという事実だった。地位協定見直し運動に取り組む日本青年会議所(JC)沖縄地区協議会の上原幹士会長は「政府が小手先だけの運用改善しか取り組もうとしないのは、この文書があったからかもしれない」と政府の姿勢を批判している※。

2003年5月21日、有事関連法案の衆議院採択にあたって自民、公明、民主の三党共同提案によって、「日米地位協定の全般的な検証」を含む付帯決議が採択された※。これも、2003年6月に始まった沖縄県の「全国行脚」が獲得した成果ということができよう。

しかし、日米安保と自治体の主権、市民の人権の間にはなおも高い壁が立ちはだかっている。

※地位協定：正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」。1960年署名、発効。28条からなる。
※データシート4(260ページ)参照。

※海老原紳(外務省北米局長)「(略)したがいまして、その大枠のところの地位協定そのものを改正することをしなくても、合同委員会の合意の例えば改正、あるいは新たな合同委員会合意を作るというような形で、地元の皆様の御期待にもこたえるような方向で運用の改善ということが可能であるということから、そのような方法の方が結局は一番我々の望ましい結果が出せるのではないか」(2003年10月8日参議院テロ防止特別委員会。質問は社民・大田昌秀氏)

※沖縄県ホームページ：
http://www.pref.okinawa.jp/kichi_heiwa_shinko/index.html

※データシート5(263ページ)参照。

※河野太郎衆議院議員「(日本側には利点がないまま)ただで米国の一番欲しいものをくれており、外務省の失態だ。白紙撤回を求めねばならない」。(「琉球新報」4月24日)

※「日米地位協定の見直しに関する要請」(2000年8月29日)は、以下の11条項に関する要請事項を含んでいる：第2条関係(施設・区域等の提供等)／第3条関係(施設・区域に関する措置)／第3条A(施設・区域の環境保全等)／第4条関係(施設の返還)／第5条関係(入港料・着陸料の免除)／第13条関係(租税)／第17条関係(裁判権)／第18条関係(請求権の放棄)／第25条関係(合同委員会)。詳細は沖縄県ホームページ参照。

※「琉球新報」2004年1月14日。

※武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する附帯決議「(略)六　武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置が適切かつ迅速に実施されるよう、武力攻撃を排除するためにとられる合衆国軍隊の行動につき我が国の法令が最大限尊重されることを担保すべく、日米協力についての透明性を更に高めるとともに、日米地位協定につき全般的な検証を行うべきこと」。

データシート4

「地位協定」見直しを巡る主な動き

（2003年1月～2004年5月）

2003年

2月2日　稲嶺沖縄県知事、川口外相との会談で地位協定の改訂求める。外相は「運用改善で対応」と回答。（2月2日「共同」

2月12日　稲嶺沖縄県知事、自民党有志の議員連盟「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを実現する会」（会長・小島敏男衆院議員、以下「自民地位協定議連」と略）の勉強会に出席し、見直しに向けての全国的協力を要請。（2月12日「沖縄タイムズ」）

2月20日　公明党が地位協定見直しのプロジェクトを発足。（2月20日「琉球新報」）

4月24日　沖縄県平良市（伊志嶺市長）は在沖縄米海兵隊の給油機などがフィリピンでの合同軍事演習に向かう途中に、宮古空港の使用許可を沖縄県に申請している問題で、24日までに抗議声明を掲載した広報誌の号外を5000部作成。伊志嶺亮市長自ら街頭に立って号外を配り、市民に抗議行動を呼び掛けた。（4月24日「共同」）

4月29日　日本青年会議所（揚原安麿（あげはらやすまろ）会頭）、「日米地位協定見直しに関する沖縄宣言」を発表。（4月30日「琉球新報」）

5月24日　米軍機の宮古・下地島空港使用問題で、沼田貞昭沖縄大使が日米地位協定に定められた米軍の権利であり「強行着陸」には当たらない、との認識示す。（5月24日「沖縄タイムズ」）

6月3日　沖縄県の「日米地位協定の抜本的見直しに関する全国行動プラン」が北海道を皮切りにスタート。（6月4日「琉球新報」）

6月11日　稲嶺知事、神奈川県議会議長と知事を訪問。

6月12日　稲嶺知事、長崎県議会議長と知事を訪問。（6月13日「長崎新聞」）

6月13日　稲嶺知事、石原東京都知事と会談。両知事は「日米地位協定」の抜本的見直しで一致。（6月13日「毎日」）

6月24日　外務省の1973年の日米地位協定の解説書「地位協定の考え方」の中で、公務外の米兵容疑者の身柄を起訴前は米側が拘禁することを定めた17条5項Cは「米国との政治的妥協の産物であり、説得力ある説明は容易ではない」としていたことが判明。衆院沖縄・北方特別委員会で、赤嶺政賢氏への答弁。（6月25日「沖縄タイムズ」）

6月30日　ハワード・ベーカー駐日米国大使が、地位協定は「運用改善による解決」を進める立場を強調する親書を、稲嶺知事に送っていたことが判明。（7月1日「沖縄タイムズ」）

7月3日　衆院沖縄・北方特別委員会、日米地位協定の見直しの早急な検討を政府に求める「沖縄県民に対する米国軍人等の犯罪防止決議」を、全会一致で可決。（7月3日「朝日」）

7月11日　長崎県議会（谷川弥一議長）と神奈川県議会（桐生忠一議長）は11日の6月定例会最終本会議で、日米地位協定の見直しを求める意見書を相次いで可決。（7月12日「沖縄タイムズ」）

同日　刑事裁判手続きに関する第2回日米交渉（ワシントン）、進展なしに終わる。

7月28日　民主党、次期総選挙でのマニフェスト（政権公約）に「日米地位協定の改定」を盛り込む方針を固める。（7月29日「朝日新聞」）

8月27日　連合（笹森清会長）、「日米地位協定の抜本的見直しに向けた関係地方連合会」を発足。（8月28日「琉球新報」）

9月22日　茂木敏充沖縄・北方担当相、閣議後の記者会見で沖縄米軍基地に絡む事件での日米地位協定問題について「運用の改善で対処するが、効果的でない場合には改定を視野に入れていくことになるのではないか」。（9月22日「共同」）

10月9日　外務省の海老原紳北米局長は8日の参院テロ防止特別委員会で、日米地位協定について政府が運用改善を合理的とする根拠について、「大枠の協定改正よりも日米合同委合意による運用改善の方が機敏に対応でき日米の合意もできやすい」と説明。大田昌秀議員（社民）への答弁。（10月9日「琉球新報」）

同日　社民党日米地位協定の改定案をまとめる。現行協定全28条のうち15の条文を改める。

10月28日　全国都道府県議会議長会（会長・中畑保一愛媛県議会議長）、総会で日米地位協定の見直しを決議。（10月29日「琉球新報」）

11月14日　日本商工会議所の山口信夫会頭、近く日商として改定について決議し、政府に要請する考えを示す。（11月15日「琉球新報」）

11月16日　稲嶺知事、来日中のラムズフェルド米国防長官と会談。在沖縄米軍の兵力削減や日米地位協定見直しなど7項目の要請書を手渡す。国防長官は沖縄が抱える米軍基地の過重負担に関連して「世界各地に駐留する米軍部隊は、地域社会への影響を最小限にする努力を続けている」と強調。（11月16日「共同」）

12月16日　沖縄弁護士会、米軍に日本の法令の適用や順守義務などを盛り込んだ「日米地位協定改正案」を発表。

2004年

1月1日　琉球新報社は、日米地位協定に関する政府の基本解釈となる機密文書「地位協定の考え方」を琉球新報社は12月31日までに入手、紙面で

発表した。(1月1日「琉球新報」)

1月16日　連合(笹森清会長)日米地位協定の見直し案を決定。(1月17日「沖縄タイムズ」)

1月30日　政府は、琉球新報の報道で明らかになった機密文書「地位協定の考え方」について、1980年代にあらためて作成されたとされる「増補版」の存在を認め、保有していることを明らかにした。照屋寛徳衆院議員(社民)が提出した質問主意書に回答したもの。(1月30日「琉球新報」)

2月5日　照屋寛徳衆院議員(社民)は4日、「日米地位協定の考え方」増補版の公開を要請するも同省の長嶺安政北米局参事官は現段階では公開は難しいと拒否。(2月5日「琉球新報」)

2月7日　沖縄県環境審議会(桜井国俊会長、委員19人)はこの日までに稲嶺恵一知事に対し、日米合同委員会が自治体による現地司令官への基地内立ち入り申請権の合意を30年間にわたって非公表にしてきた理由を県が合同委員会に対して説明を求めることなど4項目の提言を行うことを決めた。(2月8日「琉球新報」)

4月2日　日米合同委員会、日本国内で罪を犯した米兵容疑者について、日本の捜査当局による取り調べ時に、捜査権限を持つ米軍司令部代表者の同席を認めることなど、日米地位協定の運用見直しを正式合意。(4月3日「沖縄タイムズ」)

4月23日　「自民議連」幹事長の河野太郎衆議院議員、4月2日の日米合意を「(日本側には利点がないまま)ただで米国の一番欲しいものをくれており、外務省の失態だ。白紙撤回を求めねばならない」と強く批判。(4月24日「琉球新報」)

4月25日　沖縄県で日米地位協定の抜本改正に取り組む非政府組織(NGO)「日米地位協定改定を実現するNGO」設立。(4月26日「沖縄タイムズ」)

5月20日　衆議院武力攻撃事態特別委員会、有事関連7法案を可決した「日米地位協定の全般的検証を行うべきこと」を含む6項目の付帯決議を賛成多数で可決。(5月21日「琉球新報」)

5月22日　沖縄県司法書士会(石垣和博会長)、定期総会で日米地位協定の改正を求める宣言」を初めて決議。

データシート5

日米地位協定見直しに関する議決状況

沖縄県「全国行動プログラム」による(沖縄県を除く)

1)渉外知事会加盟都道県

		(採択日)
1	北海道	2003.8.1
2	青森県	2003.7.31
3	茨城県	2003.9.26
4	埼玉県	2003.10.10
5	千葉県	2003.10.15
6	東京都	2003.7.9
7	神奈川県	2003.7.11
8	山梨県	2003.10.8
9	静岡県	2003.10.16
10	広島県	2003.10.2
11	山口県	2003.10.10
12	福岡県	2003.10.9
13	長崎県	2003.7.11

2)上記記以外の米軍基地所在県

1	岩手県	2003.10.3
2	兵庫県	2003.12.19
3	佐賀県	2003.10.3
4	熊本県	2003.10.1
5	大分県	2003.9.25

3)その他の都道府県

1	秋田県	2004.3.22
2	福島県	2003.10.10
3	大阪府	2003.10.21
4	奈良県	2003.12.16
5	鳥取県	2003.10.8
6	島根県	2003.12.16
7	岡山県	2003.9.29
8	香川県	2003.10.10
9	愛媛県	2003.10.8
10	高知県	2003.10.10

(2004年3月22日現在。沖縄県基地対策室まとめ)

第4章

提案ー市民と自治体のために

提案——市民と自治体のために

私たちは大きな時代の節目に立っている。2004年は、第5福竜丸が被災し日本の核兵器廃絶運動の始まりの契機となった水爆実験「ブラボー」=ビキニ水爆被災から50年の年である。2005年は広島・長崎への原爆投下から60年を迎える。この時代の節目を核兵器廃絶のためのステッピング・ボードとするために、「核はいらない」という声を今一度盛り上げていくことが求められている。

一方では有事法制の完成、イラク派兵や「防衛計画の大綱」見直しなど、憲法平和主義の根幹に関わる動きが進んでいる。

こんな2004年から2005年、今、平和のために市民と自治体ができることをいくつか提案をしたい。

(1)2005年4月、ニューヨーク(NPT再検討会議)に代表団を送ろう!

平和市長会議が2003年11月に打ち出した「核兵器廃絶のための緊急行動−2020ビジョン」(242ページ参照)の大きな焦点は、2005年5月2日−27日にニューヨークで開かれる「NPT再検討会議」だ。再検討会議に集まる各国の首脳に、この会議が世界の注目を集めていることを知ってもらうために、「2020ビジョン」は世界のNGOと市民がニューヨークに集まろうと提案している。あなたの町からも、この呼びかけに応えて、ニューヨークに代表団を送ろう。知事や市長、町長、村長を団長に、市民の代表や自治体の担当者を含めた代表団だ。ニューヨークでは、再検討会議を傍聴したり、NGOの催しやラリーに参加する。

実現するには、自治体としての予算の確保も必要だろう。市民の気運を盛り上げるためのイベントも開こう。ポスターやロゴマークもあったら素敵だ。様々な知恵を市民と自治体が寄せ合おう。

(2)「非核宣言委員会」を各地に作ろう

すでに全自治体の82%を超えた非核宣言自治体。非核宣言の理念を実現するため、各自治体に、市民、自治体、地方議員の三者が参加して、自治体の非核平和施策について協議する常設の協議体を作ることも提案したい。非核宣言、非核条例、地方議会の意見書など、さまざまな形で各自治体は非核平和の宣言と訴えを行ってきているが、それらの実際を継続的にフォローアップをする主体になる。もし港のある町だったら、「非核港湾委員会」を作って非核宣言をどうしたら港湾行政に反映できるかを考えてみたい。

■役割:

核軍縮・平和問題に関する幅広い市民教育の実施を中心の役割としながら、日本の政策と国際的な動向の展開をたえずフォローし、必要な意見表明を行い、地域レベル、国レベル、そして国際的な核軍縮と平和創造プロセスに貢献する。(3)以下に述べるような事業のイメージを形成する場にもなる。

■参加:

市民グループと一口に言っても、地域学習グループもあれば、キャンペーン活動中心の団体もあり、大学と共同した研究活動に従事しているNGOもある。先入観なく、さまざまな種類の市民グループに門戸を開いたものでありたい。団体には参加していない個人の参加を積極的に得ること、また、若い世代の参加の拡大を心がけることが大切だ。自治体としては、直接の行政職員だけでなく、国際交流協会のような外郭団体、教育機関、図書館など、ふだんから平和行事等に実際に関与している機関の担当者が参加できたらなおよい。ときに政治的リーダーシップが必要となることから、会派を超えた議員が適切な形で参画することも欠かせない。

■工夫:

自治体に、非核平和課題に継続的に従事する職員が欲しい。現実的には、外郭団体にNGOの専門家を職員として迎え入れる方法もある。委員会等を維持する財政については、自治体自身が相応の負担をすることが前提だが、市民の拠出を呼びかけ、市民の参加意識を促進するのもよい方法だ。

(2) 市民教育

継続的、体系的な情報収集を行って情報を蓄積することと、市民に向け

て効果的に情報を発信し啓発を行うことの両方を、セットで行う。

■情報収集：

●ほぼ毎年年春のNPT（核不拡散条約）会議（4月末から5月初旬に開催。2003年はジュネーブ、2004年はニューヨーク、そして2005年もニューヨーク）に担当者を派遣して、会議を傍聴し、NGO行事に参加する。（1）で述べたように、2005年は特に重要だ。

●ピースデポの「核軍縮：日本の成績表」を使った学習を、NPT会議前に行う。

●その他、国内外で開かれるNGOの集会に参加して情報を集める。

●日本非核宣言自治体協議会が開催する研修会に参加する。

●国内外のNGOの発行する刊行物を定期購読する。『核兵器・核実験モニター』（月2回）はきっと役に立つだろう。ピースデポのホームページ（http://www.peavedepot.org）も活用しよう。

■ 情報発信：

●核軍縮や平和問題の動向、自治体の動き等を、自治体の広報誌やホームページにコーナーを設けて掲載、更新していく。

●市民と自治体が共同で教材を作成する。視聴覚媒体や電子媒体の有効活用を行う。

■ 啓発プログラム：

●被爆体験の継承のためのプログラムをすでに持っている自治体は多い。体験を聞いたり写真を通して理解したりするプログラムをさらに強化すると共に、国際人道法に違反すると判断されたことの意味を理解できるようなプログラムとして発展させたい。1996年7月の国際司法裁判所の勧告的意見の経過、内容、意義にきちんと触れることも大切だ。

●小学校、中学校、高校の各段階に合わせて、NGOの専門知識を活用しながら、市民と自治体の共同の核軍縮問題プログラムを策定しカリキュラムに盛り込んでいく。一つのプログラムが多くの学校で活用できるよう、講師派遣などの調整を行う。

●国連などで行われるNGOの国際会議の場には「若者フォーラム」といったプログラムが含まれているものが多い。国内のNGOから情報を入手した上で、高

校生の派遣を行う。経験ある日本のNGO活動者が同行すればなお効果的だ。

（3） 日本の政策形成への積極的関与

日本政府が毎年の国連総会決議で確認している「核軍縮へ市民社会が果たす建設的役割」が、各自治体のイニシアティブで実践される必要がある。現状の日本の政策に対して意見を提起する場合には、行政職員が事実情報をきちんと理解していることと、地方議員のリーダーシップの両方が必要となる。十分な協力と計画性が必要である。

■「核軍縮議員ネットワーク」の活用：

地元議員をネットワークに参加させる。地域からのネットワークの活性化。

■「核実験禁止」の要求：

日本政府が被爆国でありながら、米国の意向から包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効の要求を国際舞台で取り下げてきた経過があることは、本書のデータが示す通りである。毎年10月に国連総会第一委員会で各国が軍縮関連の決議案を提出するが、これに向け、各自治体から「CTBT早期発効と核実験モラトリアムの要求を堅持すべし」との強い声を首相官邸に届けけよう。未臨界核実験に関しても、米国の抗議はもちろん、日本政府に反対の表明を求めるようにしたい。

■「非核三原則の堅持」から、「核兵器依存からの脱却」へ：

「非核三原則」を堅持し、さらに進んで、核兵器の保有も使用も「合憲」であるとする現状の政府の「憲法解釈」の変更を求めることは、すべての非核自治体にとって重要な課題だ。

また、毎年8月に発表される広島市長、長崎市長の訴えに対する連帯の声をあげよう。政府の安全保障・防衛政策の検討の場面に全国の非核自治体の声を公式に届けていく方法を検討しよう。

■ 核持ち込みに対する説明責任：

住民の安全と安心のための説明責任という観点から、軍艦が入港する時

には非核の証明を求めていこう。過去の核持ち込み疑惑については、真相解明を行う第三者機関の設置を国に求めよう。これらの措置は、近隣諸国との信頼醸成にもつながる。

(4) 国際社会における積極的な役割

すでに多くの自治体が行っている核実験や未臨界核実験への抗議は、最近の米国の政策を考えると、その重要性がますます高まっている。また、友好都市、姉妹都市との国際交流事業の中に、非核平和への国際的とり組みをきちんと位置づけていくべきである。地雷撤去や環境、開発協力など関心の高まっている諸分野と並んで、核軍縮に関しても、グローバルな市民としての意識醸成の一環として捉え、事業を展開していくことが大切だ。

■ 核実験への抗議の強化:

もっと多くの自治体が核実験や未臨界核実験に抗議するようになったらと思う。そのためには背景にある情報をNGOから入手し、常にアップデートしておくことが役に立つ。単に核実験や未臨界核実験の実施のときだけでなく、関連する重要な政策発表があったときに、即座に声明を出す等のとり組みが求められる。軍縮に前向きな貢献をした政府に、激励のメッセージを送ることも大事だ。そのためにも、NPT会議、国連総会、ジュネーブ軍縮会議などの国際舞台の動向について、たえず情報を入手しておこう。

■ 友好都市のNGOとの交流:

友好都市、姉妹都市のNGOを招待して、核軍縮・平和に向けた活動について話を聞き、相互理解を促進しよう。

米国には軍縮問題できわめて幅広くNGOが多数活動している。アジアでは、韓国やフィリピンに米軍基地と核問題に関連して、継続したNGO活動がある。中国には、軍縮や東アジアの地域安全保障を研究する大学の研究者が多くいる。インド、パキスタンにも強力な反核平和運動が存在する。フランスやドイツには、核エネルギーへの批判的な世論にも支えられ、NGO活動が非常に強い。ニュージーランドやスウェーデンやアイルランドは、NGOと政府の関係がきわめて緊密な国々である。カナダでも、政府とNGOの対話の伝

統がある。これらの経験から学ぶのも魅力的だ。モンゴルの非核政策も、日本にとって非常に参考になる。以上はいずれも一例であり、各自治体と交流のある国や都市によっていろいろな展開が可能であろう。

■ 国際課題としての被爆体験の継承:

友好都市、姉妹都市とともに、共同事業として被爆体験を聞く会を持つ。核実験の被害者を含む世界のヒバクシャの声を聞く機会を作ることも重要である。そして、話を聞いた各国の若者どうしが、現実の国際社会の課題について議論することへと結びつけていくようなプログラムが必要だ。

第5章

資料

（翻訳責任はピースデポにある）

資料

1. 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日) *275*
2. 新アジェンダ声明(98年6月9日) *276*
3. 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日) *278*
4. 第58回国連総会における日本決議(03年12月8日) *281*
5. 第58回国連総会における新アジェンダ決議(新しいアジェンダ)(03年12月8日) *285*
6. 第58回国連総会における新アジェンダ決議(非戦略核兵器)(03年12月8日) *290*
7. 新アジェンダ連合外相宣言(03年9月23日) *292*
8. NPT第2回準備委員会・新アジェンダ連合作業文書(03年5月1日) *294*
9. NPT第2回準備委員会・日本提出作業文書(03年5月6日) *297*
10. NPT第2回準備委員会・議長の事実概要(03年5月9日) *303*
11. NPT第3回準備委員会に向けたNACの勧告(04年4月26日) *306*
12. NPT第3回準備委員会・日本作業提出文書(04年4月28日) *311*
13. 5大使によるCD調停案(03年1月23日) *316*
14. 「不拡散」国連安保理決議(04年4月28日) *318*
15. 北朝鮮のNPT脱退宣言(03年1月10日) *321*
16. 大量破壊兵器の脅威に対する7つの新たな対抗案(04年2月11日) *323*
17. 2004米国軍事建設歳出法(03年11月22日) *327*
18. 長崎アピール2003(03年11月24日) *329*
19. 核兵器廃絶キャンペーン「2020ビジョン」(04年1月) *331*
20. 核軍縮:日本の成績表2003/2004 (03年4月18日)(04年4月16日) *336*
21. 広島市・長崎市の2003平和宣言(03年8月6日、9日) *339*
22. 世界平和アピール7人委員会(04年4月26日) *342*
23. 有事法制等に関する意見書を採択した地方議会 *346*
24. 核兵器・核軍縮関連年表(45年~04年) *351*
25. 2004年版に掲載されていない旧版の資料一覧 *352*

資料1　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見(抜粋)

1996年7月8日

99. このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100. 交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105. これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。(2)総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)

A 核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)

B 核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)

C 国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)

D 核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)

E 上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート)

F 厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

http://www.icj-cij.org/icjwww/idecisions/isummaries/iunanaummary/960708.htm

資料2　新アジェンダ声明

核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性

1998年6月9日

1. われわれ、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの各外務大臣は、核兵器国、または核不拡散条約(NPT)に加盟していない三つの核兵器能力国によって、核兵器が無期限に保有されるという展望、およびそれに伴う核兵器の使用または使用の威嚇の可能性に見いだされるような、人類への継続的な脅威に関心を抱いてきた。このような状況は、インドとパキスタンによって最近実施された核実験により、ますます深刻になってきている。

2. われわれは、キャンベラ委員会がその声明において表明した以下のような結論に、完全に同意する。すなわち、「核兵器を永久に保有しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。」

3. われわれは、国際連合総会が、すでに1946年1月、その最初の決議において、「核兵器およびその他の主要な大量破壊兵器を各国の軍備から除去すること」を提案するよう、委員会に全員一致で要請したことを、想起する。1972年、1993年の条約により、化学・生物兵器をすべての国に完全に禁止するという結論に、国際社会が達したことは喜ばしいけれども、同時に、同様の目

的でなされてきた核兵器に関する無数の決議や発議が、過去半世紀にわたって実現していないままであることは、嘆くべき事実である。

4. 核兵器国および三つの核兵器能力国が、そのような根本的で前提となるべき行動を起こそうとしないこと、すなわち、彼らが保有する核兵器および核兵器能力を、迅速に、最終的、完全に廃絶することを明確に誓約しようとしないことについて、われわれはこれ以上容認できない。われわれは、そのような行動を即座にとることを、これらの諸国に要求する。

5. 国際連合加盟国の大多数は、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて、法的拘束力のある約束をしている。このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の法的拘束力を持った約束を背景としてなされたものである。核兵器国が、その核兵器を完全に廃棄するという緊急の約束としての、条約上の義務にとり組もうとしていないことについて、われわれは深く憂慮している。

6. これとの関係で、われわれは、1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所の全員一致の結論を想起する。それによれば、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在するのである。

7. 現在の岐路が核兵器を永久に廃絶し禁止するまたとない機会を提供しているとき、国際社会は、核兵器の維持が限りない将来にわたって正当であるとみなされるような見通しを持って、三千年期に突入してはならない。それゆえわれわれは、核兵器国および核兵器能力国のそれぞれの政府に対して、おのおのが持つ核兵器および核兵器能力を廃棄することを明確に約束し、その実現のために必要な実際的な措置と交渉を、即座に開始することに同意するよう要求する。

8. 核兵器の完全な廃棄に至るための、このような試みから生まれる諸措置は、もっともたくさんの核兵器を保有する国々からまず始められるべきであるということに、われわれは同意する。しかしまた、そのような措置が、より少ない核兵器を保有する国々の措置と切れ目なく適切につながることの大切さを、われわれは強調する。核兵器国は、このために措置をとることを、即座に考慮し始めるべきである。

http://www.acronym.org.uk/27state.htm

資料3　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目

2000年5月19日、NPT/CONF.2000/28

<第Ⅰ巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第Ⅱ巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第Ⅲ巻>
第4部「概略の記録」

第1部の内容

(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

■「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」

- ●第1、2条および前文第1節から3節 ―(全11節)
- ●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。―(全56節)
- ●第4条および前文第6、7節
  - ・NPTと核エネルギーの平和利用 ―(全11節)
  - ・核と放射線の安全性／放射性物質の安全な輸送／放射性廃棄物と責任 ―(全16節)
  - ・技術協力 ―(全11節)
  - ・核物質の平和利用への転換 ―(全4節)
- ●第5条 ―(全1節)
- ●第6条および前文第8～12節 ―(全15節)
  (核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。**最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。**)
- ●第7条および非核兵器国の安全保障 ―(全16節)
  (**このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。**第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
- ●第9条 ―(全10節)

■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」―(全9節)

第6条

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。

2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。

3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。

6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。

7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、STARTⅢを可能な限り早期に妥結すること。

8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。

9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつがなる諸措置をとること:

   ― 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
   ― 核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
   ― 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
   ― 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
   ― 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。
   ― すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。

11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。

12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。

13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条

第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/nptrevdocuments.html

資料4　第58回国連総会における日本決議

核兵器完全廃棄への道程(決議58／59)

日本、オーストラリア、イタリア、ウクライナ、アフガニスタン、エクアドル、エルサルバドル、ガボン、グアテマラ、コートジボワール、スイス、ツバル、ニカラグア、ネパール、パプアニューギニア、バングラデシュ、フィジー、東ティモール、ホンジュラス提出決議案

2003年12月18日採択

総会は、

1994年12月15日の決議49／75H、1995年12月12日の決議50／70C、1996年12月10日の決議51／45G、1997年12月9日の決議52／38K、1998年12月4日の決議53／77U、1999年12月1日の決議54／54D、2000年11月20日の決議55／33R、2001年11月29日の決議156／24N、2002年11月22日の決議57／78を想起し、

国際の平和および安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補完し強化し合うことを認識し、

大量破壊兵器の拡散により危険が増大していることを深く憂慮し、

核の惨禍を回避するために、あらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核不拡散条約(NPT)※が、国際的な核不拡散体制の礎として、また核軍縮を追求する上で必要不可欠な基盤として、決定的に重要であることを再確認すると共に、東チモールの本条約加入決定を歓迎し、

条約や核不拡散体制に対する最近の挑戦が、完全遵守の必要性をさらに高めていることとともに、すべての締約国が遵守するという信頼性がなければ条約はその役割を果たしえないことに留意し、

一方的、あるいは、さらなる核軍縮への一歩となるべき米国とロシアによる戦略攻撃力削減条約(モスクワ条約)の最近の発効※を含む交渉を通じた、核兵器国による核兵器削減の進展、および国際社会による核軍縮・不拡散に向けた努力を認識し、

核軍縮におけるさらなる進展は、国際的な核不拡散体制を強化し、国際の平和と安全の確保に資するとの確信を再確認し、

先般の核実験以降、核兵器の実験的爆発または他の核爆発に関するモラトリア

ムが継続していることも歓迎し、

2000年NPT再検討会議の最終文書が成功裡に採択されたことを歓迎するとともに、その結論を履行することの重要性を強調し、

2005年に開催されるNPT再検討会議に向けた2003年4−5月の第2回準備委員会における、強化された再検討プロセスの建設的な立ち上がりを歓迎し、

2002年12月に東京で開催された国際原子力機関(IAEA)保障措置強化のための国際会議を含むIAEA保障措置のさらなる強化を目的とした一連のセミナーが成功裏に開催されたことを歓迎し、前述のセミナーや会議の成果を最大限利用することを通じて、保障措置および追加議定書の普遍化によってIAEA保障措置システムがさらに強化されることへの希望を共有し、

ロシアと米国が、両国間の新たな戦略関係に関する共同宣言※に従って、集中的な協議を継続し完了することを奨励し、

さらに包括的核実験禁止条約(CTBT)第14条※に基づいて2003年9月3−5日にウィーンで開催された第3回CTBT発効促進会議の最終宣言※を歓迎し、

テロリストが核兵器または関連物資、放射性物質、機材および技術を取得または開発することを防止する重要性を認識するとともに、これに関連するIAEAの役割を強調し、

未来の世代のための軍縮・不拡散教育の重要性を強調するとともに、第57総会に提出された、軍縮・不拡散教育に関する国連の研究に関する国連事務総長の報告書※に含まれた勧告を歓迎し、

以下決議する。

1. NPTの普遍性を達成することの重要性を再確認するとともに、未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要請する。

2. NPTの全締約国が、同条約上の義務を履行することの重要性を再確認する。

3. NPT第6条ならびに1995年のNPT再検討・延長会議における「核不拡散及び核軍縮のための原則と目標」決定の第3節および第4節(c)※を履行する体系的、前進的努力のための、以下の実際的な措置の核心的重要性を強調する:
   (a) 遅滞なくかつ無条件に、かつ憲法上の手続に従い、CTBTに署名・批准し、その早期発効を達成することの重要性および緊急性、ならびにその発効までの間の、核実験爆発あるいはそれ以外のあらゆる核爆発のモラトリアム。
   (b) 1995年の専門コーディネーターの報告書※および同報告書に含まれた任務に基づき、また、核軍縮と不拡散の双方の目的を考慮して、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約を交渉するための特別委員会を、2004年会期内のできるだけ早期にジュネーブ軍縮会議(CD)に設置し、5年以内に交渉を妥結すること、ならびに同条約の発効までの間の核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム。
   (c) 作業プログラムを策定する文脈の中で、核軍縮を扱うことを任務とする適切な下部機関を、2004年会期内のできるだけ早期にCDに設置すること。
   (d) 核軍縮、核および核に関連する兵器の軍備管理・削減措置に関し、不可逆性の原則を含めること。
   (e) 2000年NPT再検討会議で合意された、NPT加盟国が同条約第6条の下で誓約する核軍縮につながる、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束。
   (f) ロシアおよび米国が、戦略的安定性および国際的安全保障を維持、強化するため、既存の多数国間条約に大きな重要性を置きつつ、戦略攻撃兵器の大幅な削減を行うこと。
   (g) 国際の安定を促進し、かつすべてのものにとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、すべての核兵器国が核軍縮につながる以下の措置をとること:
      (i) すべての核兵器国が、一方的な核軍備削減を継続するようなお一層の努力を払うこと。
      (ii) 核兵器能力に関し、また、NPT第6条に従った合意の実行に関し、核軍縮に関するいっそうの進展を支える自発的な信頼醸成措置として、すべての核兵器国が透明性を向上させること。
      (iii) 一方的なイニシアチブに基づき、かつ核兵器削減および軍縮の過程の不可欠な一部分としての、非戦略核兵器の一層の削減。
      (iv) 核兵器システムの作戦上の地位を一層低減するための具体的な合意措置。
      (v) 核兵器が使用される危険性を最小化し、核兵器の完全廃棄の過程を促進するための、安全保障政策における核兵器の役割の縮小。
      (vi) 核兵器の全面的廃絶へ至る過程に、すべての核兵器国が早期にかつ適切に関与すること。
   (h) 軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることを確認すること。

4. 核兵器のない世界の実現のためには、核兵器廃棄の達成に向けたとり組みの過程におけるすべての核兵器国によるなおいっそう大幅な核兵器の削減を含む、さらなる措置が必要であることを認識する。

5. 核兵器国が国連加盟国に対し、核軍縮に向けた進捗あるいは努力について然るべく通知するよう求める。

6. 2004年にNPT再検討会議第3回準備委員会が開催されるにあたり、2005年NPT再検討会議の成功の重要性を強調する。

7. 現在進行中の核兵器解体に係る努力を歓迎し、その結果として生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、すべての核兵器国が、もはや軍事上必要とされないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、できるだけ速やかにIAEAあるいは関連する国際的検証措置の下に置くこと、また、かかる物質を永久に軍事計画の枠外に置くことを確保する目的で、平和的目的のために処分するようにすることを要請する。

8. 核兵器のない世界を実現・維持するための核軍縮合意の遵守を保証するために必要とされる、IAEAの保障措置を含む検証能力のさらなる開発の重要性を強調する。

9. すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散を防止し抑制するための努力を倍加し、これら兵器の拡散に資する可能性のある装置、材料、技術を移転しないとの政策を、かかる政策がNPT上の加盟国の義務に一致することを確保しつつ、必要に応じて確認し強化することを要請する。

10. すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散に資するあらゆる物質の安全性、安全な保管、効果的な管理および防護に関し、これらの物質が特にテロリストの手に渡るのを防止するため、可能な限り高い水準を維持するよう要請する。

11. 包括的な保障措置協定及び追加議定書の発効促進のために、2000年9月22日採択のIAEA総会決議GC(44)／RES／19※、および2003年4月のIAEAの最新行動計画で概括された行動計画の要素の実施を引き続き検討するようIAEA加盟国に勧告した、2003年9月19日のIAEA総会決議GC(47)／RES／11の採択※を歓迎するとともに、その重要性を強調し、同決議の早期かつ完全な履行を要請する。

12. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励する。

※印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。
http://disarmament.un.org:8080/vote.nsf

資料5　第58回国連総会における新アジェンダ決議(新しいアジェンダ)

核兵器のない世界へ：新しいアジェンダ(決議58／51)

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン提出決議案

2003年12月8日

総会は、

1998年12月4日の決議53／77Y、1999年12月1日の決議54／54、2000年11月20日の決議55／33および2002年11月22日の決議57／59を想起し、

核兵器の存在が人類の生存に対する脅威であること、そのような兵器に対する唯一の実質的な保証は、その完全な廃棄、および再び使用されたり製造されたりしないという保証であることを確信し、

核兵器の維持が、拡散の原因となったり、非国家主体の手に渡ったりする危険をもたらしていることを確信し、

核不拡散と核軍縮は、相互に補完し強化しあうプロセスであること、そして、核不拡散の促進への根本的な前提条件は、核兵器削減における継続的かつ不可逆的な進展であることを再確認し、

国際の平和と安全の維持と強化には国際社会全体としての参加が枢要であること、そして、国際的な安全保障は、集団的な関与が必要とされる集団的な関心事であることを宣言し、

軍縮の分野で国際的に交渉されてきた諸条約が、国際の平和と安全に根本的な貢献をしてきたこと、そして、一方的および二国間の核軍縮措置は、核軍縮に向けた、条約に基づく多国間アプローチを補完することを宣言し、

1996年7月8日にハーグで出された「核兵器の威嚇または使用の合法性」と題する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見※に留意し、

核兵器国が核兵器を無期限に保有するという仮定は、核不拡散体制の一貫性や持続性、さらには国際の平和と安定の維持という、より広い目標とは相容れないことを宣言し、

核不拡散条約（NPT）※の各条項は、いかなる時にも、いかなる状況においても締約国を拘束すること、条約に基づく義務の厳格な遵守に関して、すべての締約国が完全に責任を果たすことが肝要であること、条約では核軍縮の約束が明記されており、その履行が依然として緊要であることを宣言し、

2000年NPT締約国再検討会議で合意された13項目の核軍縮措置の履行について、今日までにわずかな進展しかないことを深く憂慮し※、

軍縮会議（CD）が、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、核軍縮へのとり組みと、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間かつ国際的で、効果的に検証可能な条約の交渉再開に失敗し続けていることを深く憂慮し、

包括的核実験禁止条約（CTBT）※が依然として発効していないことを深く憂慮し、

核不拡散条約の信頼性を向上させる上での定期報告の重要性を強調し、

解体された兵器から取り出された余剰核物質を国際的な保障措置のもとに置くことを目的とした、国際原子力機関（IAEA）、ロシア連邦、アメリカ合衆国による三者構想の第一段階が、2002年9月、成功裏に完了したことに留意し、

非戦略的核兵器のさらなる削減は、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部であることを確信し、

二国間の合意にもかかわらず、核兵器の完全廃棄につながる過程において、5つすべての核兵器国がとり組んでいる兆候が見られないことに留意し、

すべての核軍縮措置に、透明性、検証可能性、不可逆性という基本原則が適用されることが重要であることを宣言し、

NPTに未だ加盟しておらず、保障措置の下にない核施設を運転しているインド、イスラエル、パキスタンの3カ国が核の選択肢を保持していることを深く憂慮し、とくに地域の不安定さは国際的な安全保障に影響を与えることから、この文脈で南アジアと中東において地域的な緊張と安全保障状況の悪化が続いていることを深く憂慮し、

朝鮮民主主義人民共和国によるNPT脱退宣言と、IAEA保障措置の下に置かずに寧辺の原子炉を再稼動するという決定に対して深く憂慮し、

ミサイル防衛の開発が核軍縮と核不拡散に否定的な影響を与えて、地球上や大気圏外における新たな軍拡競争へとつながっていくかもしれないことを懸念し、また

大気圏外における軍拡へとつながるような行動がとられてはならないことを強調し、

核兵器の使用の正当化、および起こりうる新型核兵器の開発など、安全保障戦略の一環として核兵器により広い役割を認めるアプローチが現れつつあることを深く懸念し、

非核地帯の発展に向けた進展を歓迎し、

国連ミレニアム宣言※にて、国家および政府の元首たちが、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の廃棄にむけて努力し、核の脅威を除去する方法を確認するための国際会議の開催の可能性も含めて、この目的達成のためにあらゆる選択肢をとっておくと決議したことを想起し、

2000年NPT再検討会議の最終文書において、全ての締約国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮につながる、保有核兵器の完全廃棄を達成すると核兵器国が明確に約束したこと※を考慮に入れつつ、

1. 核兵器が使用されうる可能性が引き続き人類にとって脅威となっていることを再確認する。
2. 新たな核軍拡競争に結びつくような行動や、核軍縮や核不拡散に否定的な影響を与えうるあらゆる行動を慎むよう、すべての加盟国に要求する。
3. 核軍縮と核不拡散の分野において、国際条約と国際法の下でのすべての義務を遵守するよう、すべての加盟国に要求する。
4. 核軍縮を達成するために必要な青写真を提供する成果を出した2000年NPT再検討会議において達成された合意の完全かつ効果的な履行を、断固として追求するようにすべての加盟国に要求する。
5. CTBTの早期発効を達成するために必要な署名と批准の重要性と緊急性について合意する。
6. CTBTが発効するまで、核爆発実験やその他の核爆発のモラトリアムの維持を要求する。
7. 国際監視システムの設置に関する進展の文脈において、CTBT発効の緊急性を強調する。
8. 核兵器国に対し、他の核軍縮または削減合意やイニシャティブとともにNPTにおける誓約を履行すること、そして、核弾頭の破壊に際して不可逆性の原則を適用すること、再配備可能な形でそれらを保持しないよう要求する。
9. 戦略攻撃力削減条約（モスクワ条約）※によって描かれた作戦配備の戦略核弾頭数の削減は、アメリカ合衆国とロシア連邦の関係における建設的な一歩であることを認識し、この条約を検証可能かつ不可逆的なものにし、非作戦配備の弾頭に対処し、それを一つの核軍縮措置とするよう両国に対して要求する。
10. 非戦略核兵器のさらなる削減が、核兵器の廃棄に向けた重要な段階として、よ

り優先されるべきであること、そして、そのような削減は以下のような包括的な方法で実行されるべきであるということに合意する。:

(a)一方的なイニシャティブに基づくもの、および核軍備削減と軍縮過程の不可欠な一部としての非戦略核兵器のさらなる削減と廃棄。

(b)透明性、検証可能性および不可逆性をもつ方法で削減が履行されること。

(c)アメリカ合衆国とソビエト連邦／ロシア連邦の大統領による1991年と1992年の核イニシャティブの維持、再確認および履行。

(d)ロシア連邦とアメリカ合衆国の大統領による核イニシャティブを法的拘束力のあるものへの公式化、および両国の非戦略核兵器のさらなる削減にむけた交渉の開始。

(e)NPTで誓約された核軍縮過程の一環として核兵器国がそれらの兵器を取り除き、のちに廃棄するため、非戦略核兵器、その部品、関連物質の輸送および保管のための特別保安措置や物理的な防護措置を、とりわけ、物理的に安全な中央の保管場所にそれらの兵器を置くことを通じて強化すること。また、これに関連して、このような兵器を保持するすべての核兵器国によってとられる必要な措置。

(f)非戦略核兵器による脅威を削減するための、さらなる信頼醸成と透明性を高める措置の達成。

(g)非戦略核兵器が使用される危険性を低くするための、核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減に向けての具体的な合意措置の達成。

(h)非戦略核兵器を保有する核兵器国による、作戦配備の兵器の数や種類を増やさない、そして新型の非戦略核兵器の開発やそれらの使用の正当化をしないという約束。

(i)いくつかの核兵器国の保有核兵器からすでに外された種類の非戦略核兵器の禁止、およびこれらの兵器の廃棄を検証するための透明性メカニズムの構築。

11. 核兵器国に対して保有核兵器と軍縮措置の履行に関する透明性ならびに説明責任の向上を要求する。
12. 軍縮会議(CD)が遅滞なく核軍縮を扱う適切な特別委員会を設立しなければならないことに合意する。
13. CDが、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮しつつ、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約の交渉を再開するべきであることにも合意する。
14. CDが、1992年2月13日の決定※に含まれている、あらゆる側面における大気圏外での軍拡競争の防止に関する委託任務の検証とその更新作業を完了させ、可能な限り早期に特別委員会を再度設立するべきことにも合意する。
15. 核兵器の完全廃棄につながるような過程に5核兵器国すべてを切れ目なく統合してゆくような措置をとることを核兵器国に要求する。
16. これまでの会議での審議と結果を視野に入れたうえで、2005NPT再検討会議の第3回、適当であれば第4回準備委員会は、再検討会議への勧告を含む報告書を作成するために最大限の努力を払うべきであることに留意する。
17. NPTの信頼性を向上させる上での定期報告の重要性を強調する。
18. 条約の締約国であるすべての非核兵器国に対する法的拘束力のある安全の保証が多国間交渉によって締結されるまで、安全の保証に関して実存する誓約を完全に尊重するよう核兵器国に要求する。
19. NPT締約国に提出されている安全の保証に関する提案に留意する。また、この問題をどのように前進させるかについての再検討会議への勧告作成のために、第3回準備委員会において安全の保証について徹底的に検討する時間を設けるよう、2005再検討会議の準備委員会に要求する。
20. NPTの締約国になっておらず、保障措置の下にない核施設を運転しているインド、イスラエル、パキスタンの3カ国に対して、同条約に非核兵器国として迅速にかつ無条件に条約に加盟すること、そして求められている包括的な保障措置協定を、IAEA理事会によって1997年5月15日に承認された「保障措置適用のためのIAEAとの合意に追加されたモデル追加議定書」※にしたがった追加議定書とともに発効させること、さらに核兵器開発や配備を追求するあらゆる政策を明確かつ緊急に撤回すること、および、地域と国際の平和と安全や核軍縮と核兵器の拡散防止のための国際社会の努力を損なうようなあらゆる行動を慎むことを要求する。
21. 関係する地域の国々の間で自由に達成されたとり決めによる、国際的に認知された非核兵器地帯の設立が、世界的、地域的な平和と安全を前進させ、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。
22. 中東と南アジアにおける緊張に懸念を表明し、中東における非核地帯およびその他の大量破壊兵器のない地帯の設立、および南アジアにおける非核地帯の設立に対する支持を継続する。
23. 全面的保障措置協定をIAEAとまだ締結していない国に対してはそれを締結し、保障措置協定の追加議定書をモデル議定書に基づいて締結するよう要求する。
24. NPT条項の完全遵守のために、最近の宣言を再考するよう北朝鮮に求める。また、それに関連して、この状況に対する早期かつ平和的な解決、および朝鮮半島における核のない地域の設立にむけたすべての外交的努力を支持する。
25. IAEAは、NPT締約国の核関連施設が平和的目的のためにのみ使用されていることを検証し、確認することが可能でなければならないと強調する。そして、IAEAへのそれぞれの義務を履行するにあたって生じる諸問題を解決するために、同機関と完全かつ迅速に協力するよう締約国に要求する。
26. ロシア連邦とアメリカ合衆国に対し、両国によって署名された「プルトニウムの管理と処分に関する協定」に示された検証要求を実行するため、IAEAにアプローチすることを要求する。要件の実行は、すでに合意され、IAEAとロシア連邦あるいはアメリカ合衆国の間の新しい検証協定において使用が可能となっているモデル法的枠組みを基礎として行われる。

27. すべての核兵器国が、軍事目的にはもはや必要とされない核分裂性物質を、実現可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度を作ること、およびそのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを確実にするため、そのような物質を平和目的のために処分するための制度を作ることを要求する。
28. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的で多国間で交渉された、法的拘束力のある条約や、相互に補強し合う一連の条約体系を含む枠組みによる下支えを必要としていることを確認する。
29. 総会決議57／59の履行に関する事務総長の報告書を承認し、現在ある資源の範囲内で、本決議の履行に関する報告書を作成するよう事務総長に要求する。
30. 第59総会の暫定的議題の中に「核兵器のない世界へ：新アジェンダ」と題する項目を含め、この決議の履行について検討することを決定する。

※印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。
http://disarmament.un.org.:8080/vote.nsf

資料6　第58回国連総会における新アジェンダ決議（非戦略核兵器）

非戦略核兵器の削減（決議58／50）

共同提案国：ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、
ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン

2003年12月8日採択

総会は、

2000年11月20日の決議55／33D、2002年11月22日の決議57／58と決議57／59を想起し、

2000年核不拡散条約（NPT）締約国再検討会議の最終文書にある、すべての締約国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮につながるような、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を強調し、※

国際の平和と安全の確保には軍縮と不拡散が不可欠であることを認識し、

NPT締約国が、いかなる時、いかなる状況においても同条約における義務に厳格に従うことの必要性と※、2000年および1995年の再検討会議で合意された決定

および最終文書における誓約を支持することの必要性を再確認し、

1996年7月8日にハーグで出された国際司法裁判所（ICJ）による「核兵器による威嚇またはその使用の合法性」に関する勧告的意見に留意し、※

核軍縮につながるような、透明性、検証可能性、不可逆性をもった核兵器の削減を行なうという責任が核兵器国にあることをくり返し、

2000年NPT再検討会議の最終文書において、非戦略核兵器のさらなる削減を行うという誓約がなされたことを強調し、※

非戦略核兵器のさらなる削減が、核軍備の削減と軍縮の過程における不可欠な一部分を構成することを確信し、

その軽便性や紛争地域への近接性のために非戦略核兵器がもたらす脅威を懸念し、したがって、その拡散および使用の危険性を懸念し、

新型の低威力非戦略核兵器の開発の可能性など、安全保障政策の一環として核兵器により広い役割を認めるアプローチが現れつつあることを懸念し、

非戦略核兵器に関連して、透明性および公式の同意が欠如していることを考慮し、

核兵器の廃棄に向けた重要な一歩として、非戦略核兵器のさらなる削減に、より高い優先性が与えられるべきであること、そして、それが包括的な方法で実施されるべきであることを強調し、

1. 非戦略核兵器の削減および廃棄が、一方的なイニシャティブに基づくものであること、そして、核軍備削減と軍縮過程における不可欠な一部分として含められるべきであることに合意する。
2. 非戦略核兵器の削減が、透明性、検証可能性、不可逆性を持つ方法で行われるべきであると合意する。
3. アメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国／ロシア連邦による、1991年と1992年の非戦略核兵器に関する大統領核イニシャティブを維持し、再確認し、履行することの重要性について合意する。
4. 大統領核イニシャティブを条約として公式化し、このような兵器のさらなる削減に関する交渉に着手することを、ロシア連邦とアメリカ合衆国に要求する。
5. NPTの下で誓約された核軍縮過程の一環として、核兵器国が非戦略核兵器を取り除き、のちに廃棄するため、非戦略核兵器、その部品、関連物質の輸送および保管のための特別保安装置や物理的な防護措置を、とりわけ、物理的に安全な中央の保管場所にそれらの兵器を置くことを通じて強化することの重要

性を強調する。※またこれに関連して、このような兵器を保持するすべての核兵器国に必要な措置をとるよう要求する。

6. 非戦略核兵器による脅威を低減するために、さらなる信頼醸成と透明化の措置を要求する。
7. 非戦略核兵器が使用される危険性を低くするために、非戦略核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減に向けた具体的な合意措置を要求する。
8. 作戦配備の兵器の数や種類を増やさない、また新型のこのような兵器の開発やそれらの使用を正当化しないという、このような兵器を保有する核兵器国による約束が必要であることを強調する。
9. いくつかの核兵器国の保有核兵器からすでに外された種類の非戦略核兵器を禁止すること、これらの兵器の廃棄における検証のための透明性メカニズムを構築することを要求する。
10. 「非戦略核兵器の削減」と題する議題を第60総会の暫定議題に含めることを決定する。

※印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。
http://disarmament.un.org:8080/vote.nsf

資料7　新アジェンダ連合外相宣言

2003年9月23日
ニューヨーク

1. エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン、ブラジルの外相たちは、第58回国連総会で、核軍縮の進展を評価し、核のない世界を達成するという誓約を新たにするために集まった。

2. 外相たちは、スウェーデンのアンナ・リンド外相の訃報に哀悼の思いを捧げ、これまで共通の運動における推進力であった熱心な同志を失ったことに遺憾の意を表明した。

3. 外相たちは、2000年の核不拡散条約（NPT）再検討会議ですべてのNPT締約国によって合意された核軍縮に関する13項目の措置の履行に、今日まで進展がないことに深い憂慮を表した。

4. 外相たちは、どのような時や状況下においても、NPTの条項ひとつひとつにそれぞれの締約国は拘束されていること、そして、同条約に基づく義務の厳格な遵守に関して、すべての締約国が十分に責任を果たさなければならないことを強調した。外相たちはまた、その中における核軍縮のための約束の履行は必須の責務であることを繰り返し述べた。

5. 外相たちは、核不拡散を促進するための根本となる前提は、核軍備の削減における継続的かつ不可逆的な前進であることを想起した。これに関連し、外相たちは、ロシア連邦とアメリカ合衆国に対し、戦略攻撃力削減条約（モスクワ条約）を不可逆的かつ検証可能なものにし、また、非作戦配備の弾頭に対処し、核軍縮措置の一つとするよう要求した。

6. 外相たちは、大量破壊兵器に関する近年の国際的な議論が、核兵器を含むあらゆる大量破壊兵器の使用を阻止する唯一の保証とは、それらの兵器の完全な廃棄および再び使用されたり製造されたりしないという保証であるということを、極めて明確にしたことを強調した。

7. 外相たちは、新型核兵器の使用や開発の正当化など、安全保障戦略の一部として核兵器の役割を拡大しようとするアプローチが現れつつあることに対して、深い憂慮を再表明した。

8. 外相たちは、NPTへの普遍的な加盟の達成に向けた努力を強化していくよう、国際社会に強く要請した。外相たちは、インド、イスラエル、パキスタンに、非核兵器国として条約に加盟するよう、そして、それらの国の施設をIAEA保障措置のもとに置くよう求めた。

9. 外相たちは、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）がNPT脱退の意志を発表したこと、およびそれに関連する経過に対し、深い憂慮を表明した。これに関連して、外相たちは、DPRKに再考を求め、DPRKがNPT諸条項の完全遵守に復帰することにつながるような、状況の平和的な早期解決に向けたすべての努力を支持した。

10. 外相たちは、国際原子力機関が、NPT締約国の核施設が平和的目的のみに利用されていることを検証し確認することが可能でなければならないと強調した。そして、締約国に対し、国際原子力機関へのそれぞれの義務を履行するにあたって生じる諸問題を解決するに際して、同機関に完全かつ即時に協力するよう求めた。

11. 外相たちは、当該地域の締約国間での自由な取り決めに基づく国際的に認知された非核地帯の設立が、世界的・地域的な平和と安全を高め、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に寄与するという確信を再確認した。これに関して、外相たちは、さらに多くの地域がこの方向に進むことを希望した。

12. 外相たちは、核軍縮に関する履行の進展を評価して必要な行動を検討するた

めに、現在のNPT再検討プロセスが重要であることを強調した。外相たちは、2005年NPT再検討会議第3回準備委員会が、核軍縮ならびに安全の保証に関する実質的な勧告を再検討委員会に提出することの重要性を強調した。

13. 外相たちは、多国間主義が国際的な安全保障に向けたすべての努力の先頭に立たなければならないことを強調し、核のない世界という目的に向かってさらなる貢献をするために、彼らのイニシアティブが断固として継続的に追求されるであろうと強調した。外相たちは、「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性」および「非戦略核兵器の削減」と題する2つの決議案を、第58回国連総会に提出する意図を明らかにした。

http://www.mfat.govt.nz/foreign/dis/nuclear/ministersdedaration.html

資料8　NPT第2回準備委員会・新アジェンダ連合作業文書

新アジェンダ連合作業文書「安全の保証」(抜粋)

新アジェンダ連合(NAC)：ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、スウェーデン、南アフリカ、ニュージーランドを代表して、ニュージーランドが提出

2005年NPT再検討会議準備委員会第2回
2003年4月28日－5月9日、ジュネーブ
2003年5月1日
NPT／CONF.2005／PC.II／WP.11

1. 序論(略)

2. 観点

ここでの論点は、NPT締約国である非核兵器国に法的拘束力のある安全の保証を供与することであり、それによって、NPTに加盟することで核兵器オプションを自発的に放棄した国に与えられるべき約束を履行する、ということである。その他の場ではなく、NPTの枠組みの中で法的拘束力のある安全の保証について交渉することは、非常に大きな利益を同条約の締約国に与えることになり、それはNPTに加盟していない国にとって誘因になると見られている。安全の保証は、核兵器オプションを保留にしている国ではなく、核兵器オプションを放棄した国に当然の権利として属するものである。安全の保証は、核不拡散体制を強化し、また、NPTの役割とその無期限延長を強固にするであろう。

3. NPTの文脈における安全の保証

非核兵器国に対する法的拘束力のある安全保証は複雑な問題である。以下が、考慮すべき重要な論点としてあげられる。

●安全保証を供与する国の特定
●安全保証が供与される国の特定
●供与される安全保証の性質と範囲
●法的拘束力のある、安全保証に関する文書に含まれるべき要素
●どのような形式で安全保証が供与されるのか

4. 安全保証を供与する国の特定

核兵器を保有し、ゆえに核兵器の使用または使用の威嚇をする能力を保持する法的な立場にあるという意味において、安全保証を供与する立場にある国は核兵器国のみである。核不拡散条約第9条(3)は、核兵器国を「･･･1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と限定し、定義している。

5. 安全保証が供与される国の特定

国連安保理決議984(1995)は、NPTに加盟しているすべての非核兵器国が、安全保証を受けるという正当な関心を持つことを認めている。すべてのNPT非核兵器国のこのような正当な関心は、各核兵器国による安全の保証に関する声明(S／1995／261、S／1995／262、S／1995／263、S／1995／264、S／1995／265)によってさらに認知されている。

6. 供与される安全保証の性質と範囲

(略)

しかし、この点についての複雑な一つの要素は、すべての非核兵器国が同様ではないことである。多くのNPT加盟の非核兵器国は、その防衛政策の不可欠の一部として核兵器国の核能力に依存するような安保体制／同盟の構成国である。(略)

核兵器国による1995年の安全の保証には、さらなる条件を課しているものがある(英国と米国)。つまり、供与される安全保証は、供与される国が、NPT下におけるその国自身の不拡散と軍縮の義務に具体的に違反している場合には、保証が適用されないと見なされる、と強調しているのである。ここでいう「具体的な違反」とは、NPT加盟の非核兵器国が、条約に違反して核兵器を獲得したり開発したりするような例に関するものであると想定されている。(略)

7. 法的拘束力のある、安全保証に関する文書に含まれるべき要素

国際的に法的拘束力のある文書には、とりわけ以下の要素が必要とされる。

●文書の主題である安全保証に関する概括的なステートメント
●安全保証を供与する国の特定
●安全保証が供与される国の特定
●文書によって供与される安全保証の条件

●安全保証を受領している国が、核兵器の使用や使用の脅威の対象になった場合に、安保理によって執行される強制手段に関する条項

8. 安全の保証の供与の形式

安全の保証は、NPTに関連した独自の協定、もしくはNPT議定書の形で、国際的に法的拘束力のある文書によって供与されるべきである。核兵器国による宣言で充分であるか、また、これらの保証は非核地帯に関連してのみ与えられるべきであるかという議論は妥当ではない。核兵器を熱望しないという基本的な約束は、NPTの下ですでになされている。したがって、安全の保証はこの条約に関連して、もしくはその一部として供与されるべきである。

9. (議定書)(協定)草案(略)

付属文書

不拡散条約の加盟国である非核兵器国に対する核兵器の使用または使用の威嚇を禁止する(議定書)(協定)草案

前文(略)

第1条

1. この(議定書)(協定)の締約国である核兵器国—NPT条約の第9条(3)で定義されている—は、同条約の締約国である非核兵器国に対して、核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを約束する。
2. この(議定書)(協定)の締約国は、NPT条約の締結国である非核兵器国が、核兵器の使用による犠牲となった場合には、技術的、医療的、科学的または人道的援助を求める犠牲国からの要請に応えて、個別的または集団的に適当な措置をとるよう加盟国に要請する。(国連安保理決議984(1995)より)

第2条

1. この(議定書)(協定)の第1条(1)に関連して供与される安全保証は、条約の第9条(3)で定められた核兵器国によって供与される。
2. 第1条(1)に関連して安全の保証を受領する国は、条約第2条の義務を遵守している、条約の締約国である非核兵器国である。(1995年4月の核兵器国による安全保証に関する声明より)
3. 第1条(1)に関連して供与される安全保証は、核兵器国の領土、その軍もしくはその他の部隊、同盟国またはその国が安全保障上の約束を行っている国に対する侵略またはその他の武力攻撃が、核兵器国と連携し、または同盟して、当該非核兵器国により実施され、または支援される場合には、適用されない。(1995年4月の核兵器国による安全保証に関する声明より)

第3条

1. 核兵器の使用もしくは使用の威嚇が行われた場合、この(議定書)(協定)の締約国は、国連安全保障理事会への協力を約束する。安全保障理事会は、そのような行為または行動の事態においては、国連憲章に従った措置を考慮する。(国連安保理決議984(1995))

第4条(署名、批准、効力発生、留保。改正、脱退についての締約国の権利。当該(議定書)(協定)の検討)

第5条

1. この(議定書)(協定)のいかなる規定も、非核地帯設立に関する協定や条約下にあるどのような国の義務も制限したり減じたりするものではない。

第6条(寄託国)

http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC2-listofdocs.html

資料9　NPT第2回準備委員会・日本提出作業文書

日本提出作業文書(抜粋)

2005年NPT再検討会議準備委員会第2回
2003年4月28日－5月9日、ジュネーブ
2003年5月6日
NPT／CONF. 2005／PC. II／WP. 15

Ⅰ 概観

1. (NPTの重要性)
2. (2005年に向けた再検討プロセス)
3. (日本の非核三原則)
4. (日本とIAEA保障措置協定)

Ⅱ 核軍縮

5. NPTは、核不拡散と核軍縮の両方を追求している。大多数の国々が核兵器の保有を放棄しているという事実は、核不拡散体制を強化しようとする国際的な努力にとって画期的なことである。核兵器国は、この達成を真摯に受け止めるべきである。これに関連して想起すべきなのは、1995年のNPT無期限延長決定が、核軍縮の促進を含んだ「原則と目標」決定の合意と一緒になったパッケージの不可分の一部であるということである。非核兵器国の側におけるそのような断固たる決意に対応して、核兵器国もまた、核軍縮に向けた明確な前進を示さなければならない。

6. 可能な早期において、国際社会は、核兵器のない平和で安全な世界を実現しなければならない。核兵器国が、核軍縮諸措置を強化、継続していくことが肝要である。核兵器が使用される可能性が拡大しつつあることに対する懸念が、近年ますます頻繁に表明されるようになった。日本は、唯一の被爆国として、核の惨禍が再び繰り返されることのないよう、強く要請してきた。核使用のしきいは可能な限り高く保たれなくてはならない。こういった傾向の中で、日本は、国際社会が、恐ろしい、長期にわたる核兵器使用の結果についてよく知り、記憶に留めておくべきであると考える。

7. 締約国、とりわけ核兵器国が、2000年再検討会議で合意された核軍縮諸措置の履行の前進に誠実に努力することが必要である。2000年来の国連総会において、日本は「核兵器完全廃棄への道程」と題する決議を提出してきた。この決議は、2000年再検討会議での合意に基づいて、核兵器完全廃棄を達成するためにとられるべき具体的諸措置を明示したものである。同決議はまた、核軍縮と核不拡散の現状を反映したものであり、核軍縮の前進を国際社会に強く訴えたものであった。

A. 包括的核実験禁止条約(CTBT)

8. 包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核兵器の広がりや核兵器の質的改良を制限しており、核軍縮と核不拡散の促進の歴史的な標石である。CTBTは、国際原子力機関(IAEA)の保障措置と共に、NPT体制の主要な柱の一つとしての重要な役割をもっており、核兵器のない世界の実現に向けた実際的かつ具体的な措置である。にもかかわらず、1996年の採択以来、6年以上を経過して、CTBTはいまだに発行していない。このように前進がないことは、核軍縮と核不拡散の将来の確実性を弱めており、NPT体制が否定的な影響を受けることが懸念されている。

9. 2001年の第2回CTBT発効促進会議の最終宣言に応えて、CTBTにいまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要とされている国々は、可能なもっとも早い時期に署名ないし批准することが強く求められている。同時に、CTBTOで、国際監視制度(IMS)など核実験禁止体制を確立するための努力が継続されることが重要である。また、このような体制の確立のために必要な予算が確保されることが重要である。

10. 日本は、CTBTの早期発効が非常に重要であると考えており、その目的のために積極的にとり組んできた。国際監視制度(IMS)構築のための努力の一環として、昨年、日本は国内の監視施設の建設に着手し、日本のCTBT運用システムを設立した。

11. 2002年11月14日、川口順子外務大臣は、オーストラリア、オランダの外相と共に、CTBTフレンズ外相会合を開催した。CTBT批准国の外相がニューヨークに集まり、外相共同声明を発表した。この声明は、可能な限り早期のCTBTの署名・批准を求めたものであった。今日まで、50カ国以上の国々の外相がこの共同声明に加わっている。日本は、2003年9月に予定されている第3回CTBT発効促進会議を視野に、さらに多くの国々がCTBTに署名・批准することを強く希望する。

12. 日本は、CTBTが発効するまでの間、核爆発実験のモラトリアムを継続するという政治的意思をすべての国々が継続すべきであると考える。また、国連安保理が、決議1172(1998年)の第3節において、その2カ国のみならず、すべての国に対して、CTBTの条項に従って、いかなる核兵器の爆発実験も他のいかなる核爆発も行わないよう要求するとしたことが想起されなければならない。

B. 核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)

13. 2000年NPT再検討会議の結論にもかかわらず、軍縮会議(CD)が核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)の交渉をいまだ開始していないことはきわめて遺憾である。FMCT交渉は、遅滞なく開始されなければならない。核兵器国を含むすべての国々が、FMCTが発効するまでの間、核兵器用の核分裂物質の生産モラトリアムを継続する政治的意志を維持しなければならない。(略)

14. CDの作業計画における合意達成、およびFMCT交渉の早期開始を最優先事項と考える日本は、現在のCDの行き詰まりを打開するために最大限の努力を払っている。猪口邦子軍縮大使もまた、CDでのスピーチの中で、FMCT交渉の早期開始の重要性を繰り返した。FMCT交渉の早期開始の促進に向けた努力の一環として、2003年3月、日本はジュネーブで「多国間における軍備管理条約の検証促進」と題するワークショップを開催した。

C. 米国とロシアによる核兵器の削減

15. 日本は、核兵器国によって達成された核兵器削減における進展を歓迎する。これらの進展には、START Iに従った戦略的攻撃兵器削減の完全履行、一方的削減諸措置、そして、さらなる核軍縮に向けた一歩となる、戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約への署名などが含まれる。

16. 日本は、米国とロシアが署名した戦略的攻撃力削減に関する条約を、米ロがすでにそれぞれ宣言していた戦略的核兵器の削減を、法的拘束力をもった形で保証するものとして高く評価する。そして、ロシアによる批准が米に続いて遅滞なく行われ、条約がすみやかに発効することを希望する。日本は、他の核兵器国が、米ロが約束した削減の履行を待つことなく、一方的または交渉によって、それぞれの保有核のいっそうの削減を約束することを期待する。

D. 非戦略核兵器

17. 2002年再検討会議での合意に基づき、非戦略核兵器を保有するすべての国々が、透明性を維持しつつ、それらの削減のための諸措置をとることが肝要である。非戦略核兵器の削減は、地域的および国際的な安全保障、また核不拡散とテロ防止にとって極めて重要である。加えて、日本は、米国ならびにロシアが、1991年－1992年の宣言どおり、両国の非戦略核兵器を完全にかつ自発的に削減するというイニシアティブを履行し、またそれらのイニシアティブの履行状況に関するデータを提供するよう望む。

E. 旧ソ連の非核化支援

18. 日本は、実際的で具体的なステップを一歩一歩進んでいくことが、核兵器のない平和で安全な世界を、可能な早期において実現するための唯一の方法であると考える。よって、日本はこれまで以下のような実際的な措置を積極的にとってきた。

19. 2002年6月、日本は当面の措置として2億ドル強の資金貢献をすると発表した。そのうち1億はロシアの余剰兵器プルトニウムの処分計画に、残りは原子力潜水艦の解体などのプロジェクトに充てられる。日本は、すでにロシアに対して、液体放射性廃棄物処理施設を供与した。日ロ両国は、現在、ビクターⅢ級退役原潜の解体プロジェクトを実施している。日ロ両国の研究所による共同研究プログラムも、約20キログラムの兵器級プルトニウムの処分に成功した。

（国際科学技術センター（ISTC））

20. 1992年、日本は、「国際科学技術センターを設立する協定」に署名した。1994年3月にロシアにISTC事務局が開かれてから、日本は積極的にこのプロジェクトを支援している。

F. 報告

21. 2000年再検討会議の最終文書で合意された13項目の実際的措置の一項目であるNPT第6条の履行に関する報告をすべての締約国が提出することは、核軍縮に向けた重要な一歩である。日本は報告の具体的方法が継続して議論されるべきであると考える。とりわけ、核兵器国による核軍縮の履行の前進と将来の政策についての報告を確保することが必要である。

III. 不拡散

A. NPTとIAEA保障措置への誓約の強化

22. （IAEA保障措置と追加議定書の発効促進）
23. （IAEA追加議定書普遍化へ向けた日本の取り組み）
24. （IAEA保障措置に関する国際会議）
25. （追加議定書普遍化の重要性）

26. （先進的な原子力技術保有国の責任）
27. （イラン）

B. ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理と処分

28. （余剰プルトニウムの危険性と日本の貢献）

C. 輸出制限

29. （国際的な輸出制限の枠組み）
30. （日本のとり組み）
31. （核物質の運搬手段の拡散防止）

D. 核テロに対する措置

32. （国際社会の協力の重要性）
33. （核テロ対策におけるIAEAの役割）
34. （追加議定書の役割）

IV. 核エネルギーの平和利用

35. （核エネルギーの平和利用の意義）
36. （IAEA保障措置の遵守）
37. （電力以外の分野での利用）
38. （安全な放射性物質の運搬）

V. 普遍性と不遵守

A. 普遍性

39. （キューバ、インド、パキスタン、イスラエル）
40. （東チモール）

B. 不遵守

41. NPT遵守についての諸問題に関して、日本にとっての強い懸念は北朝鮮のとっている手段である。NPTのような多国間軍縮条約の信頼性が侵食されることは、いかなる締約国にとっても利益にならない、と日本は確信する。

42. 今日の国際社会は、安全保障問題に関し、多くの不確定さ、困難さに直面している。この中で、日本は、具体的行動によって不確定さを減らし相互信頼を増幅させながら国際社会に協力するという政治的意志を示すよう、北朝鮮に対し強く要請する。日本は、北朝鮮による核兵器の開発、移転、取得、保有を容認することは決してできない。日本は、北朝鮮に対し、NPTに基づくすべての義務およびIAEA保障措置協定に基づく義務を遵守するよう、また、核関連施設を再凍結し、すべての核兵器プログラムを検証可能な、不可逆的な方法で即時に廃棄するよう、強く要請する。

43. 日本は、2003年4月23－25日に北京で開催された三者協議での中国の重要な

役割などを含めた、関係各国の努力を歓迎する。現在、日本は、この会合の結果を注意深く分析しているところである。日本は、この問題が、日本や韓国といった関係各国の早期参加の実現と合わせて、多国間の枠組みの中で継続して対処されるべきであると考える。(略)

44. (イラク問題)

VI. 非核地帯と消極的安全保証

A. 非核地帯

45. 日本は、地域の関係国間で自由意志によって達成された制度に基づいて、また、そのような地帯の設立が地域の安定性と安全保障に貢献するとの条件の下で、非核地帯の設立を支持する。とりわけ、日本は、中央アジア諸国が非核地帯を設立する努力を行い、核テロの防止に貢献していることを評価する。

46. (中央アジア非核地帯)

B. 消極的安全保証

47. 国連安保理決議984(1995年)および関連する核兵器国の宣言に基づく、NPTの非核兵器国に対する安全の保証に関して検討し議論することは重要である。この観点から、日本は、消極的安全保証に関する特別委員会を設立することを含む作業プログラムがCDで合意されるとの意見を支持する。

VII. 市民社会および将来の世代との対話の強化

48. (若手および市民社会からの支援、理解の重要性)
49. (軍縮・不拡散教育の重要性)
50. (国連軍縮フェロー)
51. (日本での毎年の軍縮会議)
52. (NGOとの対話の重要性)

http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC2-listofdocs.html

資料10　NPT第2回準備委員会・議長の事実概要

2005年NPT再検討会議第2回準備委員会 議長の事実概要(文節ごとの要約)

2003年5月9日

1. 加盟国は、とりわけ現情勢下で、NPT体制の重要性を再確認。
2. 加盟国は条約の目的、95年の決定と決議、00年最終文書の履行の誓約を強調。
3. 加盟国はNPTの3本柱を再確認:核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の協力。加盟国はいかなる状況下においてもすべての条項に縛られることを再確認。
4. 加盟国は、大量破壊兵器の拡散に深刻化を強調。不順守に効果的に対応する制度や手順の開発に関心を表明。
5. 不拡散への最善の道は、加盟国すべてが条約の全条項を順守することであることを強調。原子力平和利用の国はIAEA強化議定書などによる検証を可能にすべき。
6. 軍縮・不拡散分野での多国間主義の強調。国連安保理が不順守に効果的に行動することへの支持。
7. キューバと東チモールの加盟歓迎。
8. 加盟国はさらなる普遍性達成を強調。インド、イスラエル、パキスタンが核兵器計画を明確に中止し、非核兵器として無条件にNPT加盟することを要請。
9. 条約は核軍縮の前進という大きな文脈で見るべきとの見解が表明された。第6条の履行なくしては条約の価値が失われる。
10. 核軍縮に関連して核兵器能力、第6条関連合意の履行の透明性向上の重要性を確認。
11. 加盟国は、条約第6条、95年決定第3節と4c節、「明確な約束」や13項目実際的措置を含む00年最終文書の実行を引き続いて誓約。実際的措置の実行に進展がないことに失望。不可逆性の重要性を強調。
12. 核兵器国は、保有核兵器の削減、核依存など核軍縮の誓約を重ねて説明。米ロはモスクワ条約を提出。
13. 既存の核兵器、将来の核兵器の役割への新方針、新世代核兵器開発への強い懸念と不安が表明された。モスクワ条約への懸念。
14. CTBTへの強い支持。早期発効の重要性の強調。とくに核兵器国の批准が急務。9月3−5月の発効促進会議までの署名・批准を。モラトリアムの継続の重要性を再確認。
15. 米国のABM条約からの脱退とMD開発決定に注目。ABM脱退が国際的安定にマイナス効果、MDが宇宙軍拡の懸念が表明された。米ロ共同声明(2002年5月)に留意。

16. 一方的だが全体的削減過程の一部としての、非戦略核の削減の重要性。91、92年の米ソ大統領イニシャチブを公式化することへの要請。さらなる削減への実質的提案があった。他の核兵器削減とのリンクの必要性の指摘もあった。
17. 加盟国は、CDのカットオフ条約交渉開始と兵器用核分裂物質の生産のモラトリアムを要請。CDに核軍縮を扱う下部組織設置を急ぐよう要請。CDの行き詰まり打開を奨励。
18. 全核兵器国が軍事的に不要となった核分裂物質を、早期に国際管理下に置く制度の重要性。
19. 米・ロ・IAEAの三者イニシャチブの第1期が完了したことに留意。三者に検証制度の実行を要請。他の核兵器国の参加が検討課題。G8グローバル・パートナーシップを歓迎。
20. 核兵器のない世界の達成には、その他の有効な軍備管理協定の追求が必要との見解。
21. 加盟国は、00年最終文書で第6条の履行に関して定期報告義務があることを想起、報告の価値を認識し、実質的な議論に活用した。
22. 加盟国は、00年最終文書において、中東非核地帯や95年中東決議の実現に向けた努力の報告を提出する義務があることを想起。
23. 非核地帯への支持。キューバのトラテロルコ条約への加盟を歓迎。既存の非核地帯の発効の重要性。中央アジア非核地帯への努力を歓迎、条約締結を要請。中東、南アジア、その他に進展無しを留意。
24. 加盟国は、95年中東決議の重要性を再確認。条約無期限延長の決定と不可分の決議。イスラエルのNPT加盟を督促。
25. いくつかの加盟国は、カルテット・グループ(US、UN、EU、ロシア)のロード・マップに留意。それは中東非核・大量破壊兵器地帯に重要。
26. 加盟国は、イラクの核開発計画に未解決問題があることを想起。イラクの武装解除は中東非核地帯への一歩という意見。いくつかの加盟国はIAEAの査察再開に留意。
27. いくつかの加盟国は、南アジアの緊張増加に憂慮。加盟国はインド、パキスタンの非核兵器国としてのNPT加盟を督促。両国の核実験モラトリアム、CTBT加盟の意思に留意。兵器用核物質の生産モラトリアムの誓約を両国に要請。
28. 最近のDPRK(北朝鮮)の核問題で広範囲の懸念表明。加盟国は北朝鮮のNPT脱退決定は、世界的な不拡散体制への深刻な挑戦と感じた。加盟国は、平和的解決を要求。準備委員会は、北朝鮮の条約上の地位に関する冒頭の議長声明に留意。
29. 95年会議、00年会議とも、消極的安全保証を強調したことを想起。さらに、00年会議が、準備委員会に05年再検討会議への勧告をつくるよう要請したことを想起。いくつかの国はNPT追加議定書とすべきとの見解。
30. 軍縮・不拡散に関する教育の重要性。NPTの履行を含む情報をもった教育を奨励。
31. IAEA保障措置の重要性の確認。IAEAの活動への賞賛。

32. 加盟国は、IAEAの保障措置強化努力と統合保障措置の概念的枠組み完成を歓迎。モデル追加議定書の重要性を強調。包括的保障措置と追加議定書の組み合わせの必要性に留意。最新のIAEA行動計画を支持。
33. 加盟国は、IAEAが検証に責任を負う権限のある機関であることを再確認。IAEAの権威を侵す行為は許されないと再確認。
34. 核活動の平和的性格に信頼性を持たせる重要性を強調。その意味で、イランが追加議定書に署名することを要請。
35. 輸出管理の重要性を再確認。輸出管理の透明性が重要。
36. 多くの加盟国は、核テロとの闘いとそのために利用できる国際協定の重要性に留意。G8カナナスキス原則を支持。
37. 加盟国は、物理的防護の強化を要請。核物質防護条約の修正作業完了に留意、修正会議の早期召集を勧告。
38. 核の安全性、放射線防護、放射性廃棄物管理の安全性、放射性物質の安全輸送の重要性を強調。IAEAの努力を歓迎。
39. 加盟国は、海上輸送を含む放射性物質の輸送における国際基準の順守を強調。いくつかの加盟国は、事故補償責任の協定、事前通告、事前協議を要請。加盟国は、03年7月の放射性物質の輸送の安全に関する国際会議(IAEA主催)に期待。
40. 加盟国は、放射性物質の海洋投棄禁止に関する国連総会決議(56／24L)を重視。
41. 加盟国は、NPT第4条(平和利用への協力)への支持を再確認。
42. 加盟国は、再検討過程のさらなる強化に関する諸提案に留意。相互討論の強化を奨励。
43. 多くの加盟国が、再検討過程への市民社会の関与の価値を強調。

http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC2-listofdocs.html

資料11　NPT第3回準備委員会に向けたNACの勧告

2005年NPT再検討会議第3回準備委員会に向けた新アジェンダ連合の実質問題に関する勧告

2004年4月26日
NPT／CONF.2005／PC.III／11

2000年NPT再検討会議の最終文書は、2005年再検討会議第3回準備委員会に対し、これまでの委員会における審議並びに結果を考慮し、再検討会議に向けた勧告を含む合意文書を作成するためにあらゆる努力を払うよう命じていた。これに関連して、新アジェンダ連合は、第1回、第2回の準備委員会において提出した作業文書、すなわち

- NPT／CONF.2005／PC.I／WP.9
- NPT／CONF.2005／PC.II／WP.11
- NPT／CONF.2005／PC.II／16

を基礎とし、2005年再検討会議に向けた勧告の形で、今準備委員会で検討すべき実質問題に関する事案を提供する。

1. 核兵器が使用される可能性が人類に対する継続的危険を意味していることを再確認すること。
2. 完全かつ有効な条約の履行が、国際的な平和と安全保障の促進のなかで極めて重大な役割を有することに合意すること。
3. 核不拡散条約の各条項が、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束すること、また、すべての加盟国が、条約に基づく義務の厳格な遵守に関して完全に責任を持つことが肝要であることを想起すること。
4. 条約の締約国による核エネルギーの平和利用を妨げることなく、すべての側面において条約を履行するために、また、核兵器並びにその他の核爆発装置の拡散を防止するために、すべての努力が払われるべきであることを再確認すること。
5. その成果が核軍縮の達成に向けた必要な計画を規定する、2000年再検討会議の最終文書で到達した合意及び1995年の核不拡散と核軍縮の原則と目標と1995年の中東決議の完全かつ有効な履行を、確固たる意志を持って追求することに合意すること。
6. 新たな核軍備競争を引き起こす、あるいは核軍縮と不拡散に否定的影響を与える可能性のあるいかなる行動も慎むことをすべての加盟国に要求すること。
7. 透明性、検証可能性、不可逆性の基本的原則がすべての核軍縮措置に適用されることを要求すること。

8. 条約の普遍的支持に向けて積極的に働きかけること、また、核兵器の拡散防止の決意を害するようないかなる行動もとらないことをすべての加盟国に要求すること。
9. 核不拡散条約に未だ加盟しておらず、保障措置の下に置かれていない核施設を稼動させているインド、イスラエル、パキスタンの3カ国に対して、核不拡散を保証し、核兵器の開発と配備を追求するいかなる政策をも変更し、明確かつ緊急に、また、地域並びに国際の平和と安全保障及び核軍縮と核拡散防止に向けた国際社会の努力を害するようないかなる行動も慎むために、早急かつ無条件に非核兵器国として条約に加盟するよう、また、1997年5月15日にIAEA理事会で採択された保障措置協定モデル追加議定書と一致する追加議定書とともに、求められている包括的保障措置協定を締結するよう要求すること。
10. 条約の普遍的支持及びすべての加盟国による全条項の完全遵守は、核兵器及び核爆発装置のすべての側面における拡散防止への最善策であると合意すること。
11. 朝鮮民主主義人民共和国がNPT脱退の意志を示した宣言を撤回することの重要性を強調し、条約の完全遵守への復帰を求め、また、これに関連して、状況の早期解決と核のない朝鮮半島の確立に向けたすべての外交努力への支持を求める。
12. IAEAとの全面的保障措置協定への普遍的支持の重要性を想起し、未だ締結していない国に協定の締結を要求すること。また、保障措置システムの有用性を強化し、効率の改善を目的としたモデル追加議定書の重要性を強調すること。
13. IAEAは、NPT加盟国の核施設が平和目的のみに使われていることを検証、確認することが可能でなくてはならないことを強調すること。また、その目的において、それぞれ国家の義務の履行上発生する諸問題の解決において、加盟国に対し、IAEAと完全かつ早急に協力するよう要求すること。
14. NPT並びに他の核軍縮及び核削減のための合意あるいはイニシアティブにおける誓約を履行すること、また、この文脈において、核弾頭を破棄し、再配備の可能性の残る状態での保管を避け、核実験場を閉鎖、解体することによって、不可逆性への誓約を維持するよう核兵器国に要求すること。
15. 核廃絶につながる保有核兵器の完全廃棄を成し遂げるための核兵器国による明確な約束を想起すること。
16. すべての加盟国は、決意をもって、2000年NPT再検討会議で合意された措置の完全かつ有用な履行を追求すべきであると繰り返すこと。
17. 核兵器のない世界は、究極的に、相互に強化された一連の取り決めを含む、世界的に多国間で交渉された法的拘束力のある取り決めあるいは枠組みという基盤を必要とすることを確認すること。
18. 核軍縮と核不拡散体制における不可欠な要素として、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効の達成に必要とされる署名・批准の重要性と緊急性に合意すること。

19. CTBT発効までの間、核爆発実験及びその他のいかなる核爆発モラトリアムも堅持、維持させることを要求すること。
20. 検証制度の確立におけるCTBT機構準備委員会の作業を通じ、CTBT早期発効に向けた勢いを維持することへの重要な貢献を歓迎する。
21. 軍縮会議は、軍縮問題に関する唯一の多国間交渉の場であることを想起する。
22. 軍縮会議は、軍縮を扱う適切な下部機関を遅滞なく設置しなければならないことに合意すること。このような機関は、とりわけ核軍縮に向けた系統的、前進的努力のための実際的措置を扱うことができる。
23. 軍縮会議は、核軍縮と核不拡散の両面の目的を考慮し、核兵器及びその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁じる、無差別的で多国間的・国際的、また有効かつ検証可能な条約に関する交渉を再開しなければならないことに合意すること。
24. このような交渉が決着するまでの間、軍事目的での核分裂性物質の生産モラトリアムを堅持、維持するよう、また、透明性と説明責任性のための体制並びに適切な専門家グループを設立するよう要求すること。
25. 軍縮会議は、関連する国際条約に関する交渉を含む、いかなる特定の話題や提案についても制限を排して取上げ、検討することができる、大気圏外における核軍備競争の防止に関する問題を扱う下部機関を設置しなければならないことを合意すること。
26. ミサイル防衛の開発は、核軍縮並びに核不拡散に否定的影響を与え、地球上及び大気圏外における新たな軍備競争を引き起こしうることに懸念を表明すること。
27. 核軍縮及び核不拡散の分野において、国際条約と国際法の下における義務を果たすよう、すべての加盟国に要求すること。
28. ロシア連邦並びにアメリカ合衆国に対し、プルトニウム管理および廃棄協定の履行に向けた検証要求を即座に実行するためにIAEAに働きかけるよう要求すること。
29. 核兵器国による以下のさらなる努力が引き続き必要かつ重要であることをを繰り返すこと。
    - ●有効な保有核兵器の一方的削減
    - ●透明性・検証可能性
    - ●不可逆性を保証する条項を含む条約への一方的宣言の公式化
30. 戦略的攻撃力削減条約(「モスクワ条約」)に描かれた、配備された戦略核弾頭数の削減は、積極的な最初の一歩であると確認すること。そして、同条約に透明性、検証可能性、不可逆性を持たせ、また、作戦配備されていない弾頭についても対処し、それにより有効な核軍縮措置となるよう、アメリカ合衆国とロシア連邦に要求すること。
31. 保有核兵器及び核軍縮措置の履行状況に関して、核兵器国が透明性と説明責任を高めるためのさらなる行動をとることに合意すること。そして、この文脈において、12番目の措置として合意された報告義務を想起すること。

32. 非戦略核兵器のさらなる削減に、核兵器の廃棄に向けた重要な一歩として、より高い優先性が与えられるべきであること、そして、それが以下を含む包括的な方法で実施されることに合意すること。
    (a) 一方的なイニシアティブに基づき、核軍備の削減と軍縮の過程における不可欠な一部である、非戦略核兵器のさらなる削減と廃棄。
    (b) 透明性、検証可能性、不可逆性を持つ方法での削減の履行。
    (c) アメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦/ロシア連邦による1991年と1992年の非戦略核兵器に関する大統領核イニシアティブの維持、再確認、履行。
    (d) ロシア連邦とアメリカ合衆国による大統領核イニシアティブの法的取り決めへの公式化、並びにこのような兵器のさらなる削減に関する交渉の開始。
    (e) NPTの下で誓約された核軍縮過程の一環として、核兵器国が非戦略核兵器を取り除き、のちに廃棄することを目的とした、とりわけ、物理的に安全な中央の保管場所にそれらの兵器を置くことを通じた、非戦略核兵器及びその部品と関連物質の輸送及び保管のための特別保安措置や物理的な防護措置の強化。また、これに関連して、このような兵器を保有するすべての核兵器国にとって必要とされる措置。
    (f) 非戦略核兵器による脅威の低減のための、さらなる信頼醸成と透明化措置の達成。
    (g) 非戦略核兵器が使用される危険性を低減することを目的とした、非戦略核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減に向けた具体的な合意措置。
    (h) 作戦配備の兵器の数や種類を増やさず、また新型兵器の開発やそれらの使用を正当化しないという、これら兵器を保有する核兵器国による約束。
    (i) いくつかの核兵器国の保有核兵器からはすでに外されている種類の非戦略核兵器の禁止。及びこれらの兵器の廃棄に関する検証のための透明性メカニズムの構築。
33. 核兵器国が、警戒態勢の解除及び核兵器システムの非活性化、運搬手段からの核弾頭の除去、及びこれらの兵器が完全に廃棄されるまでの間、核戦力を現役配備から引退させるためのさらなる措置をとることを合意すること。
34. 核兵器国が、国家の安全保障政策における核兵器の役割を低減させ、配備された核兵器の数を削減し、新型核兵器の開発やそれらの使用の合理化を行なわないことを合意すること。
35. 核兵器国が、核兵器の完全廃棄へと繋がる過程のなかで、5つの核兵器国の間での継ぎ目のない調和に向けて必要とされる措置を実施しなければならないと強調すること。
36. 5つの核兵器国すべてが、すでに軍事目的で必要とされていない核分裂性物質をIAEAあるいは他の関連する国際的検証制度のもとに置くための取り決

めを行い、また、そのような物質が永久に軍事計画の外に置かれることを保証するために、そのような物質の平和目的での処分に関する取り決めをすることの必要性を強調すること。

37. NPTの信頼性の向上において、定期報告の重要性を強調すること。
38. すべての加盟国によって、NPT第6条及び1995年決定の4(c)項に関する定期報告が、すべての準備委員会並びに再検討会議において提出され、政策、意図、進展の問題がとり扱われることに合意すること。これらの報告は、13項目措置で扱われる問題及び原則を含み、それらの措置一つ一つに関する明確かつ完全な情報を含まなければならない。
39. すべての非核兵器国を対象とする法的拘束力のある安全の保証に関する多国間協議が決着するまでの間、安全の保証に関する現存する誓約を完全に尊重するよう、核兵器国に要求すること。これは、NPTの文脈の中における別の協定という形式でも条約議定書の形式でもよい。
40. 非核地帯の設立が、世界的、地域的な平和と安全保障を高め、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的に寄与することを確認すること。そしてこの文脈において、すべての関心ある国家に無条件で非核兵器地帯の設立とそれらの議定書の発効に必要な署名及び批准を完了させるよう強く要求すること。
41. 1995年NPT再検討・延長会議の成果の一部としての中東決議を想起し、中東非核地帯、中東非大量破壊兵器地帯設立への支持を新たにすること。この観点から、イスラエルを除くこの地域におけるすべての国家がNPT加盟国であることに留意し、イスラエルに対し即座に無条件でNPTに加盟するよう、またすべての核施設をIAEA包括的保障措置の下に置くよう要求すること。
42. イランによる追加議定書への署名を歓迎し、即時に批准プロセスを完了するよう強く要求すること。また、核計画に関する未解決の疑惑を解決するよう求めること。
43. 大量破壊兵器の開発計画を放棄し、IAEA及び他の関係する国際機関と完全に協力するとしたリビアの自発的な決定を歓迎すること。このような計画の開発に懸念を持ちつつ、これを一歩前進と認識すること。
44. 中央アジア並びに南アジアにおける非核地帯設立をあらためて支持すること。この文脈において、インドとパキスタンに対し核兵器への野心を断念し、即座に無条件でNPTに加盟するよう緊急に要求すること。

http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC3-listofdocs.html

資料12　NPT第3回準備委員会・日本提出作業文書

日本提出作業文書(抜粋)

2005年NPT再検討会議準備委員会第3回
2004年4月26日－5月7日、ニューヨーク
2004年4月28日
NPT／CONF.2005／PC.III／WP.11

1. 概観(略)

2. 核軍縮

NPTは、核不拡散と核軍縮の両方を追求している。大多数の国々が核兵器の保有を放棄しているという事実は、核不拡散体制を強化しようとする国際的な努力にとって画期的なことである。核兵器国は、この達成を真摯に受け止めるべきである。これに関連して想起すべきなのは、1995年のNPT無期限延長決定が、核軍縮の促進を含んだ「原則と目標」決定の合意と一緒になったパッケージの不可分の一部であるということである。非核兵器国の側におけるそのような断固たる決意に対応して、核兵器国もまた、核軍縮に向けた明確な前進を示さなければならない。

可能な限り早期において、国際社会は、核兵器のない平和で安全な世界を実現しなければならない。核兵器国が、核軍縮諸措置を強化し、継続していくことが肝要である。核兵器が使用される可能性が拡大しつつあることに対する懸念が、近年ますます頻繁に表明されるようになった。日本は、唯一の被爆国として、核の惨禍が再び繰り返されることのないよう、強く要請してきた。日本は、これを回避するためにあらゆる努力が払われなければならないと確信する。核使用のしきいは可能な限り高く保たれていなければならない。こういった傾向の中で、日本は、国際社会が、恐ろしく且つ、長期にわたる核兵器使用の結果についてよく知り、記憶に留めておくべきであると考える。

締約国、とりわけ核兵器国が、2000年再検討会議で合意された核軍縮措置の履行の前進に誠実に努力することが必要である。2000年来の国連総会において、日本は「核兵器完全廃棄への道程」と題する決議を提出してきた。この決議は、2000年再検討会議での合意に基づいて、核兵器完全廃棄を達成するためにとられるべき具体的諸措置を明示したものである。同決議はまた、核軍縮と核不拡散の現状を反映したものであり、核軍縮の前進を国際社会に強く訴えたものであった。

(1)包括的核実験禁止条約(CTBT)

包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核兵器の広がりや核兵器の質的改良を制限しており、核軍縮と核不拡散の促進の歴史的な道標である。CTBTは、国際原子

力機関(IAEA)の保障措置と共に、NPT体制の主要な柱の一つとしての重要な役割を持っており、核兵器のない世界の実現に向けた実際的かつ具体的な措置である。CTBTの普遍化に向けた努力は、1996年の採択以来7年間で、171カ国の署名および112カ国の批准という結果をもたらした。しかしCTBTはいまだに発効しておらず、したがって、核軍縮と核不拡散の将来の確実性を弱めており、NPT体制が否定的な影響を受けることが懸念されている。

日本は、CTBTの早期発効が非常に重要であると考えており、その目的のために積極的に取り組んできた。CTBTにいまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要とされている国々に対して、可能な限り早期に署名ないし批准するよう、2国間協議の機会および多国間会議で積極的に呼びかけてきた。CTBT早期発効の重要性を強調した前述の日本提案国連決議は、2003年の第58回国連総会において、圧倒的多数の賛成投票によって今一度採択された。川口順子外務大臣は、直々に強い働きかけを行うべく、2003年9月に開催された第3回CTBT発効促進会議に出席した。

第3回CTBT発効促進会議の最終宣言に応じて、CTBTにいまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要とされている12カ国は、可能な限り早期に署名ないし批准を行うよう強く求められる。

また、CTBT機関準備委員会において、国際監視システム(IMS)などの核実験禁止検証体制を確立するための努力が継続されることが重要である。また、このような体制の確立のために必要な予算が確保されることが重要である。IMS確立の一環として、日本のCTBT国内運用体制の管理下において、国内の監視施設の建設が着々と進められている。

CTBT機関準備委員会日本政府代表部の高須幸雄大使は、2004年の準備委員会議長に選出され、CTBT早期発効に向けてあらゆる努力を払っている。

日本は、CTBTが発効するまでの間、核爆発実験のモラトリアムを継続するという政治的意思をすべての国々が継続すべきであると考える。また、国連安保理が、決議1172(1998年)の第3節において、すべての国に対して、CTBTの条項に従って、いかなる核兵器の爆発実験も他のいかなる核爆発も行わないよう要求するとしたことが想起されなければならない。日本は、いかなる核兵器の爆発実験も行わないよう、繰り返しすべての国に強く要請する。

(2)核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)

2000年NPT再検討会議の結論にもかかわらず、軍縮会議(CD)が核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)の交渉をいまだ開始していないことはきわめて遺憾である。FMCT交渉は、遅滞なく開始されなければならない。核兵器国を含むすべての国々

が、FMCTが発効するまでの間、核兵器用の核分裂物質の生産モラトリアムを継続する政治的意思を維持しなければならない。(略)

FMCTに関する交渉開始への具体的な貢献として、日本は、FMCTの実質的な内容に関する問題について議論を深め、また、交渉の早期開始を促進するために、2003年8月14日のCDにおいてFMCTに関する作業文書を提出した。

日本は、CDにおける作業プログラムに関する合意の達成と、それによるFMCT交渉の早期開始の実現を最優先事項と見なしている。日本は、現在のCDの行き詰まりを打開するために最大限の努力を払っている。CDの議長を務めた2003年8月18日から12月31日までの期間、この目的に向けた日本の努力は倍化された。この期間内の9月4日には、川口順子外務大臣がCDを訪れ、FMCT交渉を開始することの必要性および緊急性を強調しながら、CDにおいて実質的な議論が早期に再開されるよう訴えた。

(3)核兵器国による核兵器の削減

日本は、核兵器国によって達成された核兵器削減における進展を歓迎する。これらの進展には、START Iに従った戦略的攻撃兵器削減の完全履行、一方的削減諸措置、そしてさらなる核軍縮に向けた一歩となる、戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約への署名などが含まれる。

日本は、米国とロシアが署名した戦略的攻撃力削減に関する条約を、米ロがすでにそれぞれ宣言していた戦略的核兵器の削減を、法的拘束力をもった形で保証するものとして高く評価する。日本は、米ロが約束した削減の履行を待つことなく、すべての核保有国が、保有核兵器を削減し、一方的または交渉によって、それぞれの保有核のいっそうの削減を約束することを期待する。これに関連して日本は、そのような手段をこれまでにとっていない核保有国が、核兵器の削減を直ちに始めることを希望する。

(4) 戦略核兵器

2002年再検討会議での合意に基づき、非戦略核兵器を保有するすべての国々が、透明性を維持しつつ、それらの削減のための措置をとることが肝要である。非戦略核兵器の削減は、地域的および国際的な安全保障、また核不拡散とテロ防止にとって極めて重要である。加えて、日本は、米国ならびにロシアが、1991年－1992年の宣言どおり、両国の非戦略核兵器を完全かつ自発的に削減するというイニシアティブを履行し、またそれらのイニシアティブの履行状況に関するデータを提供するよう望む。

(5)旧ソ連の非核化支援

日本は、実際的で具体的なステップを一歩一歩進んでいくことが、核兵器のない

平和で安全な世界を、可能な早期において実現するための唯一の方法であると考える。よって、日本はこれまで以下のような実際的措置を積極的にとってきた。

2002年6月、日本はG8グローバルパートナーシップのために2億ドル強の資金貢献をすると発表した。そのうち1億はロシアの余剰兵器プルトニウムの処分計画に、残りは原子力潜水艦の解体などのプロジェクトに充てられる。

(原子力潜水艦)
日本は、すでに、ロシアに対して液体放射性廃棄物処理施設を供与した。2003年12月、日本とロシアは、ビクターIII級退役原潜の初の解体プロジェクトに着手した。これは今秋までに完了する予定である。

(ロシアの余剰兵器級プルトニウムの管理と処分)(略)
(国際科学技術センター(ISTC))(略)
(ロシア以外の旧ソ連国に対する支援)(略)

(6)報告
2000年再検討会議の最終文書で合意された13項目の実際的措置の一項目であるNPT第6条の履行に関する定期報告をすべての締約国が提出することは、核軍縮に向けた重要な一歩である。

第1回準備委員会よりも多くの報告書が第2会準備委員会において提出され、透明性の強化に寄与したことは、勇気付けられる事実である。日本は、第1回ならびに第2回準備委員会において包括的な報告書を提出した。日本は、この傾向が今後も続き、さらに強化されることを希望する。報告の具体的方法が継続して議論されるべきであると考える。

日本は、すべての国家、とりわけ核保有国が、核軍縮に向けた努力に関する報告の作成を進めることを期待する。

3. 不拡散
(1)NPTとIAEA保障措置への誓約の強化(略)
(2)輸出制限(略)
(3)核テロに対する措置(略)
(4)アジアの核不拡散協力における日本の推進努力(略)
4. 核エネルギーの平和利用(略)
5. 普遍性と遵守(略)
(1)普遍性(略)
(2)遵守

(北朝鮮)
NPTおよび他の関連する多国間条約の信頼性が損なわれることは重大な懸念事項であり、いかなる国にとっても決して利にはならないと強く確信する。こうした観点から、日本は、北朝鮮の不遵守について深く憂慮する。

北朝鮮は、公式にも非公式にも、核兵器を開発し、あるいはすでに保有していると表明ないし暗示してきた。北朝鮮が追求する核計画は、日本の国家の安全に対する直接的な脅威である。それらはさらに、北東アジアの平和と安定を脅かし、国際的な不拡散体制に対する重大な挑戦となっている。

こうした観点から、日本は次の立場を明らかにしており、これらを受容するよう長い間北朝鮮に求めてきた。
−北朝鮮による核兵器の開発、取得あるいは保有、実験ないし運搬は決して許容されない。
−北朝鮮は、NPTの下におけるすべての義務を遵守し、したがって、IAEA保障措置協定の義務も遵守しなければならない。
−北朝鮮は、完全、検証可能、不可逆的な方法によって、秘密裏のウラン濃縮計画を含む、すべての核計画を速やかに廃棄しなければならない。

北朝鮮は、今日までこれらの目標に従う姿勢をほとんど示していないが、6カ国協議などの外交手段を通じて北朝鮮の核問題を平和的に解決するために、日本は最善を尽くす努力を続ける覚悟である。しかしながら、北朝鮮は迅速に決定を下し、国際社会の要求に対し積極的に応えなければならない。
(イラン)(略)
(リビア)(略)

6. 非核兵器地帯と消極的安全保証
(1)非核兵器地帯
日本は、地域の関係国間で自由意志によって達成された制度に基づいて、また、そのような地帯の設立が地域の安定性と安全保障に貢献するとの条件の下で、非核地帯の設立を支持する。(略)

(2)消極的安全保証
国連安保理決議984(1995年)および関連する核兵器国の宣言に基づく、NPTの非核兵器国に対する安全の保証に関して検討し議論することは重要である。この観点から、日本は消極的安全保証に関する特別委員会を設立することを含む作業プログラムがCDで合意されるとの意見を支持する。

7. 市民社会および将来の世代との対話(略)

http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC3-listofdocs.html

資料13　5大使によるCD調停案

デンプリ、リント、レイエス、サランダー、ベガ大使によるイニシアティブ作業プログラムに関する提案

2003年1月23日
CD／1693

1999年以降に提出された諸提案を勘案し、ジュネーブ軍縮会議(CD)は、今会期中に、会議の議題の項目に関して、以下の作業プログラムを確立することを決定する。

1. 会議は、今会期中に、「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をおこなわないという保証を供与する有効な国際的とり決め」と題する議題4の下で、非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をおこなわないという保証を供与する有効な国際的とり決めに関する合意に向けた交渉を行うために、特別委員会を設置する。これらのとり決めは、国際的に法的拘束力のある条約の形をとる場合もある。

   特別委員会は、今会期末までに、作業の進展に関する報告書をCDに提出しなければならない。

   特別委員会の任務は、すべての関連する意見や提案、および今後の作業見通しを勘案して、適宜再検討されなければならない。

2. 会議は、今会期中に、「核軍備競争の停止と核軍縮」と題する議題1の下で、核軍縮の問題を扱う特別委員会を設置する。特別委員会は、この目的の達成のために、前進的かつ系統的な努力に向けた実際的措置に関して、情報と意見の交換を行わなければならない。その中で、特別委員会は、多国間的な性格を持つ将来的な作業の可能性に向けたアプローチを検討しなければならない。

   その機能を果す際に、特別委員会は、研究や議論から生じうる諸提案はもちろんのこと、現在行われている努力や現存する提案や考え方を考慮するものとする。

   特別委員会は、今会期末までに、作業の進展に関する報告書をCDに提出しなければならない。

   特別委員会の任務は、すべての関連する意見や提案、および今後の作業見通しを勘案して、適宜再検討されなければならない。

3. 会議は、今会期中に、「核軍備競争の停止と核軍縮」と題する課題1の下で、専門コーディネーターの報告(CD／1299)とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約を交渉する特別委員会を設置する。

   特別委員会は、今会期末までに、作業の進展に関する報告書をCDに提出しなければならない。

4. 会議は、今会期中に、「大気圏外における軍備競争の防止」と題する議題3の下で、大気圏外における軍備競争の防止に関する問題を扱う特別委員会を設置する。特別委員会は、制限や先入観を排して、いかなる話題や提案についても、それを特定し検討する。それには、信頼醸成や透明性のための措置、一般原則、条約上の誓約、大気圏外における軍備競争を防止することのできる体制の詳細な検討、などが含まれうるだろう。その際、特別委員会は、国際的安定を促進しすべてにとって安全保障が減じない原則を尊重しながら、大気圏外の平和利用および大気圏外における軍備競争の防止の目的に積極的に貢献する必要性について、適切な考慮を払わなければならない。

   特別委員会は、今会期末までに、作業の進展に関する報告書をCDに提出しなければならない。

   特別委員会の任務は、すべての関連する意見や提案、および今後の作業見通しを勘案して、適宜再検討されなければならない。

5. 会議は、「新型の大量破壊兵器およびそれらの新システム;放射線兵器」と題する議題5の下で、この問題を扱う最適な方法に関する構成員の意見を求める、専門コーディネーターを任命する。

   この決定を実行するにあたり、専門コーディネーターは、過去や今後における、関係するすべての意見や提案を考慮しなければならない。

   会議は、専門コーディネーターに対し、今会期末までに報告書を提出するよう求める。

6. 会議は、「軍縮の包括的プログラム」と題する議題6の下で、この問題を扱う上での最適な方法に関する構成員の意見を求める、専門コーディネーターを任命する。

   この決定を実行するにあたり、専門コーディネーターは、過去や今後における、関係するすべての意見や提案を考慮しなければならない。

   会議は、専門コーディネーターに対し、今会期末までに報告書を提出するよう求める。

7. 会議は、「軍備の透明性」と題する議題7の下で、この議題に関連した問題点を扱う上での最適な方法に関する構成員の意見を求める、専門コーディネーターを任命する。

   この決定を実行するにあたり、専門コーディネーターは、過去や今後における、関係するすべての意見や提案を考慮しなければならない。

   会議は、専門コーディネーターに対し、今会期末までに報告書を提出するよう求める。

http://disarmament.un.org:8080/cd/cd-docs2003.html

資料14　「不拡散」国連安保理決議

安保理決議1540（大量破壊兵器の不拡散）

2004年4月28日採択

安全保障理事会は、

核・化学・生物兵器及びそれらの運搬手段※の拡散は、国際の平和と安全に対する脅威であることを確認し、

すべての国家が、軍備管理・軍縮に関する義務を遵守すること、及びすべての大量破壊兵器の拡散を全面的に防止することの必要性を含む、1992年1月31日の安保理首脳レベル会議において採択された議長声明（S／23500）をこの文脈において再確認し、

この文脈において、地域的・世界的な安定の維持を脅かしたり崩壊させたりするようないかなる問題も、すべての国家が、国連憲章にしたがい、平和的に解決する必要があると強調したこの声明を再確認し、

核、化学、生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散によって生じる国際の平和と安全に対するどのような脅威に対しても、国連憲章が規定する基本的義務にしたがって、適切かつ有効な措置をとるというその決意を確認し、

核・化学・生物兵器の廃絶及び拡散防止を目的とした多国間条約への支持、また国際の安定促進のためにすべての国家がこれらの条約を完全に履行することの重要性を確認し、

この文脈において、不拡散に貢献している多国間協定における努力を歓迎し、

核・化学・生物兵器の拡散を防止することが、平和目的の物質・設備・技術における国際協力を妨げてはならないこと、同時に、平和利用の目的が拡散の口実として使われてはならないことを確認し、

テロリズムの脅威、及び安保理決議1267において設立された委員会によって作成・管理されている国連のリストによって特定され、決議1373の適用を受けているような非国家主体※が、核、化学、生物兵器及びそれらの運搬手段を取得し、開発し、不法に取り引きする危険性について深く憂慮し、

核・化学・生物兵器及びそれらの運搬手段の不正取引の脅威、さらにこれらの兵器の拡散問題に新しい側面を付け加え、国際の平和と安全に脅威を与えている、関連物質※の不正取引の脅威を深く憂慮し、

国際的安全保障への重大な挑戦と脅威に対する世界的な対応力の強化のために、国家、準地域、地域、そして国際レベルでの調整努力を高める必要性を認識し、

ほとんどの国家が、締約している条約に基づく法的拘束力のある義務を負っており、ないしは核・化学・生物兵器の拡散を防止する目的の他の誓約を行っていること、そして、核物質物理的防護条約が要求し、IAEAの放射線源の安全と保守に関する行動規範が勧告するような、機微物質についての説明責任、安全確保、並びに物理的防護のための有効な措置を講じていることを確認し、

核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段の拡散を防止するために、すべての国家が追加的な有効な措置をとる緊急の必要性を確認し、

すべての国家が、締約する軍縮条約および協定を完全に遵守することを奨励し、

テロリストの行為が引き起こしている国際の平和と安全への脅威に対して、国連憲章にしたがって、あらゆる手段で闘う必要性を再確認し、

不拡散の分野における世界的脅威に対する有効な対応力を促進することをここに決意し、

国連憲章第7章の下に次のように行動する。

1. すべての国家は、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段の開発、取得、製造、保有、輸送、移管あるいは使用を試みる非国家主体に対して、いかなる形であれ支援の供与を断たなければならないと決定する。
2. すべての国家は、非国家主体が、とりわけテロ目的のために、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段を製造、取得、保有、開発、輸送、移管あるいは使用することを禁止し、同時にそのような活動に関与したり、共謀したり、幇助したり、あるいは資金を与えたりする試みを禁止する適切で有効な法律を採択し、施行しなければならないと決定する。
3. すべての国家は、関連物質の係る適切な管理制度の確立を含め、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理制度を確立するために有効な措置を講じ、それを強化しなければならないと決定する。すべての国家は、この目的のため、以下のことを行わなければならない。
   (a)これら物資の製造、使用、貯蔵、輸送に関する説明責任、安全確保、防護の

ための適切かつ有効な措置を開発・維持する。
(b)物理的防護の適切かつ有効な措置を開発・維持する。
(c)これら物資の不法取引及び斡旋を発見し、阻止し、防止し、そして闘うために、必要時には国際的な協力体制を通じて、それぞれの国家の法的権限や立法措置に従い、国際法に合致する、適切かつ有効な国境管理と法執行活動を開発・維持する。
(d)輸出、通過、積み替え、再輸出を管理するための適切な法律及び規則、輸出及び積み替えに伴う、拡散に寄与しうる資金供与・輸出等のサービスの管理、エンドユーザーの管理、並びに前記輸出管理法及び規則の違反者に対する適切な刑事・民事罰則の確立と施行を含む、これら物質の輸出及び積み替えに関する適切な国内管理を確立、開発、検討、維持すること。

4. 手続きに関する暫定規則の第28条項にしたがい、すべての安保理理事国によって構成される安保理委員会を2年以内に設立することを決定する。同委員会は、適宜、他の専門家を招聘し、安保理にこの決議の履行についての調査結果を報告する。この目的のために、決議の採択後6ヶ月以内に、決議の履行に向けて実施された、または実施されようとしている措置について、最初の報告を委員会に提出するよう、すべての国家に求める。
5. この決議が課する義務のいずれも、不拡散条約、化学兵器禁止条約、生物・毒素兵器禁止条約と矛盾したり、締約国の権利と義務に変更を加えるものではない。国際原子力機関や化学兵器禁止機構の任務を変更するものでもない。
6. 本決議の履行にあたっての実効性のある国内管理リストの有効性を確認する。また、必要な場合は、早急にこのようなリストの策定を追求するよう、すべての国家に求める。
7. 国内におけるこの決議の規定の履行の際に、支援を必要とする国家がが存在する可能性を認識する。また、上記の規定を履行するための法的・規則的な基盤、履行の経験、および資源に欠けている国家からの特別の要求に応じて、適切な支援を供することができる国家を歓迎する。
8. すべての国家に以下を要求する。
(a)核・化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とした多国間条約の普遍的な採択及び完全な履行、そして、必要であれば強化を促進すること。
(b)重要な多国間における不拡散条約の下での誓約を確実に遵守するために、未だ行っていない場合には、国内法および規則を整備すること。
(c)不拡散の分野における共通の目的を追求・達成する重要な手段として、また平和目的の国際協力の促進において、とりわけ国際原子力機関、化学兵器および生物・毒素兵器禁止条約機構といった枠組みのなかでの多国間協力を再誓約し、履行すること。
(d)これら法の下での義務に関連して、産業界や一般市民と協力し、情報を提供する適切な方法を開発すること。
9. 核、化学、生物兵器とそれらの運搬手段の拡散によってもたらされる脅威に立ち向かうために、核不拡散における対話と協力を促進するよう、すべての国家に求める。
10. 前記脅威にさらに対抗するために、国内的な法的権限や立法措置に従い、かつ国際法に合致する形で、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段及び関連物質の不法取引を防止するための協調的行動をとるよう、すべての国家に求める。
11. この決議の履行を厳重に監視し、適切な段階において、この目的のために要求されるかもしれない、さらなる決定を行う意向であることを表明する。
12. この問題を引き続き協議することを決定する。

※印には、用語の定義が記載されているが省略した。
http://www.un.org/docs/sc/unsc_resolutions04.html

資料15　北朝鮮のNPT脱退宣言

朝鮮民主主義人民共和国政府声明

2003年1月10日(平壌)

現在、朝鮮半島には米国の悪らつな対朝鮮敵視政策により、わが民族の自主権と国家の安全が著しく侵害される危険な情勢が生じた。

米国は、2002年11月29日に続き1月6日、またしても国際原子力機関(IAEA)をそそのかしてわれわれに反対する「決議」を採択させた。

米国のそそのかしによって、IAEAは、「決議」で米国の対朝鮮敵視政策の所産である核問題の本質と、核不拡散条約(NPT)脱退の効力発生を臨時停止させたわれわれの特殊地位を無視し、われわれを「罪人」扱いしながら、「核計画」を検証可能な方法で直ちに放棄せよと脅迫した。

「決議」の採択に続いてIAEAの事務局長は、われわれが数週間以内にその「決議」を履行しなければ、国連安全保障理事会に提起して制裁を加えると最後通牒まで突きつけた。

これは、IAEAが依然として米国の手下、代弁人に転落しており、NPTが力でわれわれを武装解除させ、われわれの制度を崩壊させようとする米国の対朝鮮敵視政策の道具として悪用されていることを明白に示している。

とくに、IAEAが今回の「決議」で、NPTと朝米基本合意文(ピースデポ注:「米朝枠組み合意」のこと)に乱暴に違反した米国に対しては一言半句もなく、被害者のわれわれにだけ米国の武装解除要求を無条件に受け入れ、自衛権を放棄せよと強要して、米国から「IAEAは米国が言おうとしていたことをそのまま言った」という評価まで受けたのは、IAEAが標ぼうしている公正さという看板がどんなに虚偽で偽善

であるかをそのまま示している。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、IAEAの今回の「決議」がわが国の自主権と民族の尊厳に対する重大な侵害になると認め、これを断固と断罪、排撃する。

今日、朝鮮半島で平和と安全をかく乱し、情勢を極端な局面へと追い込んでいる張本人はまさに米国である。

ブッシュ政権の出現以降、米国はわれわれを「悪の枢軸」と名指ししてわれわれの制度を否定するということを国策として宣布し、わが国を核先制攻撃の対象に決めつけることにより、公然と核宣戦布告までした。

米国は、「米朝枠組み合意」に系統的に違反したあげく、新たに「核疑惑」を持ち出して重油の提供まで中断することにより、合意を余すところなく踏みにじったし、不可侵条約を締結するとのわれわれの誠意ある提案と真しな交渉努力に「封鎖」と「軍事的よう懲」威嚇で、「話はしても交渉はしない」というごう慢な態度で応えた。

このような米国が、今やIAEAまで動員してわれわれに対する圧殺策動を国際化したことにより、われわれに対する宣戦布告は実際の行動に移され始め、したがって朝鮮半島の核問題を平和的に公正に解決する最後の可能性までとうとう消え去ってしまった。

朝鮮半島に一触即発の危険な情勢が生じた1993年3月、われわれがNPTからの脱退を宣言しなければならなかったのも、ほかならぬわれわれに反対する米国の核戦争策動とIAEAの不公正さのためであった。

米国が必死になってわれわれを圧殺しようとしており、IAEAが米国の対朝鮮敵視政策の道具として盗用されていることが再度明白になった状況のもとで、われわれはこれ以上、NPTの加盟国としてとどまりながら国の安全と民族の尊厳を侵害されるわけにはいかない。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、わが国家の最高利益が極度に威嚇されている重大な事態に対処して国と民族の自主権と生存権、尊厳を守るため次のように決定する。

第1に、米国が1993年6月11日付の米朝共同声明によって核威嚇中止と敵対意思放棄を公約した義務を一方的に放棄した状況のもとで、朝鮮政府は同声明によって「必要だと認める期間一方的に臨時停止」させたNPTからの脱退効力が自ずと即時発生するということを宣言する。

第2に、朝鮮民主主義人民共和国がNPTから脱退するのに伴い、条約第3条に伴うIAEAとの保障措置協定の拘束からも完全に脱するということを宣言する。

NPTからの脱退は、わが共和国に対する米国の圧殺策動とそれに追従したIAEAの不当な行為への当然な自衛的措置である。

われわれはNPTから脱退するが、核兵器を製造する意思はなく、現段階においてわれわれの核活動は、唯一、電力生産をはじめ平和的目的に限られるであろう。

米国が、われわれに対する敵視圧殺政策を放棄し核威嚇を中止するなら、われわれは核兵器を製造しないということを朝米間の別途の検証を通じて証明して見せることもありうるであろう。

米国とIAEAは、協議の方法で核問題を平和的に解決するとのわれわれの最後の努力にまで背を向け、われわれをついに条約脱退へと追い詰めた責任から絶対に逃れられないであろう。

※『朝鮮時報』(2003年1月10・24日合併号))より。読みやすく句読点を加えた。「下手人」→「手下」に変更した。太字は編集部。

資料16　大量破壊兵器の脅威に対する7つの新たな対抗案

大量破壊兵器拡散に関する大統領演説(抜粋)

2004年2月11日
ワシントンD.C.　国防大学にて

(前略)

(アブドゥル・カディル・カーンの)ネットワークを破壊したことは、恐るべき兵器の拡散阻止のための広範囲にわたる努力の重要な成功の一つである。我々は、我々の戦略を新しい時代の脅威に適合させつつある。合衆国とオーストラリア、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スペイン、そして英国は、致死性物質の移動を封じるための拡散防止構想(PSI)を立ち上げた。我々は、情報を共有し、疑わしい国際貨物を追跡し、共同軍事演習を行っている。BBCチャイナ号に載せられた危険な貨物をリビアに到着する前に阻止したように、我々には、いつでも飛行機や船舶を捜索し、拡散の懸念を引き起こす兵器、ミサイル、そして機器を差し押さえる用意がある。カナダ、シンガポール、そしてノルウェーの3カ国もPSIに参加することになっている。我々は今後もPSIの中核となる国を拡大し続けるだろう。そして、PSIが拡大するに従い、拡散者は不法な兵器の取引が、ますます困難なものになると知ることであろう。

拡散が到底許されるものではないということは、国際社会のコンセンサスである。しかし、このコンセンサスは、行動へと移されない限り意味をもたない。全ての文明国が、大量破壊兵器の拡散防止によって利益を得る。これらの材料、技術、そして不正取引を行う売買人は多国間を移動する。この不正取引を阻止するためには、国際社会は強硬かつ決然とした態度で立ち向かわなければならない。我々は協力し、効果的に行動しなければならない。本日、私は、死の兵器の拡散を阻止する国際社会の努力を強化するための7つの提案を発表する。

第一に、私は、拡散防止構想(PSI)の任務を輸送と移動以外の問題に対処する

ために拡大することを提案する。我々は、テロリストと戦うために開発してきた手段に基づいて、拡散ネットワークに対して直接的な行動をとることが出来る。我々は、諜報機関と軍の間の協力だけでなく、法の執行を含めたより広範な協力を必要としている。PSI参加国と他の有志国は、死の兵器を不正に取引した者の訴追、研究施設の閉鎖、材料の押収、そして資産の凍結のために国際警察など、あらゆる手段を使うべきである。我々は、あらゆる手段に訴えて行動しなければならない。我々は、仲介者、供給者、そして買い手を発見するだろう。拡散者に送る我々のメッセージは、首尾一貫した明確なものでなければならない。我々のメッセージは、「我々は必ずお前たちを見つけ出す、そして、お前たちが阻止されるまで、我々が手を緩めることはない」ということである。(拍手)

第二に、私は、全ての国に拡散を取り締まる法律と国際的な管理を強化することを求める。昨年秋の国連で、私は全ての加盟国に拡散を犯罪と規定し、厳しい輸出管理を制定し、機微な物資を国外に出ないように厳重に管理することを要求する新しい安全保障理事会の決議を提案した。安全保障理事会は、この提案を早急に採択すべきである。採択された場合、アメリカは他国の政府に対し、拡散問題に対処する助けとなるような新しい法律の起草と施行を援助する用意がある。

第三に、私は、冷戦期から引き継がれた兵器やその他の危険な物資を悪者の手から守る努力をさらに拡大することを提案する。1991年、議会はナン－ルーガー法案を可決した。ナン及びルーガー両上院議員は、旧ソ連への対処法について明確なビジョンをもっていた。このプログラムの下、我々は旧ソ連諸国に対してかつての兵器科学者達が生産的な雇用の場を得る手助けを行っている。我々は旧ソ連が保有していた大量破壊兵器の残りである兵器や物質を解体し、廃棄し、安全確保している。しかし、まだ多くの仕事が残されている。

2002年のG8サミットの結果、私たちはこれらプログラムを支援するために、今後10年間にわたって200億ドルを提供することに合意した。その半額はアメリカが負担する。この協力を世界の他の地域にも拡大すべきである。我々はイラクやリビアといった国々の大量破壊兵器関連の科学者や技術者を流出させない。我々は、諸国が、研究用原子炉における兵器級ウランの使用を終わらせることを援助する。私は、より多くの国がこれらの努力に貢献するように強く要請する。世界各国は、核、化学、生物、そして放射性物質を安全確保し、撤廃するためになしうるすべてのことをなさなければならない。

これらのネットワークを追跡し破壊すると同時に、我々は、いかなる政府が偽りの口実の下に核兵器を開発することも阻止しなければならない。核不拡散条約は、当時すでに核を保有していた国をこえて核兵器が拡散することを阻止する目的で30年以上前に策定された。この条約の下に、核保有国は、非核保有国が核兵器の追求を断念するならば、平和利用のための原子力の開発を支援することに合意した。

しかし、核不拡散条約には、北朝鮮やイランといった国によって悪用されてきた抜け穴がある。これらの国家にとっては、民生用核開発計画といった口実の下で爆弾製造に使用可能な核物質を生産することが可能である。

そこで今日私は、4番目の手段としてこの抜け穴をふさぐ道を提案する。国際社会は、兵器拡散の危険性を生じさせることなく民生用原子炉を設置するための、安全で系統だった制度を創り出さなくてはならない。世界の主要な核輸出国は、濃縮と再処理を放棄する限りは、輸入国が妥当な価格で核燃料を確実に入手し、民生用原子炉で使用できることを保証するべきである。濃縮と再処理は、原子力の平和利用を求める国には必ずしも必要ではない。

原子力供給国グループ(Nuclear Suppliers Group)40カ国は、濃縮及び再処理用の機器や技術を、いまだフルスケールの、稼動している濃縮や再処理工場を所有していない諸国に売ることを拒絶すべきである(拍手)。この措置は、新たな国が核爆弾製造のための核分裂性物質を製造する手段を開発することを阻止するだろう。拡散者たちが、不法な兵器を製造するのに必要な物質やインフラを得るために、NPTを冷笑しながら悪用することを許してはならない。

国際規範が効果的に機能するためには、それらが強化される必要がある。世界中で繰り広げられている禁止された核関連活動を発見し、国連安全保障理事会にその違反行為を報告する責任を負っているのは、国際原子力機関(IAEA)である。我々は、IAEAが重大な任務を遂行するために必要な手段の全てを兼ね備えることを確実にしなければならない。アメリカとその他の諸国は、広範囲の核関連活動や施設の公表を各国に求め、IAEAがそれらの施設を査察することを許す、いわゆる追加議定書を支持している。

5番目の手段として、私は、来年までには、この追加議定書に署名した諸国のみが民生用原子力プログラムのための機器輸入が許されるという案を提案する。真剣に拡散に対抗しようとしている諸国ならば、追加議定書を承認し、履行するだろう。私はすでに追加議定書を上院に提出した。私は、追加議定書の批准に早急に同意することを上院に強く求める。

同時に我々はIAEAを、行動が求められている時に確実に行動を取れるような組織にしなければならない。そこで、6番目の手段として、私は保障措置と検証のための特別委員会をIAEA理事会に創設することを提案したい。この委員会はIAEAと良好な信頼関係にある政府から構成され、諸国家の国際的義務の遵守を確かなものとするIAEAの能力を強化するだろう。

そして最後に、核不拡散の義務を侵害した疑いから調査を受けている国も、現行制度ではIAEA理事国となれる。例えば、大規模な核兵器計画を維持している疑い

のあるイランは、最近、理事国としての2年の任期を終えた。潜在的な違反者が理事国をつとめることを許していては、効果的な行動をおこす上で容認できない障害を創り出すことになる。拡散違反の疑いで調査を受けている国が、IAEA理事会、もしくは新しい特別委員会に議席を持つことは許されるべきではない。そして、現在理事会に席を持つ国であっても、調査を受ける場合は、その権利は停止させるべきである。IAEAの権威と使命は次ぎの簡潔な原則に依存している。すなわち、現にルールを破っている者を、ルールを執行する者に任ずべきではない(拍手)。

我々はこれらの課題の解決に向かって前進するにあたっては、ここに述べた新しい措置全てについて友好国及び同盟国と協議する。我々は、彼らの意見を聴くつもりだ。一丸となって、我々は世界の平和と安全を守る。

過去2年にわたって、偉大なる連合国が、テロとの戦いと密接不可分な誓約として、テロリズムを打ち負かし、大量破壊兵器拡散に対抗するために一致団結してきた。我々は、拡散者を発見し、阻止することができることを示してきた。我々は、反抗を選んだ政権には、深刻な結果がもたらされることを示してきた。前途は平坦ではないが、明白である。我々は、あたかも市民の命が私たちの警戒に委ねられているかのように前に進むだろう、なぜならば、本当にそうだからである。テロリスト及びテロ国家は大量殺人兵器のために競争している。それは必ず負ける競争である(拍手)。テロリストは多くの資源を手にしている。しかし、私たちのほうがより資源に富んでいる。彼らは決然としている。だから私たちはより決然としなければならない。我々は決して決心を鈍らしたり、焦点を失ったりはしない。我々は自由諸国を守るためには怯むことなく、危機の時代の困難な課題に対して立ち上がるのだ。
(後略)

http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/02/20040211-4.html

資料17　2004米国軍事建設歳出法

2004米国軍事建設歳出法(抜粋)

(Military Construction Appropriations Act, 2004)
HR2658、公法 (Public Law)108−132

2003年11月5日　米下院、HR2658・上下両院協議会案を承認
2003年11月12日　米上院、同案を承認
2003年11月22日　大統領、HR2658に署名。公法108−132

第128節

(a)合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会

(1)「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」を設立する(本節においては「委員会」と言う)。

(2)(A)委員会は次の8人より構成される。
(i)2名は上院の多数派リーダーによって任命される。
(ii)2名は上院の少数派リーダーによって任命される。
(iii)2名は下院の議長によって任命される。
(iv)2名は下院の少数派リーダーによって任命される。
(B)委員会に任命される者は、合衆国の国家安全保障政策あるいは外交政策に相当な経験を有しなければならない。
(C)委員会委員の任命は、本法発効後45日以内に行わなければならない。

(3)委員は、委員会が存続する限りの期間を任期としなければならない。欠員が生じても委員会の権限に影響を生むものではないが、欠員は当初の任命と同じ方法によって埋められなければならない。

(4)委員会委員の全員が任命されてから30日以内に、委員会は第一回会議を開かなければならない。

(5)委員会は委員長の召集によって開かれる。

(6)委員会の定足数は過半数とするが、それ以下の人数でも公聴会を持つことができる。

(7)委員会は、互選により委員長と副委員長を選出する。

(b)義務

(1)委員会は、合衆国の海外軍事施設に関係する事項の完全なる調査を行うものとする。

(2)調査を行うにあたって、委員会は次のことを行うものとする。
(A)合衆国外に前進配備しなければならない兵力数を評価する。
(B)合衆国の海外軍事施設や訓練場の現状を、すべての永久基地や配備場所

に対して吟味する。吟味の内容は、それら施設や訓練場の土地の状態や改善状況、必要なときにこのような施設や訓練場に使う追加的土地の入手可能性、などを含むものとする。

(C)直接の金銭支払い、物納、その他の形を問わず、合衆国の海外軍事施設を理由として、外国から合衆国が受領する金額を特定する。

(D)合衆国の海外軍事基地や訓練場の現在の構成が、国防総省の現在及び未来の使命――不足の事態、動員、将来の軍事力の要請を含め――を履行するのに適切であるか否かを評価する。

(E)合衆国の海外軍事施設の閉鎖や再編、あるいは新しい海外軍事施設の設立が実行可能か否か、また望ましいか否かを評価する。

(F)委員会が適切と考えるならば、合衆国の海外軍事施設に関する他のいかなる事項も考慮、あるいは評価する。

(3)(A)委員会は、委員会の見出した知見と結論を詳しく説明した報告書を、委員会が適切と考える立法措置や行政当局の施策に関する勧告と共に、遅くとも2004年12月31日までに、大統領と議会に対して提出しなければならない。

(B)(A)に特定された事項に加えて、報告書は、国防総省が現在と将来の任務を履行するための同省の海外配備戦略について、委員会による提言を含むものとする。

(c)権限

(1)委員会は、委員会が本節の履行にとって望ましいと考えるならば、公聴会を開催したり、時間と場所をとらえて調査や行動を起こしたり、証言を得たり、証拠を受理することが許される。

(2)委員会は、委員会が本節の履行にとって必要であると考えるならば、連邦省庁から直接に情報を確保することができる。委員会委員長の要請があったときは、関係連邦省庁の長はそのような情報を提供しなければならない。

(3)委員会の要請があったときには、総務庁長官は、委員会が本節の義務を履行するのに必要な行政的支援を、弁済を基本に委員会に提供しなければならない。

(4)委員会は、他の連邦政府の省庁と同様の扱いと条件で合衆国郵便を使用することができる。

(5)委員会は、役務や財産の無料提供や寄付を受けたり、利用したり、廃棄したりすることができる。

(d)人事事項

(1)(日給について)略

(2)(A)(旅費、日当について)略

(B)(委員とスタッフの軍用機利用について)略

(3)(A)委員会の委員長は、公務員法や規則にかかわらず、1名の事務責任者及び本節の義務を履行するに必要な追加的な人員を任命したり終了させたりすることができる。事務責任者の雇用は、委員会の認可を得なければならない。

(B)委員会は、委員会が義務を履行することを補助するスタッフを雇用することができる。(A)項の事務責任者を含めて、委員会のスタッフの総数は12人を超えないものとする。

――以上

http://thomas.loc.gov/

資料18　長崎アピール2003

長崎アピール2003

第2回　核兵器廃絶－地球市民集会ナガサキ

2003年11月24日

21世紀が始まるや、核兵器の拡散と使用の危機が劇的に高まった。最後の被爆地として長崎はこの危険な傾向を阻止し、核兵器のない世界に向けてゆるぎなく歩み続けることを決意した。

21世紀は、暴力と報復の連鎖によって幕を開けた。2001年9月の米国における同時多発テロとそれに続くアフガン戦争、また大量破壊兵器保有の疑惑を理由とした2003年3月のイラク戦争。一方、ブッシュ政権による核態勢の見直しと新しい核兵器使用政策の推進、北朝鮮による核兵器開発をてこにした瀬戸際外交の展開。そこには常に、核兵器に新たな役割を与えようとする思惑が交錯し、核兵器廃絶への流れは大きく阻害されようとしている。

こうした折り、私たち地球市民は3年前に続いて再び被爆地長崎に結集した。原点である被爆者の魂の叫びに耳を傾け、被爆地市民の核兵器廃絶へ賭ける不変の情熱に触れるために。

被爆者の多くは、原爆による心と体の傷に加えて、58年間、今なお放射線による後障害にも苦しめられ続けている。また、被爆者の2世、3世も健康への不安を抱えている。彼らはそのことに耐えながら、どうすれば核兵器廃絶を実現できるかを絶えず学習し、その運動に打ち込んでいる。被爆者は今や単なる受難者にとどまってはいない。核兵器の保有や開発を正当化する権力者の主張を鋭く分析し、裏に隠された意図を見抜き、次のように厳しく批判する。

核保有国は核兵器を「大量破壊兵器」という一連の呼び名に埋もれさせる一方で、核保有国にとって何よりも重要なのは、核の拡散を防ぐことだと強調する。特に米国は、対テロ戦争への対策の一環として、新たな小型核兵器や地中貫通型核兵器の研究を進め、そして核実験の再開準備を当然のように推進する。小型核兵器を通常兵器の延長線上にあると言い含め、核兵器をただの兵器に見せかけて使いやすくしようとしているのだ。対テロ戦争といえばどんな使い分けでも許されると思っているのだろうか。そうした考えが必ず他の国の追随を招き、新たな拡散を生むことを理解しているのだろうか。声高に核不拡散を叫びながら、実は核の拡散を促している

のは一体どこの国なのか。2000年5月、NPT（核不拡散条約）再検討会議で採択された「核保有国は、保有核兵器の完全廃棄を明確に約束する」とした精神はどうなったのだろうか。政府が自ら約束したことを黙殺し、むしろこれに逆らう核軍拡に走るほど、大国の信義は地に落ちてしまったのか、と。

私たち地球市民は、こうした被爆者の素朴な問いかけに対して、核保有国も保有疑惑国も核の傘に依存する国も、真摯に答える義務があると考える。いかに弁明しようとも、核兵器のもたらす惨害は人道に対する罪、国際法に違反する罪として、世界の人々から永久に糾弾されねばならないと信じるからである。

長崎での3日間の討議を終えた私たちは、核の危機の中にも被爆者の変わらぬ決意や若い人々の活力など未来への希望を見出した。今ここに地球市民の名において、世界中の人々に、次のことを心から呼びかける。

- ●暴力と報復の連鎖を断ち切ろう。今こそ戦争を非合法化しよう。
- ●焦点となっている中東で、南アジアで、朝鮮半島を含む北東アジアで、核戦争を起こさせないために私たちの最善を尽くそう。
- ●核戦争阻止と核拡散防止のために、これらの地域に非核兵器地帯、あるいは非大量破壊兵器地帯を設立すべきである。それを要求する私たちの声を強めよう。
- ●新型核兵器の計画、核兵器使用の新政策、ミサイル防衛、さらに宇宙の武装化を中止させよう。
- ●このような危険な動向に対して、世界中で抗議の声を上げよう。米国内でそのために闘っている人々に声援を送ろう。
- ●ニューヨークで開かれる2005年NPT再検討会議に向けて、核兵器廃絶の大きな国際的な市民運動を起こそう。
- ●再検討会議が画期的な会議となり、核兵器のない世界実現に向けた具体的な作業の着手を決定するよう各国政府に働きかけよう。

平和市長会議が、2005年に向けて「核兵器廃絶のための緊急行動」を決定したことに、私たちは強く勇気づけられている。この運動の成功の鍵は、世界中の都市における市民の行動にかかっている。市民と市長が連携して2005年NPT再検討会議を取り巻く大きな国際世論を形成しよう。そのために非核宣言自治体の国際的連帯が望まれる。

被爆国日本が核兵器廃絶のために特別の役割を担っていることを心から訴えたい。私たち地球市民は、日本の中に核兵器を容認する政治的風潮が強まっていることを憂慮する。初心に返って被爆者の肉声にもう一度耳を傾けよう。そして、日本自身が核兵器への依存から脱却し、核兵器廃絶への国際政治に信頼される指導力を発揮するよう期待する。

最後に、ヒロシマ、ナガサキ被爆60周年にあたる2005年に向けて、世界中の市民が自治体を動かし、議員に働きかけ、核兵器永久禁止を求める広範な世論を形成するために行動することを、私たちは訴える。

http://www3.ocn.ne.jp/~gca.naga/

資料19　核兵器廃絶キャンペーン「2020ビジョン」

核兵器廃絶のための緊急行動　2020ビジョン

2004年1月　平和市長会議

◆平和市長会議理事会
「核兵器廃絶の推進に関する決議文」から（抜粋）

核軍縮における全般的な進展の欠如と、国際的な核兵器不拡散条約（NPT）体制に対し現に起こりつつある脅威に関する満場一致の危機感に対応して、平和市長会議は、2003年10月17日及び18日に理事会を開催し、NPT再検討プロセスを中心とする「核兵器廃絶のための緊急行動」を承認した。緊急行動は、11月22日から24日に行われる「第2回核兵器廃絶－地球市民集会ナガサキ」において公式に開始する。

緊急行動の最重要事項は次のとおりである。

1）複数の市長による代表団がニューヨークのNPT再検討会議準備委員会（2004年4月26日から5月7日）に参加し、政府高官やNGO代表らと交流、協議する。
2）世界中の市長は、核の脅威、広島・長崎の被爆60周年及び来たるべきNPT再検討会議に関する世論を大きく喚起するため、地元で開催される市民イベントを推進する。
3）緊急行動は多数の市長、NGO代表、市民を2005年4月下旬のNPT再検討会議に動員し、同時に世界中の都市で市民運動を行う。

（2003年10月18日、英国マンチェスター市で開催した理事会で決議）

◆核兵器不拡散条約（NPT）

NPTは、世界189か国が世界から核兵器を廃絶することに賛成して、締結しています。NPTの取り決めでは、現在、核兵器を保有しない184の国々は、次の2つのことを条件に、今後も核兵器を保有しないことを約束しています。

1）条約第4条に規定する原子力の平和利用ができること
2）2000年のNPT再検討会議最終文書に示されているとおり、条約第6条に基づき全ての締約国が遵守すべき核軍縮に向けて核兵器国が核兵器を廃絶する明確な約束

2005年には、NPTを締結している189か国（締約国）すべてが、この条約の運用状況を再検討するため、国連本部で会議を開きます。この会議は、「再検討会議」と呼ばれています。これに先立って2004年の4月26日から5月7日まで、締約国は、20

05年の再検討会議のための準備を行うため、ニューヨークで会議を開きます。この会合は、準備委員会と呼ばれています。これは、2005年の再検討会議で、核兵器廃絶に向けた明確で期限の示されたロードマップを示すための交渉を行うよう、世界中の人々が各国政府代表に求める絶好の機会です。

このため、平和市長会議は、世界108か国・地域の562の加盟都市（2003年12月時点）に呼び掛け、2005年に全ての核兵器を禁止し、2020年に全ての核兵器を廃絶することに向けて、4段階の「核兵器廃絶のための緊急行動」を開始します。

ステップ1　NPT再検討会議準備委員会（2004年4月26日～5月7日）

1）少なくとも500のNGO代表が、2004年の準備委員会に出席し、核兵器廃絶を求めるロビー活動を展開します。
2）これに呼応して少なくとも10人程度の主要都市市長が、2004年の準備委員会に出席し、NGOによるこうしたロビー活動を支援します。
3）準備委員会開催期間中の5月1日、数千人の人がニューヨークに集まり、大規模なデモや、市民の意思を示すためのマスメディアへの働きかけを行うよう呼び掛けます。
4）すべての賛同都市とNGOが、あらゆる機会を利用して各国政府へのロビー活動を行うよう呼び掛けます。
5）NPTを締結していない国に対して、締結と核兵器廃絶への取り組みをはたらきかけます。

ステップ2　2004年8月6日（ヒロシマデー）・2004年8月9日（ナガサキデー）

世界中では既に多くの都市や平和グループが、8月6日（ヒロシマデー）と8月9日（ナガサキデー）を記念して、核兵器の恐ろしさを人々に伝える取り組みを進めています。「核兵器廃絶のための緊急行動」は、2004年にこうしたイベントが数多く開催されるよう、できる限りの努力を行います。市民が核兵器の問題に目を向けるよう、平和市長会議は加盟都市に、8月6日、9日あるいはその前後にパレード、コンサート、集会、祈りの会、シンポジウム、スポーツイベント、芸術コンクールなどの行事を開催するよう呼び掛けます。

これらを効果的に行うため、地方自治体は幅広い参加と連携を進めるとともに、地元の平和グループの知恵と情熱を引き出す必要があります。一方で、緊急行動に取り組む団体は、世界の関心を引き付けるため、テレビやインターネット放送が実現できるよう、国際的な著名人、報道機関、広告会社との連携を進めていきます。

ステップ3　NPT再検討会議（2005年4月末～5月初め）

各国政府代表は2005年4月末、NPTを見直すためにニューヨークの国連本部に参集します。世界の注目が向けられていることを各国政府代表者に解ってもらうため、「核兵器廃絶のための緊急行動」では以下のことを実施します。

1）少なくとも1000のNGO代表が2005年のNPT再検討会議に出席し、核兵器廃絶を求めるロビー活動を展開します。
2）これに呼応して少なくとも100人の主要都市市長が2005年のNPT再検討会議に出席し、NGOによるこうしたロビー活動を支援します。
3）NPT再検討会議の開催期間中に、ニューヨークの街に百万人の人々が集結し、市民の意思を表示します。

平和市長会議は、何百人もの市長に2005年の5月にニューヨークに参集するよう呼び掛けます。それは、約10億人の市民を代表することになります。市民を代表する市長は、今、自分のスケジュール表に「2005年5月、ニューヨーク」と書き入れることが求められています。世界中の草の根グループは、NPT再検討会議に代表者を派遣し、メンバーはそれぞれの地元の街角に集まります。アボリション2000は、2000のNGOからの参加を求めることにしています。

市長のニューヨーク滞在中、大規模な都市展やデモがニューヨークで行われます。市長がそれぞれの地元に帰れば、世界中で何百もの関連イベントが開かれます。NPT再検討会議と緊急行動は、世界中のニュースで取り上げられるでしょう。政府代表は、市民は核兵器のない世界を求めていることを確信するでしょう。

ステップ4　ヒロシマ・ナガサキプロセス

「核兵器廃絶のための緊急行動」は、平和・反核活動で広く認められている方々で構成する国際的な顧問会議の助言を得て進められることになります。NPT再検討会議の後、顧問会議はNPT再検討会議の結果を評価し、次のステップを検討します。

「核兵器廃絶のための緊急行動」が求めるものは、2005年のNPT再検討会議で、進歩的で体系的な核兵器撤廃の包括的なプログラムを2010年のNPT再検討会議で採択することについて交渉を開始することが決定されることです。2010年から2020年までの10年間は、核兵器廃絶プログラムを実施するための期間です。

この2020年を見据えたビジョン、つまり「2020ビジョン」が達成されることは、2020年に50周年を迎えるNPTの目標を達成することを意味します。2020年は、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下の75周年にもあたります。世界はそれまでに、この2都市を襲った破壊が世界中のどこであっても二度と起きてはならないと確約することが求められています。

「核兵器廃絶のための緊急行動」が求める交渉は、ヒロシマ・ナガサキの被爆60周年である2005年の8月6日・9日に先駆けて開始されることが望まれます。しかし、この交渉開始の合意が実現しない場合には、「2020ビジョン」を実現するための代替策としてヒロシマ・ナガサキプロセスが始められます。

◆市長としてできること◆

A）NPT再検討会議準備委員会またはNPT再検討会議に出席する準備をして

ください。そして、地元の8月の記念イベントに参加してください。NPT再検討会議準備委員会またはNPT再検討会議の時期に合わせた地元の記念イベントを奨励してください。

B)8月6日から9日までの間、あるいはその前後に貴市で、注目を浴びるイベントが開催されるよう、貴市のNGOや平和グループと協力してください。

C)核兵器に関する貴殿の考えを表明してください。

D)貴殿のスタッフのどなたかを、「核兵器廃絶のための緊急行動」プロジェクト・マネジャーに任命してください。プロジェクト・マネジャーは、以下のことを行います。

1)地元の平和グループ、人権グループの団結を呼び掛けます。そして、これらのグループによる「核兵器廃絶のための緊急行動」委員会の設置を支援します。

2)これらのグループが2004年4月、2004年8月、2005年4月に平和行動を行うときに、貴市の支援が受けられるよう支援します。

3)広島またはアトランタの「核兵器廃絶のための緊急行動」本部と連絡を取り合います。

E)貴殿がNPT再検討会議準備委員会やNPT再検討会議に出席できない場合、代理の人を出席させてください。この代理となる人は、副市長や、NPT関連のエッセイ・コンテストで優勝した高校生など、大きな貢献をした人などが考えられます。

F)地元の活動の支援や、平和市長会議の「核兵器廃絶のための緊急行動」への寄附のための募金キャンペーンを行う地元のNGOや平和グループと協力しましょう。

◆NGO代表者としてできること◆

A)NPT再検討会議準備委員会、8月6日・9日、NPT再検討会議に合わせたイベントを開催するため、地元自治体と協力する「核兵器廃絶のための緊急行動」委員会に参加し、またはその設立を支援してください。

B)2004年のNPT再検討会議準備委員会、2005年のNPT再検討会議に出席してください。

C)「核兵器廃絶のための緊急行動」を宣伝してください。2004年(5月1日)及び2005年(詳細は後日お知らせします)に、ニューヨークで行われる大規模な行動への参加者を、貴NGOから動員してください。

D)あなたの町の市長に、「核兵器廃絶のための緊急行動」への参加を勧めてください。

E)NPT再検討会議準備委員会(2004年4月26日～5月7日)、ヒロシマ・ナガサキ・デー(2004年8月6日、9日)、NPT再検討会議(2005年4月・5月)の開催時期に、あなたの町の行政と協力して大規模な行事を行う「核兵器廃絶のための緊急行動」委員会に参加し、あるいはその設置に協力してください。

F)あなたの町の市長と協力して、貴NGOのメンバーや一般市民に「核兵器廃絶のための緊急行動」への寄附を奨励するための行事を、少なくとも一つ開催してください。我々の希望は、貴NGOが「核兵器廃絶のための緊急行動」へ参加するための経費と、「核兵器廃絶のための緊急行動」の支援のための平和市長会議への寄附を集めていただくことです。

◆市民としてできること◆

A)核の恐怖と「核兵器廃絶のための緊急行動」について、あなたの友人やご家族にお話しください。

B)地元の平和グループに参加してください。「核兵器廃絶のための緊急行動」に、そのグループが参加することを奨励してください。

C)ニューヨークへ行き、NPT再検討会議準備委員会、NPT再検討会議に出席してください。

D)あなたが住む町の市長に、「核兵器廃絶のための緊急行動」への参加を勧めてください。

E)「核兵器廃絶のための緊急行動」へのアドバイスをお願いします。(あなたの知り合いの市長、平和に造詣の深い著名人、財源、平和グループの代表などをお知らせください。)

F)「核兵器廃絶のための緊急行動」の資金として、平和市長会議への寄附をお願いします。

(この後に昨年のNPT再検討会議準備委員会における平和市長会議会長・秋葉忠利広島市長のスピーチの抜粋が引用されているが省略した。)

◆問合せ先:

財団法人広島平和文化センター国際部
平和連帯推進課　坂田裕夫
〒730-0811 広島市中区中島町1－2
TEL:082-242-7821 FAX:082-242-7452
Eメール:mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp

◆アイデアをお寄せください

この資料は、キャンペーンをお知らせする初めての試みとして作りました。今後、パンフレット、ビデオ、ホームページを作りたいと考えています。キャンペーンを効果的にお知らせし、また幅広く情報を提供するためのアイデアを上記問合せ先にお寄せください。平和市長会議のウェブサイト(http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/)からでもお送りいただけます。

http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/jp/index.html

資料20　核軍縮：日本の成績表2003/2004

核軍縮：日本の成績表・2003――NPT（13+2）項目に関する評価

NPT（13+2）措置	2002	2003	2004	2005
1　CTBT早期発効	D	B		
2　核爆発実験のモラトリアム	D	D		
3　CDでFMCTの5年以内妥結をめざす作業プログラム	B	B		
4　CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム	C	D		
5　不可逆性の原則	E	E		
6　保有核兵器の完全廃棄の明確な約束	E	E		
7　ABM条約の維持強化とSTART-T過程の促進	E	—		
8　米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行	D	D		
9　「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」	D	D		
a 核兵器の一方的削減	D	D		
b 透明性の増大	D	E		
c 非戦略核兵器の削減	D	D		
d 作戦上の地位の低減	D	E		
e 安全保障政策における核兵器の役割の縮小	E	E		
f 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程	D	D		
10　余剰になった軍事用核分裂物質の国際管理と平和転用	D	C		
11　究極的目標としての全面かつ完全軍縮	E	C		
12　ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告	D	D		
13　検証能力のさらなる開発	D	D		
+1　法的拘束力のある消極的安全保証	D	E		
+2　非核地帯の設立	D	C		
全体平均	D	D		

CTBT＝包括的核実験禁止条約、CD＝ジュネーブ軍縮会議、FMCT＝兵器用核分裂物質生産禁止条約、ABM条約＝対弾道ミサイルシステム制限条約、START＝戦略兵器削減条約、IAEA＝国際原子力機関、ICJ＝国際司法裁判所

総評

●米国の「核態勢見直し」「先制攻撃戦略」という核兵器廃絶と明確に逆行する政策に対して、日本政府がどう行動するかが、今回の成績評価における最大の焦点であった。日本政府はほとんど行動を起さなかった。ここに日本の対米姿勢の本質を見る思いがする。「イラク戦争」容認に至る日本の姿勢と軌を一にしている。

●平壌宣言を活かす具体的な選択肢として東北アジア非核地帯を考える絶好の機会であった。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核問題が焦点となったのであるから、ますますそうであった。しかし、日本政府に東北アジア非核地帯に対する政策転換の兆しはみられなかった。

●核兵器廃絶への道筋において質的な重要性を持つ5、6、9eといった項目が軒並みEであることは、極めて残念である。

●米国と対立しながらもCTBT発効への努力をしたことと平壌宣言の成立が、全体平均の維持につながった。

●「核軍縮議員ネットワーク」が2002年7月に生まれたことが、政策議論の活性化につながることを維持したい。この成績表をネットワーク参加議員に配布することとする。

核軍縮：日本の成績表・2004――NPT（13+2）項目に関する評価

NPT（13+2）措置	2002	2003	2004	2005
1　CTBT早期発効	D	B	B	
2　核爆発実験のモラトリアム	D	D	D	
3　CDでFMCTの5年以内妥結をめざす作業プログラム	B	B	B	
4　CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム	C	D	D	
5　不可逆性の原則	E	E	E	
6　保有核兵器の完全廃棄の明確な約束	E	E	E	
7　ABM条約の維持強化とSTART過程の促進	E	—	E	
8　米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行	D	D	D	
9　「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」	D	D	D	
a 核兵器の一方的削減	D	D	D	
b 透明性の増大	D	E	E	
c 非戦略核兵器の削減	D	D	E	
d 作戦上の地位の低減	D	E	E	
e 安全保障政策における核兵器の役割の縮小	E	E	E	
f 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程	D	D	D	
10　余剰になった軍事用核分裂物質の国際管理と平和転用	D	C	C	
11　究極的目標としての全面かつ完全軍縮	E	C	D	
12　ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告	D	D	D	
13　検証能力のさらなる開発	D	D	D	
+1　法的拘束力のある消極的安全保証	D	E	E	
+2　非核地帯の設立	D	C	D	
全体平均	D	D	D	

CTBT＝包括的核実験禁止条約、CD＝ジュネーブ軍縮会議、FMCT＝兵器用核分裂物質生産禁止条約、ABM条約＝対弾道ミサイルシステム制限条約、START＝戦略兵器削減条約、IAEA＝国際原子力機関、ICJ＝国際司法裁判所

総評：

●今年の評価においては、随所で日本の米英によるイラク攻撃支持政策がマイナスの影響を与えた。軍縮担当部署における課題への努力があるにもかかわらず、政府が国連システムを無視した攻撃を支持したことによって、その努力がより大きな政治方針で否定される場面が見られた。

●このことは、日本の核兵器廃絶努力において、官僚レベルだけでなく、政治レベルの努力が重要であることを明確に示している。ひいては、国会議員がもっと関心を持ち、政治を動かさなければならないことを示している。

●昨年に続いて、米国のブッシュ政権が進める長期的な核兵器政策に対して、日本政府が、国民世論を反映した批判と働きかけを行ったかどうかが、もう一つの重要ポイントであった。この点においてはまったく改善が見られなかった。

●軍縮庁などの構想を含め、日米安保への配慮をも包含することのできる上位の軍縮政策部署が設置されるべきであると痛感する。また、政治主導のもとに軍縮に取り組むスタッフを、もっと増加すべきである。

評点の説明

A 「核兵器依存からの脱却」という日本にとって核心的課題にとり組んだ。あるいは、世界的な核軍縮に重要な貢献をした。

B 「重要課題」(「(付)評価理由の説明」で下線を引いたもの)に意欲的にとり組んだ。

C 「課題」の一部にとり組んだ。

D 「課題」「重要課題」にとり組まなかったか、とり組みが極めて不十分であった。幸いにも、そのことが世界的な状況悪化の直接の要因にはならなかった。

E 「重要課題」にとり組まなかった。一部とり組んだとしても、被爆国として活かすべき貴重な機会を活かさなかった。(したがって「重要課題」が設定されていない項目にはE評価はない。)

方法論

◆これは、2000年5月に核不拡散条約(NPT)再検討会議で全会一致で採択された最終文書の中の、NPT第6条(核軍縮義務)履行のための実際的措置13項目とNPT第7条で日本に関係の深い2項目を合わせた(13+2)項目について、2002年2月17日～2003年2月16(2003年版)、2003年2月17日～2004年2月16日(2004年版)の日本政府の履行努力について、市民の立場から評点を付けたものである。

◆各項目の履行に向けて、現在の状況で必要であり、日本にとって現実的に可能な「課題」を設定した。課題設定のしかたは、状況に応じて毎年変化する。課題のなかでとくに重要なものを「重要課題」とした。「重要」の判断は、核兵器廃絶の早期達成の観点、それに関係する国際的政治局面の観点、日本的政治局面の観点から行われる。設定した課題にどれだけとり組んだかを検討して、A～Eの評点をつけた。

◆「(付)評価理由の説明」を添付し、課題設定と評点の根拠を示した。(大部なので本誌には掲載できないが、希望者はピースデポに注文して下さい。)

◆2005年の次回NPT再検討会議まで、成績表は毎年継続される。

◆評価は評価委員会によって行われた。委員会の構成メンバーは次の10名である。(50音順)

梅林宏道(世話人、ピースデポ代表)、**黒澤満**(大阪大学)、**竹村泰子**(前参議院議員)、**田中熙巳**(日本被団協)、**土山秀夫**(元長崎大学学長)、**都留康子**(東京学芸大学)、**仁木三智子**(日本YWCA)、**平岡敬**(元広島市長)、**前田哲男**(東京国際大学)、**森瀧春子**(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会)

http://www.peacedepot.org/theme/npt/list.html

資料21　広島・長崎の2003年平和宣言

■広島平和宣言

今年もまた、58年前の灼熱地獄を思わせる夏が巡って来ました。被爆者が訴え続けて来た核兵器や戦争のない世界は遠ざかり、至る所に暗雲が垂れこめています。今にもそれがきのこ雲に変り、黒い雨が降り出しそうな気配さえあります。

一つには、核兵器をなくすための中心的な国際合意である、核不拡散条約体制が崩壊の危機に瀕しているからです。核兵器先制使用の可能性を明言し、「使える核兵器」を目指して小型核兵器の研究を再開するなど、「核兵器は神」であることを奉じる米国の核政策が最大の原因です。

しかし、問題は核兵器だけではありません。国連憲章や日本国憲法さえ存在しないかのような言動が世を覆い、時代は正に戦後から戦前へと大きく舵を切っているからです。また、米英軍主導のイラク戦争が明らかにしたように、「戦争が平和」だとの主張があたかも真理であるかのように喧伝されています。しかし、この戦争は、国連査察の継続による平和的解決を望んだ、世界の声をよそに始められ、罪のない多くの女性や子ども、老人を殺し、自然を破壊し、何十億年も拭えぬ放射能汚染をもたらしました。開戦の口実だった大量破壊兵器も未だに見つかっていません。

かつてリンカーン大統領が述べたように「全ての人を永遠に騙すことはできません」。そして今こそ、私たちは「暗闇を消せるのは、暗闇ではなく光だ」という真実を見つめ直さなくてはなりません。「力の支配」は闇、「法の支配」が光です。「報復」という闇に対して、「他の誰にもこんな思いをさせてはならない」という、被爆者たちの決意から生まれた「和解」の精神は、人類の行く手を明るく照らす光です。

その光を掲げて、高齢化の目立つ被爆者は米国のブッシュ大統領に広島を訪れるよう呼び掛けています。私たちも、ブッシュ大統領、北朝鮮の金総書記をはじめとして、核兵器保有国のリーダーたちが広島を訪れ核戦争の現実を直視するよう強く求めます。何をおいても、彼らに核兵器が極悪、非道、国際法違反の武器であることを伝えなくてはならないからです。同時に広島・長崎の実相が世界中により広く伝わり、世界の大学でさらに多くの「広島・長崎講座」が開設されることを期待します。

また、核不拡散条約体制を強化するために、広島市は世界の平和市長会議の加盟都市並びに市長に、核兵器廃絶のための緊急行動を提案します。被爆60周年の2005年にニューヨークで開かれる核不拡散条約再検討会議に世界から多くの都市の代表が集まり、各国政府代表に、核兵器全廃を目的とする「核兵器禁止条約」締

結のための交渉を、国連で始めるよう積極的に働き掛けるためです。

同時に、世界中の人々、特に政治家、宗教者、学者、作家、ジャーナリスト、教師、芸術家やスポーツ選手など、影響力を持つリーダーの皆さんに呼び掛けます。いささかでも戦争や核兵器を容認する言辞は弄せず、戦争を起こさせないために、また絶対悪である核兵器を使わせず廃絶させるために、日常のレベルで祈り、発言し、行動していこうではありませんか。

また「唯一の被爆国」を標榜する日本政府は、国の内外でそれに伴う責任を果さなくてはなりません。具体的には、「作らせず、持たせず、使わせない」を内容とする新・非核三原則を新たな国是とした上で、アジア地域の非核地帯化に誠心誠意取り組み、「黒い雨降雨地域」や海外に住む被爆者も含めて、世界の全ての被爆者への援護を充実させるべきです。

58年目の8月6日、子どもたちの時代までに、核兵器を廃絶し戦争を起こさない世界を実現するため、新たな決意で努力することを誓い、全ての原爆犠牲者の御霊に衷心より哀悼の誠を捧げます。

2003年（平成15年）8月6日
広島市長　秋葉　忠利

http://www.city.hiroshima.jp/shimin/heiwa/heiwasengen.html

■長崎平和宣言

近代的な建物や家々が立ち並び、緑豊かな現在の長崎のまちからは、あの日の出来事は想像できません。第二次世界大戦の末期、58年前の8月9日、午前11時2分。米軍機が投下した一発の原子爆弾は、松山町の上空約500メートルで炸裂しました。熱線と爆風、放射線が一瞬にして人とまちを襲い、長崎はこの世の地獄となりました。死者7万4千人、負傷者7万5千人。死を免れた人々の多くは、身体と心に癒すことのできない深い傷を負い、今なお原爆後障害や被爆体験のストレスによる健康障害に苦しみ続けています。私たちは、このような悲惨な体験を繰り返してはならないと、核兵器廃絶と世界平和を訴え続けてきました。

そのような中で、今年3月、米英両国は、イラクの大量破壊兵器保有を理由に、国連の決議を得ることなく、先制攻撃による戦争を強行し、兵士のほか、多数の民間人が犠牲となりました。国際協調による平和的解決を求める私たちの訴えや、世界的な反戦運動の高まりにもかかわらず、戦争を阻止できなかったことは、無念でなりません。

昨年1月、米国政府は、核兵器を巡る政策・戦略の見直しを行い、小型核兵器などの開発や核爆発実験の再開を示唆し、場合によっては核兵器の使用も辞さない姿勢をあらわにしています。一方、インド・パキスタンの核実験に続いて、朝鮮民主主義人民共和国の核兵器保有発言が、国際社会の緊張を高めています。核軍縮と核兵器拡散防止、あらゆる核実験禁止などの国際的取り決めは、今や崩壊の危機に瀕しています。

かつて長崎を訪れたマザー・テレサは、原子爆弾によって黒焦げになった少年の写真を前に、「すべての核保有国の指導者は、ここに来てこの写真を見るべきです」と述べました。米国をはじめ核保有国の指導者は、今こそ原爆資料館に来て、核兵器がもたらす悲惨な結末を自分の目で見てください。

日本政府は、被爆国の政府として、核兵器廃絶へ向け先頭に立つべきです。日本の軍事大国化や核武装を懸念する内外の声に対して、専守防衛の理念を守り、非核三原則の法制化によって日本の真意を示してください。近隣諸国と協力して、朝鮮半島非核化共同宣言を現実のものとし、日朝平壌宣言の精神に基づき、北東アジア非核兵器地帯の創設に着手すべきです。

若い世代の皆さん。人類は幸福を追求するために、科学・技術を発達させてきました。その使い方を誤ったとき、人類に何がもたらされたのか、長崎・広島で何があったのかを学んでください。今世界で起こっていることに目を向け、平和を実現するためにできることを考え、互いに手を取り合って行動しましょう。

長崎では、高齢に達した被爆者が、懸命に被爆体験を語り続けています。多くの若者が、積極的に平和のための活動やボランティアに取り組んでいます。長崎市は、これからも被爆体験を風化させることなく継承し、学び、考える機会を提供します。本年11月には、平和を願う世界の人々やNGOとともに、2回目の「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」を開催し、2005年に国連で開かれる核不拡散条約再検討会議に向けて、核兵器廃絶を求める各国市民の声を、長崎から発信します。

被爆58周年にあたり、原爆で亡くなられた方々の苦しみを深く思い、御霊の安らかならんことを祈りつつ、長崎市民は、核兵器のない真の平和な世界を実現する決意を宣言します。

2003年（平成15年）8月9日
長崎市長　伊藤　一長

http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_j.html

資料22　世界平和アピール7人委員会

■武力行使・敵対行為の犠牲になる市民の安全の擁護と紛争の平和的解決を求めるアピール

世界平和アピール七人委員会
2004年4月26日

イラクとパレスチナにおける紛争は混迷の度を加え、子供を含む市民がおびただしく犠牲となり、多くの市民の拘束・隔離が続いています。この事態を黙視することは許されません。

私たち世界平和アピール七人委員会は、日本国内および国際社会に対し、以下の通り訴えます。

1 武力行使・敵対行為の犠牲になる市民の安全の擁護を

非国家組織によるか、国家によるかにかかわらず、市民を無差別に殺傷し、拘束・隔離する一切の軍事暴力を即時停止し、人権擁護・法の支配・民主的統治の推進を重視する人間安全保障の原則(1)に従うことを求めます。私たちはすべての国家に、この原則に違反する一切の政策を放棄することを求めます(2)。

特に、米国主導のイラク占領軍によって、ファルージャなどで展開された軍事的威嚇および制圧行為が二度と繰り返されないことを求めます。

2 紛争の平和的解決への国連の役割の強化を

国連憲章第2条3, 4は、すべての加盟国が、国際紛争を平和的手段によって解決し、武力による威嚇または武力の行使を慎まなければならないとしています。これは、戦争放棄と紛争の平和的解決を取り決めた1929年のケロッグ・ブリアン条約(3)の精神を引き継ぐものです。

イラクにおける混乱は、軍事力はなにも解決しないことを示しています。私たちは、全ての外国軍隊が撤退し、国連がイラク国民を助けることを求めます。私たちは、国連と加盟諸国が、国際ならびに国内紛争解決のための手段としての、一切の戦争の放棄を宣言し、違反者に対する処罰を規定した新しい不戦条約を締結するよう訴えます。

3 平和憲法の先駆性の確認を

日本国憲法の戦力および交戦権の否認と、コスタリカ憲法(4)の常備軍の禁止は、国連憲章とケロッグ・ブリアン条約に沿った先駆的な行動であることを、国際社会が確認し、支持し、ハーグ平和アピール市民社会会議(5)も述べているとおり、他の国々がこれに続くことを求めます。

伏見康治／武者小路公秀／土山秀夫／大石芳野／井上ひさし
池田香代子／事務局長　小沼通二

(1)「人間安全保障」は、国家全体の安全保障ではなく、個々の人間の安全保障を問題にする。1990年代に国連で使用されはじめ、国連事務総長の任命した緒方貞子、アマルティア・センを共同議長とした「人間の安全保障」委員会が報告をまとめた。2003年5月に国連に提出され、全加盟国に配布された人間の安全保障委員会報告書では、「人間安全保障は、すべての人々の生命(生活)の死活に関る中核にあるものを、人間の自由と達成度とを高める方向で守ること」としている。わかりやすくいえば、すべての人間の命と生活の不安をなくし、恐怖と欠乏から自由にすることである。

この報告書は、国家の行動について、「国家と国際社会の安全保障論議を席巻しているのが『テロに対する戦争』である。軍事行動ばかりでなく、資金や情報、人間の移動を追跡し(阻む)といった手段にも大きな関心が向けられている。また、情報の共有など、新しい分野での多国間協力も進んでいる。しかしながらこうした手段は、テロリストへの資金提供や政治的・軍事的支援を断ち切り、危険人物を事前に拘束することで攻撃を阻止するという、短期間の強制的戦略が主眼になっている。それと同時に、国家支援型テロへの対応がなされていないし、専制政治への批判を封じるために合法的な団体がテロ組織の烙印を押される場合がある。そして、人権擁護や法の支配と民主的統治の推進よりも、テロとの戦いが優先されているのが現状である。」

「ある国家の行為が他国やその国民に影響を与えることを考えれば、国家が国益のみに執着し主権を無制限に振りかざすことはもはや許されない。……一方的な行動を起こすことは、国家間の違いを埋める平和的な解決手段とはなりえない。」としている。

(2)いわゆる反テロ戦争の余波を受けて、異常な監視の対象とされ、恒常的な不安状態に置かれているマイノリティに対する、人間としての安全保障、尊厳の尊重と人権の擁護も、特にアメリカ、イスラエル、ロシアにおいて問題である。日本における在日韓国人・朝鮮人への差別的な動きや、欧米におけるイスラム排斥と反ユダヤ主義の相互激化などの一切の排外主義を退けることも重要である。

(3)ケロッグ・ブリアン条約は、不戦を誓い、戦争放棄を定めた条約であって、1928年署名が行われ、1929年に発効して現在も有効である。　日本は最初に署名した9か国の一つである。この条約は

第1条　(戦争放棄)　締約国は、国際紛争解決のため戦争に訴えることを非とし、かつその相互関係において国家の政策の手段としての戦争を放棄することをその各自の人民の名において厳粛に宣言する。(日本帝国政府は「その各自の人民の名において」は日本国に限り適用なきことを宣言する。)

第2条　(紛争の平和的解決)締約国は。相互間に起こることあるべき一切の紛争または紛議は、その性質又は起因の如何を問わず、平和的手段によるの外これが処理又は解決を求めざることを約す。

と規定している。それにもかかわらず20世紀の間に2度にわたる世界大戦が起こったのは、罰則と制裁規定がなかったために日本をはじめとして各国がこの条約を無視したことと、各国が自衛権を主張したためである。実際には、現代の戦争は全て自衛権を理由にして行われている。

(4)コスタリカ共和国憲法　第12条

恒久的制度としての軍隊は禁止する。公共秩序の監視と維持のために必要な警察力は保持する。

大陸間協定により若しくは国防のためにのみ、軍隊を組織することができる。いずれの場合も文民権力にいつも従属し、単独若しくは共同して、審議することも声明・宣言を出すこともできない。

(5)第1回ハーグ国際平和会議100周年を記念して開かれたハーグ平和アピール市民社会会議(1999年5月11－16日)の最終日に採択され、国連に提出されて、全加盟国に配布された「公正な世界秩序のための10の基本原則」は、その第1として、

「各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」をあげている。

■核兵器への依存の即時停止と速やかな廃絶を求めるアピール

世界平和アピール七人委員会
2004年4月26日

人類は、第2次世界大戦直後の1940年代後半と、冷戦終結後の1990年代に、核兵器(1)廃絶の好機を逸しました。その結果、世界はいまだ安定からほど遠く、核拡散の危険性が増大しています。

この状況の中、本日からニューヨークにおいて、2005年の核不拡散条約再検討会議に向けての準備委員会が開かれます。

私たち世界平和アピール七人委員会は、日本国内および国際社会に対し、以下の通り訴えます。

1 明白に約束した核兵器の完全廃棄に向けての速やかな行動を

核不拡散条約上の核保有5か国は、2000年の再検討会議において明白に約束した核兵器の完全廃棄に向けて、2005年の再検討会議までに、小型核兵器を含めて、逆行できない計画の提示と行動を取ることを求めます。

2 核武装と核拡散に反対する明白な意思表示を

日本を含む核武装可能と見られている諸国と、イスラエル(2)など核兵器を保有していると見られている諸国が、核武装と核拡散に反対する明白な意思を表明し、行動することを求めます。

3 中東と東北アジアに非核兵器地帯を

私たちは、中東地域の混乱を憂慮し、イスラエルの核兵器保有を確認したうえで、速やかに中東地域を非核兵器地域にすることを、関係諸国と国連とに提案します。

私たちはまた、北朝鮮の核問題について検討している6か国が、東北アジアを非核兵器地帯とすることに合意し、実現させることを訴えます。

いわゆる反テロ戦争のなか、中東と東北アジアにおいて、非核兵器地帯化についての交渉が開始され、実現されることこそ、平和に大きく資するものと考えるからです。

4 日本の核兵器依存政策の転換を

世界、なかでも東北アジアにおいて持続可能な平和な社会を確立するため、日本の政権が、いわゆる核の傘として、アメリカの核兵器を中心とした武力に依存している政策を放棄し、変更することを求めます。

伏見康治／武者小路公秀／土山秀夫／大石芳野／井上ひさし／池田香代子／事務局長　小沼通二

(1)核兵器とは、ウランやプルトニウムの核分裂や、(重水素や3重水素を含む)水素の核融合を利用する兵器のことである。したがって現在問題になっている劣化ウラン弾は含まれない。劣化ウランは、濃縮ウランを取り出した後のウランであって、劣化ウラン弾が使用されると、飛散したウランが長年にわたり放射能を持ち続ける。この意味で、禁止すべき非人道兵器である。私たちも、機会を見て、取り上げる必要があると考えている。

(2)イスラエルの技師であったモルデハイ・ヴァヌヌが、国家機密を漏洩したとされる罪による18年の刑期を終えて4月21日に釈放された。しかし彼は、今後もイスラエル政府による異常な制限下に置かれる。彼が、イギリスで詳細に公表告発したことなどによってイスラエルの核兵器工場の実態はかなり明らかにされている。このことは、その後のイスラエル政府の、彼に対する厳しい対応によって事実上裏付けられている。

世界平和アピール七人委員会

2004年4月26日

世界平和アピール七人委員会は、1955年から1996年までの間に71回にわたり国内・国外にアピールを発してまいりました。これらはすべて人道主義と日本国憲法の平和主義に依拠した、不偏不党の立場からのものでした。その中では一貫して、すべての核兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃絶と研究開発の禁止を求め、国家主権を無制限に絶対視することなく、国際紛争の武力によらない解決を図る世界秩序を確立し、戦争を廃絶する必要性を求めてきました。これまでの委員は20名におよんでおります。その後、委員の死去が続いて伏見康治委員、平山郁夫委員の2名だけになったため、これまで活動を事実上休止しておりました。今日の国際安全保障についての世界的な危険な潮流が強まる中で、委員を補充して活動を再開することにいたしました。

現委員
伏見　康治(物理学、大阪大学・名古屋大学名誉教授)
平山　郁夫(画家)
武者小路公秀(国際政治、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター所長)
土山　秀夫(病理学、長崎大学名誉教授)
大石　芳野(フォトジャーナリスト、東京工芸大学教授)
井上　ひさし(作家、日本ペンクラブ会長)
池田　香代子(ドイツ文学翻訳家、口承文芸研究家)

事務局長
小沼　通二(物理学、慶應義塾大学名誉教授)

旧委員
(1)最初の委員
下中弥三郎、植村環、茅誠司、上代たの、平塚らいてう、前田多門、湯川秀樹
(2)その後参加された委員(参加順)
川端康成、朝永振一郎、大河内一男、田畑茂二郎、井上靖、桑原武夫、関屋綾子、隅谷三喜男、内山尚三、久保亮五、永井道雄

事務局長　小沼通二
連絡先:〒247-0014横浜市栄区公田町200-9
電話・ファクス:045-891-8386
携帯:080-5463-3454
メール:mkonuma254@m4.dion.ne.jp

資料23　有事法制等に関する意見書を採択した地方議会

■有事法制関係（547）

【反対】（137）

北海道	音威子府村　本別町（２回）　江差町　黒松内町　比布町　浦河町　上士幌町　中札内村　川上町　古平町　猿払村　夕張市（２回）
青森	木造町
岩手	東山町　大東町　平鹿町　金ヶ崎町　水沢市　玉山村
宮城	若柳町　村田町　唐桑町　古川市
秋田	東成瀬村　稲川町　二ツ井町　皆瀬村　合川町　雄物川町　山内村　昭和町　西木村　比内町
福島	飯館村　磐梯町　塙町　浅川町　大信村
茨城	守谷市
栃木	足尾町　高根沢町
群馬	水上町
埼玉	川口市
東京	小金井市（２回）　国分寺市　東久留米市（２回）
新潟	塩沢町
山梨	八代町
長野	高森町　四賀村　長門町　立科町　武石村　栄村　上松町　山形村　山口村　本城村　木島平村　穂高町　箕輪町　三岳村　梓川村　堀金村　牟礼村　丸子町　大町市　奥木村　信濃町
岐阜	岐阜県
三重	阿児町　鳥羽市　河芸町
京都	日向市
兵庫	緑町
和歌山	中津村　古座町
島根	日原町　柿木村
岡山	早島町　川上町　久米南町　柵原町（２回）　佐伯町　吉永町　長船町　寄島町　加茂川町　日生町　成羽町　勝田町　大原町
広島	甲山町　千代田町　三良坂町
山口	小郡町
徳島	上坂町　上勝町
高知	土佐山田町　土佐市
福岡	金田町　山田市　大平村　行橋市　犀川町　築城町　筑穂町
熊本	松橋町　小川町　三加和町
鹿児島	上屋久町
沖縄	那覇市　北中城村　座間味村　玉城村　城辺町　多良間村

【慎重審議】（406）

北海道	寿都町　仁木町　恵庭市　音更町　北広島市　栗山町　朝日町　津別町　釧路町　網走市　福島町　厚岸町　士別市　札幌市　富良野市　登別市　帯広市
岩手	北上市　久慈市　花巻市　遠野市　一関市　雫石町　千厩町　住田町　大槌町　矢巾町　川崎村　釜石市　湯田町　一戸町　金ヶ崎町　大迫町（２回）　衣川村　宮古市　軽米町
宮城	高清水町　名取市　鳴子町　岩沼市　南方町　七ヶ宿町　桃生町　登米町　津山町　気仙沼市　多賀城市
秋田	二ツ井町　羽後町（２回）　大館市　秋田市　比内町　西木村

山形	長井市　天童市　新庄市　長井市
福島	鮫川村　川俣町　飯野町　国見町　桑折町　白河市　西会津町　湯川村
茨城	藤代町　土浦市　川村　五霞町
埼玉	岡部町　川越市　本庄市　東松山市　児玉町　深谷市　上里町
千葉	松戸市
東京	東久留米市　日野市（２回）　あきる野市　三鷹市
神奈川	座間市　茅ヶ崎市　中井町　綾瀬市　平塚市　鎌倉市　大和市　川崎市　葉山町　寒川町
新潟	潟東村　新穂村　小木町　白根市　小国町　荒川町　相川町　畑野町　巻町　大和町　新発田市　新井市　小出町　金井町　新津市
石川	金沢市
山梨	甲西町
長野	坂北村　南牧村　飯田市　諏訪市　伊那市　茅野市　更埴市　望月町　下諏訪町　南箕輪村　松本市　岡谷市　中野市　川上村（２回）　青木村　原村（２回）　松川町　豊丘村　穂高町（２回）　奈川村　池田町　八坂村　上山田町　戸倉町　信濃町（２回）　長谷村　小諸市　大町市　丸子町　東部町　箕輪町　三郷村　須坂氏　臼田町　南相木村　浅科村　北御牧村　真田町　飯島町　辰野町　中川村（２回）　下條村　坂井村　波田町　野沢温泉村　豊田村　長野市　八穂村　宮田村　朝日村　山ノ内町　戸隠村　飯山市　高遠町　小布施町　長野県　上田市　塩尻市　佐久町　小海町　御代田町　天龍村　大鹿村　南信濃村　麻績村　豊科町　坂城町　大桑村　南木曽町　明科町　梓川町　高山村　豊野町　売木村　堀金村　中条村（２回）　栄村　武石村　辰野町　清内路村　信州新町　本城村　小川村　松川村
岐阜	恵那市　明智町　各務原市　可児市　付知町　串原村　上矢作町　多治見市　美濃加茂市　土岐市　美並村　岩村町　兼山町　中津川市　八幡町
静岡	吉田町　焼津市　清水市　富士市　磐田市　静岡県　浜北市　長泉町　蒲原町　天竜市　小山町
愛知	豊橋市　一宮町　知立市　愛知県　小坂井町　菊間町
三重	尾鷲市　東員町　海山町　鈴鹿市
滋賀	高月町　信楽町　永源寺町　野洲町　中主町　山東町
京都	八幡市　宇治市　亀岡市　綾部市　加茂町　三和町　大宮町　京都府　加悦町　丹後町　久美浜町
大阪	吹田市　泉大津市　高槻市　枚方市　和泉市
兵庫	加古川市　出石町　香住町　温泉町　南淡町　春日町　姫路市　城崎町　竹野町　柏原町　市島町　黒田庄町　淡路町　中町　浜坂町
奈良	大淀町　生駒市　広陵町　大和郡山市　香芝市
和歌山	下津町　湯浅町
鳥取	智頭町　日南町　青谷町　鳥取市　郡家町　日野町　船岡町（２回）　気高町　西伯町　若桜町　北条町
島根	大田市　益田市　美都町　瑞穂町　浜田市　石見町
岡山	有漢町　真備町　新見市　哲西町　山手村　清音村　大佐町　玉野市
広島	呉市　福山市　三次市　世羅西町　神辺町　新市町　神石郡三和町　君田村　三良坂町　尾道市　廿日市市　西城町　芸北町　東広島市　比和町　竹原市　油木町　吉舎町　内海町　作木村

山口	徳山市　橘町　山口県　三隅町
徳島	牟岐町　川島町
香川	琴南町　満濃町　琴平町　多度津町　仲南町
愛媛	伊予三島市
高知	土佐町　吾川村　野市町　夜須町　窪川町
福岡	大野城市　北九州市　新宮町　椎田町　篠栗町　志免町　鞍手町　浮羽町　宗像市　粕屋町　豊前市　八女市　香春町
佐賀	中原町　神埼町　大町町　伊万里市　武雄市
長崎	西有家町　大瀬戸町
熊本	甲佐町（２回）　熊本市　西合志町　矢部町　玉東町　宮原町　益城町
大分	宇佐市　中津江村　大分市
鹿児島	鹿児島市　枕崎市　名瀬市　龍郷町　隼人町　指宿市　下甑村　加世田市　吉田町
沖縄	西原町　東風平町　名護市　沖縄市　嘉手納町　石川市　具志川市　平良市　北谷町　読谷村　南風町　豊見城市　宜野座村　石垣市　勝連町　浦添市　下地町　宜野湾市　上野村　本部町　与那城町　佐敷町　沖縄県　恩納村　中城村　具志頭村　大里村　伊平屋村　糸満市　伊良部町　久米島町　知念村　竹富町　与那国町　多良間村　今帰仁村

【促進】(4)

北海道	上富良野町
滋賀	栗東市
京都	京都市　京田辺市

■イラク戦争反対（49）

北海道	雄武町　黒松内町　函館市
福島	石川町
群馬	粕川村
埼玉	上尾市
千葉	千葉市川市
東京	昭島市　清瀬市　小金井市　町田市　東久留米市
長野	箕輪町　四賀村
岐阜	金山町
三重	小俣町
滋賀	永源寺町　草津市　甲西町　甲良町　信楽町　土山町　能登川町　守山市
京都	綾部市（２回）
大阪	吹田市
兵庫	高砂市
和歌山	岩出町
鳥取	北条町　西伯町　日野町　日吉津村　佐治村　八東町　若桜町
広島	福山市
山口	小郡町
高知	南国市
佐賀	大和町
大分	朝地町　大野町　緒方町　清川村　千歳村　豊後高田市　野津町　三重町　日出町

■イラク派兵反対・慎重対応（341）

北海道	芦別市　足寄町　厚岸町　厚田村　雨竜町　池田町　石見沢市　上士幌町　上砂川町　浦河町　江差町　音更町　音別町　帯広市　鹿追町　北村　興部町　共和町　黒松内町　猿払村（２回）　佐呂間町　静内町　士別市　士幌町　上湧別町　新得町　善茂別町　大樹町　長万部町　追分町　弟子屈町　戸別市　中札内村　名寄市　根室市　幕別町　函館市（２回）　美唄市　平取町　本別町　丸瀬布町　鵡川町　芽室町　芽室町　紋別市　夕張市　余市町　利尻富士町　留辺蘂町　留萌市
青森	盛岡市
岩手	岩手県　衣川村　一関市　大槌町　大東町　釜石市　北上市　九戸村　千厩町　田野畑村　田老町　胆沢町　二戸市　東山町　平泉村　水沢市　宮守村　湯田町
宮城	大河原町　栗駒町　唐桑町　鳴子町　登米町　迫町　古川市　若柳町
秋田	秋田市　羽後町　六郷町
山形	山形県　山形市
福島	石川町　河東町　塩川町　須賀川市　西会津町　飯舘村　東村
茨城	水戸市
群馬	前橋市
埼玉	上尾市　嵐山町　桶川市　川越市　北本市　熊谷市　富士見市　和光市
千葉	大網白里町
東京	清瀬市　国分寺市
神奈川	綾瀬市　開成町　川崎市　座間市　寒川町　逗子市　二宮町　秦野市　葉山市　横須賀市
新潟	新潟県　新井市　糸魚川市　京ヶ瀬村　小出町　小木町　栄町　三条市　小国町　小須戸町　白根市　聖籠町　津南町　中条町　中之島町　新潟市　村上市
石川	加賀市　金沢市　辰口町　松任市　美川町　輪島市
山梨	津留市　長坂町
長野	朝科村　朝日村　阿知村　飯田市　飯山市　伊那市　上田市　臼田市　大桑村　大町市　小川村　川上村　北御牧村　坂井村　栄村　佐久市　下諏訪町　小諸市　信州新町　真田町　須坂市　諏訪市　喬木村　高山村　武石村　長門町　東部町　豊岡村　中川村　中野市　長野市　開田町　平戸市　松川村　松本市　丸子町　南木曽町　峰町　箕輪町　茅野市　望月町　八坂村　山形村
岐阜	岐阜県　恵那市　笠松町　岐阜市　坂下町　真正町　八幡町　付知町　北方町　瑞穂市　美濃加茂市
静岡	浜松市
愛知	阿久比市　安城市　稲沢市　岩倉市　知立市　東浦町
三重	大台町　亀山市　紀伊長島町　桑名市　鈴鹿市　津市　名張市　松坂市　南島町
滋賀	長浜市　山東町
京都	京都市京北町　綾部市　宇治田原町　大宮町　大山崎町　笠置町　亀岡市　加茂町　木津町　京田辺市　久美浜町　城陽市　城陽市　精華町　野田川町　日吉町　福知山市　南山城村　峰山　宮津市　美山町　八木町
大阪	泉佐野市　吹田市

兵庫	淡路町
兵庫	高砂市　西脇市　浜坂町　緑町
奈良	上牧町　斑鳩町　平群町　三郷町
和歌山	白浜町
島根	日原町　三隅町　六日市町
岡山	鏡野町　久米南町　柵原町　津山市　日生町
広島	尾道市　神辺町　君田村　口和町　芸北町　甲奴町　作木村　総領町 竹原市　広島市　福山市　布野村　三次市　美土里町
山口	山口県　阿東町　小野田市　小郡町
愛媛	大州市　菊間町　御荘町　松山市
高知	伊野町　大野見村　鏡村　窪川町　芸西村　吾川村　越知町（２回） 佐川町　十和村（２回）　東洋町　土佐清水市　土佐町（２回）　西 土佐村　野市町　日高村　本山町　吉川村　夜須町
福岡	甘木市　大刀洗町　大牟田市　苅田町　北野町　小竹町　城島町　田 川市　築城町　豊前市　若宮町　朝倉町　小郡市
佐賀	佐賀県　大町町　川副町　相知町　浜玉町
長崎	長崎県　大村市　香焼町　国見町　吾妻町　時津町　長崎市　西彼町 瑞穂町（２回）
熊本	合志町
宮崎	清武町　西都市
鹿児島	阿久根市　西之表市　南種子町
沖縄	読谷村　那覇市　西原町　東風平町

資料24　核兵器・核軍縮年表

1945年7月16日	米国が世界最初の核実験（アラモゴルド）
8月6日	広島に原爆投下
8月9日	長崎に原爆投下
1949年8月26日	ソ連が最初の核実験
1952年10月3日	英国が最初の核実験
11月1日	米国が最初の水爆実験
1953年8月12日	ソ連が最初の水爆実験
1954年1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験。第5福竜丸被爆
1955年7月9日	ラッセル・アインシュタイン宣言
1957年7月29日	IAEA（国際原子力機関）憲章発効
1957年8月27日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功
1957年10月4日	ソ連、世界初の人工衛星（スプートニク1号）打ち上げ
1959年6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水
1960年2月13日	フランスが最初の核実験
1962年10月	キューバ危機
1963年8月5日	部分的核実験禁止条約採択
1964年10月16日	中国が最初の核実験
1967年1月27日	宇宙条約署名
2月14日	ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名
1968年7月1日	核不拡散条約（NPT）署名
1971年2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1972年4月10日	生物兵器禁止条約（BWC）署名
5月26日	米ソ、戦略核兵器削減交渉（SALT）Ⅰ諸条約署名
5月26日	米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約（ABM条約）に署名
1974年5月18日	インドが地下核実験
7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名
1978年5月23日～6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1979年3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
6月18日	米ソ、SALT Ⅱ条約署名
1980年3月3日	核物質の防護に関する条約署名
1982年6月7日～7月10日	第2回国連軍縮特別総会
1983年3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想（SDI）発表
1985年8月6日	南太平洋非核地帯条約署名
1986年4月28日	チェルノブイリ原発事故
1987年12月8日	米ソ、中距離核戦力（INF）条約署名
1989年11月9日	ベルリンの壁崩壊
12月2日	米ソ首脳会議（マルタ）、冷戦終結宣言
1990年10月3日	東西ドイツ統一
1991年1月17日	多国籍軍、イラクへの攻撃開始、湾岸戦争
7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約（START Ⅰ）署名
12月17日	ソ連崩壊
1992年1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名
1993年1月3日	米ロ、START Ⅱ条約署名
1月13日	化学兵器禁止条約（CWC）署名
1994年7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム（ARF）開催
9月22日	米、核兵器態勢見直し（NPR）発表
10月21日	米朝枠組み合意
1995年4月17日～5月12日	NPT再検討・延長会議開催
5月11日	NPT無期限延長を決定
9月5日	フランス、核実験を再開
12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
1996年4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名
7月8日	核兵器の使用に関するICJ勧告的意見
8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表

9月24日	包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始
1997年3月21日	米ロ、START Ⅲの枠組みに合意
5月15日	IAEAモデル議定書改正
7月2日	米国が初の未臨界核実験
9月26日	START Ⅱ条約議定書署名
9月26日	ABM関係協定署名
12月3日	対人地雷禁止条約署名
1998年4月6日	英仏、核兵器国ではじめてCTBT批准
5月11・13日	インドが地下核実験を実施
5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
6月9日	新アジェンダ声明
7月8日	英国が「戦略国防見直し」を発表
1999年7月25日	東京フォーラム報告書発表
2000年4月24日～5月19日	第6回NPT再検討会議
2000年6月13日	南北朝鮮首脳会談
2001年12月13日	米、ABM条約脱退通告
2003年1月10日	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言
2003年6月1日	モスクワ条約発効

資料25　2004年版に掲載されていない旧版の資料一覧

行の最後の数字は、98/99/2000/2001/2002年版の資料番号を示す。

＜98年版＞
- ヘルシンキ米ロ・サミット「核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明」(97年3月)(1)
- 第52回国連総会におけるマレーシア決議(97年12月)(4)
- マレーシア決議案、国連総会での投票結果(97年12月)(5)
- 未臨界実験米エネルギー省発表：第1回(97年7月)・第2回(97年9月)(6)
- 『ニューヨーク・タイムズ』論説「爆弾の改良は不必要」(97年8月)(9)
- NPT延長後の核軍縮セミナー・池田外務大臣挨拶・抜粋(96年12月)(11)
- マレーシア決議案への林暘軍縮大使の態度表明(97年11月)(12)
- 日本提案の「究極的核廃絶に向けた決議」(97年12月)(13)
- 各国の将軍と提督による核兵器についての声明、署名者一覧(96年12月)(14)
- 英国非核自治体連合のインド政府への要請文(98年3月)(20)

＜99年版＞
- 第53回国連総会における新アジェンダ決議(98年12月)(5)
- 第53回国連総会におけるマレーシア決議(98年12月)(6)
- 第53回国連総会本会議での投票結果(98年12月)(7)
- インド原子力省と国防研究開機関との共同声明と一問一答(98年5月)(9)
- 未臨界核実験米エネルギー省発表　第3回(98年3月)、第4回(98年9月)(10)
- 未臨界核実験に関する欧州議会決議(98年2月)(12)
- 第53回国連総会での日本の軍縮方針演説(98年10月)(19)
- 第53回国連総会における日本提案・究極的核廃絶決議(98年12月)(21)
- カットオフ特別委に関する林軍縮大使演説(98年8月)(23)
- 核兵器に関する世界の文民指導者の声明(98年2月)(25)
- 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」へのNGO国際レター(98年8月)(26)

＜2000年版＞
- 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」参加者リスト(98年8月－99年7月)(4)
- 第3回NPT再検討会議準備委員会における新アジェンダ声明(99年5月)(7)
- NPT再検討会議におけるP5声明(00年5月)(9)
- NPT再検討会議P5声明への新アジェンダの反論(00年5月)(10)
- NPT再検討会議P5声明への非同盟運動の反論(00年5月)(11)
- NPT再検討会議における山本一太外務政務次官の演説(00年4月)(12)
- NPT再検討会議についての河野洋平外務大臣談話(00年5月)(15)
- 第54回国連総会における新アジェンダ決議(99年12月)(16)
- 第54回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(99年12月)(17)
- 第54回国連総会本会議での投票結果(98年12月)(19)
- CTBT発効に必要な44カ国の批准状況(00年5月)(21)
- モンゴルの非核地位に関する国連総会決議(98年12月)(31)
- 日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会(00年3月)(32)
- 海外配備された米核兵器・国別リスト(51年～77年)(34)
- 「新アジェンダ決議」日本棄権の理由(98年11月、99年11月)(35)
- 高知県港湾非核化に関する資料(97年12月～99年3月)(36)
- 「アボリション2000」ミレニアム声明(99年12月)(41)
- 米バーモント州決議関連資料(99年3月～4月)(42)
- 「アボリション2000」の自治体宣言、米サンタバーバラ市(97年3月)(43)
- 核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト(00年5月)(44)
- 広島市・長崎市の1999年平和演説(99年8月)(45)

＜2001年版＞
- キャンベラ委員会報告書・要旨(96年8月14日)(2)
  http://www.dfat.gov.au/cc/cchome.html
- 東京フォーラム主要勧告(99年7月25日)(3)
  http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/anew/tfhoukoku.htm
- 非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」(96年8月8日)
- 2000年NPT再検討会議における新アジェンダ作業文書(00年4月24日)(6)
- 2000年NPT再検討会議における日本の作業文書(00年4月24日)(7)
- 2000年NPT再検討会議最終文書(抜粋)(00年5月19日)(8)
- 第55回国連総会における新アジェンダ決議(00年11月20日)(9)
- 第55回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(00年11月20日)(10)
- 第55回国連総会における日本決議(00年11月20日)(11)
- 第55回国連総会本会議での投票結果(00年11月20日)(12)
- 第54回国連総会における「究極的廃絶」日本決議(99年12月1日)(13)
- アナン国連事務総長の国連ミレニアム・サミットへの報告書(抜粋)(00年4月3日)(14)
- 国連ミレニアム宣言(00年9月8日)(15)
- CTBT発効に必要な44カ国と批准状況(01年5月31日)(16)
- CTBTに対する米国の保障措置(95年10月27日)(17)
- カナダ議会の勧告(98年12月10日)と政府回答(99年4月19日)(19)
- 英戦略国防見直し(SDR)・第4章(98年7月8日)(20)
  http://www.mod.uk/issues/sdr/　http://www.acronym.org.uk/dd/dd28/28ext.htm

●米国の2001国防認可法の核態勢見直し(00年10月30日)(21)
●巡航ミサイルトマホーク発射訓練データ(00年5月12日)(22)
●ロシアの新「安全保障概念」(抜粋)(00年1月10日)(24)
●ロシアの新「軍事ドクトリン」(00年4月21日)(25)
●NATOワシントン・サミット・コミュニケ第32節(99年4月24日)(26)
●NATO理事会外相会議コミュニケ(99年12月15日)(27)
●NATOの選択肢に関する報告(抜粋)(00年12月14日)(28)
●ラホール宣言とラホール了解覚書(99年2月21日)(29)
●インドの核兵器ドクトリン草案(99年8月17日)(30)
●朝鮮半島「南北共同宣言」(00年6月15日)(31)
●民主党の核政策「核の恐怖のない世界をめざして」(00年4月18日)(32)
●社民党の「東北アジア安全保障機構」政策(抜粋)(01年5月2日)(33)
http://www5.sdp.or.jp/central/timebeing/heiwakousou.html
●核兵器持ち込みに関する小樽市への回答(00年9月20日、9月22日)(34)
●米国と日本:成熟したパートナーシップへ(抜粋)(00年10月11日)(35)
http://www.ndu.edu/inss/press/Spelreprts/SR_JAPAN.HTM
●ハーグ・アジェンダ「21世紀の平和と正義のための課題」(抜粋)(99年5月)(36)
●「公正な世界秩序のための10原則」(99年5月14日)(37)
●2000人アピール「核兵器の廃絶へ――日本の使命」(00年1月1日)(38)
●「アボリション2000」声明(95年4月25日)(39)
http://www.abolition2000.org/ablstate.html
●モオレア宣言(97年1月25日)(40)
http://www.abolition2000.org/resolutions/Moorea.html
●非核地帯に関するウプサラ宣言(00年9月4日)(41)
●インド「核軍縮と平和のための連合」の行動計画(00年11月13日)(42)
●NPT再検討会議における長崎市長の演説(00年5月3日)(44)
●広島市・長崎市の2000平和宣言(00年8月6日、9日)(45)
●長崎アピール(00年11月20日)(46)
http://www3.ocn.ne.jp/%7Egca.naga/appeal_j.html
●日本の非核宣言自治体の活動と事業(01年5月)(47)

<2002年版>

●第56回国連総会における日本決議(01年11月29日)(4)
http://www.un.org/documents/ga/res/56/a56r024.pdf
●第56回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(01年11月29日)(5)
http://www.un.org/documents/ga/res/56/a56r024.pdf
●第56回国連総会における新アジェンダ外相声明(01年10月8日)(6)
http://www.reachingcriticalwill.org/1com/2001state/sa081001.pdf
●テロと核軍縮に関するアナン国連事務総長の演説(01年9月～10月)(7)
http://www.un.org/News/Press/docs/2001/sgsm7977.doc.htm
●ミサイル防衛に関するブッシュ大統領演説(01年5月1日)(8)
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/05/20010501-10.html
●弾道ミサイルに関するケイディッシュ証言(01年7月12日)(9)
http://www.acq/osd.mil/bmdo/bmdolink/html/kadish12jul01.html

●ワシントン／クロフォード首脳会談(01年11月13－14日)(10)
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/11/20011114-3.html
●ABM条約脱退通告(01年12月13日)(11)
http://www.mbmd.org/Inthenews/usdiplomaticnote.html
●ABM条約脱退通告を発表するブッシュ大統領の声明(01年12月13日)(12)
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/12/20011213-4.html
●ABM条約脱退通告を受けたプーチン大統領の声明(01年12月13日)(13)
http://www.mbmd.org/Inthenews/putinstatement.html
●新しい戦略的関係に関する米ロ共同宣言(02年5月24日)(14)
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/05/20020524-2.html
●戦略的攻撃力削減条約(02年5月24日)(15)
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/05/20020524-3.html
●新アジェンダ・ポジションペーパー(02年4月5日)(16)
http://www.acronym.org.uk/npt/2002nac.htm
●NPT準備委員会への日本の作業文書(02年4月)(17)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2002/shi2_2_4.pdf
●NPT準備委員会、「定期報告」に関するカナダの作業文書(02年4月10日)(18)
http://www.basicint.org/nuclear/prepcom2002/WP-Canada.thm
●NPT準備委員会・議長の事実概要(抄)(02年4月18日)(19)
http://desarmament.un.org/wmd/NPT/2005/pdf/report%20pcl.1%20revl.pdf
●CTBT発効に必要な44カ国と批准状況(02年5月31日)(20)
http://www.ctbto.org/
●NATO理事会外相会議・最終コミュニケ(01年5月29日)(21)
http://www.nato.int/docu/pr/2001/p01-077e.htm
●シャノン報告(95年3月24日)(22)
http://www.acronym.org.uk/fissban/shannon.htm
●「悪の枢軸」:一般教書演説(2002年1月29日)(23)
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/01/20020129-11.html
●英国未臨界核実験に関する政府答弁(02年2月12日)(24)
http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200102/cmhansrd/cm020212/text/20212w08.htm#20212w08.html_dpthd0
●バークレー市議会決議(01年10月16日)(25)
http://www.ci.berkeley.ca.us/citycouncil/2001citycouncil/summary/101601S.html
●苫小牧市非核平和都市条例(02年3月12日)(26)
http://www.tomakomai.or.jp/city/htm/hikakuheiwa.htm
●CTBT2003年期限を求める広島・長崎市長の手紙(01年9月6日)(27)
●広島市・長崎市の2001平和宣言(01年8月6日、9日)(28)
http://www.pcf.city.hiroshima.jp/peacesite/Japanese/Stage3/S3-2J.html
http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_main_56.html
●11か国意識調査(02年2月～3月)(29)
●軍事費でこんなことができる(01年)(30)
●核軍縮:日本の成績表(02年3月27日)(31)
http://www.peacedepot.org/theme/npt/report.html
●核兵器・核軍縮関連年表(45年～01年)(32)、

イアブック「核軍縮・平和・自治体●2004」

2004年8月1日発行

監修■梅林宏道

企画・執筆■ピースデポ・イアブック刊行委員会
石田恭子／市岡真之／梅林宏道*／大滝正明／黒崎　輝／島川雅史／竹峰　誠一郎／田巻一彦／中原聖乃／中村桂子／林　公則／東山　道／藤田明史／湯浅一郎　(*刊行委員会代表)

執筆協力■市場淳子／呉東正彦／ティモシー・サベジ／内藤雅義／浜広信／森口　貢／山口　響／薮　玲子

編集・製作■秋山祐子／田巻一彦(編集長)／中村桂子

製作協力■池田佳代／小田原景子／道原海子／薮　玲子

発行■NPO法人ピースデポ
〒223-0051 神奈川県横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907
E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org/
郵便振替:0250−1−4182 加入者名:「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座:横浜銀行日吉支店(普)156710「特定非営利活動法人ピースデポ」



イアブック 2004

核軍縮 平和 自治体

NPO法人 ピースデポ

頒価：1800円